

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成30年第 1 回幕別町議会定例会  
(平成30年 3 月 2 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
9 岡本眞利子      10 東口隆弘      11 野原恵子
- 日程第 2 会期の決定  
（諸般の報告）  
行政報告（町長）  
行政執行方針（町長、教育長）
- 日程第 3 議案第 1 号 平成30年度幕別町一般会計予算  
日程第 4 議案第 2 号 平成30年度幕別町国民健康保険特別会計予算  
日程第 5 議案第 3 号 平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 6 議案第 4 号 平成30年度幕別町介護保険特別会計予算  
日程第 7 議案第 5 号 平成30年度幕別町簡易水道特別会計予算  
日程第 8 議案第 6 号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計予算  
日程第 9 議案第 7 号 平成30年度幕別町個別排水処理特別会計予算  
日程第10 議案第 8 号 平成30年度幕別町農業集落排水特別会計予算  
日程第11 議案第 9 号 平成30年度幕別町水道事業会計予算  
日程第12 議案第10号 平成29年度幕別町一般会計補正予算（第10号）  
日程第13 議案第11号 平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第14 議案第12号 平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第15 議案第13号 平成29年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第16 議案第14号 平成29年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第17 議案第15号 平成29年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第18 議案第16号 平成29年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第19 議案第17号 平成29年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第20 議案第18号 平成29年度幕別町水道事業会計補正予算（第 4 号）  
日程第21 議案第19号 幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例  
日程第22 議案第22号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例  
日程第23 陳情第 1 号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情書

# 会議録

平成30年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年3月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      14 田口廣之      15 谷口和弥      16 千葉幹雄  
17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 欠席議員  
13 藤谷謹至
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農業委員会会長 谷内雅貴  
代表監査委員 八重柏新治      企画総務部長 山岸伸雄  
住民福祉部長 合田利信      経 済 部 長 菅野勇次  
建設部長 須田明彦      会 計 管 理 者 原田雅則  
札内支所長 坂井康悦      教 育 部 長 岡田直之  
政策推進課長 山端広和      総 務 課 長 新居友敬  
地域振興課長 小野晴正      糠内出張所長 阿部麗子  
住民生活課長 山本 充      防 災 環 境 課 長 天羽 徹  
こども課長 高橋宏邦      保 健 課 長 白坂博司  
農 林 課 長 萬谷 司      農 林 課 参 事 松井公博  
商工観光課長 亀田貴仁      土 木 課 長 寺田 治  
都市計画課長 吉本哲哉      水 道 課 長 笹原敏文  
経済建設課長 川瀬康彦      学 校 教 育 課 長 高橋修二  
生涯学習課長 石野郁也      学校給食センター所長 宮田 哲  
農業委員会事務局長 廣瀬紀幸
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 林 隆則      係長 遠藤寛士
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
9 岡本眞利子      10 東口隆弘      11 野原恵子

# 議事の経過

(平成30年3月2日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成30年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、9番岡本議員、10番東口議員、11番野原議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） 次に、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」及び同法第199条第9項の規定による「行政監査結果報告書」「定期監査結果報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。  
次に、去る2月23日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成30年度事業計画が決定したので、お手元に配付いたしました。  
次に、閉会中に議長において決定した議員派遣について、「議員派遣結果報告書」が提出されておりますので、お手元に配付いたしました。  
後ほどごらんいただきたいと思います。  
次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。  
議会事務局長。  
○議会事務局長（細澤正典） 13番藤谷議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。  
○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

## [行政報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
飯田町長。  
○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、昨日の降雪による被害状況と高木菜那さん、美帆さんの平昌オリンピックでの活躍について、ご報告をさせていただきます。

はじめに、昨日の降雪による被害状況について申し上げます。

北海道全域において大雪をもたらした発達した低気圧の影響により、昨日午前6時14分、幕別町に大雪警報が発表され、同時に防災担当職員が出勤し、第1次警戒態勢をしいたところであります。

雪は、午後から激しくなりましたことから、忠類地区では午後1時30分、幕別地区は午後2時30分に除雪車を一斉出動させ、除雪を行ったところであります。

その後、午後4時30分に関係する部署による大雪に対する連絡会議を開催し、第1次警戒態勢を維持するとともに、職員に自宅待機を命じたところであります。

この雪は、午後9時ごろで峠を越え、午後10時45分、大雪警報が解除されましたことから、第1次警戒態勢及び自宅待機を解除したところであります。

この大雪での降雪量は、帯広市と大樹町での観測地点において、47センチを観測したところであります。

現在、この大雪の被害状況等を確認中ではありますが、現在までに本日午前1時56分から5時28分の間に、豊岡地区において停電が発生し、約50戸が停電したとの報告が北海道電力株式会社からありました。

また、農業被害として、美川において堆肥舎の屋根が倒壊したとの報告がありましたが、その他の被害については、現在、調査を実施しております。

さらに、小中学校におきましては、各学校において昨日及び本日の終業・始業時刻を、それぞれ平常時刻から繰り上げ、繰り下げの措置を講じたところあります。

本日午後まで強風による風倒木のおそれがありますことから、引き続き天候状況に注視するとともに、情報収集に努めてまいります。

次に、皆さんもう既にご存じのことと存じますが、高木菜那さん、美帆さんの平昌オリンピックでのすばらしい活躍ぶりについて申し上げます。

去る2月9日から25日まで韓国の平昌で開催された第23回オリンピック冬季競技大会に、本町出身の高木菜那さん、美帆さんのお二人が、念願でありました姉妹そろって日本代表に選出され、姉の菜那さんはスピードスケート5,000メートルと団体追い抜き、マススタートに、妹の美帆さんは3,000メートルと1,500メートル、1,000メートル、団体追い抜きに出場されました。

その活躍ぶりは、国内のみならず世界中に発信され、お二人の名前はもちろん、連日「幕別町」の名が報道されたところあります。

お二人の成績は、個人種目で、姉の菜那さんは新しい種目のマススタートで初代女王となる金メダルを獲得され、妹の美帆さんは1,500メートルで銀メダルを、1,000メートルで銅メダルを獲得されました。

さらに、お二人が主力選手として出場された団体追い抜きでは、この種目、日本初の金メダルをオリンピック新記録で飾るという偉業を達成されました。

冬季オリンピックでは、これまで日本選手の兄弟や姉妹が同時にメダルを獲得した例はなく、菜那さんの一つの大会で二つの金メダルの獲得も、夏季を含めて日本の女子選手で初の快挙であり、美帆さんの一つの大会での金・銀・銅のメダル獲得も、夏季、冬季を通じて女子としてはオリンピック初の快挙であります。

町といたしましては、このようなすばらしい活躍をされたお二人を大変誇りに思うところであり、各種スポーツ競技に励む町内の子供たちだけにとどまらず、全国の子供たちにも大きな夢と希望を与えてくれたものと思っております。

お二人の活躍は、テレビや新聞など多くの報道機関に取り上げられ、幕別町の名を全国に広めるとともに、全国各地の多くの方から激励や応援が寄せられるなど、町民に誇りと勇気、そして感動を与えていただきました。

また、百年記念ホールで行われた「2018平昌オリンピック出場選手を応援する会」実行委員会の主催によるパブリックビューイングには、6日間で延べ約1,300人の町民の皆さんに駆けつけていただ

き、スティックバルーンや旗、さらには、お二人のお面などによる熱のこもった応援と精いっぱいの声援が送られ、メダル獲得の際には歓喜の渦に包まれました。

高木菜那さん、美帆さんご本人はもとより、ご家族をはじめ熱い声援を送っていただきました町民の皆さん、ご協力いただきました関係者の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げますとともに、お二人の今後なお一層の飛躍を期待するものであります。

町といたしましては、町民の皆さんと一緒にお二人の活躍をたたえるべく、お祝いをする方法について、今後、町民の皆さんからご意見を伺うとともに、議会と相談させていただきながら、町を挙げての祝賀を計画してまいりたいと考えております。

このたびのお二人のオリンピックでの活躍をきっかけに、幕別町からさらに新たなアスリートが生まれてくることを願いたしますとともに、私たちにこの上ない喜びと感動を与えていただきました高木菜那さん、美帆さんに対しまして、重ねて深く感謝申し上げます。

以上、昨日の降雪による被害状況と高木菜那さん、美帆さんの平昌オリンピックでの活躍についてご報告をさせていただきました。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

#### [行政執行方針]

○議長（芳滝 仁） 次に、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 平成30年第1回町議会定例会が開会されるに当たりまして、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成27年4月に町民の皆さんの負託を受け、本町のかじ取り役を担わせていただき、早くも1期目の任期も残り1年余りとなりました。

本年は、平成30年度を初年度とし、39年度までの10年間のまちづくりの進むべき方向性を示す、第6期幕別町総合計画のスタートの年であります。

本総合計画策定に当たり、アンケート調査やワークショップ、小学生議会、中学生・高校生議会、総合計画策定審議会、さらには町議会特別委員会などを通して、多くの町民、町議会議員各位のご意見をいただき、策定させていただきましたことに対しまして、改めてお礼を申し上げます。

第6期総合計画で定めた町の将来像であります「みんながつながる 住みいる まくべつ」の実現に向け、「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」幕別町を目指し、今後とも各種施策を効果的に展開していくことが重要であります。

新たな総合計画のもと、本町が永続的に発展し、将来、過去を振り返ったとき、この総合計画が転換点であったと思われる施策の展開を、意気込みを持って取り組んでまいりたいと考えております。

はじめに、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

私は、平成27年町政を担わせていただくに当たり、はじめての町政執行方針において、「常に、町政の主役は町民と考え、町民の皆さんとの対話を重ね、皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受けとめ、その思いを皆さんとともに行動し実現する町政の展開に全力を尽くす」と申し上げ、これを基本姿勢として、これまでまちづくりに取り組んでまいりました。

この間、合併10周年、開町120年、町制施行70周年という本町の節目の年を町民の皆さんとともにお祝いするとともに、町民が安心して暮らすことができるよう、防災の拠点施設である役場庁舎の改築や、札内コミュニティプラザの新築、防災備蓄庫や耐震性貯水槽の整備といった、さらなる防災基盤の強化を図ってまいりました。

また、定住対策や子育ての環境整備と活力のあるまちづくりを図るため、不妊治療費助成拡大、産前・産後ケアの拡充、保育所での温かいご飯の提供、中学校の修学旅行費助成、さらには、定住化施策としてのマイホーム応援事業など「子育てをしたくなる町」「住んでみたくなる町」「住み続けた

い町」としての施策に取り組んでまいりました。

私としては、残された任期の中で町民にお約束した政策の点検とさらなる推進に努め、直面する行政課題に正面から取り組むことが、私に与えられた使命であり、本年度も全力で走り続けてまいります。

次に、地方財政対策について申し上げます。

国は、平成30年度予算編成の基本方針において、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを実施しつつ、財政健全化への着実な取組を進める一方、「子育て安全プラン」を踏まえた保育の受け皿整備をはじめとする「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資を促すなど、一億総活躍社会の実現の取組を加速することとしております。

このような中、地方財政計画におきましては、地方税を含む一般財源総額を対前年度とほぼ同額の62兆1,000億円とし、そのうち地方交付税の総額については、対前年比で2.0%減の16兆円とされたところであり、リーマン・ショック後の景気対策として上積みされてきた歳出特別枠が廃止されたことに伴う影響が懸念されるところであります。

また、歳出におきましては、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応する歳出分として、1,950億円が増額計上されたところであります。

こうした中で編成した本町の新年度予算の概要について申し上げます。

一般会計予算の総額は146億2,014万1,000円で、前年度と比較して1億7,320万5,000円、1.2%の減に、また、国民健康保険特別会計など7特別会計と水道事業会計を合わせた8会計では、総額86億8,165万6,000円で、前年度と比較して3億4,364万3,000円、3.8%の減となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は、総額約16億8,000万円で、前年度と比較いたしますと、新庁舎外構工事や耐震性貯水槽整備事業、忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業補助金の皆減などにより、16.2%の減となっております。

また、非投資的経費は、総額約129億4,000万円、1.2%の増となっております。

次に、歳入についてであります。町税は、農業所得や給与所得の増により個人町民税の増収が見込まれるほか、法人町民税、固定資産税、軽自動車税につきましても増収が見込まれることから町税全体で6.8%の増を、普通交付税については、国の地方財政対策の影響などを勘案し、前年度交付決定額に対して4.1%の減で計上したところであります。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から3億5,000万円、まちづくり基金からふるさと寄附金の活用分などとして約3億3,000万円、減債基金から1億円など、総額約7億8,000万円を計上したところであります。

また、町債につきましては、普通建設事業債に6億6,800万円、臨時財政対策債に4億5,100万円、過疎債のソフト事業分に3,170万円と、総額では前年度に比べ3億340万円、20.9%の減となりました。

このような状況の中、新年度予算の編成に当たりましては、厳しい財政状況にありながらも計画期間の初年度となる第6期幕別町総合計画に掲げる五つの基本目標の推進と地方創生関連事業や人口減少対策など、限られた財源を重点配分したところであります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第6期幕別町総合計画に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の一つ目、「協働と交流で住まいる」についてであります。

はじめに、地域コミュニティ活性化の推進について申し上げます。

子供から高齢者まで、同世代や異世代間の交流を深めるとともに、地域コミュニティの充実を目指し、住みなれた地域で支え合う安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

本年度につきましては、地域の方々との活動拠点である近隣センター等の整備として、幌内近隣セン

ターの改修工事を実施いたします。

次に、町民参加のまちづくりの推進について申し上げます。

まちづくりを進める上で、町民の皆さんと行政のパートナーシップによる協働のまちづくりの推進は重要であり、公区の自主的な活動を一層支援していくため、本年度は、協働のまちづくり支援事業のメニューにつきまして、公区防災計画の見直しに係る経費を対象に加えるほか、今後は雪かき支援の利用促進に向けて検討を進めてまいります。

次に、企業との連携協力に関する協定について申し上げます。

企業との連携協力は、地域が抱える課題に対して、企業が有する資源やアイデア、ネットワークなど、町にとりましても力強いものとなりますことから、これまでも災害時の生活物資供給や高齢者の見守り活動などに関する協定を締結しているところであります。

本年度につきましては、3月5日に協定の締結を予定している愛知県に本社を置く企業と、ドローンを活用した有害鳥獣駆除や地域防災に関する連携を中心に、地域振興、人材育成など広い範囲で連携協力を進めてまいりたいと考えております。

次に、わかりやすい行政の推進について申し上げます。

町民の皆さんとの情報の共有を図ることが町政への理解を深めることにつながることから、まちづくりに関する情報や住民サービスをわかりやすく的確に伝えられるよう広報紙やホームページの充実に努めてまいります。

また、町政運営に当たりましては、住民参加は欠かせないものでありますことから、積極的に出前講座を実施するほか、あらゆる機会を通じて町民の皆さんとのコミュニケーションを深めてまいります。

次に、行財政の運営について申し上げます。

行財政を取り巻く環境は、依然として厳しい財政状況の中、国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に加え、人口減少時代の到来や少子高齢化などを背景とした行政課題が確実に増加しております。

このような状況の中、将来にわたり持続可能で、町民ニーズの複雑化・多様化に対応した行政サービスの提供ができるよう、第4次行政改革大綱・推進計画に位置付けした事務事業の進行管理を進める中で、最小の経費で最大の効果を得るため事務事業を見直すなど、サービスの効率性を高めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

人口減少やグローバル化の進行等を背景に、自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続的に発展する活力ある地域づくりを図るためには、町の強みや魅力を生かしつつ、行政サービスの提供や地域活性化などの取組を広域的に推進していく必要があります。

これまでも、「オール十勝」で取り組んでいる定住自立圏や消防など、効率的・効果的な広域連携を進めているところであり、本年4月からは、十勝環境複合事務組合が十勝圏複合事務組合に統合され、一層の効率性の向上に努めることとしております。

今後とも、近隣市町村との共通課題の解決に向け、さまざまな形で広域連携を深めてまいります。

次に、移住・定住施策の推進について申し上げます。

平成27年4月から実施しております「マイホーム応援事業」につきましては、本年1月末現在で通算273件に補助金を交付し、このうち半数を超える140件、393人が町外からの転入となっており、昨年4月に開設した「空き地・空き家バンク」による情報提供を含め、一層の移住・定住の推進に努めてまいります。

次に、基本目標の二つ目、「特色ある産業で住まいる」についてであります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

本町の基幹産業であります農業につきましては、昨年の管内JA取扱高が過去最高の3,388億円に達するなど、大変喜ばしい結果となりました。

一方、高齢化や担い手不足による農業労働力の減少、TPP11 や日 EU・EPA の進展による関税撤廃や削減への懸念など、農業を取り巻く情勢は、依然として先行きが不透明な状況にあります。

このため、意欲ある農業者が安心して経営に取り組めるように、各種国庫補助事業や道営農地整備事業のほか、町独自の支援策である「ふるさと土づくり支援事業」など、生産性向上のための各種事業を総合的に推進するとともに、経営所得安定対策や収入保険制度等の国の施策について、農協等関係機関と連携を図りながら、的確な事業推進に努め、農業経営体の体質強化、農業経営の安定化に取り組んでまいります。

また、将来的な農業の労働力不足や TPP 等による農業分野の大幅な変化に対応するため、「幕別町農業・農村振興計画」の見直しを行い、時代に即応した農業の基本的な振興方針を定めるものといたします。

有害鳥獣対策につきましては、わなによる捕獲を一層進めるとともに、猟友会の協力をいただきながら銃による駆除を引き続き実施し、農作物被害の防止に努めてまいります。

次に、農地の集積と担い手の育成・確保についてであります。

継続的で力強い幕別農業の実現のために、基本となる担い手や農地に対する支援を行うべく「幕別町人・農地プラン」の適宜見直しを行うとともに、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業を効率的に活用しながら農地の集積を推進してまいります。

また、幕別町農業振興公社で実施しております、まくべつ農村アカデミーや農業後継者の配偶者対策等の各種事業につきましても、農協など関係機関と一体となって担い手の育成・確保に努めてまいります。

次に、酪農・畜産振興についてであります。

平成 28 年の台風等の影響により被災した草地の更新に係る経費の一部を補助する「緊急粗飼料生産基盤対策事業」を引き続き実施するとともに、生産コストの削減や規模拡大などの取組を支援する畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業、いわゆる「畜産クラスター事業」や、労働者の負担軽減や省力化を図るための機械装置の取得を支援する酪農経営体生産性向上緊急対策事業、通称「楽酪事業」を推進してまいります。

また、酪農家が抱える家畜ふん尿処理の課題を解決するため、引き続きバイオガスプラント導入に向けた普及啓発を図ってまいります。

次に、土地改良事業についてであります。

国営事業につきましては、国営応急対策事業が平成 28 年度から着手され、札内川畑地かんがい用水系統の根元に当たる札内川導水路の改修事業が引き続き実施されるほか、国営かんがい排水事業新川二期地区によります上統内排水機場の更新のための地区調査が実施される予定であります。

道営事業につきましては、農地整備事業 6 地区の継続実施と、新規に軍豊第 2 地区に事業着手するほか、平成 31 年度の新規事業着手を目指して、糠内第 3 地区の計画樹立調査を実施いたします。

また、新たに農道整備特別対策事業古舞地区により、町道糠内古舞線の古舞小学校の通学路 1.6 キロメートルの区間で歩道整備に着手いたします。

公社営事業につきましては、忠類地区での草地畜産基盤整備事業を継続実施してまいります。

このほか、平成 30 年度までの時限措置として、昨年度に引き続き、緊急農用地排水改善対策事業による農地の排水向上対策を実施してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

森林は、環境への負荷の少ないすぐれた素材である木材の供給や水源の涵養、安全な国土の形成、生活環境や生物多様性の保全、地球温暖化防止といった多面的な機能を有しておりますことから、町有林的な的確な施策を推進するとともに、国や北海道、森林組合と連携を図りながら、「公費造林推進事業」や「除間伐推進事業」などを引き続き実施し、民有林の振興に努めてまいります。

また、平成 29 年度の森林法改正により、市町村が森林の所有者や境界の情報を一元的に取りまとめた林地台帳を作成し、公表することが義務づけられましたことから、本年度末までに台帳整備を進め



てまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

国内の景気動向は、持ち直しの基調が続いており、大企業から中小企業へと広がりを見せていると言われていたものの、本町の商工業を取り巻く環境は、個人消費の低迷や慢性的な人手不足等により依然として厳しい状況が続くことが懸念されます。

このため、商工会と連携を図りながらプレミアム商品券発行事業をはじめ、本年度から新たに実施する「はしご酒事業」などの活性化事業に対する支援や、住宅新築リフォーム奨励事業などを引き続き実施するとともに、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を積極的に応援するなど、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、中小企業融資につきましては、小口資金や運転資金の貸付枠の拡大により、商工業者の資金需要に応じた迅速な対応に努めるとともに、創業資金融資も含めた利息補給と保証料補給を引き続き行ってまいります。

昨年度は、リバーサイド幕別工業団地において、1区画の土地の販売と2事業所の企業立地がなされたところでありますが、今後も工業団地における企業立地や、既存企業の事業拡大の動きなどを捉え、企業誘致に向けた情報発信や本町独自の優遇制度のPR活動など積極的な対応を図ってまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

雇用情勢を的確に捉え、既存企業の増設や業務拡大による雇用の創出に努めるとともに、ハローワークと連携した雇用相談業務の強化や若年層の緊急雇用対策に引き続き取り組んでまいります。

また、季節労働者の冬季雇用対策として、市街地通学路の除雪、主要道路や公共施設の清掃などを実施するとともに、十勝北西部通年雇用促進協議会と連携を図りながら、季節労働者の通年雇用化の実現に向けた事業を実施してまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

昨年2月に明野ヶ丘スキー場において、マレーシアからの雪遊びツアー客の誘致が実現したところでありますが、これを契機に、12月にはクリスマスツアーとしてマレーシアからのツアーを2件、さらには本年1月に中国から1件、先月は台湾から3件のツアーを受け入れ、これまで257人が本町を訪れ、着実に広がりを見せておりますことから、観光物産協会や商工会と連携を図りながら、引き続きインバウンドの誘致に取り組んでまいります。

あわせて、「プラス8（エイト）プロジェクト in 幕別」の取組を町の全域に拡大し、パークゴルフや雪遊びなど、季節を問わずさまざまな地域資源を生かした体験型・滞在型観光を推進してまいります。

また、「夏フェスタ」や「産業まつり」「どんとこいむら祭り」「ナウマン全道そり大会」など季節感あふれる地域に根差したイベントを開催するとともに、農村生活や農作業体験を取り入れた、道外の高等学校の農家民泊による修学旅行の受け入れを行う、「まくべつ稔りの里」の取組を支援してまいります。

さらに、忠類地域においては、本年度から国の「地域おこし協力隊」制度を活用し、観光振興に意欲のある方を協力隊員として募り、地域の魅力の発掘や地域情報の発信に取り組むとともに、忠類地域魅力発信事業実行委員会が実施し好評を博しておりますスキー場と飲食店が連携した誘客促進事業などについても、引き続き実行委員会と連携を深め一層の誘客に努めてまいります。

また、忠類地域の観光振興の核となっているアルコ 236 につきましては、平成6年の開業から23年余りが経過しておりますことから、老朽化した施設の長寿命化対策としてボイラー設備の更新工事を実施するとともに、さらなる誘客対策として、1階和室の6部屋を洋室に改修するなど宿泊客、特に高齢層のニーズに応えてまいります。

次に、基本目標の三つ目、「人がいきいき住まいる」についてであります。

はじめに、地域の子育て支援について申し上げます。

すべての町民が支えあい、子どもの豊かな心と生きる力を育むまちを基本理念とした「幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い保育を総合的に提供し、地域の子育て支援を充実させ、子育てがしやすいまちづくりに努めてまいります。

次に、家庭における子育てへの支援についてであります。

本町では、安心して子供を産み育てられる環境づくりとして、妊娠前、妊娠期、出産、子育てまでの各段階において、切れ目のない支援を講じているところであります。

昨年度から実施している、助産師が戸別訪問により育児、授乳等の相談支援を行う「産後ケア事業」に加え、本年4月からは新たに、助産師が保健福祉センター、札内コミュニティプラザ及び忠類ふれあいセンター福寿において、妊産婦の相談に応じる通所型の「産前・産後サポート事業」を実施し、妊娠、出産、子育てに関する悩み等に対する支援体制の充実を図ってまいります。

次に、保育施設・環境の整備についてであります。

近年、本町においても夏場に30度を超える日が多くなり熱中症の発生も心配されることから、常設保育所、へき地保育所の保育室と遊戯室に空調設備を設置し、一年を通して児童が快適な環境のもとで過ごせるよう、保育環境の充実に努めてまいります。

次に、児童養護の充実についてであります。

児童虐待については、相談件数が増加傾向にあり、内容についても複雑・困難なケースが増えていることから、担当職員が児童虐待発生時に迅速・的確に対応するため、より実践的な研修に参加し、専門性の強化・資質向上を図り、よりきめ細やかに対応できる体制づくりに努めてまいります。

また、本年度は「子どもの貧困実態調査」を行い、本町における子育て世帯の経済状況と生活環境や学校・家庭での過ごし方などの関係把握に努めてまいります。

次に、明るい長寿社会の実現について申し上げます。

本年3月に策定いたします「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2018」に基づき、高齢者の方々が住みなれた地域で自立した生活ができるよう、幕別町社会福祉協議会をはじめとした関係機関との連携の下、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

4月からは新たに、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するため、幕別町地域包括支援センター内に地域の医療・介護事業者等からの相談受付や情報提供を行う相談窓口を設置し、事業者間の円滑な連携調整に取り組んでまいります。

また、認知症の方やその家族、地域住民が交流する場である認知症カフェが、現在、幕別地域に1か所設置されており、今後、さらに札内と忠類地域においても設置を進めるため、本年度から新たにカフェの運営費の一部助成を実施するほか、高齢者の皆さんがその能力や経験を生かして積極的に社会参加ができるよう、就労支援や老人クラブへの支援の拡充に努めてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

本年3月に策定いたします「幕別町障がい者福祉計画」「第5期幕別町障がい福祉計画」「第1期幕別町障がい児福祉計画」に基づき、障害への理解、雇用・就業の促進、障害福祉サービスの充実や障害児支援体制の整備などを重点事項として各種施策の推進に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き「障がい者職場体験事業」や「障がい者チャレンジ雇用事業」の実施による一般就労に向けた支援と町民に対する障害への理解の促進、さらに就労支援事業所や障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携を図り、一般就労に向けた支援と就労が定着するまでの支援を進めてまいります。

さらに、言葉や発達・発育に配慮が必要な子供たちに対しては、保健・保育・福祉・教育・就労に関わる機関の連携を強化するとともに、本年度から新たに、乳幼児期、学齢期から就労に至るまでのライフステージに応じた成長の記録や健診の内容、個別支援計画等を一冊にまとめられる「サポートファイル」を導入し、家族と関係機関が子供の個性や特性、これまでの支援等の経過を共有することで、自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

次に、地域における福祉活動の推進について申し上げます。

少子高齢化や核家族化の進展により、家族間のきずなや住民間のつながりが希薄化している中で、町民一人一人が住みなれた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや、互いに協力し支え合う福祉意識の高揚を図ることが重要であります。

このため、「幕別町地域福祉計画」に基づき、地域住民と関係する機関、団体、そして行政が一体となって、ともに助け合い、心通い合う地域福祉の実現に向けて取り組んでまいります。

特に、幕別町社会福祉協議会やボランティアが取り組む「地域サロン」の充実に向け側面的に支援するとともに、民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、地域の見守り活動や相談機能の充実を推進してまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度から北海道が財政運営の責任主体となる国民健康保険事業の制度改革が実施されますが、保険税収納率の向上やレセプト点検等による医療費の適正化により、安定的かつ健全な事業運営が図られるよう努めてまいります。

次に、町民一人一人の健康づくりについてであります。

健康寿命の延伸を目的に、特定健診、がん検診等の受診率向上に向け、「まくべつ健康ポイントラリー」を継続して実施するとともに、特に特定健診については、受診勧奨の強化として、過去の受診歴や健診結果、問診票の内容等の分析による個人の特性に合わせた効果的な受診勧奨に取り組んでまいります。

また、町民の健康増進の推進に関する基本的な計画であります「まくべつ健康21」について、中間評価に基づき後期計画を策定し、行政・各種団体・町民の皆さんが一体となって、子供から高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた健康づくりの推進に取り組んでまいります。

次に、忠類歯科診療所の運営について申し上げます。

昨年来、準備を進めてまいりました忠類歯科診療所は、本年4月から医療法人社団航慎会を指定管理者に迎え、運営してまいります。

今後も、地域の歯科衛生の維持向上に努めるとともに、高齢化の進展に対応した在宅医療の充実にも取り組んでいただけるよう、法人との連携を密にし、住民福祉の向上につなげてまいります。

次に、消防・救急体制の確立について申し上げます。

効果的な防火・災害対策を推進するため、昨年度に引き続き消防団員の防火衣を更新し、地域防災力の強化を図るとともに、防火・防災意識の啓発を通じて消防団、行政、住民が協力連携して消防防災体制の一層の充実を図ってまいります。

また、救命率の向上につなげるため、広く町民を対象とした救急講習会を行い、応急処置や心肺蘇生法、AEDの使用法など救急処置の普及を推進してまいります。

次に、災害対応の充実について申し上げます。

「幕別町地域防災計画」に基づき、防災・減災を図るために各種マニュアルの見直しや新たなマニュアルの整備、本部設置訓練等をはじめとする各種防災訓練を実施するなど、計画的に防災体制を強化するとともに、防災備蓄品や資機材の拡充などに取り組んでまいります。

また、平成27年度から5か年計画で実施しております「地域自主防災訓練」につきましては、本年度、忠類地区3か所、札内地区3か所で実施し、防災に対する意識を高めていただくとともに、災害時の対応策の向上に努めてまいります。

さらに、防災機能の向上を図るため、「幕別町防災備蓄計画」に基づき、平成28年度に幕別、札内地区に整備した集中備蓄倉庫に加え、本年度は、災害発生直後から物資を避難所等に円滑に支給できるよう人口が集中する札内南地区に分散備蓄倉庫を1棟整備いたします。

次に、防犯体制の充実について申し上げます。

防犯灯・街路灯の省エネルギー化と維持管理費の低減を目的として、昨年度から3か年計画でリース方式によるLED化を進めており、本年度は未整備の防犯灯・街路灯2,759灯のうち、本町市街地と農村部の一部の地区で1,273灯をLEDに交換いたします。

次に、消費者保護について申し上げます

生活環境が複雑化する現代社会において、悪質商法や特殊詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースも多く、年齢に関係なく幅広い消費者保護に関する取組が重要になっております。

本年度につきましては、訪問販売防止対策用のステッカーを全世帯に配布するほか、町広報によるさまざまな事例の掲載や幕別町消費生活センターの活用についての周知を図るなど、安心・安全な暮らしの確保に努めてまいります。

次に、基本目標の四つ目、「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」についてであります。

子供たちの「生きる力」を育むとともに、幅広い世代が学び続けることで、創造に培われた人材を育み、町民誰もがチャレンジし続けられる町を目指すため、総合教育会議を中心に教育委員会との連携を図りながら重点的な施策等について、協議・調整を進めてまいります。

本年度につきましては、教育委員会では第6次生涯学習中期計画の見直しを、町部局では幕別町教育大綱を見直すこととなりますが、双方の整合性を図りながら策定してまいります。

また、アスリートの協力をいただきながら、スポーツを通じた交流人口の増加やスポーツを楽しむきっかけづくり、人材育成、町の情報発信など「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」を教育委員会とともに取り組んでまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の五つ目、「自然との調和で快適な住まいる」についてであります。

道路・公共交通体系の整備について申し上げます。

はじめに、道道整備についてであります。

主要道道豊頃糠内芽室線につきましては、平成27年度から栄橋の架け替え工事を進めており、本年度は供用開始に向け橋面舗装や高欄などの整備と前後の付け替え道路の整備を行い、年度内に供用開始の見込みと伺っております。

主要道道幕別大樹線につきましては、幕別跨線橋から忠類方面に向かう軍岡地区の歩道整備を引き続き実施する予定となっております。

札内新道の延伸整備であります主要道道幕別帯広芽室線につきましては、昨年度に引き続き用地補償を実施し、本工事着手に向けた準備を進めていくとのこととあります。

また、音更町において、音更・帯広インターチェンジから池田インターチェンジ間でのスマートインターチェンジの設置を進めておりますが、本町においても観光振興や物流など経済の活性化に加え、災害時における高速道路との接続など、さまざまな効果が期待されることから、音更町と協力しながら事業化に向け関係機関への要請を行ってまいります。

次に、町道の整備について申し上げます。

本年度は、幕別地域で札生北通など7路線、忠類地域で忠類24号線など3路線の整備を予定しておりますが、引き続き、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら良好な道路、交通環境の確保に努めてまいります。

次に、地域公共交通の確保について申し上げます。

コミュニティバスにつきましては、運行事業者との協定期間が本年9月で満了となりますことから、幕別町公共交通確保対策協議会において、アンケート調査の結果を踏まえ、本年10月以降の新たな運行内容について協議をいただいたところであります。

この結果、本年10月以降、幕別線については、一部運行経路を変更するとともに、買い物の往復利用がしやすくなるようダイヤを改正し、札内線については、バスを1台増車して目的地までの乗車時間の大幅な短縮と利便性、乗車率の向上に努めてまいります。

今後は、予約型乗り合いタクシー駒畠線、古舞線の運行も含め、広報紙や出前講座などを通じて利用方法等のPRを図り、地域公共交通の一層の利用推進を図るとともに利便性の向上に努めてまいります。

次に、住環境の整備について申し上げます。

公営住宅等につきましては、幕別町住生活基本計画と幕別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、良好な住環境づくりのため計画的な整備に取り組んでまいります。

平成 28 年度から建て替え事業を進めている春日東団地は、引き続き既存の 3 棟 12 戸を解体し、新たに 2 棟 8 戸の整備を行い、31 年度までの 4 か年で 8 棟 32 戸の整備を実施いたします。

次に、公園整備について申し上げます。

これまで、公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を進めておりますが、本年度は、猿別川河川緑地の木製施設更新を行います。

また、平成 28 年 8 月の大雨により被災した、札内川河川緑地の運動施設やパークゴルフコース「はらっぱ 36」は、都市災害復旧事業により 29 年度末までに施設の復旧が完了いたしますので、今後、8 月中の供用開始に向け芝生の養生に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

水道は、住民生活になくてはならないものであり、常に安定的な給水が求められることから、水道施設の強靱化を図り、安全・安心な水を安定的に供給するとともに、事業運営の効率化と経営の健全化を図ってまいります。

上水道整備につきましては、桂町 2 号道路ほか 5 路線の配水管更新を行う予定としております。

簡易水道事業につきましては、糠内浄水場の情報伝送装置の更新工事を行うほか、道道豊頃糠内芽室線の栄橋架け替えに伴う配水管の整備を行うなど、各地区の水道供給の安定化に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道施設につきましては、これまで下水道長寿命化計画に基づき、計画的に更新を進めてまいりましたが、施設の維持管理、改築を一体的に捉え、事業の平準化とライフサイクルコストを抑制するため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、施設の計画的かつ効率的な管理に努めてまいります。

個別排水処理事業では、水洗化の普及による良好な住環境の確保を図るため、20 戸の合併浄化槽の整備を計画いたしております。

次に、札内コミュニティプラザの整備について申し上げます。

昨年 4 月に供用開始した札内コミュニティプラザは、これまでに札内福祉センターの解体工事と札内コミュニティプラザの南側と西側の外周路、耐震性貯水槽の整備を行っております。

本年度は、東西の駐車場と附帯施設の整備を行う計画としており、早期の全面供用開始に努めてまいります。

以上、第 1 回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきました。

私は、平成 27 年、町長という重責を担わせていただき、常にその先の幕別町をいかにこれからの世代に引き継いでいくかを念頭に置き行政を執行してまいりました。

この美しい自然に恵まれた幕別町、温かい心と寛容な心を持った幕別の人たち、肥沃な大地と躍動感あふれる幕別、この幕別町を持続的に発展させることが私に与えられた最大の使命であると考えます。

このすばらしい幕別町を、次代の子供たちにとしっかりと引き継ぐため、職員と一丸となり、全力を傾注してさまざまな施策に取り組んでまいります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（芳滝 仁） 会議の途中ですが、この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 59 休憩

11 : 10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

田村教育長。

○教育長（田村修一） 平成30年第1回町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

昨今の人口減少や少子高齢化に加え、グローバル化の進展や高度情報化など、社会が大きく変化する時代にあって、未来のまちづくりを担う人材の育成に資する教育の役割が一層重要となっております。

こうした状況の中、道徳や小学校における外国語の教科化をはじめ、主体的、対話的で深い学びの視点による授業改善、ICTの活用などを盛り込んだ新しい学習指導要領が示され、変化の激しい社会に柔軟に対応できる資質・能力の育成が求められております。

社会が大きく変化する時代において、子供たちは、ふるさとや地域に誇りを持ち、支え合いながら生涯にわたって生き抜く力を身につけることが求められており、学校教育と社会教育が有機的にかかわりながら、地域と学校が連携、協働して子供の成長を支える仕組みづくりが重要となっております。

また、刻々と変化する社会に対応するためには、必要な知識と技能を身につけていくことが求められ、年齢や性別にかかわらず、全ての人が継続して学習や文化、スポーツに親しむことができる環境づくりが必要であり、それらを担う社会教育の役割が一層重要になっております。

本町の教育目標の「郷土を愛し 自ら学び 心豊かに生きる人」の具現化を目指し、子供たちが主体的に判断、行動し、みずから課題を解決する「生きる力」を育むため、小中学校9年間を見通した小中一貫教育を重要施策として推進するとともに、家庭、地域、学校が協働する教育環境の充実に努めてまいります。

以下、「第6期幕別町総合計画」基本計画の第4章「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」の各節及び第1章「協働と交流で住まいる」の第3節について、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、豊かな人生を育む生涯学習の推進についてであります。

生涯学習は、町民が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育のほか、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動などさまざまな場や機会において行われる広義の学習であり、生涯いつでも、自由に学習する機会を選択し、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現が求められております。

このことから、学校教育、社会教育はもとより、福祉や保健などあらゆる分野との連携が必要であり、平成26年3月に策定した「第5次幕別町生涯学習中期計画」に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習施策を展開し、学習成果を生かすことができる「生涯学習社会」の充実に努めてまいります。

このため、百年記念ホールや図書館をはじめとする生涯学習の拠点施設を有効活用するとともに、札内コミュニティプラザや町民会館、忠類コミュニティセンターなどの施設も活用し、各種事業や生涯学習講座の充実に取り組んでまいります。

また、本年度は、「第5次幕別町生涯学習中期計画」の最終年度となりますことから、町民ニーズの変化や課題を捉え、次期の計画策定に取り組んでまいります。

次に、図書館についてであります。

図書館は、情報の集積拠点であり、町民の皆さんが気軽に立ち寄れる施設でもありますことから、その特徴を生かし、図書館を核とした知の拠点づくりや誰もが輝く活気あるまちづくりを進めてまいります。

本年度につきましては、平成30年度からの5か年計画であります「第3期幕別町子どもの読書活動推進計画」に基づいた読書環境の整備とともに、昨年度に引き続き「図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業」により、町民と行政の新たな接点を創出するまちづくりを推進してまいり

ます。

その取組の一つといたしまして、引き続き図書館にストレス測定器を設置し、町民の皆さんに、ストレスの度合いを知っていただく一方、図書館で開催いたします落語会で笑いを提供し、その軽減に役立てていただきます。

加えて、24万冊に上る蔵書の中から、ストレスケアに関する本の紹介や提供など、図書館としての機能を十分に活用するとともに町の関係部局や東部4町の図書館とも連携し、地域住民の皆さんの健康づくり、あるいは予防医療の一助となるような取組を推進してまいります。

また、障害のある方の地域における継続的な業務の創出、ひいては雇用の安定化につなげる取組といたしまして、図書館にかかわるオリジナルグッズの企画や試作を、関係する団体や事業所、図書館サポーターの方々などと連携して進めてまいります。

さらに、このような取組への理解や協力の幅を広げるため、劇作家であり演出家であります町友の平田オリザ氏をお招きし、価値観の多様化する社会において求められている、コミュニケーション能力の向上に関する知識や手法について、講演やワークショップを通してご紹介いただきます。

一方、情報化社会が急速に進展する中、時代に即し、図書館資料の電子化を推進するため、図書館サポーターの方々とは協働するとともにチャレンジ雇用事業も活用し、その基盤づくりに取り組み、図書館の知の拠点としての充実を図ってまいります。

二つ目は、「生きる力」を育む学校教育の推進であります。

変化の激しい社会の中で、子供一人一人が創造性豊かに、たくましく生きていくために、思考力や判断力、表現力等、よりよく問題を解決する資質や能力を育み、「生きる力」を身につけることを目指して、引き続き学校教育の充実を図ってまいります。

はじめに、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児期は、人の一生において、生活や遊びの体験を通して、人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、その教育は、子供の基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培うとともに、学習意欲などの基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど重要な役割を担っております。

このため、本年度も異年齢保育や預かり保育、満3歳児入園、幼児教育相談や特別な支援を要する園児への対応を行うなど、多様化するニーズに対応した幼児教育を実践し、幼児一人一人の健やかな成長を育む教育を推進してまいります。

また、引き続き保育所や小学校との交流連携を行い、共通理解を進め、連続性のある円滑な教育を推進するとともに、各種研修会への参加を通じ、教職員の指導力の向上並びに資質の向上に努めてまいります。

次に、「小中学校教育の充実」についてであります。

義務教育期間においては、学習指導要領に基づき、子供たちが社会の一員として自立し、時代に対応した力を育むため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育む教育活動の推進に努めてまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

はじめに、「小中一貫教育の推進」についてであります。

平成28年6月に、各中学校エリアの代表者と各学校の代表教諭、町PTA連合会の役員で構成する「幕別町小中一貫教育等推進会議」を設置し、義務教育期間の9年間を見据えた教育活動の仕組みづくり等について、調査研究や検討を進め、29年6月には「幕別町小中一貫教育等推進構想」を策定したところであります。

現在、この推進構想に基づき、推進会議委員等による道内外の先進自治体や導入学校への視察研修の実施、教職員や保護者等を対象にした小中一貫教育講演会の開催、さらには、小中一貫教育支援事業の加配教員1名を配置するなど、30年度のモデル校設置に向けて準備を進めているところであります。

モデル校となるエリアは、幕別小学校と幕別中学校、白人小学校及び札内北小学校と札内東中学校で、9年間を見通したカリキュラムの編成をはじめ、目指す子供像や学校像等を含め、さまざまな教育実践による成果と課題を一つ一つ検証しながら、系統性や教科間の関連性を意識した、一貫性のある学習指導や個々の状況に応じた組織的な生徒指導を推進し、「ふるさとに誇りをもつ子どもを育て幕別の一貫教育」を目指して取り組んでまいります。

次に、「確かな学力の向上を図る学習指導の充実」についてであります。

児童生徒が将来、社会において主体的、創造的に生きていくためには、基礎的な学力とともに、応用力や発展的な学力を身につけることが必要でありますことから、児童生徒一人一人の確かな学力の定着を図るため、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学校におけるチャレンジテストの活用や学力向上のさまざまな取組を進め、成果や課題について分析を行うとともに、学習規律の徹底を図るなど、個に応じたきめ細かな学習指導の充実に努めてまいります。

また、平成32年度から小学校において学習指導要領が改訂され、外国語活動が教科化されることに伴い、30年度から移行期間の取組として、引き続き国際交流員2名を派遣するとともに、小学校外国語活動巡回指導の加配教員1名と小学校外国語活動専任の時間講師1名を新たに配置し、児童が学ぶ環境を整え、中学校の授業への円滑な接続を図ってまいります。

次に、「子どもの体力向上と健康に関する指導の充実」についてであります。

子供たちの体力向上につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、引き続き児童生徒の体力向上のため、学力と同様に学校における継続的な取組を進め、成果や課題について分析を行うとともに、子供たちに体を動かす喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てるため、学校の休み時間等を利用し、遊びを通してスポーツに親しむ機会を増やすなど、児童生徒一人一人の体力や運動能力の向上に努めてまいります。

また、引き続きスマートフォン等により、子供たちが巻き込まれるトラブル防止への取組として、情報モラル教育や使用ルールなどについて、家庭・学校・地域が一体となった取組を推進してまいります。

次に、「特別支援教育の充実」についてであります。

本町では、小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒の人数は、年々増加の傾向をたどっておりますが、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、各学校において支援を必要とする児童生徒への対応を行っているところであります。

これらの児童生徒に対して、適切な就学の支援を行うため、教育支援委員会において早期からの教育相談の機会を設け、障害の状況や保護者の意向を十分に把握しながら、児童生徒の状態に応じた適切な教育や就学指導に努めてまいります。

また、小中学校において、特別な支援を必要とする子供一人一人に応じた特別支援教育の充実を図ることを目的に、引き続き特別支援教育支援員を配置するとともに、支援員の資質の向上を図るため、研修会の開催などに取り組んでまいります。

次に、「いじめや不登校の対応」についてであります。

いじめへの対応につきましては、「子どもたちを、いじめの加害者・被害者・傍観者にしない。いじめは許さない」の観点から、いじめの未然防止に向けた取組を進めるとともに、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいります。

教育委員会といたしましては、「北海道いじめ防止基本方針」の改定に伴い、本年度は「幕別町いじめ防止基本方針」を改定するとともに、引き続き学校や家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等いじめの根絶に向けた取組を推進してまいります。

また、不登校の児童生徒への対応につきましては、「子どもサポーター」や「スクールソーシャルワーカー」「スクールカウンセラー」による教育相談等の充実に努め、学校や保護者と連携し、「ま



つく・ぎ・まっく」を活用した支援に取り組むとともに、不登校対策会議を開催し、学校間の情報交換を含めた効果的な取組の検討を進め、子供たちの学校への復帰を図ってまいります。

次に、「保護者の経済的負担の軽減」についてであります。

町の未来を担う人材である子供たちが、安心して教育を受け、心身ともに健やかな成長を育むことができるよう、義務教育期間に係る保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、引き続き中学生の修学旅行費の一部を補助するとともに、小中学校に入学する予定の児童生徒がいる世帯に対し、新入学学用品費の入学前支給を実施してまいります。

また、高等学校等に在学する生徒のいる世帯に対し、修学に必要な経費を給付する修学支援資金につきまして、北海道と同様の給付水準まで支給額を引き上げることで、生徒が安心して教育を受けられるよう、制度の拡充を図ってまいります。

次に、「学校給食」についてであります。

学校給食の提供は、学校給食を通して、栄養バランスのとれた食事を提供し、望ましい食習慣や学校生活を豊かにし、明るい社交性と協同の精神を養うなど、発育期における児童生徒の健康増進と体位の向上を図るとともに、教育と一体となって食育を推進していくものであります。

このことから、学校給食につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき施設内における衛生管理を徹底するなど、安全で安心な給食を提供する体制を維持するとともに、本町の基幹産業である農業と食料生産への理解を深めるため、町内で生産されている米やジャガイモ等の地場産品を活用した学校給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭による食の大切さや食文化などに関する教育を行ってまいります。

なお、食物アレルギーに対する対応につきましては、引き続き「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」をもとに、アレルギー事故の未然防止と事故発生時の対応等について徹底を図り、児童生徒が安心して給食を食することができるよう取り組んでまいります。

今後におきましても、栄養バランスのとれたおいしい給食を安定的に提供してまいります。

次に、「教育施設の整備」についてであります。

学校施設につきましては、老朽化が進む校舎や設備の改修を実施するなど、子供たちの安全・安心を確保し、快適な学校生活を送られるよう、引き続き学校施設の計画的な整備に努めてまいります。

町内の学校施設につきましては、校舎の老朽化が進んでいる状況であり、町において策定した公共施設等総合管理計画に基づき、各学校施設の長寿命化計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

また、平成 30 年度は、札内南小学校に特別支援教室を増築し、児童数の増加に対応してまいります。

なお、学校 ICT の環境整備につきましては、平成 27 年度に策定した「幕別町学校 ICT 環境整備計画」に基づき、28 年度から全小中学校の普通教室への実物投影機やタブレット、大型テレビの導入、さらには、無線 LAN の環境整備を計画的に行っておりますが、30 年度をもって全ての小中学校の整備が完了する予定であります。

次に、「高等学校・特別支援学校の支援」についてであります。

北海道幕別高等学校と学校法人多田学園江陵高等学校の再編統合につきましては、統合後の高校が、地域とともに歩み、魅力あふれ、将来にわたって持続可能な高校となるために、北海道教育委員会、幕別高校、江陵高校と連携し、協議を行っているところであり、教育課程や部活動等の魅力ある教育活動については、幕別高校内の準備委員会において検討が進められております。

教育委員会といたしましては、本町の特色を生かした魅力ある学校づくりに向け、各種支援策について、町と連携しながら検討してまいります。

また、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、平成 29 年度に町内の福祉関係団体や経済団体等のご理解とご協力をいただき、支援組織である「地域協力会」を設立したところであり、これまで以上に生徒の教育活動や地域における就労促進につながるよう、地域協力会と連携し、魅力ある学校づくりのための支援を行うとともに、引き続き校外学習や実習体験等に対するスクールバスの運行支

援を行ってまいります。

今後におきましても、町内のそれぞれの高等学校が、さらに魅力があふれ、これまで以上に進学先として選択されるよう、引き続き支援を実施してまいります。

次に、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

本町では、毎月19日を「まくべつ教育の日」として、子供を真ん中に、家庭・学校・地域が一つになって見守り、育んでいく取組を進めておりますが、平成29年度に作成いたしました「幕別町小中一貫教育等推進構想」の中で、現在の学校運営協議会を基盤にした新たなコミュニティ・スクールを位置付けたところであり、今後は導入に向けた取組を進めてまいります。

コミュニティ・スクールは、地域住民や保護者等が学校運営に参画し、学校が地域と一体となって子供たちを育む学校に転換するための仕組みであり、本町におきましても、学校や子供たちが抱える課題や家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を目指してまいります。

また、平成29年8月の中央教育審議会からの「学校における働き方改革に係る緊急提言」がなされるなど、近年、教職員の多忙化と健康管理が大きな課題となっております。

本町の教職員には、日ごろから児童生徒の成長を願い、情熱を持って充実した教育活動の創造に努力していただいていることに対し、心からの敬意と感謝を表すところでありますが、教育に直接携わる教職員は、子供たちの人格形成に大きな影響を与える立場であり、健康であってこそ健全な教育活動の実践につながるものと考えておりますことから、長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定をはじめ、学校の校舎警備業務の全校委託など、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備に、国や北海道教育委員会と連携しながら、取り組んでまいります。

さらに、教職員は児童生徒の教育に携わるといふ職務の性質上、社会の目が厳しく、高い倫理観が求められておりますことから、不祥事の根絶に向け、服務規律の確保や法令の遵守など、教職員一丸となった取組を推進してまいります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自他ともにかけがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員として自覚し、みずから進んで社会参加ができる健全な社会人として成長するよう、家庭・学校・地域などが連携して青少年の健全育成を推進していく必要があります。

このため、地域の青少年育成団体でありますPTA連合会や児童生徒健全育成推進委員会のほか、子ども会やスポーツ少年団などの活動を支援するとともに、心身ともに健康で、豊かな未来に希望を持った青少年を育成するよう努めてまいります。

四つ目は、「芸術・文化活動の振興」についてであります。

音楽や美術、演劇などの芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化の上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要であります。

このため、まくべつ町民芸術劇場や文化協会などの団体に対する支援を行い、国内外のすぐれた芸術・文化に接し、体感できる鑑賞機会を提供するとともに、自主的な活動による芸術・文化の振興に努めてまいります。

また、本町の芸術・文化の拠点施設である「百年記念ホール」の老朽化対策として、平成25年から計画的に改修を行っておりますが、本年度は屋上防水改修工事と外壁塗装の改修工事を実施してまいります。

五つ目は、「歴史的文化的の保存・伝承」についてであります。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、郷土文化資料を通して、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、特に次代を担う子供たちがふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要であります。

このため、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示している、ふるさと館や蝦夷文化考古館、世界的にも貴重な資料を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化等を学ぶ場として今後も活用を図ってまいります。

また、平成 30 年度はナウマン象記念館が開館して 30 周年の節目の年となりますことから、北海道博物館の協力を得て、特別展などの記念事業を展開してまいります。

なお、施設の老朽化が進んでおります「ふるさと館」と「蝦夷文化考古館」につきましては、「(仮称) 幕別町郷土文化資料館」の整備等基本構想の策定に向けて研究を進めてまいります。

六つ目は、「健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。

本町のスポーツ施設は、農業者トレーニングセンターや札幌スポーツセンターなどの屋内施設と陸上競技場や野球場、パークゴルフ場などの屋外施設を有しており、多くの町民の方が体力づくりや健康維持のため利用されているところであります。

今後におきましても、体育連盟やスポーツ少年団など、スポーツ関係団体の活動に対して、引き続き支援を実施するとともに、施設の維持管理等につきまして、本年度は、農業者トレーニングセンターの改修工事に向けた実施設計と札幌スポーツセンター及び札幌川河川緑地の二つのテニスコートの改修工事を実施してまいります。

また、利用者に対するサービスの向上と施設の有効活用が一層図られるよう、農業者トレーニングセンターと札幌スポーツセンターの 2 施設につきまして、平成 31 年度からの指定管理者制度の導入に向けて準備を進めてまいります。

なお、老朽化が進んでおります札幌東町民プールの改築につきましては、札幌地区の他の 2 か所の町民プールのあり方も含め、学校関係者や地域住民、関係団体等のご意見を幅広くお聞きし、検討を進めてまいります。

さらに、平成 28 年度から実施しております「未来のオリンピック選手を育てる事業」を主体として、国の地方創生推進交付金を活用した「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」を展開し、スポーツ合宿等を通してスポーツ交流人口を増やすとともに、地場農畜産物を活用した食事・健康・スポーツを組み合わせたプログラムの提供や地域に根差したスポーツコミュニティの確立により、新しい人と経済の流れをつくり、活力あるまちづくりを目指してまいります。

なお、本年度の「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」の主なものといたしまして、小学生を対象とした本町出身のオリンピック選手による学校訪問事業や、障害のあるなしにかかわらず誰もが取り組めるスポーツの普及のためのパラリンピック実践事業のほか、大学等のスポーツ合宿誘致事業などを実施してまいります。

このほか、本町で考案されたパークゴルフのさらなる普及を図るため、今後とも日本パークゴルフ協会との連携を図るとともに、スポーツコミュニティとしての原点でもある世代間交流大会としての「家族大会」を本年度も開催してまいります。

また、本町では 5 回目となる住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」を実施するなど、町民の皆さんがスポーツを通して健康で豊かな生活が送られるよう各種事業を推進してまいります。

最後に、「国内交流や国際交流の推進」についてであります。

国内交流につきましては、埼玉県上尾市、高知県中土佐町並びに神奈川県開成町と小学生の派遣・受け入れの相互交流を実施しているところであります。

本年度は、本町への受け入れの年となりますことから、本事業を通して子供たちの感性や視野を広げるとともに、上尾市、中土佐町並びに開成町との交流がより一層深まるよう事業を実施してまいります。

また、国際交流では、オーストラリアのキャンベラ市との相互交流を実施しているところであり、本年度も海外の生活を体験し、外国の生活・文化・自然などに対する理解を深めるとともに、語学や国際マナー等を学び、国際的視野を広げ、将来国際社会に貢献できる人材を育てることを目的として、18 名の派遣を予定しております。

以上、平成 30 年度教育行政執行に当たっての基本方針を述べさせていただきました。

教育委員会といたしましては、総合教育会議を通して町長部局と連携し、教育環境の充実を図り、未来を担う子供たちが、夢を語り合い、その実現に向かって切磋琢磨し、郷土に誇りを持ち、心豊かにたくましく成長できることを願うとともに、町民一人一人が生き生きと豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて、教育の充実・発展に全力で取り組んでまいり所存であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（芳滝 仁） これで、教育行政執行方針は終わりました。

#### [一括議題]

○議長（芳滝 仁） 日程第 3、議案第 1 号、平成 30 年度幕別町一般会計予算から日程第 11、議案第 9 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計予算までの 9 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり委員会条例第 5 条及び第 7 条第 2 項の規定により議長を除く全議員をもって構成する平成 30 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する平成 30 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

#### [付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第 12、議案第 10 号から日程第 20、議案第 18 号までの 9 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 10 号から日程第 20、議案第 18 号までの 9 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

この際、13 時まで休憩いたします。

11：47 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### [議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 12、議案第 10 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 10 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,213 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 166 億 3,255 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 5 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 繰越明許費」であります。

6 款農林業費、1 項農業費、忠類地区公社営畜産担い手育成総合整備事業 1,380 万円を繰り越しするものであります。

忠類地区における酪農・畜産経営の確立を目的に、草地基盤の整備・造成等を実施するものであります。国の補正予算をもって繰越事業で実施することとなりましたことから、事業の一部を翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、「中里」から「相川第 2」までの 5 地区における道営農地整備事業負担金、合計で 1 億 350 万円を繰り越しするものであります。

北海道において国の補正予算をもって繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

8 款土木費、3 項都市計画費、都市防災施設整備事業 1 億 805 万円を繰り越しするものであります。

防災備蓄倉庫と札生北通の整備工事に係る事業であります。国の補正予算による補助事業を活用し、繰越事業にて実施することとなりましたことから、事業費の全額を翌年度へ繰り越しするものであります。

13 款災害復旧費、1 項土木災害復旧費、途別新川線ほか 9 路線災害復旧工事 2,259 万 8,000 円を繰り越しするものであります。

昨年の台風 18 号の影響に伴う 51 路線の復旧工事のうち、10 路線の復旧工事が年度内に完了できませんことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、2 項農林業災害復旧費、新和地区明渠ほか 4 か所災害復旧工事 280 万円、駒島地区明渠ほか 3 か所災害復旧工事 3,223 万円を繰り越しするものであります。

新和地区明渠ほか 4 か所災害復旧工事につきましては、27 か所の復旧工事のうち、5 か所の復旧工事が年度内に完了できませんことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

駒島地区明渠ほか 3 か所災害復旧工事につきましては、北海道の補助事業を活用して復旧工事を実施するものであり、工事費の全額を翌年度へ繰り越しするものであります。

「第 3 表 債務負担行為補正」であります。

3 件の債務負担行為を追加するものであります。

はじめに、「防犯灯等リース料」につきましては、幕別地区と郊外地区の防犯灯 1,273 灯をリース契約により LED 化することに伴い、平成 30 年度から平成 40 年度までの期間において、「1 億 2,885 万 7,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額」を限度額として、新たに債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、「忠類歯科診療所歯科医師住宅賃借料」につきましては、来年度から指定管理者による歯科診療業務を開始することに伴い、民間住宅を歯科医師住宅として借り上げるものであり、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間の期間において、「247 万 5,000 円」を限度額として、新たに債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、「町道管理委託料」につきましては、平成 24 年度に議決をいただきました債務負担行為であります。昨年の台風被害に伴う道路維持の委託料の増、また、昨年 12 月からの降雪による除雪の委託料の増、さらに本年 3 月から公共工事設計労務単価の引き上げが行われますことから、複数年契約に係る平成 30 年度以降の委託料を再積算し、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行う

とするものであります。

7ページになります。

「第4表 地方債補正」であります。

変更であります。忠類コミセン改修事業ほか43事業につきまして、事業費の確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について変更を行うものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

20ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、6目札内コミュニティプラザ管理費590万7,000円の減額であります。

執行残であります。

次に、13目防災諸費149万9,000円の減額であります。

事業費の確定に伴う執行残であります。

14目交通防犯費285万円の追加であります。

11節につきましては、燃料調整額の単価アップに伴う追加であり、15節につきましては、老朽化した防犯灯の撤去に要する費用の追加、19節につきましては、地方バス路線に係る国費が減額となりますことから、町補助金を追加するものであります。

その他の各節につきましては、執行残であります。

次に、18目基金管理費231万1,000円の追加であります。

利子収入分を補正するものであります。

21ページになります。

20目新庁舎建設事業費178万円の減額であります。

事業費確定に伴う執行残であります。

4項選挙費、2目衆議院議員選挙費82万2,000円の減額であります。

執行残であります。

22ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費840万円の追加であります。

1節から19節につきましては、事業費の確定などに伴う減額であり、21節につきましては、本年度から、町からの貸し付けを受けずに、幕別町社会福祉協議会の独自事業として事業が実施されたことに伴い、減額するものであります。

28節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。

次に、3目障害者福祉費1,232万9,000円の追加であります。

4節から19節につきましては執行残、23ページの20節につきましては、サービス利用者の増加などに伴う追加であります。

次に、6目老人福祉費324万5,000円の追加であります。

11節につきましては、福祉バスの修繕料の追加、23節につきましては、平成28年度の国の交付金を活用し、介護ベッドなどの導入を行った町内2事業者に係る消費税等仕入控除税額分の還付金であります。

28節につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

24ページになります。

7目後期高齢者医療費88万1,000円の減額であります。

後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

次に、8目介護支援費50万2,000円の減額であります。

執行残であります。

9目社会福祉施設費7万2,000円の追加、10目保健福祉センター管理費231万9,000円の追加、11目老人福祉センター管理費55万7,000円の追加であります。

いずれも、修繕料の追加や燃料単価のアップに伴う追加であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 3,787 万 5,000 円の減額であります。

支給対象児童数の減に伴う児童手当の減額であります。

25 ページの下段になります。

2 目児童医療費 29 万 3,000 円の追加であります。

平成 28 年度の療育医療費国庫負担金の確定に伴う還付金であります。

26 ページになります。

3 目施設型・地域型保育施設費 74 万 1,000 円の追加であります。

4 節及び 7 節につきましては執行残、9 節につきましては、保育児童の増により内科検診の回数増加に伴う追加であります。

13 節、細節 10 につきましては、保育児童の増加に伴う追加、細節 11 と細節 12 につきましては、保育士の処遇改善や保育児童の増減に伴い、それぞれ所要の費用を補正するものであります。

19 節につきましては、入園児童の増による追加であります。

次に、6 目児童館費 769 万 4,000 円の減額であります。

4 節及び 7 節につきましては執行残、23 節につきましては、平成 28 年度の「地域子ども・子育て支援事業交付金」の確定に伴う還付金であります。

7 目子育て支援センター費 303 万 6,000 円の減額であります。

代替保育士賃金の執行残であります。

27 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 400 万 7,000 円の減額であります。

4 節から 13 節につきましては執行残、19 節につきましては、事業費の確定及び増減などに伴い、それぞれ所要の費用を補正するものであります。

23 節につきましては、平成 28 年度の「地域子ども・子育て支援事業交付金」の確定に伴う還付金であります。

次に、4 目診療所費 124 万 7,000 円の減額であります。

執行残であります。

28 ページになります。

5 目環境衛生費 20 万 6,000 円の減額であります。

11 節につきましては燃料費と修繕料を追加するものであり、13 節及び 15 節につきましては執行残、28 節につきましては個別排水処理特別会計への繰出金であります。

次に、6 目水道費 113 万 1,000 円の減額であります。

簡易水道特別会計への繰出金であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 437 万 2,000 円の減額であります。

事業費及び負担金の確定に伴い減額するものであります。

29 ページになります。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 178 万 4,000 円の減額であります。

各節ともに執行残であります。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 21 万 6,000 円の追加であります。

北海道の補助金を活用し、インターネット上で公開される農地情報のシステム更新に伴う追加であります。

次に、2 目農業振興費 362 万 8,000 円の減額であります。

19 節の細節 13 から 30 ページの細節 25 までにつきましては、事業費等の確定に伴い減額するものであります。

細節 29 につきましては、経営体育成支援事業に係る北海道からの間接補助金であります。

5 目畜産業費 1,364 万 9,000 円の追加であります。

13 節につきましては、国の補正予算に伴う所要額を追加するものであります。

19 節につきましては、執行残であります。

6 目町営牧場費 404 万 7,000 円の減額であります。

11 節以下、いずれも執行残であります。

31 ページになります。

7 目農地費 978 万 4,000 円の減額であります。

11 節につきましては、上統内排水機場などの修繕に要する追加であり、13 節及び 19 節につきましては、事業費の確定に伴う執行残であります。

28 節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費 732 万 6,000 円の減額であります。

19 節につきましては、北海道における事業調整及び国の補正予算に伴う所要額について、それぞれ補正するものであります。

33 ページの中段になります。

2 項林業費、1 目林業総務費 138 万 8,000 円の減額、あわせまして、2 目町有林管理経営費 721 万 8,000 円の減額であります。

いずれも、事業費の確定に伴う執行残であります。

34 ページになります。

3 目育苗センター管理費 105 万 4,000 円の減額であります。

各節ともに事業費等の確定に伴う執行残であります。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費 137 万円の減額、4 目スキー場管理費 338 万 5,000 円の減額であります。

いずれも、事業費の確定などに伴う執行残であります。

35 ページになります。

5 目企業誘致対策費 1,011 万 7,000 円の減額であります。

細節 5 及び細節 7 につきましては執行残、細節 8 につきましては、リバーサイド幕別工業団地の土地の売買契約が成立したことに伴い、販売価格と帳簿価格の差額分を公社に対し補助するものであります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 1 億 825 万 7,000 円の追加であります。

13 節につきましては、昨年の台風被害に伴う道路維持の増に加え、昨年 12 月からの降雪による除雪回数等の増に伴い所要の費用を追加するものであります。

14 節につきましても、現計予算に不足が生じますことから、所要の費用を追加し、今後の除雪 2 回分のほか、幹線道路を中心とする排雪作業など、当面の降雪に対応しようとするものであります。

次に、2 目地籍調査費 2,190 万 4,000 円の減額であります。

北海道の事業調整などに伴い減額するものであります。

36 ページになります。

2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 837 万 7,000 円の減額であります。

事業費確定等に伴う執行残であります。

37 ページの中段になります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 526 万 9,000 円の減額であります。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、2 目都市環境管理費 203 万円の減額、あわせまして、3 目都市施設整備費 2,574 万 8,000 円の減額であります。

いずれも、事業費確定等に伴う執行残であります。

38 ページになります。

4 目都市防災施設整備費 1 億 805 万円の追加であります。



繰越明許費でご説明いたしました、防災備蓄倉庫と札生北通の整備工事に係る追加であります。  
39 ページになります。

4 項住宅費、3 目公営住宅建設事業費 1,329 万 8,000 円の減額であります。

13 節以下、事業費確定に伴う執行残であります。

40 ページになります。

9 款 1 項消防費、2 目非常備消防費 941 万 2,000 円の減額であります。

1 節以下、いずれも執行残であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 202 万 6,000 円の減額であります。

11 節及び 14 節につきましては、それぞれ不足額を追加するものであり、19 節につきましては執行残であります。

次に、3 目教育財産費 676 万円の追加であります。

11 節につきましては教員住宅などの修繕に要する費用の追加、12 節につきましては執行残であります。

41 ページになりますが、15 節につきましては、新入学児童の身体状況に応じた幕別小学校のトイレなどの補修工事ほか、札内東中学校の特別支援教室の増設に伴う費用を追加するものであります。

6 目学校給食センター管理費 58 万 5,000 円の追加であります。

7 節と 13 節につきましては、執行残であります。

11 節につきましては、燃料単価のアップによる追加と、配管修繕に要する費用を追加するものであります。

42 ページになります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 566 万円の追加であります。

燃料単価のアップによる追加と、机や椅子などの修繕に要する費用を追加するものであります。

3 項中学校費、1 目学校管理費 736 万 7,000 円の追加であります。

11 節につきましては、小学校費と同様に、燃料費と学校備品の修繕に伴う追加であります。

次に、2 目教育振興費 130 万 7,000 円の追加であります。

全国大会への参加増に伴う追加であります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 15 万 7,000 円の追加であります。

燃料単価のアップによる追加であります。

2 目教育振興費 486 万 9,000 円の減額であります。

各節とも執行残であります。

43 ページになります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 136 万円の減額であります。

各節ともに執行残であります。

2 目公民館費 29 万 5,000 円の追加であります。

管理人の通勤手当と燃料単価のアップに伴う追加であります。

3 目町民会館費 18 万 1,000 円の追加、4 目郷土館費 12 万 3,000 円の追加、5 目ナウマン象記念館管理費 20 万円の追加であります。

いずれも、燃料単価のアップによる追加であります。

44 ページになります。

6 目集団研修施設費 10 万円の追加、7 目図書館管理費 21 万 8,000 円の追加であります。

燃料単価のアップによる追加であります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 55 万 7,000 円の追加であります。

1 節と 9 節につきましては執行残、8 節につきましては、参加団体の増に伴い所要の費用を追加するものであります。

19 節につきましては、平昌オリンピックに出場した高木姉妹を応援する会の実行委員会に対する補

助金であります。両選手が複数のメダルを獲得した快挙を祝福するため、新たな横断幕の作成に要する費用を追加するものであります。

次に、2目体育施設費68万4,000円の減額であります。

7節と13節につきましては執行残、11節につきましては燃料単価のアップによる追加であります。45ページになります。

11款1項公債費、1目元金1億2,064万9,000円の追加であります。

銀行縁故債の繰上償還を実施するための起債償還元金の追加が主なものであります。

なお、繰上償還を実施する町債につきましては、利率2.08%の1本であり、実施いたしますと約640万円の利子軽減となるものであります。

次に、2目利子2,360万5,000円の減額であります。

当初予算時におきまして、平成28年度債の借入利息を1.0%程度と予定していたところでありますが、実効金利がそれよりも低利となりましたことから、軽減分の2,462万4,000円の執行残と、このたびの繰上償還に伴う経過利息としての101万9,000円の増額分の差額を補正するものであります。

3目公債諸費6,000円の追加であります。

繰上償還に伴う手数料であります。

13款災害復旧費、1項土木災害復旧費、1目単独災害復旧費168万8,000円の減額であります。

14節以下、執行残であります。

次に、2項農林業災害復旧費、1目単独災害復旧費110万円の減額であります。

執行残であります。

46ページになります。

2目補助災害復旧費1,810万9,000円の追加であります。

13節につきましては執行残、15節につきましては北海道の補助金を活用して復旧工事を行うものでありますが、横断管渠の復旧の延長や工法変更に伴い、所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

10ページまでお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人3,069万5,000円の追加、2目法人5,964万8,000円の追加であります。

いずれも、現年課税分の追加であります。

2項1目固定資産税3,715万2,000円の追加、3項1目軽自動車税254万8,000円の追加であります。

いずれも、現年課税分の追加であります。

11ページになります。

4項1目町たばこ税430万7,000円の追加、5項1目入湯税177万8,000円の追加であります。

いずれも、現年課税分の追加であります。

11款1項1目地方交付税5,000万円の追加であります。

特別交付税の追加であります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金1,057万円の追加であります。

細節1につきましては、国の補正予算による事業費の増に伴う分担金の追加、細節3から12ページの細節8の分担金につきましては、道営事業の事業費調整等に伴い、所要の額を補正するものであります。

2項負担金、1目民生費負担金935万3,000円の追加であります。

施設型保育施設保育料の追加であります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林業使用料124万8,000円の追加であります。

預託頭数の増による入牧料の追加であります。

次に、7目教育使用料42万円の追加であります。

入館者の増により入館料を追加するものであります。

13ページになります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金937万8,000円の減額であります。

1節の細節1につきましては、事業費の確定に伴う国負担分の追加、細節2以下につきましては、それぞれ事業量の増減に伴う国負担分の補正であります。

2節の細節1から細節4につきましては、児童手当に係る国負担分の補正であり、細節6につきましては、施設型給付費等の国負担分の追加であります。

2項国庫補助金、2目民生費補助金1,056万2,000円の減額であります。

対象事業の確定などに伴う減額であります。

次に、5目土木費補助金2,715万4,000円の追加であります。

1節以下、交付決定額等の増減に伴う補正であります。

14ページになります。

6目教育費補助金1,925万2,000円の減額であります。

交付決定額の減額であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金699万7,000円の追加であります。

国庫負担金と同様に、それぞれ事業量の増減または確定に伴う道負担分の補正であります。

2目農林業費負担金205万5,000円の追加、あわせまして、3目土木費負担金1,900万1,000円の減額であります。

それぞれ事業量などの確定に伴う道負担分の補正であります。

15ページになります。

2項道補助金、2目民生費補助金441万8,000円の減額であります。

対象事業費の増減に伴う補正であります。

次に、4目農林業費補助金123万9,000円の減額であります。

各節ともに、対象事業費の確定などに伴う補正であります。

次に、7目災害復旧費補助金2,236万2,000円の追加であります。

駒島地区明渠ほか3か所の災害復旧工事に対する道補助金を追加するものであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入140万2,000円の追加であります。

土地貸付収入の追加であります。

16ページになります。

2目利子及び配当金124万1,000円の追加であります。

各種基金の運用に係る利子収入を補正するものであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入185万8,000円の追加であります。

1節につきましては皆伐材売払収入の減額、2節につきましては町有地売払収入の追加であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目庁舎建設基金繰入金1万円の追加であります。

基金の設置目的が達成されたことに伴い、このたび当基金を廃止することとしたので、基金残高をゼロ円にすべく残金を全て繰り入れするものであります。

17ページになります。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、1目社会福祉金庫貸付金元金収入50万円の減額であります。

次に、5目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入1,037万8,000円の追加であります。

償還額の増加に伴う追加であります。

5項4目雑入984万1,000円の追加であります。

細節51につきましては、平成28年度の台風の影響により被害を受けた相川南近隣センターなどの建物災害共済金であります。

細節58につきましては、植樹事業等に対する公益財団法人似鳥文化財団及び株式会社ニトリホール

ディングスの共同事業による助成金であります。

細節 59 につきましては、温泉敬老入浴券助成事業等に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

細節 60 につきましては、国の交付金の返還に伴う事業者からの返還金であります。

6 節につきましては、一般会計における予防費用等に係る国民健康保険特別会計からの負担金の追加であります。

22 款 1 項町債、1 目総務債 1,470 万円の減額、3 目衛生債につきましては、各細節の増減をそれぞれ補正するものであります。

18 ページになります。

4 目農林業債 450 万円の減額、5 目商工債 290 万円の減額、6 目土木債 2,310 万円の追加、19 ページになりますが、7 目消防債 730 万円の減額、8 目教育債 1,170 万円の追加、9 目災害復旧債 600 万円の減額、10 目臨時財政対策債 4,393 万 4,000 円の減額であります。

地方債補正でもご説明させていただきましたが、地方債対象事業費の確定等に伴う補正であります。

なお、補正前と比較いたしますと、4,453 万 4,000 円を減額し、地方債全体では平成 29 年度の起債発行予定額を 14 億 5,246 万 6,000 円とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12 番（中橋友子） 何点かお伺いしたいと思います。

はじめに、ページ数では 24 ページ、民生費であります。1 款児童福祉総務費の 20 扶助費、2 児童手当で、今回、児童数の減ということで 3,787 万 5,000 円の減額となっております。減額の金額がかなりの金額に上るといふふうに見まして、どのぐらいの人数が減額になったのか。これは児童手当でありますから、ゼロ歳から 3 歳児までは 1 万 5,000 円、小学校までは 1 万円、中学校も 1 万円というものではないかと思うのですけれども、トータルした金額がかなりなので、もう少し詳しく内容を教えていただきたいと思っております。

次に、26 ページの 3 施設型・地域型保育施設費の 13 委託料の 10 番、広域保育委託料、11、12 もあるのですけれども、これは逆に児童の数がふえたということでありました。どのぐらい児童がふえたのか。そして、今、年度末ではありますけれども、かなり定員がいっぱいになってきているというふうにも聞いております。状況はどうか伺います。

さらに、11、12 の委託料については、保育士の処遇改善ということでありました。年度末になって処遇が改善されるというのなかなか理解できないものですから、具体的にどのように処遇が改善されるのか。ここは青葉保育所も南保育所もそれぞれ民間の施設になっておりますので、その絡みも含めましてお答えをいただきたいと思っております。

最後ですが、35 ページの 8 土木費、1 道路管理費の 14 使用料及び賃借料の除排雪機械借上料 3,500 万円です。町長からも特別報告がありましたけれども、きのうからの大雪、幕別だけで糠内発表の 55 センチということで、かなりの量になっています。その前から、ことしは雪が多くて、排雪に対する住民要望がたくさんありました。そこに今回の雪が降りまして、季節的には暖かくなり解けることも考えられるのですけれども、しかし交通安全対策からいっても、排雪の仕事は急務だというふうに思います。この 3,500 万円の中で排雪にかかわってはどのぐらい見ておられるのか、主要道路はほとんど排雪をするような計画になっているのかどうか伺います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） ご質問の 1 点目、扶助費の関係でございますが、本年度は児童手当、年度当初、延べ人数で言いますと 3 万 8,468 人分を見込んでおりました。現在、実際に支給見込みとなっておりますのが 3 万 5,579 人となっておりますので、この人数の分を減額するものでございます。

次に、ご質問の 2 点目、広域保育の委託料なのですが、本年度につきましては、浦幌町へ 1 名、利

用月数は1か月、帯広市へ1名で利用月数が11か月、池田町へ1名で利用月数が2か月、こちらの児童が広域保育として他町村の保育所等を利用している分でございます、この分の増額となっております。

それから、民間保育所の処遇改善の関係でございますが、本年度は青葉保育園においてキャリアアップの講習等の処遇改善事業を行っております、それに対する加算が今回増えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 35ページ、除雪のご質問の件でございます。

14節の除排雪機械借上料3,500万円でございますけれども、今後の排雪予定をお聞きしているのだと思いますけれども、まず、きのうから降った雪がかなり多かったのですけれども、この補正に当たっては3月分の除排雪、一斉除雪2回と吹き込み除雪を5回分、それと拡幅除雪6回分を予定しておりました。こんなに降るとはちょっと思わなかったものですから、実はきのうからずっと機械は動いているのですけれども、今後としましては、私もきのう現場のほうをパトロール、見させていただきましたけれども、団地内がかなり、本当に1車線しか通れないぐらいの狭さでございますので、きょうこの補正予算が通りましたら、週明けからでも団地内の拡幅除雪、それと幹線道路の排雪も含めて行いたいというふうに考えております。

つけ加えますと、今回の13節の委託料のほうのお金も除雪費が入っているのですよね。こちらのお金も使用して拡幅あるいは排雪を考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 済みません、追加をお願いします。

南保育園につきましては、今回、処遇改善加算はございません。青葉保育園、南保育園とも、この処遇改善のほかに公定価格の改定分の増額というふうになっております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 今のお答えのところから。

処遇改善はキャリアアップということの加算、これは幾らぐらいの加算になるのですか。

それと、年度末になってそういうふうに予算が組まれる。つまり、保育士さんは一年を通して仕事されるわけですけれども、今になって加算されていく意味合いといいますか、その辺ももう少し説明してください。

児童手当のことはわかりました。延べ人数から見れば1割程度ですので、このぐらいの金額になるのかなというふうに理解をしたいと思います。

除雪のほうであります、町道管理、13番の委託と合わせますと今回1億円を超えますので、これで十分なのだろうとは思っておりますけれども、お答えでは、今までの分の、特に14については、今までの分の計画をしていたもので対処しようということで3,500万円組まれたということですよ。それで、今回の分は、今までの倍近いのではないかと推測するのですけれども、この予算で大丈夫なんでしょうか。どのぐらいの、幹線と団地内の拡幅ということでありましたけれども、拡幅はわかるのですけれども、拡幅の後の雪はどうなるのでしょうか。その排雪の経費も見ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 処遇改善加算の件についてなのですが、本年度内に行ったキャリアアップの研修、また、それに伴いましたキャリアアップの給料の上昇ということで、両方合わせますと540万円ほどの増となっております。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 除雪のご質問でございます。

まず、団地内の拡幅でございますけれども、1車線を広げるのですけれども、歩道のロータリー車

を使って広げるのですけれども、ですので排雪ではなくて横に高く、ロータリーで拡幅するという除雪でございますので、排雪ではございません。排雪は、あくまでもバス路線ですとか幹線道路を中心にダンプを使って雪捨て場まで運ぶという考えでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 最低限度は今お答えいただいた中身で頑張っていたかなければというふうに思うのですけれども、積み上がった分の、バス路線優先にされてということでもありますけれども、例えばバス路線になっていない通学路ですとか、特に交差点、もう毎回ですけれども、交差点などの見通しの悪さ、事故につながるというのは、きのうの雪で大幅にふえたのではないかと思うのです。特別な対策というのとはとられる考えはあるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 今回の大雪では、町民の方々にもいろいろご苦労やご迷惑をおかけしまして、現場も早々と体制の準備を整えまして除雪に努めたところでございますけれども、ただいまご質問にもありましたように、大変重い雪で町民の方も大変ご苦労なされたと思います。

それで、今ご質問にありましたように、交差点、横断歩道があるところだとか幹線同士の交差点などについては、部分的な切り崩し、それから排雪なども、今後、順次行っていく予定です。今回の雪については大変重たかったということもあって、それから、多分このまましばらくは暖かい日が続きますので、また冷え込みも厳しくなるような状況もありますので、こうなると氷のような状況になって作業がかさむというようなことも考えられますので、団地内については、先ほど土木課長が答弁させていただいたように、通常どおり、すれ違いができないようなところについてはロータリー除雪車で肩のほうに寄せて拡幅除雪を、これは例年やらせていただいていることでございますけれども、それについては速やかに引き続き作業を行ってまいりたいと思っております。

それから、危険箇所の見通しが悪いところ、交差点、通学路における交差点、それから幹線同士の交差点などの見通しの悪いところについても、これについては機械等の準備ができ次第、直ちに行ってまいります。そういう危険部分をまず除いた上で幹線道路の拡幅を行いたいと思っておりますが、せっかくご質問いただきましたので、多分、この予算では不足も見込まれるかもしれませんので、その折にはまたご相談をさせていただいて、所要の費用について確保をした上で住民の皆さんの安全な通行を確保させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（芳滝 仁） 千葉議員。

○16番（千葉幹雄） 20ページ、歳出でありますけれども、6目、細節の21でありますけれども、札内コミュニティプラザの管理費ということで、今般、600万円近い減額ということで、非常に好ましいというか、新しくしたいろんな設備ですとか、そういったものがこういった数字にあらわれてきたのかなというふうに思うのですけれども、主な要因、これは電灯の部分をLEDにしたり、それからヒートポンプを使ったり、いろいろ新しい設備をしていますよね。それで、この要因についてどのように効果として数字にあらわれてきたのかなというふうに押さえていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

これは当初予算2,400万円なのですけれども、札内の旧福祉センターの金額、ちょっと今ここに私、資料を持っていないものですから、これは年度当初から札内コミプラが新しくなってこのぐらいかかるだろうということを出した金額なののでしょうか。それとも、前の年から札内福祉センターでこのぐらいかかっているから、そのぐらいい見た数字なののでしょうか。あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 札内支所長。

○札内支所長（坂井康悦） ご質問のコミュニティプラザ管理費の中の電気料につきまして、まず積算の考え方なのですが、これはもとの福祉センターを参考にしたわけではなく、新しく設置された電気設備を机上でもってどれだけかかるかということで当初予算を計上させていただきました。実績も何もありませんので、今回1年がたった、これからこの実績をもとに新年度予算に反映させていく予定

でおりました。

ですから、同じく電気料が減った原因につきましても、当然、電気料、コミュニティプラザにおきましては1月、2月が一番のピークを迎えるということで、そこをもって今回、減額補正をさせていただいたのですが、それは当然、日が短くて電気のつく時間も長く、あとヒートポンプにかかる電気料がどこまでかかるかというのがちょっと読めなかったものです。それとあと、暖房につきましても、日々いろいろな調整、温度設定を行いながら、どのぐらいの設定がいいのかというのを試行錯誤した中でこの電気料が余ってきたということで、当初の机上よりは電気代が少なく済んだふうに押さえております。

○議長（芳滝 仁） 千葉議員。

○16番（千葉幹雄） 非常に私はいいいことだというふうに思って聞いているのですけれども、要するに年度当初いろいろな数字を積み上げていって、このぐらいかかるだろうということだったのですけれども、25%ぐらい少なく済んでいるということで非常にいいことだと思うのですけれども、この要因として、恐らく今、支所長おっしゃったように、ヒートポンプだとかLEDだとか、いろんな効果が出てきているのだろうと思うのですけれども、それはやっぱりある程度の費用をかけて新しくして、ある意味では管理費が少なくなってよかったなということにもつながっていくのだろうと思うのですけれども、これ関連ありますので、暖房、今ちらっとお話しされましたけれども、当然、灯油ですとか、それから重油も使っているのでしょうか、これらの新しくした効果というのはどのように見られていますか。わかる範疇でいいよ、年度途中だし。

○議長（芳滝 仁） 札内支所長。

○札内支所長（坂井康悦） 灯油との比較ということではありますが、新しく建てた部分につきましては、100%電気で行っています地中熱ヒートポンプです。灯油の部分は、旧コミュニティセンターの部分で使っているところだけであります。ですから、そちらの部分は前年度とほぼ変わらない使用料となっております。

○議長（芳滝 仁） 千葉議員。

○16番（千葉幹雄） わかりました。新しく建てたほうについての暖房は、ヒートポンプで全部賄っているということですよ。ですから、ストーブは使っていないということですよ。わかりました。

いずれにいたしましても、せっかく新しくしたわけですから、そういった効果が随所に出てきて、町民に新しくして本当によかったのだよということを言えるように、私もそう思っていますし、そういう考え方で進んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第11号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第20、議案第18号、平成29年度幕別町水道事業会計補正予算（第4号）までの8議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第11号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ4,536万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ35億7,342万1,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費33万7,000円の追加であります。

13節につきましては、国民健康保険制度の広域化に伴い、国保連合会との情報データの連携を自動化するための改修費用であります。

19節につきましては、負担金の確定に伴う減額であります。

3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金113万9,000円の減額、あわせまして、6款1項1目介護納付金144万2,000円の減額であります。

支援金及び納付金の確定に伴う減額であります。

8ページになります。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金2,312万9,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業拠出金3,627万8,000円の減額であります。

それぞれ拠出金の確定に伴う減額であります。

8款2項保健事業費、1目保健衛生普及費387万3,000円の追加であります。

一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業などに対する負担金であります。

9ページになります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1,241万6,000円の追加であります。

療養給付費等の負担金の確定に伴う国及び北海道に対する還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りいただきたいと思います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税5,000万円の減額であります。

現年課税分の保険税の減額であります。被保険者数の減少などにより、減額するものであります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金578万2,000円の減額であります。

負担金の確定に伴う減額であります。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金2,000万円の減額であります。

普通調整交付金の交付額の減に伴う減額であります。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金578万2,000円の減額であります。

負担金の確定に伴う減額であります。

5ページになります。

2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金8,500万円の減額であります。

調整交付金の減に伴う減額であります。

6款1項共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金5,520万2,000円の追加であります。

交付金の確定に伴う追加であります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,264万5,000円の追加であります。

1節以下、負担区分に応じた追加であります。

6ページになります。

2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金5,000万円の追加であります。

国保財政運営における財源不足額について、基金からの繰り入れを行うものであります。

8款1項1目繰越金52万6,000円の追加であります。

9款諸収入、4項雑入、2目一般被保険者第三者納付金282万9,000円の追加であります。



以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,435万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億6,974万2,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、11ページ、12ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,435万3,000円の減額であります。

納付金の確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

13ページになります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料1,347万2,000円の減額であります。

現年度分及び滞納繰越分の減額であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金88万1,000円の減額であります。

1節につきましては広域連合における共通経費の精算による減額、2節につきましては保険料軽減分の額の確定に伴う追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号、平成29年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,525万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ25億2,354万1,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、16ページ、17ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費1,000万円の減額であります。

通所介護などの利用者数の減に伴う減額であります。

2目地域密着型介護サービス等給付費3,500万円の減額であります。

認知症対応型共同生活介護の利用者数の減に伴う減額であります。

23ページになります。

3目施設介護サービス給付費6,500万円の追加であります。

施設サービス利用者の増に伴う追加であります。

24ページになります。

4目居宅介護サービス計画給付費500万円の追加であります。

計画作成件数の増に伴う補正であります。

25ページになります。

2項介護予防サービス等諸費、2目地域密着型介護予防サービス等給付費100万円の追加であります。

介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の増に伴う追加であります。

3款1項1目基金積立金15万2,000円の追加であります。

基金利子の積み立であります。

26 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、2 目介護予防ケアマネジメント事業費 54 万円の減額であります。

対象者の減に伴う減額であります。

27 ページになります。

2 項 1 目一般介護予防事業費 125 万 8,000 円の減額であります。

12 節以下、いずれも執行残であります。

28 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 90 万円の追加であります。

所得更正など介護保険料の還付件数の増加に伴う追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

18 ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 587 万 5,000 円の追加であります。

現年度分の追加であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 187 万 4,000 円の追加であります。

給付費の増に伴う国負担分の追加であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 386 万 2,000 円の追加であります。

給付費の増に伴う調整交付金の追加であります。

次に、2 目地域支援事業交付金 351 万 8,000 円の減額であります。

地域支援事業費の減に伴う減額であります。

19 ページになります。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 728 万円の追加、あわせまして、2 目地域支援事業支払基金交付金 50 万 4,000 円の減額であります。

給付費及び地域支援事業費の増減に伴う交付金の補正であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 657 万 5,000 円の追加であります。

給付費の増に伴う道負担分の追加であります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 49 万 1,000 円の減額であります。

地域支援事業費の減に伴う道交付金の減額であります。

20 ページになります。

2 目権利擁護人材育成事業道補助金 129 万 6,000 円の追加であります。

権利擁護人材育成事業に係る道補助金の追加であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 15 万 2,000 円の追加であります。

基金利子の追加であります。

21 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 275 万 9,000 円の追加であります。

給付費及び地域支援事業費の増減に伴う繰入金の補正であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 9 万 4,000 円の追加であります。

給付費の増に伴う追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、29 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 14 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,018 万 3,000 円を減額し、予

算の総額をそれぞれ3億5,069万1,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、30ページ、31ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

32ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

変更であります。幕別簡水整備事業ほか2事業につきましては、事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で2,290万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

35ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費2,018万3,000円の減額であります。

各節ともに事業費の確定等に伴う執行残であります。23節につきましては、新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

33ページにお戻りいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金183万1,000円の追加であります。

事業費の確定に伴う追加であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料144万8,000円の追加であります。

使用量の増減などに伴う補正であります。

2項1目手数料56万3,000円の追加であります。

給水申請に伴う設計手数料の追加であります。

34ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金113万1,000円の減額であります。

事業費の減などに伴う一般会計繰入金の減額であります。

5款諸収入、2項1目消費税還付金6,000円の追加であります。

6款、1項町債、1目水道事業債2,290万円の減額であります。

地方債補正で説明をいたしました補正であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

次に、36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,246万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ10億7,527万5,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、37ページ、38ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

39ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

変更であります。公共下水道建設事業ほか3事業の事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で1,110万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費253万6,000円の減額であります。

負担金などの確定に伴う減額であります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費1,642万円の減額であります。

13節以下、事業費確定に伴う減額であります。

43ページになります。

3款1項公債費、2目利子350万5,000円の減額であります。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

40ページまでお戻りいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料132万8,000円の追加であります。  
滞納繰越分の追加であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金742万円の減額であります。  
事業費確定に伴う減額であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金526万9,000円の減額であります。  
事業費の減などに伴う一般会計繰入金の減額であります。

7款1項町債、1目都市計画事業債810万円の減額であります。  
事業費確定に伴う減額であります。

次に、2目資本費平準化債300万円の減額であります。

発行可能額の確定等に伴う補正であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

次に、44ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第16号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,446万9,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億8,059万7,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、45ページ、46ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思っております。

47ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

変更であります。個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、1,080万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

50ページをお開きいただきたいと思っております。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費455万円の減額であります。  
貸付件数の減に伴う減額であります。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費990万円の減額であります。  
事業費確定に伴う執行残であります。

51ページになります。

2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費53万2,000円の追加であります。

11節及び12節につきましては、フロアの修繕及びくみ取り量の増加に伴い追加するものであります。

13節につきましては、執行残であります。

3款1項公債費、2目利子55万1,000円の減額であります。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

48ページまでお戻りいただきたいと思っております。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金32万8,000円の減額であります。  
設置基数の減による減額であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料95万5,000円の追加であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金25万1,000円の追加であります。

事業費の増などに伴う一般会計繰入金の追加であります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入 455 万円の減額であります。

49 ページになります。

2 項 1 目消費税還付金 3,000 円の追加であります。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 1,080 万円の減額であります。

地方債補正で説明をいたしました補正であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、52 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 17 号、平成 29 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 68 万 9,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 6,787 万 9,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、53 ページ、54 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

55 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」であります。

変更であります。農業集落排水整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、10 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

57 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 64 万円の減額であります。

事業費の確定などに伴う執行残であります。

3 款 1 項公債費、2 目利子 4 万 9,000 円の減額であります。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

56 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 28 万 9,000 円の減額であります。

3 款繰入金、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 176 万 5,000 円の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 146 万 5,000 円の追加であります。

5 款 1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債 10 万円の減額であります。

地方債補正で説明をいたしました補正であります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、58 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 18 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正であります。

収入であります。第 1 款水道事業収益既決予定額 5 億 7,941 万 9,000 円から補正予定額 163 万 8,000 円を減額し、5 億 7,778 万 1,000 円と定めるものであります。

支出であります。第 1 款水道事業費用既決予定額 5 億 7,151 万円から補正予定額 22 万 9,000 円を減額し、5 億 7,128 万 1,000 円と定めるものであります。

補正予算第 3 条につきましては、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正となります。

第 1 款資本的支出既決予定額 2 億 9,378 万 2,000 円から補正予定額 444 万 3,000 円を減額し、2 億 8,933 万 9,000 円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものでありますことから、本補正により、不足する額は「2億3,153万9,000円」に、また、過年度分損益勘定留保資金は「9,793万4,000円」に、さらに当年度分損益勘定留保資金は「1億3,360万5,000円」に改めるものであります。

59 ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出からご説明申し上げます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 22 万 9,000 円の減額であります。

13 節につきましては執行残、16 節につきましては漏水件数の増による追加であります。

次に、収益的収入についてご説明申し上げます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、3 目その他営業収益 163 万 8,000 円の減額であります。

新築工事の減による減額であります。

60 ページになります。

資本的支出についてご説明申し上げます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目営業設備費 444 万 3,000 円の減額であります。

事業費の確定などに伴う執行残であります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 11 号、平成 29 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 次に、お諮りいたします。

議案第 12 号、平成 29 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 次に、お諮りいたします。

議案第 13 号、平成 29 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 次に、お諮りいたします。

議案第 14 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 次に、お諮りいたします。

議案第 15 号、平成 29 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 次に、お諮りいたします。

議案第 16 号、平成 29 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 次に、お諮りいたします。

議案第 17 号、平成 29 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 次に、お諮りいたします。

議案第 18 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 19 号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例を議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 19 号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「医療介護総合確保推進法」の施行に伴う介護保険法の一部改正により、保険者機能を強化するため、市区町村による介護支援専門員の支援の充実を目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市区町村に移譲することとされましたことから、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものであります。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

以下、章立て及び条文に沿いましてご説明申し上げます。

はじめに、第 1 章、総則についてであります。

第 1 条は本条例を定める趣旨を、第 2 条は用語の定義を定めるものであります。

次に、第 2 章、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件についてであります。

第 3 条は、指定居宅介護支援事業者の指定を受けることができる者を「法人」と定めるものであります。

次に、第 3 章、基本方針についてであります。

第 4 条は、1 ページ下段から 2 ページ中段にかけて、指定居宅介護支援事業における一般原則を定めるものであります。

次に、2 ページの中段をごらんください。

第4章、人員に関する基準についてであります。

第5条は、指定居宅介護支援の事業に従事する従業者及び員数を定めるものであり、第6条は、2ページ下段から3ページ上段にかけて、管理者に関する基準を定めるものであります。

次に、3ページをごらんください。

第5章、運営に関する基準についてであります。

3ページ上段の第7条から14ページ中段の第32条にかけて定めておりますが、主に要介護者に対するサービスの適切な提供、適切な処遇、秘密の保持など指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項に関して定めるものであります。

次に、14ページ中段をごらんください。

第6章、基準該当居宅介護支援に関する基準についてであります。

第33条は、指定居宅介護支援事業者以外で、一定の要件を満たし市町村が必要と認めた居宅介護支援事業者が提供する基準該当居宅介護支援に関して、第3章から第5章までの規定を準用するものであります。

次に、第7章、雑則についてであります。

第34条は、委任規定となります。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

ただし、条例第16条第20号の施行期日については、平成30年10月1日からとするものであります。

第2項及び第3項については、条例施行に関する経過措置を定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第19号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第22、議案第22号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第22号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は20ページ、議案説明資料は8ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、平成30年度から32年度の3年間における第1号被保険者の介護保険料率の見直しと介護保険法の改正に伴い、市町村の質問調査権の範囲について改正するものであります。

保険料の所得段階につきましては、第6期事業計画の考え方を継承し、負担能力に応じた負担区分とするため、12段階の所得段階数と保険料率を設定するものであります。

また、国、道及び町からの公費負担の導入により、平成30年度において低所得者に対する保険料の軽減を行うものであります。

議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、「介護保険料所得段階別比較表」であります。内容については、所得段階ごとの保険料額を一覧表にて記載しているものであります。



大きく左側は、現行の第6期事業計画に基づく平成27年度から平成29年度までの所得段階ごとの保険料額であり、大きく右側は、第7期事業計画に基づく平成30年度から平成32年度までの所得段階ごとの保険料額であります。

それでは、右側の第7期事業計画の欄をごらんいただきたいと思います。

はじめに、第7期の基準保険料月額を算出するに当たりましては、介護給付費準備基金から1億6,500万円を取り崩し、介護保険料の上昇抑制を図ったことによりまして、現行の5,150円から250円増の5,400円とするものであります。

また、省令改正により国が定める基準所得金額が見直されたので、本町におきましても同様の見直しをすることとし、具体的には、第7段階と第8段階を区分する合計所得金額を155万円から160万円に、第8段階と第9段階を区分する合計所得金額を190万円から200万円に、第9段階と第10段階を区分する合計所得金額を290万円から300万円に、それぞれ改めるものであります。

さらに、平成30年度における第1段階の保険料率については、消費税増税分を財源として別枠で公費負担を行うことにより、0.05引き下げて0.45とするものであります。

次に、1年間の保険料額についてであります。はじめに右側の第5段階をごらんください。

1年間の保険料額については、基準額掛ける1.0となりますので、月額5,400円掛ける12か月掛ける1.0イコール6万4,800円となるものであります。

第5段階以外の段階の1年間の保険料額については、この6万4,800円に算定基準に示されている率を掛け算して、それぞれ積算することになるものであります。

議案説明資料の8ページにお戻りいただきたいと思います。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第7条第1項では保険料率について定めておりますが、8ページから9ページにかけて、ただいまご説明いたしました内容のとおり改めるものであります。

また、8ページの第7条第1項第6号アの規定については、介護保険法施行令の一部改正により、第1号被保険者に係る保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いるとされましたことから、所要の規定を定めるものであります。

次に、9ページの下から2行目をごらんください。

第7条第2項については、平成30年度における第1段階に該当する方の公費負担による軽減強化の規定を定めるものであります。

次に、10ページをごらんください。

第23条については、これまで市町村の質問調査権に関して、被保険者及び第1号被保険者の配偶者もしくは第1号被保険者の世帯に属する者等に限られておりましたが、法改正により第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の世帯に属する者等についても質問調査権の対象とされましたことから、所要の改正を行うものであります。

議案書の20ページにお戻りいただきたいと思います。

附則についてであります。附則第1項において、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

ただし、第23条の規定は、公布の日からとするものであります。

次に、21ページをごらんください。

附則第2項において、改正後の第7条の規定は平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

また、附則第3項において、附則第1項ただし書きに規定する日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 22 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

#### [陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第 23、陳情第 1 号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 1 号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### [休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 3 月 3 日から 3 月 5 日までの 3 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、3 月 3 日から 3 月 5 日までの 3 日間は、休会することに決定いたしました。

#### [散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3 月 6 日午前 10 時からであります。

14：28 散会

# 第 1 回 幕別町議会定例会

## 議事日程

平成30年第1回幕別町議会定例会  
(平成30年3月6日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之  
    (諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（6人）

# 会議録

平成30年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年3月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月6日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸
- 6 欠席議員  
18 乾 邦廣
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴  
代 表 監 査 委 員 八重柏新治      企 画 総 務 部 長 山岸伸雄  
住 民 福 祉 部 長 合田利信      経 済 部 長 菅野勇次  
建 設 部 長 須田明彦      会 計 管 理 者 原田雅則  
忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明      札 内 支 所 長 坂井康悦  
教 育 部 長 岡田直之      政 策 推 進 課 長 山端広和  
総 務 課 長 新居友敬      地 域 振 興 課 長 小野晴正  
糠 内 出 張 所 長 阿部麗子      税 務 課 長 川瀬吉治  
住 民 生 活 課 長 山本 充      福 祉 課 長 檜木良美  
保 健 課 長 白坂博司      農 林 課 長 萬谷 司  
農 林 課 参 事 松井公博      商 工 観 光 課 長 亀田貴仁  
土 木 課 長 寺田 治      学 校 教 育 課 長 高橋修二  
図 書 館 長 武田健吾
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 林 隆則      係長 遠藤寛士
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之

# 議事の経過

(平成30年3月6日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番中橋議員、13番藤谷議員、14番田口議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（細澤正典） 18番乾議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

## [一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

1、朝ドラ100作目「夏空」の誘致を。

全国の自治体では競い合うようにして、「フィルム・コミッション」と言われる映画やドラマ等の撮影の誘致活動に取り組み、全国へPRし、観光・文化振興、地域活性化へと成果を上げているところがあります。そのような中、連続テレビ小説、朝ドラ100作目の節目となります「夏空」のロケ地として、十勝が選定されたとの報道がなされたところであります。

先日行われた、平昌オリンピックでの女子パシュート金メダル獲得をはじめとする幕別町出身の高木姉妹の大活躍によって、幕別町の名が連日テレビ、ラジオに流れまして、全国に知られることとなりました。

さらに、幕別町を全国に広め、観光振興や地域の活性化につなげるためにも、「夏空」のロケ地の誘致に取り組むべきではないでしょうか。

以下、お伺いいたします。

①全国に町をPRする機会として、「夏空」のロケ地を誘致する考えは。

②十勝エリアに来客が見込まれる中、我が町に足を運ばせる手だてが必要と考えますが、見解は。2点目、ふるさと寄附金活用についてであります。

我が町は、「返礼品つき」のふるさと納税を平成 27 年 12 月に開始してから、これまで多くの温かいご寄附をいただき、堅調に推移しているところでありまして、また、特産品返礼により幕別町の PR や地元の経済活性化にも寄与していると考えます。

全国的にも注目されております上士幌町では、ふるさと納税でいただいた寄附金を先進的に活用し、まちづくりの戦略として「選択と集中」を掲げ、子育て少子化対策を重点に取り組みを始めてから、20 歳から 40 歳代の若年層、子育て世代の移住者が転入者全体の 8 割以上を占め、71 人の人口増加、これは平成 29 年 12 月末時点でありすけれども、成果を上げまして、半世紀以上続いた人口減少に歯どめをかけております。今後は、医療や介護等の充実に活用の幅を広げ、移住を促進していく取組が考えられているところでありまして。

町では寄附金の活用をどのように考えておられるのか。総花的ではなく「選択と集中」により、より効果的な活用につなげるべきではないか、また、寄附金の使途を町のホームページなどで PR することにより、町独自のまちづくりに対する応援者をさらに拡大する取組が必要と考えます。

以下、お伺いいたします。

①寄附の実績（項目別件数、金額等）と、地域経済にもたらした影響は。

②実施された事業と充当した金額は。

③今後の寄附金の活用についての見解と使途を積極的に PR する考えはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「朝ドラ 100 作目「夏空」の誘致を」についてであります。

昨年 11 月 20 日、平成 31 年度に放送が予定される NHK 朝の連続ドラマ小説「夏空」の舞台に、十勝が選ばれたことが報道されました。

この連続ドラマ小説、通称「朝ドラ」は、昭和 36 年から放送が開始され、ご質問にもありますとおり本作品で 100 作目の節目となりますが、この舞台として十勝が選ばれた背景には、晴天率やタイトルにある澄み切った夏晴れの空といった十勝の自然や気象条件が合ったことに加え、「とちかちフィルムコミッション連絡協議会」の誘致に対する活動が実を結んだものと考えております。

国内では、映画、テレビドラマ、CM などあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し支援活動を行うため、都道府県や市町村といった自治体、商工会議所や観光協会などの公的機関がフィルムコミッション事業を行っており、地域の経済・観光振興に大きな効果を上げた事例が報告されています。

十勝においても、フィルムコミッション情報の集約と窓口の一元化を行うとともに、十勝の魅力と活力の創出を図るため、平成 16 年に管内 49 の官公庁や企業などで同協議会を設立し、オール十勝の受け入れ態勢で、国内外の映画、テレビ番組、CM などのロケーションの誘致・支援やエキストラの募集などを行っているところでありまして。

昨年 10 月、十勝が選ばれる前の撮影協力の依頼に対しましても、同協議会が橋渡し役となり、脚本家や制作統括らとともに 2 度にわたって管内 19 市町村の視察に同行するなど、その希望に沿った丁寧な対応をされたとお聞きしております。

ご質問の 1 点目、「全国に町を PR する機会として、「夏空」のロケ地を誘致する考えは」についてであります。

ロケ地の誘致につきましては、前段申し上げましたとおり、本町も構成員として参画する「とちかちフィルムコミッション連絡協議会」の事務局であります「一般社団法人帯広観光コンベンション協会」が十勝の受け皿として活動を行っております。

今回の「夏空」におきましても、ドラマ序盤におけるロケ地探しの協力依頼が、同協会から管内の市町村や企業に照会されており、本町におきましても依頼に即した候補地の情報を可能な限り提供しているところでありまして。

朝ドラにつきましては、全国的にも関心度が高く、さまざまなメディアで十勝の風景や農業などが

数多く取り上げられるものと予想されますことから、本町を含め十勝をPRする絶好の機会と捉えており、また、その後のロケ地めぐりなどの観光の入り込みも期待されますことから、十勝の地域経済にとっても大きな効果があるものと考えております。

一方では、ロケ地に多数の見物客が訪れることにより、撮影に支障を来すことや、周辺の居住者にさまざまな迷惑が及ぶおそれがあることなどから、ロケ地は非公開とされ、クランクイン後も公表されないと伺っておりますが、今後も次なる候補地の照会や現地取材等が想定されますことから、本町といたしましても、引き続き、制作に必要な情報収集やロケ候補地の情報提供など、同協会の取組に対し、積極的に協力してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「十勝エリアに来客が見込まれる中、我が町に足を運ばせる手だてが必要と考えるが、見解は」についてであります。

ご質問の1点目でも申し上げましたとおり、観光の入り込みにも少なからず好影響を及ぼすことが想定され、十勝の地域経済にとってもその効果が期待されるところであります。

ロケ地への入り込み客を本町に誘客するため、パークゴルフをはじめとして、温泉施設、郷土文化施設、展望施設など既存の施設はもちろんのこと、農産物の収穫体験や酪農体験といった点在する観光素材をつなぎ合わせ、ルート化することで戦略的な周遊プランを創出するとともに、商工会や観光物産協会、農協などと連携を図りながら、活力のあるイベント等を実施することにより、交流人口の増加に努めてまいります。

このたびの平昌オリンピックでは、本町出身の高木菜那さん、美帆さんのすばらしい活躍により、一気に幕別町の名を全国に広めていただいたところであり、いわばこの追い風を利用して、本町応援大使の力もお借りしながら、町の魅力を国内外に広く発信してまいりたいと考えております。

次に、「ふるさと寄附金活用について」であります。

本町のふるさと寄附につきましては、平成20年9月に「幕別町ふるさと寄附条例」を制定し、寄附を通して、幕別町に思いを寄せる人々の意向をまちづくりに反映し、個性豊かで魅力あるふるさとづくりを進めることを目的に、スタートしたものであります。

また、平成27年には、本制度がより身近な制度となるよう寄附金の住民税の控除枠が拡大され、さらには、寄附者へのお礼に特産品などを用意する自治体が増加したことから、本町におきましても、27年12月から、町内の12事業者のご協力をいただき、特産品の返礼を開始し、現在では、23事業者において132の返礼品を用意していただいているところであります。

ご質問の1点目、「寄附の実績と、地域経済にもたらした影響は」についてであります。

特産品の返礼を伴う寄附金の実績について年度別で申し上げますと、平成27年度が4,500件で寄附額は6,652万1,000円、28年度が2万2,968件で2億7,650万4,000円、29年度が1月末現在で3万5,430件、4億258万8,000円となっており、累計としましては、6万2,898件、7億4,561万3,000円の寄附をいただいているところであります。

また、「幕別町ふるさと寄附条例」で定めております「パークゴルフの振興に関する事業」ほか8事業の寄附内訳につきましては、平成27年度からの累計で、主なものとして、「未来を担う子どもたちを守り育てる事業」に1万9,173件、寄附額で2億2,441万5,000円と全体の30%となっており、次に、「頑張る農業を応援する事業」に1万1,470件、1億3,927万5,000円で全体の19%、「地域で支え合う健康・福祉事業」に2,939件、3,553万7,000円で全体の5%となっており、「使途の指定なし」についてが一番多く2万1,648件、2億5,616万2,000円で全体の34%となっております。

次に、地域経済にもたらした影響についてであります。寄附額の約40%が返礼品の品代として協力事業者の売り上げとなっておりますので、少なくとも直接的な影響として約3億円のほか、店舗や設備の拡大、従業員の増員などが考えられます。

さらには、原材料や燃料・動力費等の納入業者が受ける間接的な影響も含め、一定程度の波及効果が生じていると考えております。

ご質問の2点目、「実施された事業と充当した金額は」についてであります。

平成 27 年度から 29 年度までの主な充当事業と金額について申し上げます。

平成 27 年度は実績がなく、28 年度は 3 歳以上児の主食提供事業用備品や後継牛確保対策事業補助金、札内コミュニティプラザの備品購入など 5 事業に 824 万 8,000 円を充当しております。

平成 29 年度は、緊急農用地排水改善対策事業補助金や修学旅行費支援事業補助金、マイホーム応援事業補助金など 10 事業に 1 億 3,825 万 3,000 円を充当しており、3 年間では 15 の事業に 1 億 4,650 万 1,000 円を充当したところであります。

ご質問の 3 点目、「今後の寄附金の活用についての見解と使途を積極的に PR する考えは」についてであります。

ふるさと寄附につきましては、条例に基づく事業に対し寄附を受けるものでありますので、その活用にあたりましては、寄附者の思いを大切にしながら、その目的に沿った形で有効に活用しなければならないと考えております。

また、寄附金の使途につきましては、毎年、広報 9 月号で、その年度の寄附件数・金額をはじめ、事業別の寄附金額や運用状況、主な使い道について公表しているところであります。

今後につきましては、町のホームページにおける公表とともに、寄附者とのつながりを築き、本町の応援者をふやしていく上でも、郵便やメール等により、個々の寄附者に対し使途の報告を行っていきたくと考えており、これらを通じ将来の交流や移住へと発展していくことを期待しているところであります。

さらに、平昌オリンピックで大活躍した高木姉妹をはじめ、オリンピックアスリートの生まれ育った町であることをホームページやふるさと寄附ウェブサイト等で紹介し、寄附者の歓心が得られるよう、より一層本町の PR に努めてまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6 番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

まずは、皆さんご承知のとおり、先般行われました平昌オリンピックで、我が町出身の高木菜那さんが二つの金メダルを獲得されまして、高木美帆さんが金銀銅のメダルを獲得されまして、高木さん姉妹の大きなご功績によって、全国に幕別町の名前が報じられまして、知っていただけることとなりまして、まだまだその熱気も続いている状況でして、昨夜もテレビ番組にご本人が出演もされている様子もありましたけれども、ここまで幕別町が熱を浴びる、注目を浴びることは、かつてなかったのかなというふうに思っているのですけれども、私のほうにも道外の知り合いの人から、すごいね、おめでとうということでも祝福をいただきまして、本当に記念碑だとか記念館だとか、そこまで建ってもいいぐらいの大きな功績だと思うのですけれども、本当にこの幕別町の名前を知っていただけたということがものすごく大きいこと、大きいチャンスとなっておりますので、ご答弁でも追い風を利用してということをおっしゃってございましたけれども、少しでもそのチャンスを生かせる形で取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それで、来年、放映されます朝ドラ、栄えある節目の 100 作目「夏空」ということで、広瀬すずさん主演ということで、十勝をロケ地として選んでいただきました。ことしの夏にはクランクイン予定ということで、少しでも我が町を取り上げていただけないかと、誘致できないかということで、期待だけは高まっていくのですけれども、ご答弁としましては、帯広観光コンベンション協会が十勝の受け皿となっているようでありまして、本町としましては候補地の情報提供はしている、そういったことであつたと思うのですけれども、ただ、よくフィルムコミッションというふうに言われておりますけれども、全国の自治体では、映画、ドラマ等々、誘致活動を積極的に行っているところもありまして、実際その誘致に成功されているところなんかは、それなりに行政のほうから行動を起こして引き寄せているという部分もありまして、中には首長さんがトップセールスとなって売り込むということもあつたり、情熱が人を動かすみたいなきことも起こっているようであります。今回、栄えある 100 作目の節目ということで、これも本当に特別なことなので、多くの皆さんの記憶に残っていくことにな



る千載一遇のチャンスということで、何かもう少し誘致に向けてもう一段の情熱、行動を起こすこと、こういったことを考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、先ほどのご答弁で申し上げましたように、十勝一丸となって、窓口を一つにして十勝に誘致をするという取組をしてきておりますので、これにさらに強力な運動、窓口を通して強力な運動をしていただきたいなというふうに思っております。ここで我が町だけが抜け駆けをしてと、こういうことにはなかなかならないわけでありまして、そこは、まずは十勝に来ていただくことが一番であります。そのシーン、シーンによって、ひょっとすると幕別のこういうところがいいのではないかと、そんな話も出てくるわけだというふうに思っておりますので、これはもうロケ地がまだ決まったわけではありませぬので、今後いろんな脚本ができ、台本ができ、そして、このシーンはこういったところで撮りたいなといったときに、我が町の情報を出して、そして我が町にロケ地になっていただければ、ありがたいなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 我が町だけが抜け駆けするのめという話もあったのですけれども、十勝のロケ地といいましても、結構似たような風景が多くあるのかなというふうに思うので、そういった情熱で引き寄せるといふ考えも、一つあるのかなというふうには思うのですけれども、ことしなんかは、高木さん姉妹のご活躍もあって、幕別町の名前がちょうど知られているようなチャンスでありまして、こういっためぐり合わせもなかなかないということではあるのですけれども、朝ドラなんかは、毎朝全国で多くの方が見ております。ロケ地となりましたら、全国から見に来られる、観光に来られるということで、やはりその後の町内の経済波及効果、それは大きいものだというふうに思っております。もう少し、少しでも取り上げていただけるよう、できる限りの積極的なご努力をいただきたい、求めたいというふうには思うのですけれども、再度ちょっとお答えありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、先ほど申し上げましたように、熱意は持ちつつも、やはりやり方というのがありますので、そこは窓口を一つにした中で、そのオーダーに応じた撮影をしていただくということが一番であろうというふうに思っておりますので、情報をたくさん出しながら、幕別町が選んでもらえるような、そういった情報提供に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。

次の②に移りますけれども、十勝エリアがロケ地になるということでありまして、仮に幕別町がロケ地として選ばれなくとも、十勝のどこかのところが選ばれて観光に来られると思いますので、そこからさらに幕別町のほうに実際に足を運んでみようと、そういうふうにしていただけるような、そういった企画も必要かなというふうに思うのですけれども、答弁の中では、戦略的な周遊プランを創出すると、あと、商工会や観光物産協会、農協などと連携を図ると。また、先ほどからお話しているとおり、高木姉妹のご活躍により幕別の名を広めていただいたということで、追い風を利用して発信したいということはおっしゃられていたのですけれども、そのオリンピック効果のところですね、もう少し具体的な答弁をいただけないのか、ちょっと具体的に何か考えられていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） オリンピック効果、これはやはりせつかくこれだけ幕別町のことを連日のように取り上げていただいて、いまや本当に、幕別町といったら、昔は帯広と池田の間ですと言わなければならなかったのが、かなりもう地図の中でも、ここだというふうには示されておりますので、本当に幕別町が高木姉妹の活躍のおかげで、北海道のどこにあつて、どんな町だといったところまで紹介されているわけでありまして、せつかくこういったもう土壌ができあがりましたので、これを冷やすことなく、私はやっぱり継続してPR活動していかねばならないというふうに思っております、実は、

けさも9時5分に、東京のFM放送なのですが、パーソナリティをやっておりますのが、第2代の観光庁長官をやりました溝畑宏さんという方なのですが、たまたま私、この方とは北海道庁に研修に行っていた時代の知り合いでありまして、この間、自治通信社の講演会がありまして、三十数年ぶりに会ったときに、実は今パーソナリティをやっていると。高木姉妹がこれだけ注目浴びたので、町長、番組に出てくれないかと、そんな話をいただきまして、もう出ます出ますって言って、それが実はきょうの9時5分ぐらいから約30分程度収録が行われまして、こういった機会もありますので、私はマスクミと接する際には、ぜひどんどんどんどん取り上げてくださいますと、私は幾らでも取材に応じますからと、そんなこともしておりますので、そういった面が一つと。あと、観光については、やはり高木姉妹を生んだ、あるいは夏も含めて5人のオリンピックアスリートを生んだ町ですよということで、まず目を引くということ。そこから、この幕別町にはこういった観光資源があって、これを例えば半日であればこういったルートで体験ができますよ、1日であればこういったルートがありますよと、そういったものをつくってPRしていきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今お話があったとおりなのかもしれませんが、そのオリンピック効果を取り入れた、もう少し具体的な取組までは、まだちょっとご検討はされていないのか。具体的なところですね、今後、幕別に足を運んでいただけるような企画のところを、オリンピック効果と絡めて具体的に何か考えられていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは繰り返しになりますけれども、まずはオリンピックアスリートを生んだ町だということを、皆さんに知っていただくことだと思います。そのことによって、幕別町はそういう町なのだ、幕別町というのはオリンピックアスリートを生んだ町なのだ、テレビで言っていた、放送されていた町なのだということを、わかってもらうことが一番最初だと思うのですよ。そうした中で、私は、幕別町の魅力をその中に盛り込んで発信をしていくということになるのであって、何か具体的にというよりは、やはり幕別町も黙っていてこれだけPRしていただいているわけですから、そこを幕別町にはこういった魅力がありますよということを、個々の魅力を訴えていく、情報提供していくことにあるのだろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） ちょっと観光として本当に足を運んでいただくには、具体的なこともいろいろ必要なかなというふうに思うのですけれども、本当に例えばでありますけれども、道の駅アルコのほうに高木さん姉妹の展示コーナーなんかを設けさせていただくとか、いろいろそういったこと、ご本人や関係者の方のご協力も必要になってくるわけなのですけれども、そういうちょっと具体的なところもご検討していただきたいというふうには思っております。そのオリンピック効果をきちんと観光のほうとリンクして取り入れていく考え方なのですけれども、そういったことを考えていただきたいというふうに求めていきたいというふうに思います。

それで、過去には、幕別で撮影のロケが行われたこともあるようでして、2007年公開の映画「遠くの空に消えた」、神木隆之介さん主演ということで、町民の方もエキストラ出演されたようでありまして、行定勲監督ということで、「世界の中心で、愛をさけぶ」「北の零年」など、そういった有名な映画の監督もされていたということでありまして、それと、古いのですけれども、昭和22年公開映画「愛よ星と共に」ということで、池部良さん主演というのもロケが行われたのですけれども、その「遠くの空に消えた」なんかは、幕別の駅の近くでロケが行われたというふうには聞いているのですけれども、それがわかるような看板なんかもないような感じだと思うのですけれども、映画とかドラマ好きの方なんかは、ロケ地めぐりということで、いろいろと観光されるというようなお話も聞くわけなのですけれども、現時点で「夏空」のロケ地がどういうふうになっていくのかわからないのですけれども、もしそういう「夏空」のロケ地として選ばれたり放映されたというふうになりましたら、やっぱりそのロケ地がわかるような形、「夏空」なんかは特にですけれども、小さな看板を立てて後々残して

いくような、そういうことも大事だと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃることは全くごもっともだというふうに思います。ただ、問題なのは、今回のロケ地というのは農村部なわけでありますので、そこに、今まで人が入っていないところに人がたくさん入り込む、そのことによって、例えば酪農家であれば防疫対策、病気がうつる、伝染病が発生するということが一つ懸念されますし、また畑作地帯であっても、今シスト線虫の問題が出ておりますので、そういったことを十分考えながら、しかもその所有者、周辺に住んでいる居住者、こういった方たちの迷惑がかからない範囲でPRをすべきだというふうに思っております。ですから、そこは関係者の理解を得た中で、できる限りPRはしていかなければならないものというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 防疫のことだとか、所有者の方にご迷惑をかけないということで、ご理解を得ながら、できることは取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、ふるさと寄附金のほうに質問を移りたいと思いますけれども、ふるさと寄附自体は平成20年10月から、寄附された方に感謝のお礼状を最初は送付をしていたと。27年度の12月から返礼品というのをスタートさせて、町内の特産品を送らせていただくことを始めましてから、さらに多くの皆さんからご寄附をいただいているようになったと思います。それで、地域経済にもたらした影響ということで、具体的な数字、少なくとも約3億円ということも示していただきまして、本当にこのふるさと寄附が地域経済の活性化に実際につながっているのだなというふうなことも感じております。

これまで累計7億4,500万円余りご寄附をいただいております。実績を答弁いただきました。うち、寄附者の方の意向としましては、用途の指定なしが一番多く2億5,600万円余り、次に多いのが「未来を担う子どもたちを守り育てる事業」2億2,400万円余りということで、子育て支援といったものに寄附者の意向としましては充てたいのだというふうなことが、ここから読み取れるのかなというふうには思っております。

それで、上士幌町さんの成功事例を冒頭で取り上げさせていただきましたけれども、実際に、その上士幌町さんのふるさとチョイスだとか、あとホームページも見てみたのですけれども、いただいた寄附が実際どういった事業に使われているのかということが、明確に載せてありました。認定こども園の保育料10年間無料化を実現したとか、それはもう本当に看板のように載せてあるのですけれども、福祉バス事業に活用しています等々載せてありまして、特にホームページ上では詳しく、29事業ぐらいだったと思いますけれども載せてありまして、金額のほうも明確に公表がなされておりました。

一方で、我が町のふるさとチョイスだとかあとホームページを見ましてでも、用途が現状ではあまり見えてこないのかなというふうに思っております。それでも、答弁にありましたように、実際に3歳以上の主食提供事業や農業に関する事業、マイホーム応援事業等々、有効に使わせていただいているということでありますから、きちっとやっぱりこれを公表していくべきだと思うのです。

答弁では、今後、町のホームページで公表していくということでありましたけれども、町のホームページのみならず、ふるさとチョイスのほうも、やっぱり簡潔的に載せていきながら、寄附者の方との信頼関係、これにかかわることでもありまして、きちんと誠実に報告していくことは大事なと思います。きちんと使い道の情報をふるさとチョイスにおいても公開して、そういったことを求めてまいりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やはり寄附された方の意向を、思いというものをしっかり受けとめて、それをあらわすということが一番大事であります。その後の、再度の寄附にもつながっていくというふうに思っておりますので、ふるさとチョイスのホームページも含めて、寄附者、こういった事業に使われたということを紹介してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 寄附された方が再度寄附されるということにつながることもありますし、また、そういったふるさとチョイスだとかホームページを見られてこれから寄附を考えておられる方なんか、そういった情報を見れば、こういう使われ方をしているのだということで、応援したいなというふうなそういったつながりにも、応援者をさらに増やしていくためにも、そういったことは必要ではないかというふうに思います。

それで、高木さん姉妹のご功績、本当にすばらしかったのですけれども、北見市では、カーリング女子銅メダル獲得ということで、ふるさと納税が準決勝進出を決めた日から増え始めて、銅メダル獲得の翌日に急増したということで、2月の申し込み件数が前年同期の4倍以上、かなり反響も大きかったそうであります。それで、ふるさと納税、寄附に関する電話の問い合わせ多数ということで、もうホームページ上でお問い合わせの窓口をわかりやすく載せてもあつたりしまして、かなりの反響はあったようなのですけれども、平昌オリンピック終わりましたけれども、我が町のふるさと納税の反響はどうだったのか、増加とかしたのでしょうか。

それで、そのことと、あと、未来のオリンピック選手を育てる事業の金額などがちょっと答弁なかったものですから、その事業の金額もどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 北見市でのふるさと納税のお話でありますけれども、今、返礼品に対するお菓子の話題ということで、お菓子が品切れ状態になっているというようなお話は何っております。

本町におきましても、インターネットでの申し込みにおきまして、自治体からの最新情報という中で、今回オリンピックに出場しまして活躍したということで、皆さんから応援いただいたところでのお礼を申し上げるとともに、町でのこの未来のオリンピック選手を育てる事業の内容について、紹介をさせていただきました。また、幕別町のサイト上での写真を高木姉妹の写真に変更しまして、高木姉妹が生まれ育った町ということをPRさせていただいたところでございます。

現在のところ、今、2月の状況でございますが、寄附の申し込みについてはあまり動きがないという状況でございますけれども、今後もいろんな場面で、こういったことをPRしていきたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） ご功績が偉大ですので、これから増えていくかもしれないというふうに期待はしておりますけれども、やっぱりPR力というのも、一つ大事なことであるのかなと思います。

それで、北見市さんのふるさとチョイスも見てみたのですけれども、そのカーリング女子のご活躍で特集もちゃんと組んでいらっしゃるって、それがちゃんと返礼品につながっていくような工夫、わかりやすく工夫されておりまして、地域のカーリングホールでカーリング体験ができますとか、返礼品ですけれども、あと、もぐもぐタイムからの「そだねー」ということで、選手がもぐもぐタイムで食べていたチーズケーキ「赤いサイロ」、既に品切れ中なのですけれども、それが品切れということで、こちらもお勧めですよということで、似たようなチーズケーキも提案なんかされたりして、ちゃんにご活躍とそういった返礼品なんかもつなげていらっしゃるのですけれども、幕別町のふるさとチョイスなんかも見ても、先ほど、何か写真を載せているという話もあったのですけれども、写真、祝金メダル高木姉妹ということで載ってはいます。載ってはいるのですけれども、未来のオリンピック選手を育てる事業のことも載ってはいますけれども、それは昨年3月に載せたものであるようであるのですけれども、日付が入っておりまして、それで正直なところ、北見市さんと比べるわけではないのですけれども、ちょっとPRが弱いのかなというような、ちょっとわかりづらいといえますか、もうちょっとつなげていくような、さらなる工夫が必要ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 北見の例をお話しされていますけれども、ちょっと北見とは我が町は比較にならないのかなというふうに思うわけでありまして、北見のカーリングは、まさしく食べているところを

テレビで取り上げられていて、それを、何を食べているのだと、これは地元でつくられているお菓子だというふうに、もう直接的に返礼品につながっていくわけです。ところが我が町を見ると、ああいったおやつの類いは実はなくて、売れ筋というのはやはり肉製品でありますので、なかなか高木姉妹の活躍から、そこにつなげていくのは難しいなというふうに思っておりますけれども、そうは言っても、せっかくの本当に機会でありますので、何かこうイメージをつなげていくような、地元でできた肉で筋力をつけましたではありませんけれども、何かこううまくイメージできるような、そういったことについては工夫を凝らしていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） いろいろ工夫して、企画力、アイデア、すごく大事なことだと思うのですが、その返礼品につきまして、高木姉妹も含めまして、我が町の現役オリンピック選手が5名もいらっしゃるということで、例えば、そういった返礼品の中に、アスリートとの交流会みたいなことも企画として考えられては、どうかというふうには思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういったことも含めまして、トータルで考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） アスリートの方は大変忙しいので、全員そろわなくても、そういった交流会を企画検討していただいて、遠方からも来られる方もいらっしゃるのかなというふうな感じはいたしております。

それで、我が町のふるさと寄附金なのですが、現状ではまちづくり基金へ積み立てしているということであるかと思えます。それで、寄附をたくさんいただいて、今後さらに増えていきますと、使い道をどのようにしていくのか、その辺もちょっと考えていく必要性が出てくるのではないかと思います。その使い道があまりばらまきみたいな感じで行っていきますと、外の目から見ると、ちょっとわかりづらいのかなというふうに思います。

上士幌町さんの件を例にとりますと、選択と集中ということで、子育て、少子化対策に重点を置いてということで、本当に目的が明確でわかりやすい。それが意味 PR 効果にもなっているということで、実際に移住・定住、人口増加と成果を上げていらっしゃるのですが、上士幌町さんは、子育て少子化対策基金条例という、きちんと条例化までしているのですが、そういった形もちょっと参考にしながら、使い道を選択と集中ということで、目的を明確化、特化していきまして条例化なんかも考えていく、そんなこともちょっと考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 使い道を絞って、寄附される方が、こういうことであれば協力したいわと思わせるような、そういった使い道というのは、これは必要だというふうに思います。

ただ、条例化のお話が出ましたけれども、このふるさと寄附が本当に永続的に続くのかどうか、そしてその財源を当てにしているのかどうかということによって、条例化ができるかということも左右してくるのかなというふうに思いますので、私は、これはどっちかという、否定するわけはありませんけれども、ネットショッピングに近いようなそういうブームの中で、今これ運用がされているというか、そういう形があらわれているのかなという気もしないでもないわけでありまして、そこは、この浮いた財源、一般財源約3割ほどということになりますけれども、それを永続的に財源として当てにして充当していくことができるかということについては、なかなか難しいのかなというふうなそんな判断をしておりますので、今は、条例化のことはちょっと別として、とにかくこういった事業であれば寄附をしたいなというふうに思ってくれるような、そういった使い道を厳選してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 根室市なんかも、基金創設ということで何かされておりますけれども、ブームで終わらないように、やっぱり寄附者とのつながりというのをすごく大事に持っていかなければいけないというふうには思っております。

ただ、やっぱり外の目から見て、ここに幕別町が力を入れているのだというところ、ここに使われていくのだ、やっぱり特化していったほうが非常にわかりやすいPRになっていく、そういうことで、寄附者とのつながりも密になっていくのかなというふうに思うのですけれども、もう一度、選択と集中のその特化していくことということと条例化の件、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 使い道につきましては、先ほども申し上げましたように、寄附者がこの使い道であれば私も寄附してみたい、あるいは寄附された方がよかったと思ってくれるような、そういった使い道を厳選してまいりたいということであります。

それと、条例については、これも先ほど申し上げましたけれども、永久的な財源であれば、私はそういったことを、条例をつくってそこに充てていくのですよということ、そのほうがわかりいいのだろうというふうに思いますけれども、これがいつまで続くかわからない中で、それを当てにして、基金条例までつくって当てにして、使途を条例の中で決めていくということは、果たして現段階においてはどうなのかなと、はなはだ疑問に感じているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。最後に、理事者の皆様の今後のご努力にご期待を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：48 休憩

11：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 通告に従いまして、質問させていただきます。

鳥獣害対策の実情と今後の課題解決について。

鳥獣による被害は全国に及び、被害額は200億円前後と甚大な被害となっている。この状況を踏まえ、鳥獣による農林業に与える被害が深刻化する一方で、鳥獣駆除の担い手である狩猟者の減少と高齢化が進んでいる現状にあり、今後の捕獲等に係る人材の確保が急務であると、国では、鳥獣害防止措置法の一部改正を平成24年3月に行うとともに、平成26年5月には鳥獣保護法の一部を改正するなど鳥獣捕獲強化対策を策定し、10年後までに鹿、イノシシの生息頭数を半減とすることを目標に対策に当たることとしたところである。幕別町においても狩猟者の減少・高齢化が進んでおり、状況は全国と同様に深刻であり、今後の人材確保について早急な対策が求められている。

幕別町の鳥獣被害防止対策は課題を抱えながらも、「幕別町鳥獣害防止計画」に基づき、ゆとりみらい21推進協議会に鳥獣害対策専門部会を設け、北海道猟友会帯広支部幕別部会の協力をいただき、鳥獣の捕獲に取り組み、農林業被害については減少傾向にあり一定の成果は見られるものの、いまだ農林業に与える鳥獣被害は深刻である。さらに有害鳥獣駆除を取り巻く課題は多く、一刻も早い解決が望まれているところである。

これを踏まえ、以下の点について伺う。

1、鳥獣害の調査方法及び被害状況と捕獲状況は。

2、捕獲された鳥獣の残渣の処理について、町での一括処理の考えは。また、処理場の設置の考えは。

3、狩猟者の育成、啓蒙、狩猟者への助成の状況は。

4、鳥獣被害対策実施隊の設置状況は。

5、認定鳥獣捕獲等事業者の利用の考えは。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 寺林議員のご質問にお答えいたします。

「鳥獣害対策の実情と今後の課題解決について」であります。

鳥獣は、多様な自然環境を維持していくため重要な要素の一つであります。その一方で特定の鳥獣による農林水産業などに係る被害が深刻な状況にありますことから、国や地方公共団体等が連携し、鳥獣の個体数管理や被害防除対策などによる総合的な対策を推進しているところであります。

道内における有害鳥獣による農林業被害額は、平成 23 年度の 72 億円をピークに、国の支援策である鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業などの実施により、28 年度には 47 億円となり、年々減少しつつあります。

なお、この農林業被害額の約 8 割をエゾシカが占めておりますが、その推定生息数は、平成 23 年度における 68 万頭をピークに、28 年度は 45 万頭に減少しているところであります。

本町における有害鳥獣対策につきましては、「幕別町鳥獣被害防止計画」に基づき、行政、農業関係団体、猟友会など、地域が一体となり、ゆとりみらい 21 推進協議会を中心に被害の防止に取り組んでいるところであり、特に大きな被害を及ぼすエゾシカにつきましては、銃器やくくりわなによる捕獲に努めてきた結果、町の農業被害額は減少傾向にあるものの、一部の地域では依然として、被害が減少している実感が伴っていないとお聞きしているところであります。

鳥獣被害は、農作物への直接的な被害のほか、農家の生産意欲の減退を招くことから、農業を基幹産業とする本町にとっては重要な課題であり、被害防止対策の推進に当たりましては、まずは農業者みずからがくくりわななど対策を講じていただくとともに猟友会の協力が必要不可欠であると考えておりますが、会員の高齢化に伴う担い手不足など、推進体制にも課題があると認識しているところであります。

ご質問の 1 点目、「鳥獣害の調査方法及び被害状況と捕獲状況は」についてであります。

本町では、鳥獣被害の発生状況などを把握し、今後の被害防止対策の基礎資料とするため、毎年 1 月に町内農業者全戸に対し、アンケート方式による「鳥獣被害実態調査」を実施しております。

調査の内容といたしましては、農畜産物に対する被害の状況やみずから行う被害対策の実施の有無、さらに、被害を食い止めるために必要と考えている対策、狩猟免許取得についての検討状況などについて調査を行っており、本年度につきましては、564 戸のうち 198 戸から回答をいただき、回答率は 35.1%でありました。

この調査による被害状況であります。回答をいただいた方の約 80%の 137 戸が被害ありと答えられ、その被害額の合計は約 3,690 万円で、昨年と比較しますと 30 万円の減少、率にして 0.8%の減となっております。

被害額の内訳は、エゾシカによるものが 60%以上を占め、次いでキツネが約 18%、カラスが 13%となっており、作物別の被害面積では、てん菜が約 8 ヘクタールで全体の約 30%と一番大きく、次いで豆類、バレイショの順となっております。

有害鳥獣駆除における本年度の捕獲状況につきましては、3 月 1 日現在で、エゾシカが 597 頭、キツネが 240 頭、カラスが 398 羽となっており、エゾシカの年度末の捕獲見込頭数につきましては、昨年度の 679 頭より少ない、630 頭前後になるものと予想しているところであります。

ご質問の 2 点目、「捕獲された鳥獣残渣の処理を町で一括処理することと、処理場設置の考えは」についてであります。

捕獲された鳥獣につきましては、環境省からの通知や指針等により、基本的には狩猟者が持ち帰って適切に処理することとなっておりますが、地形的要因等により持ち帰りが困難な場合には、生態系に影響を与えない適切な方法で埋設することができるとされておりますので、本町におきましても指針等に従い、適正に処理をされているものと認識いたしております。

捕獲されたエゾシカの処分方法といたしましては、民間の食肉加工施設に持ち込み、エゾシカの生肉やハム・ソーセージなどの加工品として有効活用されている場合もありますが、活用しない場合には、持ち帰って他町村に所在する焼却等による処理施設などに持ち込んで処分するほか、捕獲場所での埋設になります。

食肉加工施設への持ち込みにつきましては、食肉への活用という観点から、着弾箇所や捕獲直後の処理など捕獲方法が限定されることや、町で食肉加工施設を設置する場合には、販路の確保や採算性など、難しい側面があります。

焼却等による処分施設などへの持ち込みにつきましても、施設までが遠距離であったり、処分に係る手数料の負担など、また、町で焼却等による処理施設を設置する場合も、立地による地域への影響が大きいことから、その設置場所や財政的な負担など、多くの課題が存在します。

以上のようなことから、現段階では、町が一括処理を行うことや、処理場を設置する考えには至っておりません。

ご質問の3点目、「狩猟者の育成、啓蒙、狩猟者への助成の状況は」についてであります。

道内における狩猟者数は、昭和53年の約2万人をピークに減少を続けてきましたが、平成19年にわな猟免許が新たに創設され、農家の自衛意識の高まりなどから、28年度末における狩猟免許所持者数は、約1万1,400人となり、やや増加傾向で推移しております。

狩猟者が増加することにより、有害鳥獣駆除の体制強化が図られることから、ゆとりみらい21推進協議会では平成22年度から、わなや銃器の狩猟免許試験の受験対策として北海道猟友会が開催している予備講習の受講費用を助成しており、あわせて予備講習が行われる時期に、農業者等に対し免許取得に係る周知・啓発を行っているところであります。

なお、本町における狩猟免許所持者の総数は、平成28年度末で108人となっており、ここ数年の推移を見ますと、わな猟免許の所持者数が一定しているのに対し、銃猟免許の所持者数が漸減してきていることから、総数はやや減少傾向にあります。

このことは、猟友会幕別部会の会員の高齢化が一つの要因として考えられることから、今後、猟友会や関係機関と協議を行い、さらなる担い手対策を講じていかなければならないと考えているところであります。

また、捕獲意欲を喚起し、鳥獣被害の軽減を図るため、エゾシカ1頭当たり5,000円、キツネ3,000円などを、町内での有害鳥獣の捕獲に対する謝礼として町から交付するとともに、国が行う鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を活用し、捕獲活動に係る経費等として、エゾシカ1頭の捕獲に対し8,000円、キツネ1,000円などの上乗せ補助を行っております。

こうした狩猟者への直接的な補助のほか、ゆとりみらい21推進協議会では、射撃大会や狩猟指導員研修会への参加など、猟友会が行う狩猟者の技術向上を図るための事業等に対しても、補助を行っております。

ご質問の4点目、「鳥獣被害対策実施隊の設置状況は」についてであります。

鳥獣被害対策実施隊は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法」第9条の規定により、鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、市町村が設置するものであります。

本町におきましては、平成24年4月に、農林課、経済建設課の職員、有害鳥獣駆除作業員、猟友会で組織する実施隊を設置しております。

主な業務といたしましては、農業者等からの有害鳥獣出没の通報を受け、駆除を実施するほか、駆除作業員につきましては、被害が多く発生する地域を中心に、4月から11月までの間、町内を定期的



に巡回し駆除を行っております。

また、毎年春には、茂発谷地域において、実施隊による一斉捕獲を行っているところであります。

ご質問の5点目、「認定鳥獣捕獲等事業者の利用の考えは」についてであります。

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、平成26年5月に改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の捕獲等を行うための必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲事業を実施する法人について、都道府県知事が認定する新たな制度であり、発注者との契約に基づき、鳥獣の捕獲を確実に実施していく担い手として期待されております。

認定された法人は、2月13日現在、全国で130事業者となっており、道内では19事業者、十勝管内では1事業者であり、事業者の多くは、銃による捕獲を中心に認定されております。

本町における有害鳥獣の駆除に当たっては、猟友会の会員が、鳥獣の生態や生息域を熟知するとともに、発砲音による牛馬への影響など、地域事情を熟知した中で、地域との連携及び信頼関係のもと、安全かつスムーズな捕獲により、毎年相当な数を駆除しているところであります。

農地はみずからが守るという精神のもと、猟友会の会員の約半数が農業者であることから、町といたしましては、現段階では、猟友会による駆除に主軸を置き、鳥獣被害対策を進めてまいりたいと考えております。

また、先の行政執行方針の中で申し上げました愛知県に本社を置く企業「キャリアオ技研株式会社」と、昨日、連携協定を締結いたしましたことから、同社が有するICT技術を活用した、より効率的かつ効果的な捕獲の実証実験に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、寺林議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） それでは、再質問をさせていただきます。

鳥獣害の対策の実情と今後の課題解決についてということで質問させていただいているわけですが、鳥獣害の被害については、質問内容にも書かせていただきましたとおり、全国的な大変な被害でありまして、北海道、この幕別町も変わらぬ大きな被害を受けているということで、国としても、大きな対策を打ってこの被害を軽減させていかなければならないというようなことで、それぞれの自治体が行っているわけですが、幕別町においても、ゆとりみらい21推進協議会を中心といたしまして、猟友会の幕別部会の協力を得ながら、近年、大分、頭数は、鹿に限って申させていただきますと、減ってきているのかなど。被害も現状、軽減されてきているというふうには見ているわけですが、ただ、中には、減っているところは極端に減って、逆に増加している地域も多く見受けられるということであります。

そういう中で、対策について伺っていきいたいというふうに思いますけれども、まずは、最初の鳥獣害の調査の方法についてでありますけれども、私の知る限りでは、農業者へのファックスでの調査ということで、関係機関等の情報提供であるとか、そういうことについては、なかなか見えてこないのかなというふうに思うわけですが、農業者でのアンケート調査の内容でありますけれども、なかなか細部にわたっての被害状況の把握に至っていないのではないかなというように思います。ご質問したいわけですが、ただ、その中身については、被害状況を明記して出していただきたいということでありますけれども、最初に来るのが被害面積でありまして、それから算出された金額になってくるかというふうに思いますけれども、そのほかに牛馬等の被害はないかというようなことでありますけれども、大きく農業被害になる部分については、やはり鳥獣の踏圧等による農作物の傷み、それから発生する病害等が大きく被害に要因しているというようなことがありまして、そのような点を踏まえた中で調査であったのかどうかと、また、その内容についても、その点まで調査をされていたのかどうかをお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 町で行っております鳥獣被害実態調査でございます。

これにつきましては、毎年1月に農業者を対象に調査を実施いたしております。具体的な内容でご

ございますけれども、今お話ありました踏害ですとか、要は踏んだ被害、あと病害までは、そこまでは調査をいたしておりますけれども、直接的な被害があったものに対して回答していただくような中身になっております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） ただいま、踏害については、それから発生する病害被害については調査は行っていないということでもありますけれども、この点が一番大きな被害でありまして、この点についても、調査内容を今後精査していただきながら、細部にわたっての被害調査に当たっていただきたいというふうに考えるところであります。

ほかに、この農林業被害ということで、農業についての被害については、それぞれ関係機関からの情報もいただけるのだろうというふうに思っておりますけれども、林業についても、大きな被害が発生しているということについて把握をしていただきたいわけですが、林業については、幕別町においては幕別町森林組合が大きく関係されて、植栽また伐採等にかかわっていただいているわけでもありますけれども、森林組合においても、被害の発生状況については把握はしているということでありまして、この内容については調査はしていないけれども、植栽後の下草刈りの際に、いろんな形でその被害状況を把握しているということでもありますけれども、特に植栽後、顕著にあらわれる被害について、やはり我々としては、林業の被害についても、今後、幕別町としても把握しながら対応に当たっていただきたいというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 本町におきます林業被害の関係でございますけれども、過去、林業被害に対しては、調査を実施いたしておりませんでした。ただ、森林組合さんからは、そういった被害も多少はあるという話をお聞きいたしておりますので、今度、そうした調査も実施してまいりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） よろしく願いたいというふうに思います。農業被害のみならず、農林業被害、多額な被害に及んでいるわけでありまして、数年前ですか、畜産大学との被害状況調査というものが行われたようでもありますけれども、南幕別地区でも調査に当たっていただいていたわけなのですが、その後の調査結果でありますとか、内容等はどうかということについては、なかなかその内容が見えてきていないわけでもありますけれども、やはり十勝管内にある大学と連携して調査の実態を調べた中で、今後についての被害に向けての対策が必要であろうというふうに思うわけですが、この点について、今も継続されているのか、また、その調査された結果ということがどういう形で生かされてきたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 帯広畜産大学との連携についてでございますけれども、大学のほうから町のほうに依頼がございまして、町内の要所要所にセンサーカメラを設置したいと。そのセンサーカメラにつきましても、動物の動きに対して、設置したカメラが自動的にシャッターを切って、その生態状況を確認するといったものでございます。この調査結果につきましても、まだ帯広畜産大学さんのほうからはいただいておりますけれども、いずれ来るかと思っておりますので、そういった情報を今後、町の被害防止計画に盛り込んで実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 今回の調査の内容について、今後の鳥獣の生態調査にもつながってくるようになるかと思っております。今後の被害対策に向けて大きく寄与するものだと思いますので、ぜひ、その調査結果を生かしていただきたいというふうに思うところであります。

また、幕別町鳥獣害防止計画の中で、対象鳥獣ということで、近年大きく取り上げられてきておりますアライグマ、これについては、被害の確認はなされてはいないわけですが、近郊の帯広市、

芽室町あたりでは、目撃情報もさることながら、施設への侵入また捕獲等も倍増する勢いで増えているというように確認をさせていただいているところでもありますけれども、幕別町においても、アライグマの確認については、私の聞くところでは確認はされているというところでもありますけれども、町としての把握状況、またその対応について、今どのような形でなされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） アライグマについてでございます。

アライグマにつきましては、今お話がありましたとおり、被害がどんどん拡大してきている状況でございます。幕別町につきましては、昨年、1頭捕獲いたしております。それ以外にも目撃情報が何件かございますので、今後、特に春先、子育てシーズンになりますけれども、この時期に捕獲を行うのが効果的という話を聞いておりますので、主に箱わなをかけて、捕獲に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） アライグマについては、もともと日本にいなかった動物でありますけれども、日本の気候に合っているというようなことで、増殖率というか、大変な勢いで増えていくというように伺っております。北海道内でも大分頭数がふえ、被害が大きくなっているということはお聞きしますけれども、被害が最初から発生していた本州あたりでお聞きしますと、農作物の被害のみならず、まち場にも入り込んで住宅の中に住み着いてしまうというようなことを伺っております。このアライグマについては早急な対策が必要であると。これは、放置しておく、農業被害のみならず一般家庭、一般住民の方々にも危害が及ぶというような大変な動物でありまして、どこの自治体の取組状況を見ましても、早急な対策が必要だというふうにならわっているところでもあります。

また、近年、幕別町においても、ヒグマの出没を知らせるファクス等が、年に幾度となく入っているわけでありまして、農作業に当たる農業者にとっては大変な脅威でありまして、なかなか圃場で足跡を確認した際には、その圃場には行きづらいというような。当然、生命の危険にもさらされるわけでもありますから、大変なことですのでけれども、この熊の出没についても、当初は山間部というようなことで、南幕別あたりが多かったわけですが、最近は幕別町本町の近郊でも足跡が発見されるだとかというようなことになっているようでありまして、早急に対策を打っていかねばならないということはもちろんでありますけれども、生息を確認した時点で対応も大きくかわってくるわけでありまして、熊については、皆さんご承知のとおり、1日50キロもの距離を移動するというようなふうにも伺っております。

こういうような凶暴なアライグマ、ヒグマ等の出没の調査についても、しっかりとさせていただきながら、早急な対応をさらに進めていただきたいというふうに思うところであります。今後のアライグマ、ヒグマ等についてのさらなる対策について、もしありましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 現在、アライグマにつきましては、十勝管内で被害対策専門部会みたいな会議を設置しまして、今後、情報を共有しながら、被害対策を実施していくという体制を整えております。

ヒグマにつきましては、なかなか実態といいますか、そこら辺がまだわからない状態でございます。ただ、今までの足跡ですとかそういう発生状況を見ますと、豊頃の方の山のほうから来たりだとか、新川の十勝川のほうから上がってきたりだとか、で、帯広方面に抜けていくような、そういったルートが大体見えておりますので、そこら辺につきましては、町の駆除作業員がおりますので、巡回する中で防除に当たっていききたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 各関係機関、また近隣市町村、十勝管内のいろんな情報を集めていただきながら、

スムーズな対応に当たっていただきたいというふうに思うところであります。

次に、二つ目の、捕獲された鳥獣の残渣の処理について、町での一括処理についてということでありまして、年間において、鹿については600頭以上、本年は630頭、キツネについては240頭と、このほかにカラス、ハト等が駆除されているわけですが、捕獲された鳥獣については、なるべく有効利用していただきながら、そのほかについては、持ち帰れないものについては適正処理をしていただくということで、私も、しっかりと適正処理をされているものだと認識しているわけでありまして、ただ、やはり有効利用をするために、やはり中にはそのまま1頭持ち帰られる方がほとんどであって、そこから出る残渣については相当量が想像されるということでありまして、その残渣については、今申したとおり、捕獲された狩猟者が処理に当たるということでもありますけれども、この点については、あまりにも負担が大きすぎるのではないかなというように考えるわけですが、今後、後ほど質問もさせていただきますけれども、狩猟者の維持、確保についても、このようなことがかかわってくるのではないかなということで、町の対応についてお聞きいたしますけれども、この残渣について、一括処理については考えていないということでもありますけれども、ただ、国のほうでは、鳥獣害被害防止特措法に基づいて、被害防止の取組に対し、市町村が処分に要した経費は、特別交付税をもって8割を手当てするということをやっているわけですが、こういうことから見ていくと、狩猟者が処分するに当たっては全額、狩猟者負担ということになるわけですが、町で行う場合については8割を手だてしていただけるということでもありますので、これ、町が処理することのほうが経費としてはかからないことは明確であるのですが、このような点を踏まえてもやはり処理をしていただけないということでしょうか。やはり再検討いただければなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 処理に関するご質問でございますけれども、基本的には狩猟された方が適正に処理しているかというふうに考えておりますけれども、その負担につきましては、町として、今後猟友会の皆さんと協議をしながらご相談させていただきながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 猟友会の皆さんにお聞きしますと、やはり残渣の処理が本当に大変なのだというような切実な声をお聞きするわけで、芽室町においては残渣の処理のための施設を3年前ですか、建設されたということでもありますけれども、ただ、維持費として年間500万円ほどかかっているそうがあります。ここにも国の手だてがあったというふうにもお聞きしますが、やはり、本町にもその処理施設があれば、これはもう大変狩猟者にとってはありがたいことでもありますけれども、ここについては経費もかかる。ただ、これについても、国のある程度の手だてをいただけるものであれば、検討していく価値はあるのかなと私は考えるわけですが、残渣の一括処理の部分、またさらには将来に向けての処理施設等の考えを改めてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 芽室町の例は私も承知をしております、年間維持管理、赤字の部分がもう500万円程度かかるのだということでもあります。これも、恐らく処理頭数が増えてくればまた赤字幅というのも少なくなってくるのかなというふうに思います。こういった施設については、それぞれの町が持つことがいいのか、あるいは広域的に処理するのがいいのかということもありますので、例えば、市町村が処理をするという場合であっても、市町村が主体的になって、委託によって処理しても、多分交付税の対象にはなってくるのかなというようにも考えられますので、そういった広域処理も含めて、どういったあり方がいいのかについては検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 何度も言うようですが、残渣の処理については、大変、駆除に当たっている方々の負担は大きいということでもありますので、今、町長からいただきました答弁の内容のとおり

だと私も思っております。それぞれの町でこのような施設をそれぞれが持つということは、これはもう、当然経費もかかるし維持費もかかるということでありますので、いろんな町村と連携しながら、また猟友会の皆さんのご意見を伺いながら対応に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、狩猟者の育成、啓蒙、また狩猟者への助成という状況でありますけれども、先ほど狩猟者の登録人数については、若干増えているのだというようなことを答弁でお聞きしましたけれども、中身を見せていただきますと、くくりわなの免許を取られる方が増えてきているということで、私もその点については十分理解、また確認もさせていただいているところでありますけれども、くくりわなで捕獲しても、くくりわなの狩猟免許では殺傷まではできないと。ここにはやはり銃猟免許を持った方々が対応しているということでありまして、やはり駆除するに当たって、捕獲されたときには銃猟免許を持った方々がそこへ出向いて駆除をするということになるわけで、答弁の中にもありまして、銃猟免許を持たれている方はやはりもう激減してきていると。さらに高齢化を迎え、今後、免許を取る方の確保すら難しい状況にあるのだということをお聞きしているわけですが、この状況の中で、これまで行われてきた育成、啓蒙について、やはりまだまだ力を入れていくべきではないのかというふうに思うわけですが、猟友会の方にお聞きしますと、今後10年後、果たして、今、主流になっている40代、50代の方々が山の中を歩いて捕獲に当たれるかという、そういう自信はちょっと持てないというようなことを伺っております。先ほどお話ししたアライグマ、またヒグマ等の被害が出る前に、こういうしっかりとした手だてをしていくことが必要であるというふうに考えますけれども、さらなる育成、啓蒙についてのお考えはございませんでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 担い手の確保ということでございますけれども、現在、町では、町長の答弁にもありましたように、銃やわなの免許に係る予備講習の講習費用を、ゆとりみらい21推進協議会を通じまして助成を行っているところではありますけれども、特に、お話がありましたように、銃の狩猟免許につきましては、狩猟免許の申請から教習、資格の認定ですとか、銃の所持許可、狩猟者登録などさまざまな経費がかかりまして、かなり高額な額になるというふうにお聞きをしております。そうしたことから、さらなる担い手の確保対策といたしまして、それらの経費の一部を助成させていただいて、狩猟免許取得の気運を高めていこう、啓蒙していこうというようなことを今検討しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） その狩猟者の中では、やはり町だけでなく十勝管内、十勝管外の関係者とのいろんなお話の中で、その町々の状況をお聞きしているというふうに伺っております。十勝管内でも対応策については統一性は望めないかもしれませんが、大きく差は出てきているということをお聞きしております。個人への助成ということについては、私もこれは内容をしっかりと考えながら行っていかなければならないのかなというふうに思いますけれども、近郊の町では、銃免許を取得した方に機材の助成ということで、1人当たり金額にして19万円を超える金額を助成されていると。この内容については、その助成金が銃器の取得に当たる助成であるというふうにお聞きしているわけですが、やはりそういう内容についても狩猟者の方々は耳にするわけで、決して多額の助成が望ましいということではないと思うのですけれども、やはり町としての今後のあり方について、しっかりと対応していく姿勢が必要なのだろうというふうに考えるわけで、その点につきましては、次の4番の鳥獣害対策実施隊の設置状況ということで、例えば、設置されている内容について、答弁の中でお聞かせいただいたわけでありますけれども、これについても、実施隊のメリット措置ということで、大きく狩猟者についての国からの支援があるわけでありまして、例えば、実施隊の活動経費については、経費の8割は特別交付されるということであったり、ライフル銃の所持許可についても、ただいま、継続10年以上の猟銃の所持がなければライフルを持てないわけでありまして、それについても10年持たなくてもライフルの所持が可能になるだとか、ほかにも何点かあるわけですが、こういうこともしっかりと利用しながら今後の担い手確保に当たっていくことが必要だというふうに考え

るわけですがけれども、例えば、実施隊の中に狩猟者をもっと拡充し、将来を担う若手を支援していくというようなことも可能かというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 実施隊につきましては、町の職員、それと町の任命しています有害駆除の作業員、それと猟友会が隊員となっております。ですから、猟友会を、まずその会員の増加、これをまず図る必要があるのではないかと考えているところでございます。そのために、まずはその狩猟免許の取得、あと銃の所持許可、まずこういった資格を取らないと猟友会には入れないということになりますので、まずはそうした支援をまず行って、そういった体制を固めていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 猟銃免許を取得して、その後猟友会に加盟して、その後の対応であるということだろうと思っておりますけれども、やはり国でもいろいろな施策を講じてこの鳥獣害対策に当たっているわけでありまして、うまくこの内容といいますか施策を利用しながら、人員確保、またその体制づくりに向かっていただきたいというところであります。

次に、最後の、認定鳥獣捕獲等事業者の利用の考えはということで、答弁にございましたとおり、ただいま猟友会幕別部会の皆さんの協力を得ながら、また地域の皆さんとともに有害鳥獣対策に当たっていただいているわけでありまして、当然その猟友会の皆さんのメンバー構成については、おっしゃられたとおり農業者がほとんどを占めるという中において、やはり地理的にも十分わかっておられるし、生育地域についても熟知されているというようなことから、私もこの体制をしっかりと拡充しながら対応に当たっていただけることがベストであろうというふうに思うわけでありまして。

しかし、今後の状況いかにによっては、なかなかそういう状況が継続できないこともあろうかと思っております。ただ、この制度を利用するに当たっては、認定鳥獣捕獲等事業者制度と、事業者については法人でありますので、これはビジネスとして考えているわけでありまして、果たしてこのボランティアに近い猟友会の皆さん方の理解のもと取り組んでいる鳥獣対策が、このビジネスの中で果たしてどういう形になるのかなということを考えると、大変不安に思う点も多々あるわけでありまして、答弁にもありましたように、国内で130事業者、北海道においても19の事業者が既に認定鳥獣捕獲等事業者として認定されているわけでありまして、その道内にある19社の中で、3社が夜間の狩猟をできる要件を満たしているということでありまして、夜、銃を発砲するということは信じられないわけですが、そこに向けたしっかりとした要件を満たしているということでありまして、これ、自治体として認めると、夜間の捕獲もできるということでありまして。

なかなか今の幕別における鳥獣対策に合わせてみますと、そぐわないところも多々あるのかなというふうに思うわけですが、先ほど答弁の中では、なかなか今後に向けても利用することは難しいのではないかと、今の体制を維持していきたいという町長の答弁でありました。そのためにも、しっかりと今の体制、また猟友会の皆さんの今後の担い手となる後継者の確保をしっかりとしていくことが必要であろうというふうに考えるわけでありまして。もう一度、その点について町長から答弁をいただければと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町内で発生する鳥獣害の被害については、一番被害を受ける農業者がまずは自己防衛意識にのっとって銃器の免許を取っていただくことが一番であろうというふうに思いますし、そこは十分期待したいというふうに思います。そんな中で、猟友会の会員を拡充していくことが、まず一番優先すべきことでもあります。ただ、このままの流れでいきますと、漸減傾向、どんどん尻すぼみになってしまうことは明白でありますので、これは猟友会とのお話し合いになるというふうに思いますけれども、どういった形が会員増強につながっていくのか、その措置をまず考えていくこと、そして、結果的には会員を増やすことが一番でありますし、また実施隊の拡充も今4名程度入っておりますけれども、これを猟友会の会員を増やすのと並行して、実施隊の拡充もできないのかということも考

えていかなければならないというふうに思います。それであっても、どうしても会員が増えない、有害鳥獣駆除に支障をきたすということになれば、一番最後のご質問にありました認定事業者、こういったことも将来的にはひょっとすると考えていかなければならない、そういう時代も来るのかなというふうに思いますので、いずれにしても効率的、効果的にしっかりと捕獲をしていく、それが一番大切でありますので、その体制づくりについては、猟友会ともどもお話し合いをさせていただきながら、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） しっかりと対策に当たっていただきたいというふうに考えるわけでありませけれども、鳥獣害に悩む被害者、農業者、林業者、決して鳥獣の根絶を望むわけでないわけでありまして、被害は多少なりとも減少し、今後継続的に経営を続けていければということをお願いを望むわけでありまして、この先10年、20年見据えた行政、農業関係者、猟友会の協力のもと、今後の課題解決に努力していただくことをお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、寺林俊幸議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:57 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

学びの場として積極的に活用される学校図書館の環境づくりを。

2020年度実施予定の新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を重視しており、これからの学校図書館には、児童生徒による課題の発見・解決のために必要な資料・情報の収集、選択など、学びを効果的に進める基盤としての役割が一層期待されています。

幕別町においては、読書環境の整備に向けて「幕別町子どもの読書活動推進計画」を策定し、その柱の一つに学校図書館の整備・充実を掲げており、2018年度からは第3期計画に基づいた施策を進めていくところであります。

町内小中学校図書館は、蔵書については国が定める学校図書館図書標準の90%以上を達成し、町内五つの中学校図書館蔵書のデータベース化などの基盤整備にも取り組んでいます。

しかしながら、現状に合わない古い書籍が散見されるなど、子供たちがみずから正しい情報を見つけ出して活用するには適さない状況もあります。学校図書館に期待される役割を最大限に果たすためには、資料の充実と図書館の運営に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実や業務を支える体制の整備を図り、誰もが活用できる環境づくりをしていくことが重要と考えます。

学校図書館は読書の楽しさを伝えることはもちろん、主体的な学びの場として、また時には図書ボランティアや地域の人たちの協力を得ながら、子どもの豊かな育ちを支援する場として重要な役割を担っていると考えますが、以下について伺います。

①町内学校図書館の活用状況及び公共図書館との連携は。

②蔵書構成及び更新基準についての考えは。

③小学校への蔵書管理データベースの導入予定は。

④学校司書を配置し、ソフト面の読書環境を充実させる考えは。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「学びの場として積極的に活用される学校図書館の環境づくりを」についてであります。

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒や教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として、学校に設置することとされております。

また、近年では、児童生徒の読書活動や読書指導の場となる「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報収集に対応する「情報センター」としての機能を有する学校図書館を活用した「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進めていく役割が求められております。

ご質問の1点目、「町内学校図書館の活用状況と公共図書館との連携は」についてであります。

はじめに、町内学校図書館の活用状況についてであります。平成29年11月に町図書館が実施したアンケート調査の結果において、「ふだん、どのくらい学校図書館へ行きますか」の問いに対して、「月に1回以上行く」と答えた児童生徒の割合は、小学生で72.8%、中学生で47.3%、「月に1回以上行かない」と答えた割合は、小学生で25.4%、中学生で50.4%となっております。

行かない理由としては、小学生は「休み時間は友達と遊んでいたり、勉強したりしているから」、中学生は、「休み時間に行く暇がない」との回答が寄せられております。

また、各学校では、学校図書館を利用し、児童生徒の読書活動の推進を図るために、朝読書の時間や読書活動推進期間等を設け、児童生徒の読書習慣を定着させる取組を推進するとともに、総合的な学習の時間等において、本や新聞などの資料を活用した調べ学習などをはじめ、各教科のさまざまな場面において学校図書館を活用しているところであります。

次に、公共図書館との連携についてであります。町図書館が学校からの要請に応じ、学校図書館に関する相談や学校訪問を実施しているところであり、うち小学校6校と中学校4校におきましては、公共図書館としてのノウハウを生かし、学校図書館のリフォームやディスプレイの改装をサポートするなど、学校図書館が児童生徒にとって居心地のよい空間となり、利用の活性化につながるよう支援しているところであります。

また、中学校におけるキャリア教育の職業体験学習の受け入れも行っており、町図書館において図書の貸出しや整理等の業務を経験することで、図書への関心や読書への理解を深める機会となっております。

さらに、小学校には、学校図書館の運営の参考とするために、町図書館において作成いたしました「学校図書館運営の手引き【小学校編】」を配付し、活用いただいております。中学校では、町図書館と同じシステムにより蔵書管理を行っておりますが、担当教員や生徒の負担軽減を図るため、町図書館職員が図書の登録を行っているところであります。

今後におきましても、引き続き町図書館職員が、古い書籍、あるいは時勢に合わない書籍の除架や除籍といった図書の更新に協力するなど、学校図書館が児童生徒の学びの場として活用しやすい場となるよう、各学校と連携し、その環境づくりや円滑な運営につながる支援に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「蔵書構成と更新基準についての考えは」についてであります。

はじめに、蔵書構成についてであります。平成29年5月1日現在における小中学校の学校図書の蔵書冊数につきましては、文部科学省が定める「学校図書館図書標準」に基づき算出される蔵書冊数を目標としているところでありますが、平均達成率は、標準蔵書冊数に対し、小学校で98.3%、中学校で91.1%、全体では95.2%となっており、達成率が100%を超える小学校は9校中5校、中学校は5校中1校となっております。

蔵書構成につきましては、学校図書館の図書の選定等は、学校の教育活動の一環として行われるものであり、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学に過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の割合を高めるなど、児童生徒や教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるように、選定に当たっては各学校において、校内組織や司書教諭が中心となり、町図書館



職員と連携しながら、推薦図書や児童生徒からのアンケートなどの希望をもとに、図書分類のバランスを考慮しながら計画的な購入に努めているところであります。

次に、更新基準の考えについてであります。各学校におきましては、校内組織や司書教諭が中心となり、「学校図書館図書廃棄規準」を参考に、図書の廃棄と更新を行っておりますが、町図書館職員が、古い書籍や時勢に合わない書籍、破損等により利用できなくなった図書等の除架や除籍の協力を定期的に行うなど、学校図書館が児童生徒の学びの場として活用しやすい場所となるよう、適切な図書の廃棄と更新を組織的・計画的に行うよう引き続き支援してまいります。

ご質問の3点目、「小学校への蔵書管理データベースの導入予定は」についてであります。

蔵書管理の機能等を備えた図書館システムにつきましては、町内の中学校に、平成18年9月から「地域イントラネット基盤施設整備事業」を活用し、順次導入を進め、学校図書館と町図書館とのネットワークもあわせて整備したところであります。

導入いたしましたシステムは、町図書館と同じシステムで、図書の検索や予約が可能な機能を備えており、本来は図書館の業務用システムでありますことから、小学生が利用することは難しく、また、費用対効果の面からも小学校への導入は見合わせたところであります。

現在、町図書館に導入しております図書館システムについては、平成32年度にハードウェア及びソフトウェアの更新時期を迎えますことから、小学校への導入につきましても、更新計画に合わせ、蔵書管理の状況、システムの活用見込みや汎用性など、その必要性や効果について調査、研究してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「学校司書を配置し、ソフト面での読書環境を充実させる考えは」についてであります。

学校司書につきましては、学校図書館法において、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならない」とされているところであります。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める役割が求められております。

現在、各学校においては、校内組織や司書教諭が中心となり、図書の選定や収集、読書活動の指導、図書を使った調べ学習の支援をはじめ、町図書館職員の助言や支援による学校図書館の書架の整理や蔵書の配置がえを行うなど、学校司書の役割を担いながら、学校全体で児童生徒の読書意欲の向上や利用促進の取組を行っているところであり、学校によっては、保護者による図書館ボランティア活動も活発化しておりますことから、教育委員会といたしましては、引き続き町図書館と連携を図りながら、運営に対する支援を継続してまいりたいと考えております。

また、平成30年度からスタートいたします「第3期幕別町子どもの読書活動推進計画」におきまして、町図書館と連携を図り、学校図書館の環境整備に努めることとしており、「学校図書館運営の手引きの【小学校編】」の更新や「【中学校編】」の作成に取り組むとともに、図書委員会活動の支援や子供の活動状況に合わせた図書館運営が実施できるよう、学校司書の配置を検討することとしております。

学校司書及び司書教諭の配置に当たっては、全国町村会では、「学校司書の配置を促進するための必要な財政措置の引き上げ」について、また、全国市町村教育委員会連合会では、「司書教諭の専科化と全小中学校への配置及び財政補助」について、国に要望をしているところであります。今後におきましても、北海道町村教育委員会連合会等を通し、学校司書の配置とあわせ、司書教諭の専任配置について、要請してまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 再質問させていただきます。

幕別町は、子育て支援を充実させておりますし、マイファーストブックサポートなど子供の読書環

境の整備に向けて取り組まれていることは、大変評価したいと思います。

さて、学校図書館ですが、全ての子供たちが本に触れられる一番身近な場所でもあります。読書の楽しさはもちろんのこと、学習に関する幅広い知識を得ることができる場所でもあります。

ご答弁では、各学校において校内組織や司書教諭が中心となって図書の選定や収集、読書活動の指導、図書を使った調べ学習の支援を行うほか、朝読や読書活動推進期を設け、総合学習や各教科のさまざまな場面で学校図書館を活用しているということでもあります。この内容を聞くと、学校図書館の機能は発揮されていることにはなりますが、私の見る限りでは少し実態とギャップがあるように思います。お話にあった現在の取組が、学校図書館の機能の充実や成果に結びついているかどうか伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 現在の町図書館の支援という形で、もちろんさまざまな図書を選定する際には、教員の皆さん方と相談して子供たちの要望にも応えながら図書の選定を行うと。あるいは、学校司書の役割を果たすようにどのように運営していったらいいか、そのような点で学校の、できるだけ教員の負担を軽くするような形で、町の図書館司書も一緒になって活動していますので、そういう面では非常に学校にとっても、学校図書館の機能を充実するというか、機能を強化するという意味で効果があるのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 図書の選定については、後で詳しく聞いていきたいと思います。

あと、図書館職員の支援についても、この後、詳しく聞いていきたいと思いますが、今現在、学校図書館は読書センターとして活用されていることが多く、役割とか目的をお話しされましたが、実態として学校現場ではあまり重要視されていないのではないかと認識しております。

中には、読書センターとしてすばらしい取組をしている学校もあります。それは、図書館ニュースをつくったり、本を楽しく配置して居心地のいい空間づくりをするなど、子供たちが自然に図書館に足を運んで読書に親しめるよう、また読書習慣がつくような工夫をしています。この学校では、環境を整えてからは本の貸出冊数は倍増しました。担当の先生は本が好きで、たまたま空き時間があつたからできたとのことでしたが、先生方がこうして積極的にかかわることができない学校が多く見受けられると思います。

新しい学習指導要領に沿って子供たちの力を育てていくためには、こうした読書センターの機能に加えて、学習情報センターの機能を充実させることが求められています。さきにお話しした先生でさえ、そこまではなかなか手が回らないと話をしていました。

学校図書館の機能を充実させるために、幕別町の図書館のほうもさまざまな支援をしているというお話をされました。例えば、町図書館職員の助言や支援による書架の整理や蔵書の配置がえを行うなど学校司書の役割を担いながら、学校全体が児童生徒の読書意欲の向上や利用促進の取組をしているということです。これは、要望に応じて相談や学校を訪問しているということではありますが、要望というのは、実際にどのくらいの頻度であるものなのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 要望がどれくらいかということなのですが、数字としては正確には把握していないのですが、今年度で言いましたら中学校からは実際に各学校、5校ですか、全てそういうご相談もいただいているところがございます。小学校からも、そのようなご相談、随時いただいているところがございます。うちは支援できる範囲にはなりますけれども、学校図書館の充実にお手伝いをさせていただいているところがございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） では、その具体的な相談の内容、例えば一例を挙げてよろしいですか、お話ししていただけますか。

○議長（芳滝 仁） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 一番多いのはやはり、書籍の廃棄ですとか、そういったことになりますね。

この本をもう捨ててもいいものだろうか、どうだろうかという、その蔵書の構成ですね。そういった部分の相談が一番多いかと思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 蔵書の構成、廃棄も確かに関係あると思いますけれども、各学校でどんな形で本を選んでいるのか、選書しているのか、把握はされていますか。

○議長（芳滝 仁） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 図書館のほうでは、選書に当たっての先生方の選び方というのは把握はしておりません。

○5番（内山美穂子） 把握はしていないということですか。

○図書館長（武田健吾） はい。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 把握はしていないということであれば、選書に当たった支援をしているということにはつながらないと思うのですけれども、やっぱり選書というのは、先ほどご答弁にもありましたけれども、全体的な学校の蔵書の内容を見て、偏ることがない蔵書を決めていかなければならないということにおいては、専門的なサポート、専門的なことが必要になってくると思うのですね。そういったことも把握していないということなのですか。

例えば、段ボールに入っている本があるのですけれども、そういう段ボールに入っている本というのは、古いから段ボールに入れたままよっこしていると思うのです。これは、図書標準がやはり目標値に近い数字でなければ、どちらかというとも100%に近いようにするために、今、使っていない本でも除籍できないという現状があり、そういう本も蔵書構成の中に含まれているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） はじめに、図書館長が先ほど申しあげました学校での本の選定の仕方が、図書館のほうでは不明なのですけれども、学校教育の立場からしますと、先ほど、私、答弁いたしましたとおり、学校組織、例えば教務部だとか研修部というのが学校の中にあります。その中の先生たちと司書教諭が相談して、今度こんな本をそろえたらいいのではないだろうかということを選定する。それを図書館のほうに相談するという形なので、図書館のほうとしては、学校の中での選定の方法というのは直接知らないという意味で、今、お答えしたということなので、ご理解いただきたいと思えます。

それとあと、本の廃棄、段ボールに入っている本の関係については、担当のほうから説明させていただきます。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、先ほどの古い書籍の関係で、図書標準の中に含まれるのかということかと思うのですけれども、基本的に古い本については廃棄をしていない状況であれば、当然、学校で管理をしている図書ということで、図書標準の算定の基礎には入ってくるというところであります。

教育長の答弁の中にもありましたけれども、ここ数年において、各学校でそういった書籍が見受けられる状況がありまして、町図書館の支援をいただきながら、そういった書籍については、古い書籍などは廃棄に向けた手続をお願いしたいということで、各学校にはお願いをしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 廃棄とか除籍は、すごい膨大な作業なのですけれども、そういったものは図書館のほうで図書館の職員が行ってるということなのですか、それは今年になってというか、定期的にあるのですか。頻度としては定期的に行っているのかなというふうに思っているのですけれども、やってもらうようお願いしたいと思います。

今、教員の多忙化なんていうことも言われていますし、選書一つをとっても、なかなか学校全体の

図書のバランスを考えて、で、各教科の先生の使うものとかそういったことで、長期的な視点に立って選んでいくのが望ましいと思うのですけれども、でも現実的にはそんな時間はないと思うのですね。で、現実的には、もうそれは、例えば書店から入ってきた実物を見てその中から選ぶような、そういったことになっているので、教育的な配慮から考えたときに、自分の学校はどういう本があるかというのを把握している人は必要だと思います。

例えば私が気になったのは、地域のことを知る資料、百年記念史は結構どこでもあるんですけども、郷土資料や地域の産業、観光など地元のものあまり置かれていなかったということです。さっき高木姉妹の話が出たのですけれども、高木姉妹の新聞の記事はバーンと子供たちの見えるところに張ってあったのですけれども、例えばうちの町では、ふるさとに誇りを持つ子供を育む教育というのを掲げています。こうした目標があれば、なおさらのこと、学校図書館でも地元に関連した資料を目に触れる場所に置くことが望ましいのではないかとこのように思います。

ふるさとのことについては、各教科でも学習する機会はあると思いますが、日々の積み重ねが大切ではないかと思えます。以前、町内のある先生がふるさと館で郷土のことについて調べていました。そのとき、先生にお話を伺うと、幕別町に異動してきたばかりで、この町のことは何もわからない。まず自分が町のことを知らなくては、子供たちには伝えられないと話していました。

ふるさとに誇りを持つということ、このことは知ることから始まるのだと考えます。このことに関しては、いかが思われますか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、内山議員おっしゃいましたとおり、郷土の資料、それは学校図書館に備えつけることは非常に重要だというふうに私たちも認識をしているところであります。

先生たちもいろいろ転勤して歩きますから、新しく来た人はどこでそういった資料を手に入れたらいいのかわからないということもあると思えますけれども、そういった場合にはやはり図書館には専門の司書もいますし、なかなかこちらから押しかけてというのも難しい面があるのですけれども、できるだけ連携をとりながら図書館のノウハウを学校の図書館運営にも役立てていただきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） わかりました。そういうことで、郷土の資料をぜひ配置してもらいたいと思います。

図書標準の達成率、先ほど平均で95.2%と言っていましたけれども、この達成率というのは普通学級も特別支援学級も含んでのことなので、とてもすごくいい数字というか、努力している数字ではないかと思えますが、これは先ほどもお話ししましたが、廃棄処分されないでそのまま段ボールに入っているものもカウントされているのではないかと考えております。

次に行きますが、小学校への蔵書管理データベースの導入予定はのところですが、これは理解しました。

ところで、小学校では蔵書点検というのは、行っているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 小学校、学校での図書室の蔵書の点検ということで、これは各学校それぞれで図書委員会ですとか、学校の先生が担当いたします教務の担当であったりということで、図書担当の先生が中心となって、定期的に蔵書の点検については行っていただいているところです。

先ほども古い本の関係ございましたけれども、そういった傷がついていたり、破れていたりということは、定期的な点検の中で確認をいただいて、利用できないものについては、廃棄をしていただくということをお願いをしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 蔵書点検をしているということですが、蔵書点検というのはかなり膨大な作業になりまして、例えば帯広では、システム全部の、小中学校に入っているのですけれども、現場

の先生に聞きますと、蔵書点検の負担がすごく軽くなったというお話をされていました。

もしシステムが導入されるのであれば、できる日が来るなら、こうしたことも先生たちの負担を軽減することにつながりますし、必要な資料なんかを、ほかの学校や図書館から借りることもつながるので、データを共有して活用の幅が広がるのではないかと思います。

私としては、まだまだ現場を改善していかなければならないところは、多々あると思うのですけれども、現実的に先生方が忙しくて、なかなか図書館まで手が回らないというふうなことも聞いております。ご答弁にも学校図書館に要望に応じて図書館司書がいろいろとサポートに行くこともあるというお話をしておりましたけれども、幕別町図書館の中には、そういう学校担当の司書は何人いるのですか。

○議長（芳滝 仁） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 学校図書の担当という役割を担っている職員というのは、特に専門でというか、明確なものは設けてはございませんけれども、正職員であります司書が学校から相談があれば出向くような形になっております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 学校もたくさんあると思います。正職員である司書の方だけだと、なかなか回り切らないこともありますし、こうした活用を進めていくためには、継続してすることに意味があると思うのです。1年に1回とか2年に1回とかでは、なかなか支援というふうには言えないと思います。

学校図書館を担当している先生にとって、膨大な資料を把握して、学校教育の中でしっかり活用していくといった業務は、通常業務の中で行うのは厳しいのが現状です。専門の知識も必要ですし、片手間でできるものではありません。中には具体的に何をしたいかわからないとか、本当はやりたいたいのだけでも、ちょっとやると、やればやるほどやることが出てきてなかなかできないといったこともありました。また、学校にもよりますが、学校の図書館の担当の先生というのは、2年くらいで交代するということが多いと思うので、長い視点での整備ということが図れなくて、やはり子供たち一人一人の興味、関心を把握できていないのではないかと課題もあります。

これはうちの町だけの問題ではなくて、こうしたことから、これまでは12学級以上の配置を義務化されていた司書教諭のこうした現状を見据えて、学校図書館の機能を充実させるために、2015年に学校図書館法が改正になりました。司書教諭とは別に、学校司書が位置付けられました。それで、先ほど学校図書館法の条項を答弁の中で話されましたけれども、その文言の中で一番大事なところが抜けていたのですけれども、児童生徒、教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない。専らと、常時しているというふうな条項が加えられました。

実際には、学校現場、学校の先生と図書館の司書がやるということを考えたときに、それぞれメリットとデメリットを考えた場合に、学校で学校の先生が図書館を運営していくことのメリットは、子供たちにとって本当に身近な存在であるということ。授業に必要な資料を把握できているということですね。デメリットは、まず時間がない。あと、先生の熱意とかにも左右される、図書が好きだとか、そういったことにも左右されることもあるのではと思います。

図書館司書が学校図書館の運営をサポートする場合、メリットとしては本や本の使い方を専門的な知識があるのでよく知っているということと、デメリットは、本来の業務があるので継続的な支援ができない。あと、子供や学校の状況を把握できていないということです。このようなことを勘案すると、機能を充実させて魅力ある図書館づくりを進めていくためには、公共図書館と連携して先生や子供を知っている専任の学校司書が必要ではないかと思います。

図書館に人がいるということは、何回も言っていますが、長期的な蔵書計画、子供や先生に必要な本の提供ができるということです。本があるだけでは子供に結びついていきませんよね。例えばアンケート結果でも、この子供読書推進計画の中にアンケート結果があるのですけれども、その中でも

やっぱり人が本を結びつけてくれるということも書いてありますし、調べる力とか、それを発揮する力は、本があるだけでは育たなくて、本の活用の仕方を教える人が必要なのだということです。学校司書を置いてソフト面での環境づくりを充実させることによって、ハードが何倍にも生きてくると思います。このことについて、もう一度お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 学校司書あるいは司書教諭の役割ということで、やはり学校図書館の利活用を上げるという意味では非常に重要なことかなと思っております。

司書教諭については、先ほども、部長のほうからもお話しさせていただきましたけれども、まず学校図書館の運営総体にかかわるものを司書教諭が行うと。そして学校司書については、それをサポートする形で本の選定だとか、あるいは本の選定、整理、あと教職員だとか子供たちの照会に対して専門的に答えるという役割を担うというような役割分担になっているようです。

実際に、今、司書教諭は当然1人ないしは2人配置してはありますが、その人間が1人で図書館を担っているわけではなくて、先ほど言いましたように教務部だとか、学校の図書館委員会だとか、そういう先生たちが複数で担ってやっているということで、決して1人に対して負担がかかっているという状況ではないというふうに思っております。

図書館司書の話に戻りますけれども、図書館司書は確かに冒頭、答弁でお答えしたように、学校図書館法が改正になって努力義務で置くということになっております。実は全国では、50%ぐらいの学校が図書館司書を置いていると。ただ、道内は十何%ぐらいだと。それはやはり、図書館司書を置くのに道内の場合小規模の学校が多い、小規模の市町村が多いと。で、財政負担が非常に大きいということで、例えばうちの町内の学校14校ありますけど、14校に置くと14人と。ある程度の規模に置くとしても10人ぐらいは必要だと。そうなったときの財政負担もありますし、そういう意味で、もちろん学校司書を置いて学校図書館の機能を充実させるということは非常に重要なことだとは思っているのですが、現段階ではやはりそういうことも考えて、町の図書館の司書が協力していくという格好。

それと学校全体、教員が複数で協力して学校図書館を運営していくという考えに立っているんで、先ほど1年に1回とか2年に1回、町図書館の司書が行ってるのではないかというお話ありましたけれども、もっともっと頻繁に行ってますので、できるだけこの後も連携を密にして、学校の要望を聞いて、町図書館の司書も学校に出向いて、さらにいい学校図書館にしていきたいなというふうには考えているところです。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 頻繁に行っているというのは、スワディー号のことですかね。違いますか。

それで、この子供読書推進計画の中にあるのですが、去年の11月に町内の小中学生にアンケートをとった結果の中で、普段どのくらい学校図書館を利用してますかというところを見ると、小学生で全く行かない子供が8.3%なんですね。で、中学生で29.9%が学校図書館を利用していないという数字が出ているのです。これはどうしてかという、理由としては休み時間に行く時間がない、図書館に読みたい本がない、いろいろ書いてあるのですが、休み時間に行く時間がないということは、中学校は開館してるのがお昼休みだけなのです。なので、先生たちも忙しいとは思いますが、人がいると例えば放課後であったりだとか、いろんな時間に開けることもできるのではないかなというふうには思っております。

今、地方交付税措置もあって、全国では五十何%の司書がいるということで、北海道は現状として違うという話を伺いました。

子供の読書離れを踏まえて、読書に関する自治体の取組も全国に広がってきております。特に、読書のまちづくりをしている恵庭市は、全小中学校13校に司書を配置しています。1人当たりの貸し出し数は、小学校で年間76.9冊。中学校では25冊。十勝管内でかなり前なのですが、小中学生が1年間に何冊読んでいるかという調べをした結果で、たしか一桁だったような数字を見たことがあ

るのですけれども、多いところでも10冊とかという中で、70冊とかというのはすごいと思います。こうした町を挙げた読書活動は、着実に実を結んでいると思います。現在は恵庭市内の道立高校が2校あるのですけれども、市立図書館とシステムを連携しているいろんな面で活用しているというふうに聞きます。

学校に司書がいることで司書教諭や教員の負担を軽くしたり、各学校の実情に合わせた運営ができるようになるものと考えます。学校の図書館というのは、画一的に同じような感じで決めていくわけではなくて、地域性もあるでしょうし、いろんな面で特色というか、その学校によって違います。こうしたことから、私は学校図書館には教員と違う立場で、専門職として働ける学校司書も必要だと考えます。

また、学校図書館の有効活用や開かれた学校づくりの観点から、地域の人たちと情報を交換し、共有し、連携しながら子供を育む具体的な取組も、こういう活用が広がることで可能になってくるのではないかと思います。

この点についてはいかがでしょうか。地域を巻き込んで、幕別町内には図書ボランティアとかもおりますけれども、限られたところでの活動になっているとは思いますが。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 非常に読書というのは大切だというのは、私も同感でございます。全ての学習の根底になる、理解力を高めるだとか、そういうものも読書を通じて育てられるものだなというふうには思っております。

そういう意味で、先ほど図書館長が言っておりましたけれども、ファーストブック、ああいうものも小さいころから子供に読書に親しませるという意味合いでうちの町でもやっています。さらに、議員言われるように、学校図書館が一番身近な読書に触れ合うところだということで、非常に重要だなということは思っているところでございます。

そういった意味で、学校図書館の充実ということ、これは本当に我々も同じように考えているところで、できるだけ教員の負担を軽くしてあげたいということも、それも同じように考えていることです。ただ、先ほど言いましたように、いきなり10校の学校に学校司書を配置してとか、そういうことは現実の問題として、今、ちょっと難しい問題なので、何度も言いますが、学校全体で教員複数で取り組んでいただいたり、さらには、今、議員おっしゃられたように、図書館ボランティア、そういう方の力もかりながら、町の図書館司書も学校と連携を強めて学校図書館の機能強化、連携強化、これに努めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） わかりました。ちょうど春から小中一貫教育のモデル校も始まります。例えば、そういうエリアに1人とか、そういった形でも最初は構わないのではないかと思います。

最後になりますが、昨今、社会環境の変化が目まぐるしく、いろんな課題がありますが、あらゆる情報が瞬時に手に入り、将来的にはAIがさまざまなところで使われるようになってきます。将来を見据えながら、読書を通じて子供たちの生きる力、想像力を育まなければなりません。子供のときに身につけた習慣や知識は、一生ものであります。

第6期総合計画には、「小中学校教育を充実」させるため、「学習指導要領に基づき、子どもたちが社会の一員として自立し、時代に対応した力を養うため、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスがとれた生きる力を育む教育を推進します」と掲げています。読書の計画の中にも、幕別町読書推進計画の指標にも、途中で子どもが人生をより深く生きる力を身につけるためにというくだりもあり、さらに学校図書館が育てる力は、生きる力の育成に資するものであり、将来にわたる学習の基盤形成につながるものでありますと、文科省が平成29年に掲げている学校図書館の整備充実についての基本的な考え方の中に盛り込まれています。

こうしたことを踏まえ、町は今後、生きる力の育成に学校図書館としてどうかかわったらいいか、もしお考えがあれば、町としての姿勢というか、そういうことを伺って終わりにしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 改たな学習指導要領、改訂されまして、適用されるということで、まさしく、今、おっしゃられたとおり、今の時代、予測のつかない状況で社会がどんどん変化していると、そういう社会において、みずから考え、みずから解決していくという本当の意味の生きる力が必要だというふうに言われています。それをつけるために、学校図書館だけではなくて、学校教育全体でそれをつくっていかねば、育てていかねばならないというふうに感じているところでございます。

そういった意味で、前段言いましたけれど、読書センター、学習センター、情報センターという役割、この役割を全て機能できるように、読書センターはもちろんなのですが、学習センターという役割が非常に重要になってくると思います。自分たちで調べ、解決していく力をつけると、そのために図書館で情報を収集するという意味で、学校図書館、この後も機能充実、さらに何度も言いますけれども、町の図書館、今、町の図書館は冒頭、初日に教育行政執行方針の中で申し上げさせていただきましたけれども、非常にいい、全国に誇れるような活動をしているというふうに自負しております。

そういった意味で、情報拠点、知の拠点ということで位置付けていますので、町の図書館と連携して学校図書館も機能していくように努力してまいりたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

13：53 休憩

14：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

生活保護の見直しによる住民への影響は。

生活保護法は、第2次世界大戦の後、世界的な生存権保障制度を確立する運動の流れと、民主主義と暮らしを守る国民の要求と運動の中で、1950年（昭和25年）に制定されました。

生活苦や貧困・病気は、個人の責任ではなく政府の低賃金政策や福祉政策、労働政策、経済政策などの社会的な要因が大きく占めます。このことから、生活保護基準は憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な生活費の基準となっています。

生活保護の問題は、制度を利用している人だけの問題ではありません。今、倒産、失業、病気、家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥ってもおかしくない状況に置かれています。

2004年から70歳以上の高齢加算の縮小・廃止、2013年には生活扶助費を最大10%引き下げています。ことしは、5年に1度の生活保護基準の見直しの年となり、10月から3年かけ、生活保護のうち食費や光熱費など生活費にあたる「生活扶助費」を、一般低所得世帯との均衡を図るとし、最大5%引き下げる方針を決めています。生活扶助基準の引き下げは、住民税、就学援助、最低賃金などに連動し、住民の生活に大きな影響を与えます。

幕別町の平成28年度の決算では、生活保護実態状況が示されていますが、その後の現状と対策を伺います。

- 1、平成29年度の状況と制度変更により影響が予想される世帯分類と世帯数、人数は。
- 2、就学援助など生活保護を基準としている制度と影響が予想される世帯数、利用者数は。
- 3、住民税非課税を基準としている制度の対象世帯数と利用者数は。
- 4、生活保護の利用は国民の権利であることを明らかにし、制度の周知を図ること。
- 5、生活保護の捕捉率は専門の研究者の推計では約20%となっています。捕捉率の向上に努めるこ



と。

6、国に生活保護基準の引き下げを行わないよう求めていくこと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「生活保護の見直しによる住民への影響は」についてであります。

生活保護制度については、生活に困窮する全ての国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度であります。

また、生活保護基準については、国の社会保障審議会生活保護基準部会において平成 25 年度から 27 年度にかけて改正された生活扶助、住宅扶助、冬期加算などによる家計への影響の評価及び検証と、世帯人員や年齢構成などによって消費の特性の違うモデル世帯を設定し、全国消費実態調査のデータを用いて消費実態の分析及び検証を行った結果を踏まえ、国は 29 年 12 月に生活保護基準の見直し案を示したところであります。

ご質問の 1 点目、「平成 29 年度の状況と制度変更により影響が予想される世帯分類と世帯数、人数は」についてであります。

はじめに、平成 29 年度の状況についてであります。本町における 29 年 12 月末現在の生活保護の受給世帯数は 284 世帯、受給者数は 390 人であり、28 年度末では、受給世帯数は 275 世帯、受給者数は 384 人であることから、いずれも微増の状況にあります。

また、平成 29 年度の受給世帯「284 世帯」の内訳については、65 歳以上の方のみで構成されている「高齢世帯」が 166 世帯で 182 人、現に配偶者のいない 65 歳未満の女子と 18 歳未満の子で構成されている「母子世帯」が 28 世帯で 87 人、世帯主が障害がある、または入院、傷病等である「傷病・障害世帯」が 72 世帯で 93 人、いずれにも該当しない「その他世帯」が 18 世帯で 28 人であり、

次に、制度変更により影響が予想される世帯分類と世帯数、人数については、生活保護基準の見直し案において、生活扶助費の基準額が示されていないため、現時点では、特定することができませんが、児童養育加算の対象を高校生まで拡充することや母子加算の一部減額などの見直し案が示されており、「母子世帯」については、生活保護費に増減が生ずるものと認識いたしております。

ご質問の 2 点目、「就学援助など生活保護を基準としている制度と影響が予想される世帯数、利用者数は」についてであります。

対象者と金額の設定に当たり、生活保護受給者を対象に減額措置がある制度は、介護保険料、自立支援医療制度など 19 制度、減免措置がある制度は、健康診査費用や学童保育所保育料など 13 制度、助成措置がある制度は、高齢者インフルエンザ予防接種事業や成年後見制度利用支援事業など 4 制度で、全体では 36 制度にわたっております。

次に、対象者の設定に当たり、生活保護基準を参照している制度については、就学支援資金、就学援助、国民健康保険一部負担金の 3 制度であります。

前段申し上げましたとおり、影響が予想される世帯数、利用者数については現時点では、特定することができない状況にありますが、生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度等への影響につきましては、制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、他市町村の動向や財源措置を見きわめた中で、対応してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「住民税非課税を基準としている制度の対象世帯数と利用者数は」についてであります。

対象者と金額の設定に当たり、住民税非課税者を対象に減額措置がある制度は、介護保険料、障害福祉サービス利用料など 18 制度で 5,802 世帯 6,084 人、減免措置がある制度は、学童保育所保育料と私立幼稚園就園奨励費の 2 制度で 38 世帯 45 人、助成措置がある制度は、国民健康保険高額療養費、後期高齢高額療養費など 7 制度で 4,775 世帯 6,281 人であり、全体では 27 制度にわたっており、延べ 1 万 615 世帯 1 万 2,410 人であり、

ご質問の4点目、「生活保護制度の周知を図ること」についてであります。

生活保護制度については、前段で申し上げましたとおり、最低限度の生活を支える「最後のセーフティーネット」であり、町のホームページにおいて制度の内容や対象者、申請方法、相談窓口について掲載し、周知を図っているところであります。

また、地域住民と行政とのつなぎ役である民生委員に対し、毎年、制度の理解を深めるよう生活保護制度に関する研修を行い、民生委員が日ごろの相談活動を通じて必要な支援につなげているところであります。

町といたしましては、今後も関係部局、関係機関と連携を図り、広く制度の周知に努めてまいります。

ご質問の5点目、「生活保護の捕捉率の向上に努めること」についてであります。

生活保護の対象者の捕捉につきましては、生活保護の要件が所得、資産及び稼働能力のほか親族からの扶養の有無などによって判定されるため、その把握は難しいものと考えておりますが、保護を受給する意思がありながら保護を受けられないことはあってはならないと考えております。

本町では、ご本人からの相談や関係部局、関係機関との連携により、広く情報の収集に努め、生活相談につなげているところであり、相談を行う際には、生活困窮に至った原因、所得や家計、資産の状況、心身の健康状態などをお聞きし生活改善の相談を行うとともに、所得状況に応じて生活保護の受給申請について勧奨させていただいております。

また、平成27年度からは、十勝総合振興局が実施する生活困窮者自立支援制度の相談窓口として「とち生活あんしんセンター」が開設され、生活困窮者全般の支援の中で、必要な方には生活保護の相談窓口につなげているところであります。

今後とも生活に困窮し、支援を必要とされる方が本制度を活用できるよう、公区長や民生委員などを通じて生活相談を受けていただくよう周知を行うとともに、関係部署とも連携を図りながら、セーフティーネットとして最大限の効果を発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「国に生活保護基準の引き下げを行わないよう求めていくこと」についてであります。

生活扶助基準については、年齢・世帯人員・居住地域別の消費実態と生活扶助基準の給付水準との均衡を図り、また、児童養育加算及び母子加算等については、子供の健全育成に必要な費用等を検証し、その時々々の社会情勢を総合的に勘案して必要な見直しが行われているものと認識しており、国に対して引き下げだけを行わないように要望することは適当ではないと考えております。

しかしながら、実際に生活保護基準が引き下げられたことによって、町民に対し大きな影響を及ぼすような事態が考えられる場合には、町といたしましては、実施機関である北海道と今後の対応等について協議をし、国としての支援策を講ずるよう、町村会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 再質問をいたします。

まず、1番目の生活保護の見直しによる住民への影響ということですが、この実施はことしの10月からという政府、厚労省のほうの考えでありますけれども、今、審議が進められておりまして、3月1日の厚生労働省の試算というのを喫緊の資料で手元に入っております。それによりますと、やはり一番心配されますのは、母子加算が幕別町は3等級の1でありますので、そここのところの引き下げが一番大きいという新聞報道にもなっております。夫婦と子供の中では、やはり子供2人、中学生、小学生、こここのところがその試算では11.6%削減、母子世帯で子供2人、中学生と小学生1人ずつ、ここが4.8%、高校生と中学生の場合は2.1%、このように試算されております。ですから、3等級の1のこの幕別の地域でも、一番子育て中の世帯に影響が大きい、このように試算されておりますので、危惧されるところであります。

幕別町では子供の医療費ですとか、修学旅行の助成費だとか、子育て世代に手だてをとっている、その施策の中では、地域を歩きましても大変喜ばれておりまして、私たちも1市3町と比較すると、そこでは胸を張って、こういう制度がありますよと言うことはできるのですが、そこよりもっと低い生活を強いられております生活保護世帯の母子世帯とか、夫婦と子供2人、小中学生がいるところの基準が下げられるとますます貧困に拍車がかかるのではないかと、そこが危惧されるところであります。

ですから、その状況はこの10月以降に出てくることだとは思いますが、その前の手だてとしてやはりしっかりと、さまざまな、どういう基準でこの生活保護の見直しをされているのか、まだわからないということなのですが、徐々に徐々にその状況が明らかにされてきております。それで、この基準はどういうところから来ているのかということなのですが、今回の基準の見直しでは、全国消費実態調査、この貧困ラインの推移というところでは、国民の所得の生活実態を10段階に分けて、一番低い最下位の10%、この階層に合わせて生活保護基準の見直しを行う、こういうことが報道されております、厚労省の中でも審議されておりました、厚労省の委員の中でも、そういう見直しでいいのかという意見も実際に上がっているところで。

それから見ますと、その所得が最も少ない一番下のラインの所得の推移なのですが、1999年は162万円、2004年が154万円、2009年が140万円、2014年が134万円と下げられてきております。その基準に合わせて生活保護基準の見直しをされますと、ますます貧困ラインが下がっていきまして、暮らしが大変になってくる、これが今の若者ですとか高齢者、それから子育て世代の貧困が広がっている大もとになっているというふうに思っております。ですから、そういう実態もしっかり踏まえて、今後の対策を行っていくことが必要ではないかというふうに思います。

それで、生活保護の平成29年度の状況ですが、29年12月末の答弁を今いただきました。それで、28年度の決算から比較いたしますと、まだ3か月ある中でも生活保護世帯が増えています。こういうことから、町民の暮らしが大変になってきているということが明らかではないかと私は思っております。それで、その影響については、今後、実態がはっきりしたときにまた改めて町民の状況を知らせていただきたいと思っております。

それで、2番目の就学援助なのですが、この就学援助は生活保護を基準としている制度の中で、私たちが一番身近に感じる制度であって、資料などにも出されているのですが、今、生活保護基準の1.3倍ということで、前回の改正、見直しがあったときの前の基準で、今1.3で行われているという報告を受けています。今後、10月にまた引き下げられた場合に、この基準をこれからどのようにしていこうと考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 現在のところ、答弁でも申し上げましたとおり、金額がはっきりしていないということでございます。で、仮に引き下げられたときにどうするかというご質問だと思うのですが、文科省のほうではできるだけ不利益をこうむらないような対応をしてほしいというようお願いをされております。そういうことに沿ったような形にできればと思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 今、資料を見ますと、一時期20%以上の世帯とか、児童が対象になっておりました。この間ちょっと18%とか19%、小学校で19%、中学校で20%ですか、生活保護。どうしてかなと私も思っているのですが、教育長のお答えでは、この前、決算のときには収入が上がっているからだというお答えでしたけれども、実際に使えるお金、可処分所得というふうに見ますと、実際に使えるお金は減ってきている傾向にあると思っておりますので、その基準は検討課題と言われましても、やはり柱としては今の基準を下げない、その方向でいくということが小中学生だとか、そういう子育て世代に対する大きな応援になると思っておりますので、ぜひそこところは今の制度を変えないという視点で臨んでいただきたいと思っておりますがいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま申し上げましたとおり、基本的には現時点ではどうするかということ  
をちょっとお答えできないのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、文科省のほうでもでき  
ただけ不利益をこうむらないような対応をしてほしいというお願いが来ておりますので、そういうこ  
とも考えながら、参考にしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） ぜひそういう方向で、改めて子育て世代の、2人、3人と子供を連れて買い物や  
何かをしているお母さんたちを見ると、本当にそこは応援したいなと思いますので、留意していただ  
きたいと思います。

また、今回、生活保護を基準としている制度と住民税非課税を基準としている制度、この二つの対  
象世帯、人数をお聞きいたしました。改めてその基準にしている制度がこんなに多くあるというのは、  
私、わかりました。最低賃金も、この生活保護の基準の対象になっておりまして、その最低賃金法に  
は生活保護にかかわる施策との整合性に配慮するということでありまして、生活保護基準が下があれば  
最低賃金の引き下げも抑制される、そういう可能性もあるということで、そういうことを含めると、  
幕別町では66の制度がこの基準に沿って作られているという制度があるということなのですが、この  
世帯にかかわる人たちが全て下がるというわけではないのですけれども、これからそういう影響がじ  
わっと出てくるのではないかというふうに思います。

それで、住民税非課税を基準にしている制度ということでは、私もちょっと調べてみました。そう  
しましたら、住民税の均等割の部分が生活保護の1級地、2級地、3級地で違ってくるということで、  
3級地は今回生活保護は、先ほど母子家庭ですとか、そういうところで引き下げられて、高齢者の部  
分ではちょっと上がるかなというところもあるのですけれども、この住民税の均等割というのは1級  
地ですから、これは都市部ですよ。で、2級地も市部というか、そういうところでして、町村は3  
級地が多いのですけれども、この1級地の限度額に合わせまして、2級地は9割、3級地は8割で計  
算されるということで、そうしますと、ここが今回の見直しになるとまだまだ影響が出てくると思  
うのですよね。この間、ここが見直しの対象に前回は今回もならないことを願っているのですが、もし  
ここをさわられたら、下げられたら、住民税非課税は27制度ありますよね。ここに大きな影響が出ま  
すので、そこのところも私は国にしっかり意見を上げていってほしいというのを、こういうところも  
含めてなのでも、こういう状況になっていますので、生活保護世帯だけではなくて、そこに  
かかわる諸制度に大きな影響を及ぼす、このところをしっかりと見て対策を講じていくことが必要  
ではないかというふうに思っております。ますます生活保護ラインの基準よりもちょっと収入が多い  
というようなところに大きな影響がこの66制度の中にあるということで、対策を考えていくことが必  
要ではないかと思っておりますので、今回の厚労省の見直しのところをしっかりと住民の暮らしから  
見ていていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、生活保護基準につきましては、全国的に生活実態を調査した中で、今回見  
直しを行うということでもありますので、これに対抗して我が町が調査をするなんてことは到底でき  
ることではないので、しっかりとした根拠の中で見直しがされるということがまずベースになっている  
というふうに思いますので、そこを反論してこうしてくださいというのはなかなか難しいわけであり  
ます。

ただ、一番考えなければならないのは、町民の生活実態としてどういうふうになっていくのだとい  
うことが一番大きいわけでありまして、そこは今後影響が出てまいりますとは言いません、実態が  
わかってくることになると思いますので、その実態を踏まえた中で対応してまいりたいというふう  
に思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 私も、これは国が決めることではあるのですけれども、本当に住民の暮らしに大  
きな影響を与えるのではないかということで、非常に危惧しているところなのです。先ほど言いまし

たけれども、賃金も下がってきている、そして生活保護基準も下がる、そういうふうになりますと、憲法で定められております生活の最低基準を決める憲法 25 条、その基準はどこになるのか、生活保護基準に合わせたら暮らしはますます大変になりますので、これはこの幕別町だけでなく全体のものだと思うのですけれども、町民に大きな影響を与える、そこが心配されるところです。

それで、次の質問なのですけれども、4 番目なのですが、生活保護の利用は国民の権利であることを明らかにして制度の周知を図ること、このことについては先ほどご答弁の中でもいろいろな形で周知しているということでした。それで、この生活保護に対するバッシングでしょうか、これも聞こえるところではあるのですけれども、なぜこの生活保護制度というのが必要なのか、これは本当に最低限度の生活をしていく、先ほど前段でお話ししましたけれども、さまざまな計画の中でできた制度があります。ですから、これが本当に生活が大変になったときに受けられるのは当然の権利だという、そういう意識を持つことが大事だと思っております。そのためには、やはり住民にしっかり制度を活用していってもらい、利用していってもらい、そこが大事だというふうに思っております。それで、ホームページですとか民生委員、それから生活保護に関するそういう方々とともに、生活保護制度に関する研修を行っているということでした。

ですから、こういう制度がありますよという制度のお知らせではなくて、なぜこの生活保護というのが必要なのか、そういうところまで含めてきちっと研修することが必要だというふうの一つ思います。それと周知の仕方ですけれども、ポスターですとか公共施設ですとか、そういうところに生活保護制度の利用の仕方ですとか、それから当然の権利ですとか、そういうことを書いたポスターなどを張って周知する、そういうことも必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 生活保護の周知に関してであります、広く住民の方にその制度を知っていただくということはとても大切なことだというふうには思っております。どういった形で周知をしたらいいかということも含めまして、実施機関であります北海道、振興局のほうと連絡をとりながら、協議をしながら周知のほうは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 幕別の場合は振興局との関係がありますので、そこも含めてだと思います。それはそうだと思います。それと同時に、町独自でも自主的にそういうポスターをつくるですとか、そういうことはできると思うのですよね。例えば、ホームページにおいてお知らせするとか、そういうことも町独自で行っていると思うのです。民生委員との研修、そういうようなところも町独自で行っていると思うのです。そういう点では、町独自でもこういうことをしっかり知らせ住民の暮らしを守っていく、そういう立場に立てば町独自でつくることも可能だと思いますので、そこもぜひ検討していただきたいと思います。

それと同時に、学校現場でもやはり小さいときからの教育というのが大事だと思います。そういう積み重ねがあって、大人になってからも自分の暮らしがどうだと見直したときに、そういう制度をきちっと活用して、また再生して働けるようになり、そして自分の暮らしを立て直していこう、そういうふうを考えていく、そういう道筋を小さいときからきちっと教育していく、そういうことが必要ではないかと思ひまして、福祉課と教育委員会のほうと両方にお尋ねします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 制度の周知に対してのポスターを町独自でつくって周知していくということについての検討であります、そこにつきましても、そこは重要だなというふうに思っておりますので、どういった形、どういった内容を周知していったらいいかということにつきましても、振興局のほうと内容等を相談しながら、今後どういうふうに周知していったらいいかを協議させていただいて考えていきたいと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 現在、学校教育の中では社会保障制度というくくりの中で、その中の一つとし

て生活保護制度なども子供たちに教えているところがございます。そういう中で、この後どういう教育ができるのかというの、これは学習指導要領だとか学校現場とも相談していかなければならないのですけれども、そういうことも含めて生活保護制度の周知も兼ねたような教育ができればというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 学習指導要領というふうにお答えになりましたけれども、これは幕別町の独自の方針というふうになるのか、その辺はちょっと私は何も言えませんけれども、やはり今こういう貧困が進んでいく中で、幕別町の子供たちが実際にそういう立場になったときにしっかりと自分の暮らしを再生させていくためには、国民の権利としてそういう制度があるのだということをしきりと小さいときから身につけていく、今、社会保障制度のお話もしながらということでしたけれども、そういうのは一般的に皆さん、そういうものを、社会保障を利用されておりますので、バッシングはあまりないと思うのです、国民健康保険ですとか、そういうものを利用していても当然と思われるかもしれませんが、生活保護になりますと受けている人に対するバッシングが非常に強い、そういうものがあるというふうに住生活保護を受けるのは恥だと受ける人自身が思っている場合もありますし、地域の方も、そういうものを受けていて税金を使ってどうというような、そういう意見も聞くときもあります。そういう中で、しっかりとこの社会保障として暮らしをしっかりと守っていく、そういう立場で当然の権利だということをしきりと身につけていくということが大事だと思いますので、ぜひそのところは内容の、子供たちに教育するときにその視点で教育していくことが大事だというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 確かに社会保障制度の一つとして、しかもバッシングを受けないように、当然の権利だということに教育するということは大切なことだと思いますけれども、今の教育制度の中で、そこまで教科書の中で触れていくかどうかということもありますので、あくまでもやはり社会保障制度の中の一つとして生活保護制度があつて、それは国民の権利ですということまでは当然のことながら教えていかなければならないものだというふうには考えています。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） そこに期待をいたします。

次は捕捉率なのですが、今、生活保護の捕捉率はどのぐらい、生活保護を必要としている人たちがどのぐらい保護を受けて実際に活用しているか、それが研究者の推計なのですが、必要としている人たちの20%ではないかという調査もあります。いろいろな試算をしている研究者の推計ですとか、そういうものを見ましても、20%ぐらいの人しか利用していないのではないかとということで、今、なかなかその制度を知らない人も中にはいるですとか、それから、今、スティグマと言っておりますけれども、生活保護を受けるのはなかなか勇気がいるのだよとか、そういうことで生活保護基準以下で暮らしている方でも利用をされていないという方がいらっしゃいます。ですから、教育ですとか周知ですとか、そういうところで利用するときには利用する、もうその制度が必要なくなったときにはまたきちんと違う形で生活していく、そういうことも含めて捕捉率を上げて暮らしを守っていくということが必要ではないかと思っております。

それで、これは調査するというのはなかなか難しいのかなと思うのですけれども、今、幕別町で子供の貧困調査が始まるということで予算も計上されております。ですから、その世帯、子育て世代、そういうところから調査をして貧困状態というのか、生活の大変さとか、そういうところを調査することはできるのではないかと思うのです。ですから、そういうところから始めて、本当に生活が大変だというふうな調査や何かが出てきたときには、そういう制度を知らせるですとか、しっかり手だてを打っていく、それが行政の役割ではないかと思うのですよね。ですから、全体ができれば一番いいのですけれども、まずはそこから手だてをとっていくということが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 手だてをとるには実態の把握ができなければ手だての打ちようもないということがありますので、貧困調査の中でどれだけ把握できるかは別としても、できるだけ把握に努めたいというふうに思っております。

そして、その結果を、やはりいきなり生活保護ではなくて、まずは生活相談をしてくださいという案内が私は必要だろうというふうに思っているわけで、これはやはり生活保護を受ける権利というものもありますけれども、国民には勤労の義務もあります。ただ、まずは働いていただくことが第一であって、その次に働きたいけれども働けない人、長時間働けない人については相談の中でこれだけ働いてもらって、あとは生活保護を受けましょうと、そういった身近な、親身になった相談が、私は一番必要であろうというふうに思いますので、まずは実態を把握し、それを生活相談に結び付けていって、その後お互い話し合いをしながらどういった方法がいいのか決めていくということが一番いいのだらうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 私もそうだと思います。

それで意外と、他町村のことなのですけれども、さまざまな制度を受けられる、そういう制度はあるけれども知らない、例えば児童扶養手当ですとか、そういう制度を知らない方もいらっしゃるということで、やはり制度を周知させる、そここのところも非常に大事だと思うのですよね。今回は生活保護のことなのですけれども、その前に至るまでに児童扶養手当ですとか、そういう制度があって、それを活用すれば暮らしに生かしていけるということもあり得ると思うのですが、そういう制度の周知の仕方も皆さんにわかるような制度の周知の仕方ということも大事だというふうに思います。ですから、そういうことも含めて手だてをとっていくことが必要ではないかというふうに思いますので、その周知の仕方は非常に難しいと思うのですよね。お知らせ広報に書いても、なかなかびっちり字が書いてあつたら見るのも大変ということもありますので、その世代にかかわる、例えば子育て世代、それから高齢者だったら高齢者、今回もちよつと別ですけれども、年金の支給漏れというものもあつたのですけれども、小さい字で書いてあつたらなかなか読み解けないという部分もありますので、周知の仕方の工夫も本当に必要だと思いますので、そこは懇談、話し合いをしてよく相手のお話を聞いて、どうしたらそういう人たちに制度を知ってもらって活用できるのか、せつかくあるものを活用しなかつたらもったいないですから、そういう手だてをどのようにこれからとっていくのか、その点ももう一回お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本町の制度を広く知っていただくのは大変重要なことであります。高齢者の方に対する通知とかにつきましては、たくさんの情報を伝えるのが我々の仕事なのですが、やはりなるべく字を大きく、見やすい、見てもらうための努力というものもこれまたしております。そういうことを当然ながら今後もやっていきたいと思っておりますし、通知だけでなく、あらゆる機会を通じながら制度の周知を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） ぜひそういうふうにしていただきたいと思っております。

また、最後ですが、国に対しての意見なのですけれども、生活保護の問題だけを取り上げて国に要望するのは適当ではないと考えていると、これ町長のご答弁でありました。生活保護だけの問題というふうにとらえるのか、このことの引き下げの見直しによって町民にどのような影響が出てくるのか、そういうときになったときには北海道と対応していきたいというお答えでもあるのですけれども、今、この基準の見直しによりまして大変危惧されておりました、弁護士会ですとか、それから医療関係者ですとか、もちろん利用されている方ですとか、2回続けて引き下げが行われ、1回目はもう引き下げられて、今回も引き下げられようとしていると、平均して5%。その影響が大きいのではないかと

非常に心配されているのですよね。ですから、そういう点では、やはり見直しの基準はどうか、それから本当にこれが実施された影響が大きい。3級地は、先ほど言いましたけれども、都市部の影響が非常に大きいのです。その影響は先ほど住民税非課税のこともお話ししましたが、非常に大きいわけです。それが波及してくる可能性も大ですので、非常に心配される場所なのです。ですから、手前に手前に対処していくことが必要だというふうには私は思いますので、その国に対する、危惧されているところをしっかりと伝えていくということが大事ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたように、厚労省において生活実態を調査した中で今回の見直しが行われたということでもあります。その結果、下がる人もいれば上がる人もいるというような、そんな形になろうかと思えます。それで、個々人によって影響の受け方というのは千差万別、変わってまいりますので、やはり今の段階で確かな根拠を持たずに要請というのは、私は難しいのかなというふうには思いますので、まずは10月から施行されて、こういった人たちについては非常に影響が大きいというものが把握できましたら、それに基づいて要請活動というのはしなければならぬと思えますし、それは我が町だけでなく、恐らく全道、全国共通の影響だというふうには思われますので、そこら辺は町村会を通じて、団体として要請をしたいというふうには思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） わかりました。それで、やはり地方自治の根源は福祉の増進を図ることを基本としている、ここだと思うのです。本当に大変なところに光を当てて救い上げて、安心して暮らしてもらう、そこがやはり地方の自治体の大きな役割だと思います。ですから、生活保護というの、憲法25条に定められた、本当に生活をしっかりと守っていく、そこが大きな考え方の基本になるところだと思います。ですから、そこをしっかりと町政の中に生かしていただきまして、それで暮らしを守っていく、その姿勢をしっかりと持っていただきたい、このように思いまして私の質問は終わりにいたします。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15時まで休憩いたします。

14：46 休憩

15：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 通告に従いまして質問させていただきます。

1、所有者不明土地の問題について。

誰が持ち主なのかかわからない土地、いわゆる「所有者不明土地」が全国に広がっています。全国の所有者不明土地は、約410万ヘクタール、九州本島（約368万ヘクタール）を超える水準と推計されます。所有者不明土地は年々増加傾向にあり、2040年までには、新たに約310万ヘクタールが所有者不明土地になると推計され、合わせて720万ヘクタール、北海道本島（780万ヘクタール）に迫る水準まで増加することになります。

この問題は事業を行おうとしたとき、はじめて顕在するものであり、大きく取り上げられることもありませんでした。しかし近年では、この問題で困っているという市町村も増えているということです。この土地の「所有者不明」の原因は、所有者が相続登記を放置する「権利放置（相続未登記）」と相続権者が相続を放棄する「相続権放棄」によるものです。日本では土地の所有、利用状況を把握す



るための情報基盤が十分とはいえ、今後、現行制度のままでいくと、道路新設、農地集約などの土地利用をはじめ、まちづくり、環境保全、防災、さらには納税義務者の特定等さまざまな面で影響が及ぶ可能性があります。

そこで以下の点について伺います。

- ①幕別町での現状は。
- ②28年度における死亡による未登録件数は。
- ③所有者不明による課税保留、不納欠損処分の数と額は。
- ④町として所有者不明土地の解消に向けての取組は。

大きな2番、SNS活用でいじめの早期発見を。

毎年2月最終水曜日は、いじめ撲滅をするための取組「ピンクシャツデー」のイベントが全国で行われております。

十勝管内でも、平成13年2月に帯広市で始まり、鹿追、芽室、音更、池田、清水と6市町で開催されています。

しかし、いまだに、いじめが後を絶ちません。何の罪もない子供たちがいじめられているのが現状です。

幕別町のいじめの認知件数は、28年度は小学校で15件、中学校で0件。不登校の件数は、小学校で5件、中学校で25件と報告されており、前年度に比べても若干増加傾向にあります。

いじめは早期に気づいてあげて、いつでも相談できる体制をつくり、深刻にならないうちに解決することが鉄則です。

そこで以下の点について伺います。

- ①どのようないじめが起きているのか、いじめの内容は。
- ②いじめに対しての対応、その検証は。
- ③ネット上でのいじめ、また、ネットトラブルに対する取組は。
- ④子供たちが常に相談できる体制が構築されているのか。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは1点目につきまして、ご答弁をさせていただきます。

「所有者不明土地の問題について」であります。

所有者不明土地とは、「所有者台帳（不動産登記簿等）により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地」として定義され、具体的には所有者は特定できたが、所有者の所在（転出先、転居先等）が不明な土地や登記名義人が死亡しており、その相続人が多数となっている土地等を指しております。

昨今は、人口減少社会の到来や高齢化の進展に伴い、土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化などにより、空き家、空き地、耕作放棄地など利活用を放棄された不動産が急増してきています。

このことは、我が国の人と国土の関係性の時代的変化を象徴する問題で、災害復旧、道路整備、山林管理、農地集約、地籍調査、土地区画整理といった公共事業等を進める際に、コスト増要因、所要時間の延長要因となるだけでなく、民間においても土地の有効利用を進める上で大きな障害となっております。

こうした中、国土交通省では、平成27年4月に「所有者の所在の把握が難しい土地への方策に関する検討会」を発足させ、その後政府与党の委員会等を経て、昨年12月に同研究会からの提言がなされました。

この提言では、「所有者不明土地」の量的把握については、平成28年度地籍調査を実施した563市

町村 62 万 2,608 筆において、登記簿上の所有者の所在が不明な土地が 20.1%であり、この調査結果から拡大推計値を求め全国の所有者不明率を 20.3%、410 万ヘクタールと推計したものであります。

さらに、このような推計値から、2040 年までに新たに発生する所有者不明土地の面積を 310 万ヘクタール、現況の推計値を含め合計で 720 万ヘクタールと推計しております。

ご質問の 1 点目、「幕別町での現状は」についてであります。

本町においては、納税義務者死亡後の納税義務の承継の代表者を指定するために、本町独自の「相続人代表者指定届出書」により、相続人代表者を指定していただいております。

また、届出がない場合におきましては、町が相続人代表者を指定し、変更のある場合のみ、届出書を提出いただくこととしており、相続人代表者を全て指定しているところであります。

ただし、納税義務の発生していない土地の所有者、つまり、免税点未満の土地を所有している方が死亡し、相続登記がなされない場合には、法務局からの通知がないため、町としては全く知るすべを持ち得ないこととなります。

また、本町が実施しております地籍調査におきましては、旧幕別町の地籍調査を計画している 8 万 1,507 筆、面積 340.46 平方キロメートルのうち、現在までに地籍調査を行った 9,768 筆、面積 64.12 平方キロメートルで、所有者不明土地は、437 筆、22 万 2,271 平方メートルとなっており、筆数で 4.47%、面積で 0.35%の出現率となっているものの、これらについては全て免税点未満であるため、現状、課税上の支障は発生していないものであります。

本町における所有者不明土地の実態を正確に把握することはできませんが、これまで実施してきた地籍調査の実施状況から推計しますと、農村部、とりわけ「現況有姿分譲地」の対象となった地区においては、面積で最大 1.5%程度が所有者不明土地である可能性があるものと思われま。

ご質問の 2 点目、「平成 28 年度における死亡による未登録件数は」についてであります。

平成 28 年度中に固定資産税納税義務者のうち、死亡を確認した方は 111 人であり、このうち「相続人代表者指定届出書」の提出をいただいた方は 105 人、町が指定して変更の届け出がなかった方は 6 人です。ことから、土地所有者が死亡に伴う固定資産税の課税がなされない事例はありません。

ご質問の 3 点目、「所有者不明による課税保留、不納欠損処分の数と額は」についてであります。

所有者不明土地につきましては、全て通常の課税を行っておりますことから、課税保留はありません。

また、所有者不明土地が賦課され未納となった場合は、課税後当該年度末において地方税法の規定により滞納処分の執行を停止、即時消滅とし、その後、不納欠損処分として会計処理しております。

なお、平成 28 年度における不納欠損処分による件数は 2 件、面積にして約 3,200 平方メートル、金額は約 1 万 8,200 円です。

ご質問の 4 点目、「町として所有者不明土地の解消に向けての取組は」についてであります。

国においては、昨年 12 月に所有者不明土地問題研究会がまとめた最終報告を受け、本年 1 月に「所有者不明土地等対策の推進のための閣僚会議」を開催し、今後の対策を検討しております。

研究会の最終報告では、今後のあるべき姿を「所有者不明土地を円滑に利活用又は適切に管理できる社会」「所有者不明土地を増加させない社会」「すべての土地について真の所有者がわかる社会」の三つを提言しており、国では公共的目的のための利用を可能とする新たな制度の導入や、相続登記未了の土地の解消に関する新しい仕組みづくりなど、関係各省において、法令等の整備や中期的な課題の検討に当たるとしてあります。

所有者不明土地の解消は、登記事項と実態を一致させることにありますことから、一自治体で所有者不明土地の解消を図ることは困難であり、国の動向を注視しながら進めざるを得ないものと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「SNS活用でいじめの早期発見を」についてであります。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、決して許されるものではないと考えております。

国においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成29年3月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」の見直しを行ったところであり、教育委員会といたしましても、26年10月に策定した「幕別町いじめ防止基本方針」について、30年度の改定に向けて準備を進めているところであります。ご質問の1点目、「どのようないじめが起きているのか」についてであります。

平成28年度の小中学校におけるいじめの認知件数は、小学校3校15件であり、27年度に比べ、小学校で1校12件の増加、中学校で1校8件の減少となっており、30年2月末現在においては、小学校2校2件、中学校1校4件となり、昨年度に比べ小学校では減少しているところであります。

また、平成28年度の小学校におけるいじめの認知件数が増加した理由としては、文部科学省から「いじめの認知に関する考え方」が示され、「けんかやふざげ合いに見える行為であっても、いじめの初期段階として捉え、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげること」とされたことから、けんかなどが起きやすい小学校での認知件数が増加したものと考えております。

いじめの内容といたしましては、小学校では「悪口を言われたり、嫌なことを言われる」「押されたり、たたかれたりする」「冷やかされたり、からかわれる」などで、中学校では「悪口を言われたり、嫌なことを言われる」「部活動中に無視をされる」というものでありましたが、「いじめ防止対策推進法」に規定する重大事態の発生はありませんでした。

ご質問の2点目、「いじめに対しての対応と検証は」についてであります。

いじめへの対応につきましては、「幕別町いじめ防止基本方針」及び各学校のいじめ防止基本方針において、学校や教育委員会にいじめと思われる情報が入ったときは、「少し様子を見よう」といった対応をとることなく、直ちに関係する児童生徒との面談による実態の調査を行い、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に考え、組織的に迅速な問題解決に向けた対応に努めるとともに、いじめが発生した際は、保護者の心情に対する共感的な理解に努め、保護者の理解と協力を得ながら、学校と一体となったいじめの対応に努めております。

また、学校においては、「いじめ問題に関する点検表」を活用し、児童生徒や保護者に対する対応の検証を行い、学級担任等、特定の教職員が抱え込むことなく、教職員間の情報交換や共通理解を図り、学校全体で組織的に協力・対応することができる体制づくりに努めております。

さらに、日ごろからいじめの重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応するため、いじめの把握のためのアンケート調査結果の共有や校内研修の実施を行っているところであります。

ご質問の3点目、「ネット上でのいじめやネットトラブルに対しての取組は」についてであります。

インターネットやメールなどを通じて行われるいじめやネットトラブルなどの未然防止や早期発見の取組につきましては、児童生徒が、インターネット上で、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれることがないように、各学校において児童生徒の不適切な投稿の検索や監視に努めるとともに、北海道教育委員会が実施している「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール業務」を活用し、いじめやネットトラブルなどの未然防止や早期発見、早期対応に努めているところであります。

しかしながら、パスワードつきサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていくことが必要であると考えております。

このことから、学校においては、引き続きネットトラブル等の情報モラル教育の推進を図るとともに、町PTA連合会及び町校長会の協力をいただき作成いたしました「携帯電話・スマートフォンのルール」を全児童生徒へ配付するとともに、各学校にポスターを掲示し携帯電話・スマートフォンの使用に当たっての基本的なルールの啓発を推進してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「子供たちが常に相談できる体制が構築されているのか」についてであります。

児童生徒からの相談につきましては、「幕別町いじめ防止基本方針」及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、学校においては、対策組織を設置し、定期的に教育相談期間を設けたりするなど、児童生徒の悩みや心の内面にかかわる情報を把握し、学校におけるあらゆる場面において、教育相談を実施しております。

また、教育委員会においては、まっく・ざ・まっくで24時間対応の電話相談窓口やメールを活用した教育相談のほか、学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒へのカウンセリングを行うとともに、国が実施する「24時間子供SOSダイヤル」の周知を図るなど、国や北海道、各関係機関等と連携を図りながら、いじめの相談体制の充実に努めているところであります。

現在、全国の一部の地方自治体においては、SNSを活用したいじめの早期発見の取組が始められ、国においてもSNSを活用した相談体制の構築に係る調査・研究が進められておりますことから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る」こととして捉え、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止と早期発見に取り組むことが重要であると考えており、「幕別町いじめ防止基本方針」に基づき、学校の教育活動全体を通したいじめの防止に取り組むとともに、アンケート調査やネットパトロール等によるいじめの早期発見に努め、学校・家庭・地域・関係機関と連携したいじめの根絶に向けた取組を推進してまいります。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、大きな1番目の所有者不明な土地問題についてでございます。

地方から人が減り、田舎の地価が下落傾向が続く中、所有者の居場所や、また生死がすぐに判明しない所有者不明の土地、いわゆる迷子の土地問題が全国的にクローズアップされております。一般社団法人国土計画協会所有者不明土地問題研究会というところが、昨年の6月に地籍調査を活用した推計値を公表しております。

その研究会の試算では、不明な土地は、今後歯どめをかけなければ2020年度から5年ごとに約60万ヘクタール以上ふえ、2040年には、冒頭にも申し上げましたように、720万ヘクタールになるそうでございます。全国の所有者不明の土地の率は20.3%でございます。所有者不明の土地になる大きな要因といたしまして、相続登記の放棄があると言われております。

そもそも不動産登記は、義務ではありません。また、行政が所有者を把握するための制度でもないわけでありまして。資産価値もなければ、時間とコストをかけてまで登記をしなくても実益がなければ放置されるケースなどが想定されますが、そのままにした場合、その場所が防災工事などの緊急を要する公共事業を必要としたときなど、事業に障害を及ぼすことがないのかをお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現状では、ありません。

ただ、いわゆる日本列島改造論、昭和48年ぐらいだったと思いますけれども、あの際の原野商法によってかなりの土地が、原野が宅地のように分割されて売られているわけでありまして。こういった土地については、将来、公共事業に係る場合もありますので、ひょっとすると可能性としてはあるのかなど。

ただ、先ほどもご答弁申し上げましたように、面積でいうと全体のまだ0.35%でありますので、今後増えることは考えられるかもしれませんが、現状ではないということでありまして。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今のところはないということですが、では今後起こり得ることがあるのではないかと私も想定するのですけれども、そのときの対処としてはどのように考えていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 課税されている土地につきましては、不在の方が出ますと、相続放棄されま  
すと、所有者のいない不動産は、最終的には国になるのですけれども、相続財産は相続財産法人を設  
立しまして、競売によって税金の収入に当てるという方法で、それで逆にマイナスになりますと、そ  
の法人を解散して終結ということになります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今のところがちょっとわからなかったのですけれども、解散して終結というこ  
とはどういうことなのでしょう。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 相続財産法人を換価という、お金にかえるということです。

その場合、財産を把握することと、もう一つ債権者がいる場合があります。そういう確認をして、家  
庭裁判所が相続財産管理人を選定します。これは弁護士とか司法書士の資格のある方が管理人となっ  
て、財産がプラスであればお金にかえて国に戻す、マイナスであれば破産し支払い義務を免除する  
という方法で清算をするということです。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ありがとうございます。

では、ご答弁の中にも本町の地籍調査におきまして、旧幕別町の地籍調査の計画をしている8万  
1,507筆、面積340.46平方キロメートルのうち現在では地籍調査を行ったのが9,768筆という  
ことのでございまして、その中に所有者不明の土地は437筆ということでございます。この中には、答弁でも  
ございましたが、現況有姿分譲地が農地のところにあるということでございますが、市街地化調整区  
域内にはこの現況有姿分譲があるのかを確認されたのかをお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 調整区域に現況有姿分譲地があるかないかということでございますけれども、  
地籍調査で、平成16年から地籍調査をやっているのですけれども、途別、古舞、栄、美川、弘和と駒  
畠の一部終わっているのですけれども、この地籍調査地区の土地全てを地籍調査というのは調査をす  
るのです。それで所有者がわからない土地がそこで判明するということでございます。

今、調整区域、都市計画区域内の市街地化調整区域内はまだ地籍調査が入っていないものですから、  
調べていない状態なのです。ですので、お答えとしてはわからないということになります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 都市計画区域の中には、この市街地化調整区域が結構広い範囲であるのですけれ  
ども、その中にはやはり今すごく話題になっております現況有姿分譲ということで、別荘みたいにし  
て建てるという人も結構いるということでございますので、このようなところもしっかりと調査して  
いくべきではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 都市計画区域内の市街地化調整区域自体は建物の制限がありますので、農業者  
以外の方は建物を建てることはできませんので、そういうご心配はまずちょっとないのかなというふ  
うに思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ありがとうございます。認識不足で済みません。

では続きまして、2番目の28年度における死亡の未登録件数ということでお答えをいただいたので  
すが、町内に住民票がある方が亡くなったということの数字でしょうか。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

- 税務課長（川瀬吉治） 町内在住者の方です。
- 議長（芳滝 仁） 岡本議員。
- 9番（岡本眞利子） これ、町内の住民票がある方は亡くなった場合はわかるわけですがけれども、町外の場合はわからないということになりますね。
- 議長（芳滝 仁） 税務課長。
- 税務課長（川瀬吉治） 町外の固定資産税の所有者につきましては、納税通知書を送付します。それで亡くなっていけば戻ってくるというようなことになりますので、そうなれば住民票なり戸籍なりを調査しますので、そこで相続関係を確認をして届けをいただくというような方法をとっております。
- 議長（芳滝 仁） 岡本議員。
- 9番（岡本眞利子） また、うちの町は独自で相続人代表指定届出書ということで作っているということでございます。ここも私もちょっと勉強不足のところがあったのですがけれども、これがありましたら代表者がきちっと記載されているということでありますが、その後亡くなって、続いていないでそのまま変更がされていないということはないのかお伺いいたします。
- 議長（芳滝 仁） 税務課長。
- 税務課長（川瀬吉治） この28年の死亡した111名の方について、その後登記が変更されているという例が約3分の1程度、35件、登記が変更されております。
- お尋ねはその後の変更ということですがけれども、その後の変更というのは、例えばご主人が亡くなって相続代表人が奥さんになって、奥さんがまた亡くなるというような場合ということですか。それにつきましては、その後の子供さんですとか相続関係のある方の代表届を出していただくということになります。
- 議長（芳滝 仁） 岡本議員。
- 9番（岡本眞利子） 先ほどご答弁にも、相続人代表を町で指定をしているということですがけれども、すんなり受けていただくことができるのか、また、今、課長がおっしゃったように、ご主人が亡くなり奥さんになりその子供になったという、子供の認識ということもわかっていらっしゃるって変更届を出していただけているのかをお聞きいたします。
- 議長（芳滝 仁） 税務課長。
- 税務課長（川瀬吉治） 幕別町内という話ですがけれども、全国の話ですとあまり価値がなくて相続する方がいないというような状況かと聞いていますけれども、町内では相続しないとか、放棄の場合同じですけれども、本当に件数的には少ない件数ですので、相続人の指定届を出していただいているということで相続人を指定させていただいておりますし、6名、町のほうで指定させていただいたというのは、何かの関係で出し忘れていたりとか、そういうことがあるのかなと思います。それで、旦那さんが亡くなっていけば奥さんに代表ですかというような確認をして、違えば違う形で出してくださいというような案内をしております。
- 以上です。
- 議長（芳滝 仁） 岡本議員。
- 9番（岡本眞利子） そのところは理解したところであります。
- では、町内在住の土地所有者が、最後の登記からの経過年数の長いものはどのくらいのものがあるかお聞きいたします。
- 議長（芳滝 仁） 税務課長。
- 税務課長（川瀬吉治） 先ほど議員もおっしゃっていますけれども、登記の義務がないということで、何年後にどうしたというような追い方はしていませんので、例えば今回はこういうことが一般質問でありましたので111名について追跡調査してみましたけれども、その後納税通知書が届いて税金が支払われている中では、それ以上の追跡は行っておりません。
- 議長（芳滝 仁） 岡本議員。
- 9番（岡本眞利子） 今回、私が質問をしましたので調べていただいたということでございますけれ

ども、土地の登記名義人がやっぱり死亡して、その後相続人が登記をせずに何十年もたつと相続人がどんどんどんどんと増えていくということになります。そうなったときに、やはり公共事業や何かがあるときは大変な時間が、コストがかかるのではないかと思います。このような質問をさせていただくのですけれども、またこの固定資産税納付の納付書が届かなかったということはないのかお伺いいたします。返ってきたということがないのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 当然届かないケースはあります。ちょっと今数字は押さえてはおりませんが、戻ってくるケースはありますし、亡くなっているだけではなくて例えば町外者であれば、その届け出た後で転居されるというような場合がありますので、生死とは別のことで届かない場合があります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、公示送達した件数はわかりますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 済みません。今ちょっと数字持ち合わせておりません。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、公示送達の件数がちょっとわからないということでございますので、次の質問に移りたいと思います。

では、町として所有者不明土地の解決に向けての取組ということでございますが、相続人が相続した土地の寄付をもし申し出た場合、町ではどのように対応するのかをお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 何でもあげるから町がもらうということにはなりませんので、町としてもらう価値を見出せない限りは、これはもらえないということになるかというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今、町長のご答弁のとおり、そうですね、価値がないものを何でも町が引き受けるというわけにはいかないとは思いますが、やはり土地の相続した人も、どうすることもできなくて困っているということもあるのではないかと思います。

具体的に申しましたら、山林は森林組合への出資、また農地は農業振興公社への移管、土地は土地開発公社で整地をして売却してもらうというようなことも検討はできないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういった土地を、まず町がもらって有効活用するのであればそういうお金をかける価値はありますけれども、やはり活用ができない土地を要らないからといって、雑品屋といったらちょっと言葉が悪いですが、何でもかんでも町が引き受けると、そのような形にはならないわけで、やはりきちっとした行政目的が見出せばそれはいただきますけれども、それ以外についてはご遠慮するということであろうかと思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 町長の言うことは本当にもっともだと思います。しかしながら、町としてのこの迷子の土地、そのままにしておくつもりなのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに町内にそういう迷子の土地が出てくるかもしれませんが、それは私は一自治体に対応すべきことではなくて、我が町のことをいえば、たかだかという言葉が当たるかどうかわかりませんが、百二、三十年の歴史しかないわけでありまして、私は本州の何百年も続くようなそちらのほうがより深刻な問題が出ているのではなからうかというふうに思いますので、そこはやはり、先ほど我が町の場合、0.何%というお答えも申し上げたとおり本当はないわけでありまして、

そこはやはり国が本当に困っている土地の、困っている県、市町村のことを考えて、国が統一的に、私は対応するべきだというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 数が小さいとか大きいとかではなくて、現実うちの町でも不明の土地があるということで、あるということは現実でありますので、それをいかに増やさないかということがやはりいいことではないかと思えます。

その増やさないということも、もうこれ以上、町長は0.何%だというふうにおっしゃいましたけれども、あることは現実なのですから、それをいかに増やすことをしないようにする、それを対策を練るのが行政ではないかなと思うのですけれども、それで私も本当に数は少ないのですけれどもあるということは現実ですので、いろんなことを考えまして、いかに増やさないようにするのかということも小まめな手なのですけれども、不動産登記事務を行っている法務局では、今パンフレットをつくりまして窓口においてあるそうです。本町においても、死亡手続きの際に住民生活課で、窓口で関係者に手渡すのも一つの方法ではないかと思えます。その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それは国において対策の一環としてやられているということでもありますので、そのことについては町は協力を惜しまないわけでありませう。

ただ、町内にそういう現実に所有者不明土地があるからといって、それがただあるだけでは、やはり行政としては、やはり民事不介入ということが原則でありますので、そこは手を出すべきではないのであって、例えば行政推進上で支障になるとか、どうしてもその土地が必要であるということになれば話は別なのでありますけれども、ただあるだけということを持ってして、そこに行政が介入することにはならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今の段階ではそのような状況ではありますが、想定外ということもやはりあるかと思えますので、そういうことも考えまして、やはりこのようなときにはどうするかということもしっかりと考えておくべきではないかなと私は感じるところでございます。

したがって、今後、納税課のところでも納税通知を発送するときにパンフレットを一枚入れていただくというようなことも、またホームページに載せていただくということも一つの手ではないかと思えます。このまま所有者不明の土地、いわゆる迷子の土地が増えるのでは幕別町の発展のためには決してプラスではないかと思えます。現行制度の中では大変厳しい面がありますが、不動産登記には煩雑すぎるという声もございませう。できるだけ簡素化、また登記の費用の引き下げ、相続の義務化ということも国に要望すべきと考えませう。国といたしましても、今、所有者不明の土地を公共目的などに利用する仕組みづくりを検討しているということもございませうので、町村会を通じまして国に対して理解のための要望を行っていただきたいということを申し上げてまいりたいと思えます。うちの町の行政といたしましても、この問題をしっかりと受けとめていただきたいということで次の質問に入りたいと思えます。

2番目の、SNS 活用でいじめの早期発見ということで、いじめを見逃さないようふだんから気を使っているが、悪ふざけなどの見きわめは難しい。子供たちの声かけは積極的に行っているが、授業や学校行事の準備、保護者への対応などで生徒一人一人との向き合う時間が足りないのが実情だという中学校の先生からお聞きしたところでございませう。

幕別町でもいじめが認知されているわけではありますが、内容はご答弁でお聞かせいただきましたのでわかるところでございませうが、うちの町でもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの事業を活用いたしまして、できるだけ子供たちに寄り添ってということもされておられますが、スクールカウンセラーによる相談件数が毎年500以上の相談があるようでございませうが、どのような相談があるのか、言える範囲で結構でございませうのでお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。



○学校教育課長（高橋修二） 平成 28 年度に寄せられましたスクールカウンセラーへの相談の状況でございますけれども、件数については 508 件スクールカウンセラーへの相談となっております。

内容といたしましては、一番多いものについては不登校に関しての相談となっております。これが 430 件ほどの件数となっております。

またそれ以外については、生徒の成長にかかわっての心や体についての相談。それと児童、生徒の家庭環境についての質問がそれぞれ主なものというような状況になってございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9 番（岡本眞利子） このように相談件数が毎年 500 件以上あるということで、いじめも若干はあるかもしれませんが不登校で相談ということが多いようでございますが、スクールカウンセラーが設置はされてはおりますが、学校にいつでもいるという体制ではないと思っておりますが、相談したいときにいないということがないのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） スクールカウンセラーの相談体制でございますけれども、現在スクールカウンセラー、道費の活用事業で配置をさせていただいておりますけれども、中学校におきましては現在札内東中学校を拠点に、そのほかの中学校 4 校を巡回をさせていただいているというような状況でございます。

基本的には、週 2 回、1 日 6 時間ということの勤務の中で対応させていただいておりますが、スクールカウンセラーについては町の心の教室相談員を兼ねているということもありまして、残りの時間については、町の町費によって学校での相談業務に当たっていただいているというような体制をとらせていただいております。ですので、基本的にはどこかの学校には必ず出勤をしている状態となっている状況でございます。

それと平成 29 年度からにつきましては、スクールカウンセラーをもう一名、小学校ということで、この方については、道の事業、巡回スクールカウンセラーということで配置をいただいた中で、現在各小学校において、回数は学期ごとに一回か二回程度ということになっておりますけれども、巡回で小学校への対応についてもお願いをしているというような状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

9 番（岡本眞利子） 毎日相談があるということは限らないとは思っておりますけれども、子供たちが相談したいというときにカウンセラーが、先生など教員の方もいらっしゃるのですけれども、やはりスクールカウンセラーの方がちょうどいないというようなこともあるのではないかなと思っております、このような質問をさせていただいたわけでございますが、うちの町といたしましてもそんなに多数ではないのですけれども、若干としてこのような数字が出ているということでございますので、いじめに対しての危惧されることからこのような質問をさせていただいたわけでございます。

子供たちにとっては、本当に学校というのは一日に一番長くいるところでございますので、一番のびのびと本当に育っていただきたいという思いを込めているのではないかなと思うのですけれども、そのようなこともありまして、スクールカウンセラーなどがやはり常時いつでも相談ができる体制があるのいいのではないかなというふうに感じるところでございます。

では 3 番目の質問ですけれども、ネットでのいじめ、またネットトラブルに対してということでございますが、では、ネットでのいじめはないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ネットでのいじめの関係でございます。これにつきましては、インターネット上でいじめをはじめとした犯罪含めてのトラブルに巻き込まれることのないようということで、各学校におきましてネットパトロールということで、定期的に、例えば学校名であったり個人名であったりということで特定できるような形の中で検索業務を行ってパトロール業務を行ってございます。

その中においては、現状ではいじめに関しての書き込み等は発見はされていないというような状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ちょっと安心したところでございますが、今本当に SNS でもいい面もあり、またもちろん悪い面があったりということで、インターネットなどで逆にいじめられたりというようなこともありますので、そのところはやはりちょっと安心するところであります。

またネットトラブルにも巻き込まれないようにということで、我が町ではそのような対策をとっているということで、しっかりした子供たちへの対策がとられているのだと認識いたしました。

では最後の質問でございますが、子供たちが常に相談できる体制が構築されているのかということで、今までの質問にもちょっとリンクしてくるのですけれども、今の子供たちは常に利用するのがコミュニケーションツールということで、圧倒的に LINE などのソーシャルネットワークワーキングサービスであります。総務省の調査によりますと、一日当たりの平均利用時間は 10 代において SNS が 58.9 分と最も多く、メールが 20.2 分、携帯電話はたったの 20.7 分ということで、固定電話にいたっては 0.3 分にしか至りませんという数字が出ております。私たち家族もそうですけれども、家族や友人など身近な人とのコミュニケーションはほとんどが LINE で行っている人が多いのではないかと思います。

そこでお尋ねするのですけれども、24 時間子供 SOS ダイアル、また相談支援センターへの電話ということで、どのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 国が実施をしております 24 時間子供 SOS ダイアルへの町内からの相談件数については、これは町のほうでは把握をしていない状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 町のほうでは把握はしていないということは、うちの町からはないということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 大変申しわけございません。把握をしていないというよりも、この相談件数の各町村ごとの状況については公表はされていないということでございまして、本町においてもそういった件数の状況はつかめていないということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） はい、わかりました。24 時間子供 SOS とか相談支援センターへの電話ということですが、今、前段で私が申し上げたように、携帯電話や、また固定電話から電話をするというのは、今の子供たちには大変難しい面があるのではないかなと思います。

やはり、メールをするのもメールアドレスを出してというよりは、LINE でもうすぐ、送るところがすぐ出ますよね。ですからやはりそのようなところを考えましても、とても簡単ということもあり、また気軽に相談ができるということも LINE などで相談をできるような体制をやはりつくっていくべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、岡本議員おっしゃいましたように、SNS を使った相談体制ということで、一部の先進自治体においては既に取組が始められたところもありますし、国においては平成 30 年度から、実証実験が始まることになっておりまして、都道府県、または政令市などにおいて今そういった実証実験を行うところ、段階であります。

しかしながらまだまだ課題も多くありまして、相談員の体制をどうするのかとか、24 時間受付をすることによって、子供たちが夜中でもいつでも SNS に没頭してしまうですとか、そういった整理しなければならない課題もたくさんありますことから、今現在、町におきましては、まっく・ざ・まっくで 24 時間対応の電話相談窓口ですとか、メールはちょっと今おこなっているのかもしれないけれども、メールの対応に取り組んでおります。

ですから今後においては、国の実証実験そういったところを注視しながら、教育委員会といたしましても SNS を用いた相談体制については、調査、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 部長からすばらしい答弁をいただきましたので、私も言うことがないのですけれども、国におきましても電話のみならず SNS を活用した相談体制の構築は行うことは有効だという観点から、今年度地方自治体への調査、研究、委託事業に乗り出す方針だそうでございます。

したがいまして、自殺や不登校などの深刻ないじめが起きてからでは大変遅いと思いますので、子供たちの命を守り、安心して学校に通えるような、いじめを早期発見につながる LINE 活用と、相談体制について国の動向をしっかりと注視をしていただき、時代の変化に対応した積極的な活用を早期に進めていただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、16時10分まで休憩いたします。

15：57 休憩

16：10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

国民健康保険加入者への保健指導、予防化対策の充実について。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に成立しました。この法改正により自営業者や年金生活者らが加入する公的医療保険である国民健康保険においては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営における中心的な役割を担うことになり、都道府県単位化が図られることとなりました。

また法改正によって国民健康保険に新しい財政支援制度である「保険者努力支援制度」が平成30年度から本格導入されることとなりました。市町村による特定保健指導の実施率や糖尿病などの重症化の予防への取組に応じて国が自治体に交付金を加算する仕組みで、全国の自治体を対象に取組状況を点数化して評価し、総額年500億円程度が点数に応じて交付金の配分を決める制度となっています。

広域化となっても国民健康保健に加入している幕別町民の保険料負担軽減は切迫した課題であり、さらには交付金の加算分で地域住民の健康づくりのための施策充実にもつなげられることから、町の取組が「保険者努力支援制度」において高配点・高評価を受けることは重要と考えています。ついては以下の点を伺います。

①平成30年度における「保険者努力支援制度」の市町村分は、「保険者共通」「国保固有」の2分野にそれぞれ6指標が設定されています。特定検診やがん検診の受診率、病気のリスクが高い人に対して保健師らが生活習慣の見直しを支援する特定保健指導の実施率や住民と自治体双方の健康づくりへの意識、取組などが点数化されて評価されることとなっています。

それぞれの指標の細目ごとの幕別町の配点状況はどうなっているのでしょうか。また配点状況から今後の保健指導や予防化対策充実といった課題をどのように捉えているのか伺います。

②「保険者努力支援制度」は平成28年度から前倒して実施されています。これまでの幕別町への交付状況について伺います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「国民健康保険加入者への保健指導、予防化対策の充実について」であります。

本町におきましては、健全な国保の財政運営のため、レセプト点検やジェネリック医薬品利用差額通知、特定健診の受診率向上など医療費の抑制に向けた取組や国民健康保険税の収納対策等を実施しているところであります。

平成30年度からは、都道府県単位化に伴う公費拡充策の柱の一つとして、保険者努力支援制度が本格的な制度運用となり、保険者における国民健康保険が抱える課題への対応など厚生労働省が示した評価指標ごとに、各市町村の取組内容や成果を評価及び加点し、被保険者数を乗じて算出した点数を基準として、交付金が算定されるものであり、市町村分として、総額500億円が投入されることとなります。

ご質問の1点目、「平成30年度における「保険者努力支援制度」の各指標の細目ごとの配点状況と、今後の保健指導や予防化対策充実といった課題をどのように捉えているのか」についてであります。

はじめに、「各指標の細目ごとの配点状況」についてであります。平成29年8月に北海道へ報告した30年度保険者努力支援制度の実施状況に基づく本町の自己採点の結果について申し上げます。

評価指標のうち「保険者共通の指標」については、6指標の中で11の細目が設定されており、細目別の配点と本町の加点状況は、①特定保健指導の実施率が50点中20点、②メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率が50点中25点、③がん検診受診率が30点中15点、④歯周疾患（病）検診実施状況が25点中25点、⑤個人へのインセンティブの提供の実施が70点中70点、⑥個人へのわかりやすい情報提供の実施が25点中25点、⑦重複服薬者に対する取組が35点中35点、⑧後発医薬品の促進の取組が35点中35点、⑨後発医薬品の使用割合が40点中40点であります。

⑩特定健康診査の受診率の配点は50点、⑪糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況についての配点は100点ですが、この二つの細目については、本町の取組内容では評価基準に満たないことから加点はなく、「保険者共通の指標」に係る配点合計510点のうち本町の加点は290点という状況であります。

また、評価指標のうち「国保固有の指標」については、6指標の中で14の細目が設定されており、①保険料（税）収納率が100点中50点、②データヘルス計画の策定状況が40点中40点、③医療費通知の取組の実施状況が25点中25点、④地域包括ケア推進の取組が25点中13点、⑤第三者求償の取組状況が40点中27点、⑥居所不明被保険者の調査が4点中4点、⑦所得未申告世帯の調査が2点中2点、⑧国民年金被保険者情報を活用した適用の適正化が3点中3点、⑨レセプト点検の充実・強化が10点中8点、⑩一部負担金の適切な運営が5点中3点、⑪保険料（税）収納率の確保・向上が15点中15点、⑫国保従事職員研修の状況が2点中2点であります。

⑬国保運営協議会の体制強化の配点は3点、⑭事務の標準化、効率化・コスト削減、広域化に係る取組の配点が6点ですが、この二つの細目については、本町の取組内容では評価基準に満たないことから加点はなく、「国保固有の指標」に係る配点合計280点のうち、本町の加点は192点であります。

二つの評価指標の配点に、全保険者が対象となる体制構築加点の60点を加えた配点の合計850点に対し、本町では、「保険者共通の指標」の290点と「国保固有の指標」の192点に、体制構築加点の60点を加えた合計は542点となっており、全道平均の432点を上回る結果となっております。

次に、「配点状況から今後の保健指導や予防化対策充実といった課題」については、前段申し上げました自己採点の結果、加点に至らなかった評価指標の中では、特定健康診査の受診率と糖尿病性腎症重症化予防の取組が、今後、本町において優先的に取り組むべき課題と捉えております。

特定健康診査の受診率については、これまでも健診に係る自己負担額の無料化や未受診者への受診勧奨などに取り組んできたことで、年々増加傾向にはあるものの約30%程度の受診率にとどまっていることから、個別の受診勧奨の取組を強化することとし、過去の受診歴や健診結果、問診票の内容等を分析することにより、個人の特性に合わせた効果的な受診勧奨に取り組んでまいります。

また、糖尿病性腎症重症化予防の取組については、主に健康教育、健康相談及び保健指導により予防と早期発見につなげておりますが、今後はさらに重症化リスクの高い対象者への受診勧奨や医療機関との連携による治療中断者への働きかけなどによる対策を進めるため、医療機関との調整を図りな

がら、体制づくりの構築を進めてまいります。

なお、北海道では、昨年12月に北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、市町村における取組を推進していることから、道をはじめ、地域における医療機関等との連携を図ってまいります。

さらに、その他の評価指標についても、本町における地域課題を踏まえた効果的な対策を講じる中で、加点に結びつけられるよう努めてまいります。

ご質問の2点目、「平成28年度から前倒しで実施されている「保険者努力支援制度」のこれまでの交付状況について」であります。

保険者努力支援制度につきましては、国の特別調整交付金の一部を活用して平成28年度から市町村を対象に前倒しで実施されており、28年度の評価指標は、「保険者共通の指標」として、6指標の中で計11の細目と「国保固有の指標」として、5指標の中で五つの細目が設定されており、16の細目による配点275点に体制構築加算の配点70点を加えた合計は345点であります。

このうち、本町では、データヘルス計画の策定状況、後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況、町民への健康づくりに関するインセンティブを提供した健康マイレージなどが評価され、全道平均の187点に対し、13の細目で235点が加点されており、402万5,000円が交付されております。

また平成29年度については、16の細目による配点510点に体制構築加算の配点70点を加えた合計580点のうち、本町は、14の細目で364点が加点されておりますが、全道の平均点や交付金については、現在、国において算定中であるため、本年3月下旬を目処に確定する見込みとなっております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは再質問をさせていただきたいというふうに思います。

詳しく指標ごと、項目ごとに点数を紹介していただいて、その中身を私なりに答弁を分析のほうもさせていただきました。すごく課題が明確であり、その課題について、大きくは二つの課題を今のご答弁の中では挙げていらっしゃいましたけれども、すごく的確なのだというふうに思います。そして幕別町が全道平均の中で、平均をかなりなのか随分なのか上回っているという状況も聞いて、幕別町のいろいろな施策についての評価を改めてさせていただいているところでもあります。

最初にこういう保険者努力支援制度、国がこういうふうに自治体がやればそれを評価してそれで交付税措置をいろいろ調整しますよ、よければいっぱい出しますし、そうでなければそれなりに出す、そういう手法、いろいろとこれに限らずあるのだと思うのですけれども、私自身はその国のやり方については、自治体の主体性を失うような手法だという思いの中では少し遺憾に思っているところなのです。

まずはそこのところにおける町の考え方をお聞きしたいのと、それからこのように交付税措置を受けるに当たっては、多く交付税措置されるようにいろいろな町の事務方の手法や努力があるのだと思うのですけれども、交付税措置を多く受けるための職員の意識づけの構築はどのように確立しているのか、そのことの2点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず私のほうからは、この制度に対する考え方について申し上げたいというふうに思います。

確かに、谷口議員がおっしゃるように非常にご褒美をぶら下げられて、むちを入れられて走らされている、そんなような印象を受けるわけでありましてけれども、ただ目標をしっかり持って向上させていくという点に関しては一つの指標として出ますので、その点については私はいいいことであろうなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 職員の意識づけということではありますが、この保険者努力支援制度ができたから極力頑張ると、これがあるためにやっているということではなく、これまでも町民の健康の保持、また健康事業の延伸に向けて、これまでこの保険者努力支援制度の内容に取り組んでいって

るところであります。

一つはやっぱりこういった制度が一つの励みといたしますか、点数化されることによって自分たちの努力が、努力といたしますか、こういった言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、自分たちがやっていること、町民に対して健康のためにやっていることが一つの評価としてあらわれるということは、職員全員が意識を持って頑張っていかなければいけないという考えに至っていると思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今の町長、部長の答弁については共感が持てるものというので、このまま質問を続けさせていただきたいというふうに思います。

課題が明確であるなどということを申し上げました。幕別町は特定検診の受診率のアップのために、答弁にもありましたこと以上に、さらには北海道健康マイレージ事業を活用してまくべつ健康ポイントラリーを実施しているのだと、この取組というのは全道でも、道の事業を利用してさらに自治体が独自に施策をプラスしてやるというのはそんなに多くなくて、このことについての評価も以前の一般質問の中でさせていただいたところでありまして、そういうところでありながら、この特定検診の受診率の加点がゼロ点である。何がどうあったら何点ということは厚生労働省が資料を出していますからそれは見ておまして、結局上位5割に入っていない、前年度から3%以上の伸びがないとゼロ点になるわけなのです。このことについては少し、ゼロ点という評価に当てはまってしまっているということはずごく残念であるわけなのですけれども、これから先のところ、検診率をアップするというはこの配点をさらに受けて、もっといえばさらに次年度以降多く交付金を加算されるような、そんな仕組みにしていく上では大きな柱のポイントの一つになってくると思うのですけれども、その辺のこれからの特定検診受診率のアップのことについてはどのような手だてを打っていく、そういうことの中で加点されるようにしていくつもりでいるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 特定検診の受診率向上に向けては、この制度ができてから利用者負担の無料化とか、あとは検診の回数を増やす、あとはチラシを多く折り込み回数を増やすとかそういった努力も続けてまいりましたが、なかなか受診率が伸びるに至っていないところでございますけれども、新年度、30年度以降取り組みとしては、過去の受診歴や検診結果、問診票の内容等の分析による個人の特性に合わせた効果的な受診勧奨を実施するとともに、また保健師による個別の受診勧奨を実施していく、それと健康づくりの出前講座や各種イベント等でこういった特定検診の啓蒙活動を続けていって、受診率の伸び率を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） ここは点数の、配点の高いところで、特定検診の受診率ということでは50%ですけれども、それに関連しての保健指導率やメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率ということになってくるわけですけれども、全体で150点あるわけで、その中ではやっぱりこの特定検診が、受診率が高まるのがここで配点を受けるための大きな部分だと思いますから、大いに努力していただきたいというふうに思うところでありまして。

課題のもう一つ、糖尿病等の重症化、ご答弁の中ではこのことが糖尿病性重症化腎症という言葉でいただいているところでありまして。糖尿病自体も怖い病気だけれども、糖尿病の合併症が大変怖い、人工透析につながるようなことになる、そのことが大変、なってしまうそれを受ける方の負担や、それから週に2回、3回通院する、それにかかる医療費も多額になる、国保財政をものすごく圧迫するものになっていくものだという事の中でそういう言い方になってきているのかなと思うのですけれども、重症化リスクが高い対象者に対してのいろいろな施策が述べられていましたけれども、重症化リスクの高い対象者というのはどのように見つけていかれるのでしょうか。

それともう一つ、今これは国保の話をしておりますけれども、結局、社会保険の人であっても、このことが障害者医療や介護保険やそういったことに早くつながってしまう、そんなことになってくる

ものですから、この事業が国保対象者だけではなく、広く町民にされるようなそんな仕組みになればいいのかなというふうな思いの中でお尋ねしますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 昨年12月に北海道で糖尿病腎症重症化予防プログラムというのが策定されて、それで本町もこの道が策定したプログラムに沿った内容で取り組んでいかなければ、なかなか保険者努力支援制度の点数というのですか、加点には加わらないと。そういった中でいきますと、道のプログラムの中でいきますと、リスクが高いといいますか、今後なるであろうという中でいきますと、一つは空腹時血糖値の値だとか、あとは血圧の状況、そういったものの中でレセプト点検なり特定保健指導の中、特定検診の結果の中でそういった状況が見られる方については予備軍と言うにはちょっと語弊があるかもしれませんが、将来に向けて糖尿病になる可能性があるという方を抽出しながら、そういった方を説明して理解を得ながら病院との連携を図って、重症化を阻止していこうというところで考えております。

今回のこの努力者支援制度には国民健康保険の被保険者となっておりますが、やはり町民全体の健康寿命の延伸、これもやはり町の責任だと思っております。そういった中では、一つはそれぞれの社会保険加入されている方は、それらは協会健保なりのデータヘルス計画に基づいて職場を通じた検診指導がされると思いますが、町といたしましてはそこに直接的には介入できないのですが、町民の健康のためにさまざまな健康づくり教室、健康講座を行っておりますので何かの機会を持って個々個人が健康につながるような普及といいますか、そういったことはしていきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 施策については了解しました。

ここも100点という高い配点のところ、このところ計画どおり実施ということになれば満点をいただけるようなところになってくるのだらうと思います。そういうことで一段と高い配点を受けて、繰り返しになりますけれども、交付税措置を少しでも多く受けるということ、行政マンの腕の見せどころなのだと思います。しっかりやっていただきたいものだというふうに思います。

それで、二つ目の項目にかかわってきますけれども、28年度このところでも全道の平均を上回るという配点の中で402万5,000円が交付税措置された。この金額が多いか少ないかということはいろいろあるかと思いますが、少なくとも金額がこうして国保財政の中に加算されて運営に役立ったということになるのだというふうに私は思っています。繰り返しになりますけれども、交付税措置を多く受けること、これを努力していただきたい。

それで、なぜこのことを聞いたかということ、初回質問の中でも申し上げましたように、やっぱり交付税が高くて住民負担が大変だからということになってくるわけでありまして。先月2月20日の北海道議会の保健福祉委員会報告資料、その保健福祉委員会で使われた資料が北海道のホームページの中でアップされているのですけれども、そこでこの国保税の額を決める大きな指標となる納付金算定額、それから市町村標準保険料率、道が決定したものをここで報告していて、その報告の中には各市町村にもそのことを伝達したということが書かれています。9月議会でも幾らぐらいになるのかということ、その当時の概算の数字については明らかにされてはいたけれども、今回この数字でもって、ことし6月までに国保税幕別町分を決めるということになってくる、そういう流れなのだというのも書かれてはいたけれども、どうでしょうか、その後確定した指標を道からもらう中で保険料というのは以前示された数値と比べてどうなのでしょう、高くなりそうか低くなりそうか、その辺の大まかなものの言い方でよろしいです。お答えいただきたいなというふうに思いますけれども。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 道からは何段階かに分けて示されてきているわけでありまして、示されるつど負担が下がる、そんなような数字の傾向があります。

ただこれは最後、所得を把握しなければ保険税がどうなるかについては確定はしませんので、道からの通知については額は下がってきていますけれども、ただ最後の保険税の税率については今後、恐

らく5月ぐらいに確定するかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） わかりました。これから確定申告が終わってということの中で、国保税が決まっていくなということになっていくのだろうというふうにお聞きしたところであります。

それで、幕別町の財政を言えば、平成18年の合併から10年が過ぎて、地方交付税の特例措置がもう既に終了して、今、減額に入っている、その30年度予算は3年目になるということ。今回の予算の議論はこれからでありますけれども、歳入における地方交付税額は、平成29年度の予算額は55億2,800万円でしたけれども、平成30年度は53億5,400万円と1億7,400万円、3.1%の減額ということになっている。これは来年度も再来年度も特例措置が終わっているわけですから減額が続いていくのだろうなということが予想されるわけですが、そういう中で住民負担を軽くするということはなかなか一般会計からの繰り入れで行っていくということは厳しいものになっていくのだろうなということを推察するわけです。

ですからおさら、ではどこで国保財政の負担を軽くするかといったならば、この保険者努力支援制度を使って、ことしは402万5,000円だった、さらに多い自治体はプラス200万ぐらいのところも、これは自治体の規模にもよりますけれども、同じような数の自治体の中ではそういった自治体もある。500億円の金額を1,781の自治体で競い合っ取り合う仕組みなものですから、その仕組みの中で勝ち上がっていただいと云ったならば言い方変ですが、少しでも交付税措置を多くしてもらい、多くする努力をこれからも継続していきたいという思いの中で、この質問をしているところであります。

最後になりますけれども、幕別町の国保制度をこれからも維持する上で、住民一人一人の生活については目配りを十分していただきたいと思うのだけれども、その辺のことの思いについて理事者の方から答弁をいただいて、この質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今この場で国保税をどうするかということは、非常に答えづらいわけでありまして。

ただ言えることは、過度な負担にならないということをやはり考えていかなければならないわけでありまして、そのために今盛んに言われております調整交付金の関係も、できるだけ財源を確保していくということが必要だというふうに思いますので、できるだけ努力を重ねて住民負担が過度にならないように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で谷口和弥議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は、午前10時から開会いたします。

16:44 散会



# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成30年第 1 回幕別町議会定例会  
(平成30年 3 月 7 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第 1

会議録署名議員の指名

15 谷口和弥      16 千葉幹雄      17 寺林俊幸

（諸般の報告）

日程第 2

一般質問（4人）

日程第 3

議案第20号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例

日程第 4

議案第21号 幕別町体育館条例の一部を改正する条例

日程第 5

議案第23号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例

日程第 6

議案第24号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例

日程第 7

議案第25号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 8

議案第26号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 9

議案第27号 幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第10

議案第28号 幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第11

議案第29号 幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例

日程第12

議案第30号 幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

日程第13

議案第31号 幕別町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

日程第14

議案第32号 幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第15

議案第33号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

日程第16

議案第34号 幕別町庁舎建設基金条例を廃止する条例

# 会議録

平成30年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年3月7日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月7日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農業委員会会長 谷内雅貴  
代表監査委員 八重柏新治      企画総務部長 山岸伸雄  
住民福祉部長 合田利信      経 済 部 長 菅野勇次  
建設部長 須田明彦      会 計 管 理 者 原田雅則  
忠類総合支所長 伊藤博明      札内支所長 坂井康悦  
教 育 部 長 岡田直之      政策推進課長 山端広和  
総 務 課 長 新居友敬      地域振興課長 小野晴正  
糠内出張所長 阿部麗子      住民生活課長 山本 充  
保 健 課 長 白坂博司      商工観光課長 亀田貴仁  
土 木 課 長 寺田 治      都市計画課長 吉本哲哉  
保健福祉課長 金田一宏美      学校教育課長 高橋修二  
生涯学習課長 石野郁也
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 林 隆則      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
15 谷口和弥      16 千葉幹雄      17 寺林俊幸

# 議事の経過

(平成30年3月7日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15番谷口議員、16番千葉議員、17番寺林議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして、一般質問を行います。

住民の「住まいの権利」の向上を、についてであります。

これまで政府が推し進めてきた住宅政策「市場主導の持ち家政策」が破綻しつつあります。

若いうちは低廉な民間賃貸住宅に住み、その後、結婚し、子育てを行い、戸建て住宅を購入するという標準的な住まいのパターンが、結婚や家族の変容、あるいは不安定かつ低賃金雇用の増大などの事象から崩れてきております。

現在の市場主導の住宅政策を、時代に即して社会保障・福祉として位置付けるよう転換する必要性に迫られております。

住宅は何よりも人々が社会生活を営む上での基盤です。良質で安価な住宅を安定的に供給することに対し、公的な支援を行うことは自治体の役割だと考えます。

町民一人一人の住まいの権利の向上を求めて、以下のことを伺います。

1、公的賃貸住宅について。

①バリアフリー・ユニバーサルデザイン仕様などの質及び量の改善を行うこと。

②公的住宅に60歳以下の単身者は入居できない、入居者条件の緩和を。

③公的住宅には住まいのセーフティーネットの役割があります。申し込み時に保証人を不要にする考えは。

2、民間賃貸住宅について。

①家賃補助制度の創設を。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「住民の「住まいの権利」の向上を」についてであります。

住宅は、個人の生活の起点であるばかりでなく、子育てや家族の団らんなどの家族生活を営む場や老後を安心して過ごすなど、人が生活を営んでいく上でなくてはならないものであり、安全で安定した豊かな住生活を確保しなければならないと考えております。

ご質問の1点目、「公的賃貸住宅について、質と量の改善や入居者要件の緩和、申し込み時に保証人を不要とする考えは」についてであります。

一つ目の「バリアフリー・ユニバーサルデザイン仕様などの質及び量の改善を行うこと」についてであります。

本町では現在、795戸の公営住宅を管理運営しており、このうち、バリアフリー化されている住戸は、幕別地区では264戸のうち76戸、率にして28.8%、札内地区では378戸のうち52戸で13.8%、忠類地区では153戸のうち31戸で20.3%となっており、全体では795戸のうち159戸で20%となっております。

本町では、「幕別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に公営住宅の改善や建て替えを進めており、特に老朽化が著しく、改善等では十分な効果が見込めない住宅については、建て替えを行うこととしております。

公営住宅の建て替えに当たりましては、国の公営住宅整備基準のほか、北海道が策定した公営住宅ユニバーサルデザイン整備基準の内容に即した住宅整備を行うこととしております。

現在、札内地区におきましては、これらの基準に沿って春日東団地公営住宅の建て替えを進めており、事業完了の平成31年度には、札内地区の公営住宅は管理戸数374戸のうち68戸がバリアフリー住宅となり、整備率は18.2%となる予定であります。

今後におきましても、「幕別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建て替え事業等により、誰もが安心して暮らすことのできる住宅を提供できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザイン住宅の整備を進めてまいります。

二つ目の「公的住宅に60歳以下の単身者は入居できない、入居条件の緩和を」についてであります。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図ることを目的とした公営住宅法に基づく住宅であり、入居者要件につきましても、住宅困窮要件と収入要件が同法で定められているところであります。

また、平成24年に「地域主権改革一括法」の施行に伴い「公営住宅法」等が改正され、これまで「公営住宅法」に定められていた入居資格を、事業主体において条例で定めることとなりました。

このため、本町におきましては、住宅セーフティーネットとして公営住宅の役割を果たすため、高齢者または身体障害者等、その他の特に居住の安定を図る必要がある方については、同居親族要件を課さず、単身での入居を可能としております。

具体的には、60歳以上の高齢者の方のほか、「障害者基本法」に基づく身体・精神・知的障害者、生活保護受給者、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する被害者の方などは、年齢を問わず単身での入居が可能としております。

また、一定の収入見込みがあるなどの要件はありますが、勤労若年単身者向けの住宅として、特定公共賃貸住宅を整備し、単身者への対応を行っているところでありますので、町としては直ちに単身に対する入居要件を変更することは考えておりません。

三つ目の「公的住宅には住まいのセーフティーネットの役割があり、申し込み時に保証人を不要にする考えは」についてであります。

公営住宅は、基本的には低所得者で現に住宅に困窮している方を対象とした住宅でありますことから、さまざまな事情により経済的に困窮する方が入居している場合もありますが、住宅使用料の確実なる納付をいただくため、入居決定時に入居決定者と連帯保証人が連署した入居請書を提出していただくこととしております。

住宅使用料については、入居者の収入に応じた応能応益家賃として毎年算定されており、さらに収

入に応じ減免措置により軽減されているところでもありますことから、特段の事情がある場合を除き、長期にわたって住宅使用料を納付いただけない状況は、他の入居者と著しく公平性を欠くことから、連帯保証人を求めているところでもあります。

しかしながら、入居希望者の中には、親族などに同等以上の収入のある方がいらっしゃる場合や、親族や知人・友人などの身寄りが全くない方もおられますことから、特別な事情があると認められた場合については、入居請書への連帯保証人の連署を要しない旨の特例を設けているところでもあります。

また、連帯保証人につきましては、住宅使用料の納付に対する措置のみではなく、緊急時の連絡先としての役割も担っていただいておりますことから、町としましては現行のとおり連帯保証人制度を維持してまいります。

ご質問の2点目、「民間賃貸住宅に対する家賃補助制度の創設を」についてであります。

幕別町の住宅施策は「幕別町住生活基本計画」などに基づいて推進しております。

平成27年度の国勢調査によりますと、幕別町に住む一般世帯の約72%は持ち家に居住しており、公営住宅に住む世帯は約10%、民間賃貸住宅に住む世帯は約15%となっております。

住宅施策を進める上で、公営住宅の管理戸数は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るという役割を果たしつつ、民間借家等の運営を圧迫しないバランスが必要と考えており、民間賃貸住宅の家賃負担が大きく、支払いが困難となる方については、それを理由として公営住宅への申し込みが可能となっておりますことから、民間賃貸住宅に対しての家賃補助を行う考えは持っておりません。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） それでは、再質問を行います。

まず、各論といいたいでしょうか、この質問項目の中に入って行く前に、総論ということで、住宅政策について大きく聞いていきたいと思っております。

以前、バブルと言いましょうか、1988年、1989年ぐらいまでのころ、市場主導の持ち家政策にもそれなりの役割がありました。しかしながら、人口も、あるいは賃金、そしてこれが一番地味に大切だなと思っておりますが、土地の価格もどんどん下がり続けている時代、現在、持ち家政策は社会の基盤整備という役割、その推進役という役割を失って、むしろ社会の矛盾をより広げてしまうということに一役買っている、現代の時代に合わない、破綻していると言わざるを得ない状況にまで至っているのではないかというふうに、感じているところでもあります。

まず、幕別町の住宅事情について伺います。

先ほどの答弁の中で、幕別町に住む一般世帯の約72%は持ち家に住んでいるとかという答弁がございました。

その推移といいたいでしょうか、これ、国勢調査ということですので、5年単位でとっていらっしゃると思っております。10年とか15年、20年程度で、幕別町の町民の住まい、持ち家に住んでいる世帯、公営賃貸住宅、民間賃貸住宅に住んでいる世帯、その割合と推移について伺います。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 一般世帯の所有別の推移でございますけれども、幕別町全体でございますと、平成17年度の調査におきましては、持ち家が約70.2%、公営住宅等につきましては11.1%、民間借家につきましては14.3%、平成22年度におきましては、持ち家につきましては72%、公営住宅等につきましては10.1%、民間借家につきましては14.8%というような数字になっております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 持ち家の割合と、そして民間賃貸住宅に住んでいる世帯、これが少しずつ微増している。公営住宅に住んでいる方が微減しつつあるということでありました。

では、この調査結果、どのように分析しておられますでしょうか。

どうしてそのような、微増したり微減したりというふうな結果になったのか、その原因、要因分析みたいなことをされておりましたら、伺います。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 本町におきましては、住宅地につきまして、大規模な開発によりまして宅地分譲というようなことが起こりまして、それに伴いまして、持ち家のほうが割合として増加しているというような現象があるかと思っております。

また、民間借家につきましても、人口流入に伴いまして、事業者として事業を始められるという方が増えたといえますか、おられたということで増加しているのではないかというふうに思っています。

また一方、公営住宅につきましては、限られた敷地の中で建て替え計画等を行っておりますので、ある程度一定の数字で推移していたのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） そうですね、持ち家と民間が増えた、公住が減っているということで、幕別町住生活基本計画、私も拝見させていただきました。公営住宅ですね、割合のほうは減ってはおりますが、数は大きく減っていないのですね。人口増とか、あるいは単身世帯が増えていることによって、世帯数が伸びているので、割合が下がっているということでした。数は変わっていないということです。

私の考えなのですが、この原因、持ち家世帯がふえ、民間も増えているけれども、公営住宅が減っているということ、二つの階層に分けて分析すべきなのではないかというふうに考えております。若い子育て世帯と高齢者世帯というふうに分けて考える必要があると思います。

政府主導といいたいまいしょうか、政府が後押ししております住宅政策、これ国全体的なものですので、住宅建設はされますよね。ピークのときは、例えば仮の数字ですけども、1年間に1,000戸建てていたものが、今は500戸とか300戸しか建たないとかということの程度はあるかもしれませんが、住宅建設自体は止まらず建設されていくと思います。とりわけ若い世代に建設されていくものだと思います。

では、高齢者世帯はどうか。高齢者の人たちが若いときに家を建てる際に、家族が増えるから大きな家を建てたと思うのです。僕みたいな世代が言うのもちょっと変なのですが、子供たちがみんな巣立って行って、そこには高齢者の夫婦二人しか住んでいない、あるいは単身者でしか住んでいないというようなお宅がいっぱいある。手を伸ばしたら物が届くような、そういったコンパクトな身の丈に合ったような住宅に住みたいと思っている。では、民間賃貸住宅に行こうというふうに考えたとしても、行けた人はすごくよかった、行けない人が大変多いのですよね。

民間賃貸住宅、当然ですけども、これ、営利目的ですので、どんな人にでも、誰にでも家を貸すわけではありません。高齢者が民間賃貸住宅を借りるときは、そうでないときに比べて審査が厳くなる傾向にあります。賃貸保証人あるいは連帯保証人を複数名選ばなければいけないとか、あるいは年金生活で日々の暮らしを何とか暮らしているような人、そういった高齢者は敷金、礼金をまとめて払えない、そういったケースもあると思います。

では、民間がだめなら公営住宅に入りたいというふうに思っても、これはだめですね。公住に入るには、住宅困難者でなければいけない。今の家では住みにくいと思うけれども、家を持っているということによって、公営住宅に入ることができない。

ちょっともう少し長くなってしまうのですけれども、では家を処分しよう、売ろうというふうに考えたとしても、なかなか難しいですね。そうしたら公住には入れるから家を処分しようと考えてるけれども、買ったときに比べても半額以下のような金額で売ろうとしても、これなかなか売れない。そこで高齢者が生活しながらその家を売るということは、大変厳しい。

それに、日本の住宅の謎の仕様だと思っておりますが、木造住宅だとおよそ20年、22年で価値がゼロになる。減価償却でゼロになってしまう。さらに、先ほど言いましたけれども、土地の価格が下がっている。そういった時代の中で不動産を誰か買ったとしても、売るときには買った価格よりも低

くなくなってしまうのではないかとようになってきたら、大金はたいて不動産買うというふうにはならない。

高齢者の住む古い家はなかなか売れない。どうしようもないですね、高齢者は自分の生活よりも大分大きな家に住み続けるしかない。そして、このまま住宅がなくなってしまうと、空き家になってしまうということです。

ひとつその証左といいたいまいしょうか、北海道の調査を調べてみました。道の調査で、平成 25 年に 45 歳以下の世帯の持ち家率は 29%で、75 歳以上は 80%に迫る持ち家率だと。このように、今回少しずつ持ち家、民間が増えているということは、このような原因・要因分析が可能なのではないかというふうになります。ちょっと長くしゃべってしまいましたが、そのように考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 詳細な分析をしていただいておりますけれども、ただ、先ほどからお答えしていますように、公営住宅の比率と持ち家・賃貸住宅の比率が、変わったというほど変わっていないというふうに、私は思います。

これは微増というか、もうほとんど変わらないわけで、例えばその年によっては、住宅新築件数というのはかなりばらつきがあるわけでありまして、それを 5 年間のをとったとして、たまたまそれが多かったり少なかったりすることによって、数字が変わってくるわけで、例えば 10 年間見ても、一戸建て、長屋建て共同住宅、特に一戸建てが持ち家になるかと思っておりますけれども、一戸建ての建築確認申請がかなりばらついているわけでありまして。10 年間の中で見ても、一番多い年は 157 戸もありますし、少ない年は 93 戸というようなことであります。それと、賃貸住宅となり得る共同住宅については、例えば平成 19 年はゼロであったのが、20 年は 66 戸という、こういう数字が出ているわけでありまして、ならしてみると、ほとんどそんなにトレンドといいますか、傾向というのは変わっていない。自分の住宅を持ちたいという傾向は、依然としてあるのだろうなというふうに思っていますし、今の定住、マイホーム応援事業などを見ても、そんなに極端に傾向が変わったという、そういう認識は持っていないところであります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） 私の言い方が、もしかしたら悪かったのかもしれませんが。

トレンドが変わった、人々の考え方が変わったというふうなことを言ったつもりはありませんでした。昨今、空き家の発生の仕方が、時代に後押しされて変わりつつあるというふうな話をしたつもりでありました。

それぞれの町民の人々皆さんが、持ち家に対して憧れを持つという感覚は広くあると思います。そういったこととはまた別に、既に高齢者が持っている持ち家、これが自分の身の丈よりも大分大きいものだけでも、それを処分するということが大変ハードルが高いというふうなことで、先ほども言いましたね、そのようなことを言ったつもりでありました。空き家対策ではなくて、市場主導の持ち家政策が破綻しているという話でした。

今、高齢者の話をしましたが、若い世帯、子育て世帯の話も少ししたいと思います。

北海道の調査で、平成 20 年から 25 年の間で、新築住宅が 1 万 6,000 戸新築建設されたようです。その一方で、空き家が 1 万 4,000 戸発生したとの調査がありました。家をこっちはつくりながら、どんどん朽ちていく空き家がどんどんそれに迫る勢いで発生しているということなのですね。これにこそ社会の矛盾みたいなものを感じますが、幕別町ではどうなっているのかを聞きたいなというふうに思います。

先ほど、町長の答弁の中にも少し触れましたが、町の新規住宅建設数、それと空き家数を伺いたいと思います。先ほど町長おっしゃいましたように、その年で見ると、単年度で見ると、幅がすごく大きいので、5 年とか 10 年とかでこの程度増えてこの程度減ってみたい、そのように聞かせていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 住宅の着工件数のほうからまずはお答えしたいかと思えます。

一戸建てにおきましては、先ほど町長が答弁されましたように、年によって大分ばらつきがございますが、ここ5年、10年の間でいきますと、ならして言うと、大体100戸程度着工されているというような状況になっております。

あと、長屋建てとか共同住宅につきましては、まさにその年によって大分違いがありまして、ゼロの年もありますれば、40戸、50戸と建てられた年もあるということで、ちょっと平均いたしますと30戸程度建設されているのかなというふうに考えております。

また一方、空き家の推移でございますが、ちょっと私のほうの今手元にあるのは、住宅土地統計調査の数字でございますけれども、平成25年の数字になります、一応1,270戸の空き家というふうな数字が出ております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 確認ですが、1,270戸の空き家が、現在、幕別町にあるということですか。もう一度お願いします。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 申しわけありません。統計調査の年が平成25年になりますので、平成25年のときの数字というということでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） この北海道の調査、分母が大きいですので、全体の傾向というふうになるのだと思います。

都市部には特別に空き家がいっぱいあって、それと同じぐらいの新築住宅を建てられるということではなく、ここ幕別町においても、同じような傾向があるのではないかと思います。

1年間で一戸建てが100戸程度あるいは集合住宅30戸程度、そして平成25年には1,270戸の空き家、居住実態のない家があるということです。

現在、若い世代、子育て世帯は家族が増える、結婚し子供が生まれて家族の構成員が4名、5名と増えていくと、もうこれは家を買うしか選択肢がないみたいな状況にあります。民間賃貸住宅は、ファミリータイプまだまだ少ない。公住のほうでは所得制限あります。住んでいるアパート、民間賃貸住宅が狭くなったら家を買うしかないような、そういった社会になってきております。

住宅金融公庫、今は名前変わって住宅金融支援機構という名前になっていますが、家を購入するために住宅ローンを組むのですね、フラット35とかですね。何か商品名を出してしまいましたけれども、でも賃金が下がっていく時代、不安定雇用、契約社員とか嘱託社員、低賃金、ボーナスがカットとか、あるいはリストラ、雇用環境が悪くなっている、住宅ローンの支払いが滞るといったことがたびたび起こる。

これ、古いデータでちょっと恐縮なのですが、なかなかこういうものは新しいデータが来ないものですね。2006年、公庫のローン返済が6か月以上滞納している人が、2006年の15年前と比べて15倍に増えている、3,340件から5万4,000件。滞納額は、その15年前と比べて35倍に増える。192億円程度だったものが6,700億円。これ2006年のものですから、現在何の手だても打ってなかったとしたら、もっともって多数に、多額になっていることが予想されます。言うまでもありませんが、住宅ローンの支払いができなくなったら、簡単に言えば、家が抵当権といいましょうか、とられてしまう。これもまた空き家になってしまいます。

これもまた難しいかもしれませんが、わかる範囲で結構ですが、住宅ローンの支払いが滞ったことが原因で空き家になった件数、近年どの程度あったかというのが、もしもわかればお願いします。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 大変申しわけありません、今、そのような数字はちょっと持ち合わせて



いないので、答弁できない状況です。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） そうですよ、済みません、突然質問しましたね。

先ほど言いました高齢者のケース、高齢者が家から人がなくなるという、最近できました新しい空き家のタイプと、人から家がなくなるといいますか、住宅ローンが支払えなくなって、その人から家がなくなってしまうというようなもの。これ、どちらも若い世代のケースにしる、高齢者のケースにしる、市場主導の持ち家政策という共通の土で育って、空き家と同じ実を結んでいるということではないのかなというふうに思います。

これ、日本国内全体の傾向の話ですから、都市部だけ急激に進むとか、農村は全然影響がないとかということではありません。ゆっくり進むか急速に進むかの違いでしかないのではないかなというふうに思います。

とりわけ、何度でも言いますが、今は高齢者のケースでの空き家の発生が顕著になりつつあります。繰り返しますが、空き家対策の話をしようとしているではありません。そもそも空き家を発生させないためには、どうしたらいいのかという話をしたい。行きすぎた市場主導の持ち家政策から立ち止まって、住まいを福祉として位置付けること、住民の住まいの権利、行政の責任・役割を確立することが求められていると感じます。

今後は、持ち家政策のその反動として、賃貸住宅、とりわけ営利目的ではない公的賃貸住宅の役割が増して大きくなっていくだろうと考えます。

その人の所得とか家族構成、その人の背景にかかわらず、必要な人、世帯に住まいが充てられるようにしていく手だて、また持ち家から賃貸への移行がスムーズに行われるようにしていく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 持ち家から賃貸へ移行していくというお話でありますけれども、ちょっと私には想像がつかないわけでありまして、やはり今ある持ち家、公的住宅、民間賃貸住宅の割合は、私はそんなに変わっていかないだろうというふうに思います。

ただ、今、高齢者が住宅を売りたいくても売れないようなというお話がありましたけれども、これはやはり団地造成をしている限りは、団地ごと老いていくというのは宿命でありますので、これは、もうそこに住居を構えた人は、30代で住居を構えて80歳までいけば、やっぱり自然にそうなるわけでありまして、これを行政の力でどうこうというのはなかなか難しく、今やっている空き家・空き地を何とか有効活用していく、そのための情報提供、空き家バンク、空き地バンクと、そこに中古住宅を買ってリフォームしてもらうためのマイホーム応援事業を今やっているわけでありまして、その途中で、防ぐすべというのは、これはちょっと難しいのかなと。個人がそこに住み続けるか、住み続けないかという、個人の意思に非常に大きくかかってくるわけでありまして、ですから、行政としては、持ち家と公的住宅と、それと民間賃貸住宅、これがバランスよく成り立つということが一番大切であろうというふうに思いますので、その辺を、特に空き家になりそうな住宅については、今やっている事業等を通して、なるべく住んでもらうような、そういった仕掛けをしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 国のやっている政策というふうになりますので、この住宅政策そのものについては、町長のおっしゃるとおりなのかなというふうに思います。その限られた中であって、最善を目指していきたいなというふうに思います。

そろそろ総論は終わりますので、各論、質問のほうにいきいたいなというふうに思っております。

公的賃貸住宅について、バリアフリー・ユニバーサルデザイン仕様などのところですか。

答弁の中で、これを進めていくというふうに答弁ありました。ぜひ進めていただきたいなというふうに思うところです。

一つ、モデルといいたまいますか、札内の町の中にも、何度も言っておりますが、シルバーハウス、シルバーハウジングといった、ああいった施設があります。1階の部分には高齢者が住み、2階には若年層が住むといったものです。自然と各年齢層の自然な交流が行われる。また、そこに一人管理人さんがつくことによって、日々の生活も安心してできるといった、そういった住宅施設であります。こういった施設、大変いいものだと思います。バリアフリー、そしてユニバーサルデザイン仕様に加えて、そういったものを検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 議員、今おっしゃられたシルバーハウジングは、多分、道営住宅のとかち野の団地のことかなと思います。本町におきましては、福祉部局と連携しまして、道が建てていただいた、とかち野団地でシルバーハウジングを展開しておりますが、この辺につきまして、さらなる展開が必要かどうかについては、福祉部局と検討しながら、今後また検討していきたいと思っております。

また、バリアフリー住宅あるいはユニバーサルデザインの住宅につきましては、引き続き、建て替え事業に伴いまして、住戸を建て替える際に、この考えを取り入れた住戸を供給していこうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 前向きに検討していただきたいと思います。

では、2番目に、公的住宅には60歳以下の方が住めないといった問題です。今、答弁にありました生活保護受給者であるとか、あるいは障害者であったら、年齢を問わず単身での入居が可能というふうなことでした。

あともう一つ、勤労若年単身者向けの特定公共賃貸住宅、特公賃を整備しているということでした。この勤労若年単身者、これ具体的に何歳ぐらいまでなのかお答えいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 一応法に基づきまして、若い就労される方が本町地区において入居する場所がないということで建設されましたので、募集の段階におきましては、一応35歳程度を目途にということで、それ以下の方ということを中心に募集させていただいております。

なお、必ずしも35歳を少し超えたらだめかということ、そういうことではありませんので、またその際にはご相談いただければというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 概ね35歳程度までということですね。

ここで、仮に生活保護受給者でもなく、また障害者でもなく、35歳程度以上であるような人、とりわけ、今、生活保護基準も下がってきていますから、そういった中であって、また概ね35歳から60歳、これで単身者は公営住宅に入ることが大変難しくなっているというふうな状況になっています。年齢層がぼっかり空いている、公営住宅の趣旨に照らして、どうなのだろうかというふうに思います。この公営住宅に入居条件の緩和をといるのを改めて考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 議員おっしゃることは十分わかるのですが、公営住宅制度、そもそもスタートした時点から、法律のほうで同居者の要件を求めておりまして、そういった意味では、公営住宅につきましては、そもそも同居親族がいる方のための施策的な展開というふうに理解しております。また、60歳以上の方につきましては、特に居住の安定を図る必要があるというような名目で、心身障害者の方と同様に特別な扱いとして単身でも入居できるというような規定になっているというふうに理解しております。

現状におきましては、一定程度の単身者の居住につきましては、民間等、選択肢もいろいろありま

すことから、確かに35歳から60歳までの間という年齢的な要件につきましては、抜けがあるかもしれませんが、総体といたしましては、公営住宅については60歳以上の方の単身者ということで、概ね役割を果たしているのではないかというふうに理解しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 法律でそのようになっているということは知っておりましたが、同じようなことの繰り返しになってしまいますので、私自身もこの程度にしたいと思いますが、ぜひ繰り返し考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、賃貸保証人、連帯保証人のことなのですが、不要にすべきというふうに考えています。

その理由が、生活保護受給者であったり、あるいは道外とかから幕別町にいらして、連帯保証人になってくれるような当てが全くないような方、そういった方に関しては特別に連帯保証人を設置しなくてもよいというふうになっておりますよね。

なのですが、そういった方こそ、民間賃貸住宅でいったら、一番家賃の支払いが滞ったときのために連帯保証人が必要な人であると思うのです。最も本来必要であるべき人に保証人は要らない。だったら、それを全体の制度にすべきなのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 連帯保証人につきましては、本来であれば、皆様、請書を提出するときに連署していく方を見つけていただいて、契約をさせていただくということが、基本になるかと思えます。これにつきましては、公営住宅につきましては、国の交付金ですとか、皆様の納めていただくそれぞれの家賃にのっとって管理・運営されているという考えに立ちますと、それぞれの方の応分の負担をしていただくことが基本になりますので、当事者である方の支払いが滞る、あるいはできないような場合につきましては、それにかかわって、家賃の支払いをしていただく方を確保するということが、重要なことかと思っております。

また、先ほど議員おっしゃいます、他町村から来た方が特にということ、我々特に考えていません。管内の方でありましても、滞納されている方もいらっしゃいますし、それについては、どこの出身の方だから、特に必要である必要でないというような考えは、持っておりませんので、一律皆様に連帯保証人の連署を求めていくという考えでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） ちょっとかみ合っていない感じがしております。

何というのですかね、道外から、管外からとかという、そういったことでなくて、最も本来連帯保証人を必要とすべき人に、連帯保証人を特別に設けていないということであるなら、なおさら信用がある人にもそうすべきではないかというふうな話をしているのです。

同じこと聞きますが、もう一度お願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、言われていることは、収入の低い人については、なおさら連帯保証人がいるのではないかと、そういうような論法かというふうに思いますけれども、ただ、つけたくても該当する人がいない場合、それをつけてこいということが、逆に無理ではないのでしょうかね。誰も身寄りがいなければ、つけようがないわけでありまして、そういう人に対しても、連帯保証人がいなければ公営住宅住ませないよということのほうが、私は無理があるのかなというふうに思いますので。

払える能力がある人がいる場合については、当然、それはつけてもらうということで、原則つける中で、どうしても該当がない人については、それはやむを得ませんねという特例的な扱いをしているということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） なかなかすとんと納得しにくいものがありますが、この程度にしたいというふうに思いますが、ぜひ改めて考えていただきたいなというふうに思います。

低い人に合わせるとか、高い人というのですかね、信用の度合いが低いとか高いとか、どちらかに

合わせるというふうなことでなくて、全員に何としてもつけろとかというふうなことを求めているわけでは到底ありません。改めて、ぜひ深く考えていただきたいというふうに思います。

最後です。「民間賃貸住宅に対する家賃補助制度の創設を」なのですが、町長の答弁にもありました、住宅政策を進める上で公営住宅の管理戸数、それが民間賃貸住宅の運営を圧迫しないバランスが必要だというふうにおっしゃってありました。どちらも健全に運営できるようにというふうなことだというふうに思います。これもおっしゃることも大変よくわかります。しかし、最初のほうで言いましたが、最近の雇用の環境も大変悪くなってきております。可処分所得に対しての家賃の割合というのが、ちょっとざっくりで申しわけないのですけれども、一昔前は大体10%程度であったものが、今では2割程度にどんどんふえてきているのですね。手取りがどんどん少なくなってきているという中で、最低限の生活を支えるというような観点でも、家賃補助の創設を検討していただけないか。

また、一緒に民間賃貸住宅と公住合わせて住民の住まいを充実させていくというふうな考え方もあるのではないかなと思います。

また、これで最後ですが、民間賃貸住宅の家賃負担が大きくて、支払いが困難になっているような方だったら、公住のほうに入れると、そういった答弁ございましたが、それのはるか手前の予防というような観点でも、家賃補助制度をちょっと検討していただけないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それをやってしまうと、民間賃貸住宅の公営住宅化になっていくわけで、全部、公営住宅になりかねないわけでありまして、それぞれ持ち家であったり、公営住宅は低所得者向けですよ、それで民間賃貸住宅の役割があるわけでありまして、それを全部公営住宅化するということには私はならないと思いますし、公営住宅はやはり生活に困っている困窮者のための、低所得者のための住宅という、この性格は当然今後も維持していかなければなりませんし、民間はそれより収入ある方で、いろんなバリエーションの中での生活がしたいという方向けの住宅であるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 家賃補助制度は、何も私が今思いつきで言っているわけではなく、ほかの自治体でもたくさんの実例があります。とりわけ進んでいるのが横浜市かなというふうに思いますが、若い世代向けの移住政策といいたいでしょうか、定住政策というふうにやっておりますが、それと同時に、こういった住宅に対する福祉にもつながっております。

おっしゃることは大変よくわかります。公営住宅が低所得者向けであって、民間賃貸住宅はそれとかならないような程度でということをおっしゃっていることは大変よくわかりますが、何も全ての民間が公営住宅化してしまうというような、そういった発想で言ったつもりでは全然ありませんでした。住民一人一人の住まいの権利の向上を求めて言っております。同じことの繰り返しになるかもしれませんが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全国いろんな市町村がありまして、そこそこによって住宅事情というのは大きく異なっているというふうに思います。ですから、これはよそがやっているから、どうだということではなくて、我が町においては、私はバランスをとっていかなければならない。

特に横浜の例を出しました。事情はよくわかりませんが、低所得者向けの住宅がないから、多分、補助するのだというのが道理ではないかと思っておりますので、そこはそれぞれ町の住宅事情、あるいは施策ですね、若い世代を呼び込んでいきたいと、そのために家賃補助をしますもので、どうぞ来てください、そういった施策の使い方というものはあるかというふうに思いますけれども、現状、我が町においては、民間賃貸住宅に対する家賃補助というのは、ちょっと全体の住宅施策の中では、バランスを欠くようなことになるなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔）　そうですね、少々残念な思いではありますが、幕別町の、唯一の自治体といいたいでしょうか、ほかにはない自治体の特殊性といいたいでしょうか、そういうのを鑑みて、あえてしないというのもあるのかなというふうに思っているところでもあります。

最後になりますが、先般、大変痛ましい事件がありました。札幌にありましたそしあるハイムという火災の事件ですね。多数の死者が出ました。

札幌市、その住宅の危険性を察知して知っておりながら、何も手を打たず、あるいは打てずにおりました。このような事件を二度と起こさないように、これを機に住まいの権利といいたいでしょうか、をより強く拡充して、確立して、そして向上していくことを求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁）　以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10：53 休憩

11：05 再開

○議長（芳滝 仁）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2 番（荒 貴賀）　通告に従いまして、質問いたします。

1、町民の健康寿命の延伸への取組は。

世界保健機関（WHO）が平成12年に提唱した「健康寿命」は、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことであり、単に寿命を延ばすだけでなく、健康に生きる期間を延ばすことが大切だとしています。

厚労省の簡易生命表によると、平成25年と平成28年の統計年の違いはありますが、「平均寿命」と「健康寿命」の差が、女性で12.93年、男性で9.79年と、10年から12年の差が指摘され、健康寿命を延ばす取組が重要です。

健康寿命の延伸と疾病予防は密接な関係にあり、各段階ごとに心身の特性に合わせた取組を推進することが、個人の生活を支える観点からも重要と考えます。

町民の健康づくりに一層の推進を図り、誰でも安心してかかることのできる医療の実現、健診受診率の向上、健康相談等を通じて、病気の早期発見・早期治療を促進するなど、町民の健康を守る町の施策のさらなる取り組みを求め、以下について伺います。

①「第2期まくべつ健康21」で挙げられている、ライフステージに合わせた健康づくりの具体的な取組は。

②受診率向上のためのアンケートの実施を。

2、国民健康保険の広域化に伴い、町民負担が生じない取組を、であります。

2018年4月より、北海道が国民健康保険の「保険者」となり、市町村の国保行政を総括・監督する仕組みがスタートします。

政府は国民健康保険の都道府県化に向けた措置として、毎年約3,400億円の公費投入を行うとしていますが、十分とはいえません。

また、北海道は6年間の激減緩和措置をとり、その後、保険料水準の平準化を目指しています。

現状で高過ぎる国保の負担に苦しんでいる住民の状況があり、町民負担の軽減を求め、以下について伺います。

①広域化になる2018年度の国保の保険料は。また、激減緩和措置に当たる今後5年間の推移は。

②厚労省は、2016年12月、国保の国庫負担金の減額調整措置を「未就学児まで」に限り廃止することを決め、2018年度から実施されますが、町ではどの程度と試算しているか。また、財源を利用し

国保における子供に係る均等割保険料の負担軽減を。

③低所得者対策として、保険料の軽減と一部負担金減免対策を。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「町民の健康寿命の延伸への取組は」についてであります。

本町では、平成 25 年度に、健康寿命の延伸を基本目標とする「第 2 期まくべつ健康 21」を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを社会全体で推進することにより、健康寿命が延伸できるよう各種事業、施策に取り組んでいるところであります。

また、平成 29 年度から、特定健診やがん検診の受診率向上による健康寿命の延伸を目的として、まくべつ健康ポイントラリーを実施するとともに、札内支所に住民相談室を設置し、保健師を常勤で 3 人配置することで、健康相談体制の充実を図るなど、住民の健康づくりに向けた各種取組を実施しているところであります。

ご質問の 1 点目、「第 2 期まくべつ健康 21」で挙げられているライフステージに合わせた健康づくりの具体的な取組は」についてであります。

健康づくりは、生涯にわたる取組が重要であり、またライフステージごとに健康課題が異なることから、全ての世代において、健康づくりを効果的に進めるために、「第 2 期まくべつ健康 21」では、人生を「乳・幼児期」「学童・青年期」「成人前期」「成人後期」及び「高齢期」の 5 期に区分し、ライフステージに応じた健康づくりに係る行動指針を示しています。

ライフステージごとの具体的な取組については、「乳・幼児期」では、発育、発達支援として、保健師による新生児、乳児及び幼児訪問のほか、各種健診を実施しております。

「学童・青年期」では、小学校への栄養教諭の配置による食育の推進や、学習指導要領に基づく飲酒・喫煙による健康被害についての教育、また専門的な知識、経験を持つ子どもサポーター等による悩み相談や心のケア等を行っております。

次に、「成人前期」では、幕別町食生活改善協議会と連携し、バランスのよい食生活を学ぶためのアイデア料理教室、運動を始めるきっかけづくりや運動習慣を身につけてもらうための運動教室を開催しております。

また、妊婦及び産婦の健康診査に係る健診費用の一部助成や子宮がん検診の無料クーポン券の配布により、受診しやすい環境づくりに努めているほか、本年度から、産婦に対して心身のケアや健康の維持及び増進に必要な支援を行う「産後ケア事業」を実施しております。

次に、「成人後期」では、「成人前期」と同様の各種料理教室や運動教室を開催するほか、生活習慣病及びがんの重症化予防として、がん検診や特定健診の受診率向上に向け、乳がん及び大腸がん検診の無料クーポン券の配布や、特定健診の自己負担の無料化、さらには、特定健診を受診できる医療機関を増やすとともに、スマイル検診の日数や検診時間を延長するなど、受診機会の拡大を図ったところであります。

次に、「高齢期」では、栄養バランスのとれた食事を提供する食の自立支援サービスの実施や、老人福祉センターにおける老福リフレッシュ体操による介護予防のための運動教室、出前講座においては、転倒予防やロコモティブシンドローム予防等に係る知識の普及、啓発活動などを実施しております。

このほか、「成人前期」から「高齢期」の方を対象に、「まくべつ健康ポイントラリー」を実施しており、本年度は 2 月末現在で、1,107 人が参加され、うち 801 人、約 73%の方が全ての目標を達成するなど、町民の方の健康に対する意識が高まっている状況にあります。

「第 2 期まくべつ健康 21」については、平成 30 年度に中間評価を行い、後期計画を策定する予定であり、今後も乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに合わせた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸に向け、各種施策に取り組んでまいります。

ご質問の2点目、「受診率向上のためのアンケート調査の実施を」についてであります。

本町では、特定健診の受診率向上のため、平成22年度に未受診者を対象にアンケートを実施し、その結果を分析した上で、各種対策に取り組んでおります。

アンケートでは、「定期的に病院にかかっている」と回答した方が多かったことを踏まえ、平成23年度からは、主治医のもとで行われた検査に関するデータを提供していただき、受診者として登録するとともに、このデータに不足の項目がある場合は、その不足検査を受けていただけるように制度化し、その結果、23年度の受診率は、前年度から4.1ポイント増の29.2%となっております。

また、「特定健診を受けやすくする方法」については、「費用を安くする、無料にする」と回答した方が最も多く、平成27年度から自己負担の無料化を実施し、その結果、27年度の受診率は、前年度から2.0ポイント増の27.7%となっております。

平成27年度にも、特定健診の受診対象者全員にアンケートを実施し、「受診の予定なし」と回答した方に対して、電話による受診勧奨を行ったところであり、その結果、28年度の受診率は、前年度から1.3ポイント増の29.0%となっております。

このほか、かかりつけ医となっている病院を把握したことで、平成29年度からは、新たに、それらの病院と個別特定健診の契約を結ぶことで、病院での検査を特定健診に振りかえられるようにしております。

さらに、平成30年度からは、新たな取組として、過去の受診歴や健診結果、問診票の内容等の分析による、個人の特性に合わせた効果的な受診勧奨を行うこととしており、アンケートについても、他市町村における先進事例などを参考に、さまざまな機会を捉えて情報収集等に努めるなど、実施について検討してまいりたいと考えております。

次に、「国民健康保険の広域化に伴い、町民負担が生じない取組を」についてであります。

平成30年度から、北海道が市町村とともに保険者として国保運営を行い、北海道が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等について中心的な役割を担います。

北海道が果たす役割といたしましては、財政運営の責任主体として、市町村から納付金を集め、道内全市町村の医療給付費を賄うこととなるため、北海道は毎年度、各市町村が負担する納付金の額を決定するとともに、市町村が納付金見合いを、国民健康保険税として賦課するために必要となる標準的な保険税率を算定し、市町村に示すこととなります。

一方、市町村の役割といたしましては、北海道から示された標準的な保険税率を参考にしながら、最終的な保険税率を決定し、賦課徴収を行い北海道へ納付金を納付します。

また、地域住民の方々と身近な関係性を保持すべく、国保の加入喪失手続や被保険者証の発行、健診等の保健事業の実施などについては、引き続き、市町村が担うこととなります。

ご質問の1点目、「平成30年度の国民健康保険の保険料と今後5年間の保険料の推移は」についてであります。

はじめに、「平成30年度の国保の保険料は」についてであります。

本年2月に、平成30年度の納付金額が確定し、本町は9億6,126万2,000円を北海道に納付することとなり、そのうち、国や道からの交付金を除く、7億9,919万1,000円を国民健康保険税で賄うこととなりますが、最終的な保険税率については、被保険者の29年の所得が確定してから算出してまいりたいと考えております。

なお、確定値による北海道から示された1人当たりの納付金額の算定結果は、平成28年度の1人当たりの保険税収納必要額12万1,473円に対しまして、1人当たりの納付金による保険税額が11万9,694円で、1,779円の減、率にいたしまして1.5%の減と示されております。

次に、「今後5年間の推移は」についてであります。

激変緩和措置については、現行の1人当たりの保険税額と納付金額を比較して、大幅に増加する市町村に対し、平成30年度は2%を超える額、31年度には4%を超える額、32年度は6.1%を超える額、33年度は8.2%を超える額、34年度は10.4%を超える額、35年度は12.6%を超える額をそれぞれ

れ緩和することとし、6年間で段階的に引き上げを行うものであります。

今後5年間の国保税の推移については、道内の市町村全体で必要となる医療給付費の推移が見えないところではありますが、近年、本町における総医療費の減少割合に比べ、被保険者数の減少割合が高く、1人当たりの負担が増えることが見込まれますことから、基金の活用を含め、急激な税負担増とならないよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を「未就学児」までに限り廃止することによる影響と、その財源を利用し国保における子供の均等割保険料の負担軽減をすることについて」であります。

はじめに、「国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を「未就学児」までに限り廃止することによる影響」についてであります。

子ども医療費助成により、一部負担金が法定割合より軽減される場合には、一般的に医療費が増嵩することから、この波及増分については、国庫の公平な配分という観点から、国庫負担金の減額調整措置がされております。

未就学児に関しては、全市町村が何らかの医療費助成を実施していることから、社会保障審議会医療保険部会等の議論を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度からは、未就学児までを対象とする医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整を行わないこととされたところであり、本町における減額調整措置廃止に伴う影響額は、約200万円と試算しております。

次に、「財源を利用し国保における子供の均等割保険料の負担軽減をすることについて」であります。

国民健康保険が抱える構造的な問題として、加入者に高齢者や低所得者が多く、一方で1人当たりの医療費は、毎年増加傾向にあることから、減額調整措置に伴う財源不足分については、被保険者の負担軽減を図るため、毎年度、一般会計からの法定外繰り入れを行ってきたところであり、

平成30年度からは、減額調整措置が廃止されますことから、見直しにより生じた財源分については、一般会計からの法定外繰り入れが減額されることとなるものであり、国民健康保険に加入していない町民の方々との負担の公平性の観点からも、国保の子供に係る保険税均等割の負担軽減を行う考えはありません。

ご質問の3点目、「低所得者対策として、保険料の軽減と一部負担金減免対策を」についてであります。

国民健康保険税の軽減につきましては、地方税法に基づき納税義務者の負担軽減を図るために、所得に応じて7割、5割、2割の法定軽減措置が行われており、それらの減額分については、国民健康保険の財政運営上支障がないよう、国等により補填されているところであり、

本町といたしましては、低所得者に対する負担軽減は法定軽減措置が基本であり、恒常的な低所得者を対象とした一律の減免制度による税の免除措置等については、国等における完全な補填措置がなく、結果的に他の被保険者の負担となってしまうなど、税負担の公平性を欠くことにつながりますことから、その制度化は難しいものと考えているところであり、

また、一部負担金の減免については、「幕別町国民健康保険条例施行規則」第18条の規定と平成23年に制定した「幕別町国民健康保険一部負担金の減免等に関する要綱」に基づき、制度を運用しているところではありますが、今後は、国保広域化に伴い、北海道において、道内市町村の判断事例を整理し、事務の標準化を進めると示されており、さらに適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

今回、第2期まくべつ健康21の見直しに当たりまして、五つあるライフステージがどのように進んでいたのかを伺いたく、質問いたしました。

答弁で多くのことはわかってきましたので、限定してお伺いしたいと思います。

答弁では、生活習慣病の発病予防と重篤化の予防は大変大きいという答弁がありました。特に私は、



体を動かすことは、健康に大変重要であると考えております。成人後期からの生活習慣病の状況が、高齢期での重篤化や複数の慢性疾患につながっていると言われております。生活習慣病は、自覚症状がほとんどないまま進行しています。健診の対象者個人がみずからの健康状態を理解して、生活習慣を振り返る絶好の機会となると考えます。よって、成人期、成人後期についてお伺いいたします。

成人期について、事業を大きく分けて、健康相談、健康教育、健康診査、予防接、その他と、まくべつ健康 21 に書かれています。成人病は、成人期は、うつ病、精神疾患、生活習慣病対策の予防が大きいと思います。生活習慣病は、運動の機会を提供することと食生活の改善が重要と思います。まくべつ健康 21 の行動指針には、行政が取り組むべきこととして、運動を始めるきっかけとなるイベントや教室の実施とあります。運動の機会の提供にはとありますが、健康づくり四季講座や体操以外に具体的にどのようなものを行っているのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 成人期における運動の対策として、どういったことを取り組んでいるかということなのですが、町長の答弁にもありまして、保健課として実施しているのが各種運動教室ということでありまして、ことしから特に、教室を行ったとしても、それがやった時期だけで終わって続かないとか、そういった声があったことがありまして、ことしからちょっと長期間にわたって取り組めるような教室ということで、新たに取り組んだのが「6か月ウォーキングプログラム」というものでありまして、体力測定ですとか体組成計等、こういったウォーキング前後で実施をすることで、6か月無理なく歩き方やストレッチなどを学んで効果を実感できるというようなものでありまして、こちらについては参加者の方からも、「長い期間やっていただけることで習慣化がついた」というようなお声をいただいております。来年につきましても、こういった事業を展開していきたいなというふうに考えております。

あと、これもことしからなのでありますが、幕別町におきまして、40歳代、特に男性なのでありますが、肥満度が高いというような数値が出ておりまして、全道平均から見てもBMIがちょっと高い方の割合が大きいということなので、ことし「男性の筋トレ講座」というのを、実際、2月、3月に2回開催しております。こちらにつきましても、自宅で取り組めるような筋トレの方法を実践することでということに取り組んだ講座なのでありますが、30代から60代の男性に参加いただいております。大変な好評をいただいたというところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 体を動かすのは、単発ではなく継続的に取り組むことが絶対的に重要であると思います。やはりそうした観点から、スポーツの提供について考えがないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 教育委員会といたしまして実施しております事業もございます。

町のトレーニング指導員による講座を実施しております。これは例えば水中エクササイズですとか転倒しない体づくり、またサーキットですとかエアロビクス、そういったものを町のスポーツ指導員、トレーニング指導員が実施をしております。28年の実績で申し上げますと、回数といたしまして406回、延べ人数にいたしまして4,610人の方に参加をいただいて、町民の健康づくりの一助となるように努めているところであります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 健康づくりは、やはり福祉課だけではなくて、教育委員会としてもぜひ協力してやっていただければと思っております。

次に、まくべつ健康 21には、成人期の重篤化予防として、生活習慣病予防に関する出前講座を、成人後期には、正しい生活習慣について出前講座等を普及するとあります。出前講座の中で、健康に関する講座が一番参加者が多いようにお見受けします。しかし、資料を見ますと、参加者が減少して

いるように感じております。町としてどのように対処していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 出前講座については、確かに私どものほうでスポーツに関する講座とかを実施しております。基本的には、依頼があった場合に、こちらのほうから出向いて講座をするというものなのですが、生活習慣病については、やはり重要な課題だというふうに考えておりますので、例えば商工会のほうに、こちらから「こういった講座があるのですけれども、いかがでしょうか」とか、そういった働きかけというのは行っております。女性部のほうに、そういった形で出前講座を行ったりとか、その辺のことは働きかけるようなことで実施はしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 広報で、出前講座はあくまでも住民からの要望に応えるというところですので、やはり広報のほうをしっかりと知っていただいて、こうしたみずから呼んでいただくということは、かなり意識が高いというところもありますので、そうしたところから一つ一つやっていただければと思っております。

生活習慣病の方が、その後、重篤化して合併症になれば、大変苦勞されることにもなります。栄養や食生活や身体的活動について、保健指導や、例えば糖尿病性腎症疾患重篤化予防事業などを活用するなど、サポート体制は重要だと思います。

6期の総合計画で、3か年実施計画にも、毎年、保健指導者の更新が記載されておりました。力を入れて、受診率の向上と重篤化の軽減について、しっかりと取り組んでいただければと思います。町民が健康で過ごすことができるように手助けしていただければと思、次に移ります。

住民アンケートの実施についてお伺いたします。住民の健康を維持するためには、健診受診率の向上が欠かせません。平成29年度の特定健診受診率をお伺いたします。見込み数値でも構いませんのでお願いします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 29年度の受診率につきましては、まだ年度途中なので、こちらのほうでは集計はまだしておりませんので、受診率について現時点でちょっとお答えすることができません。済みません。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。

第2期まくべつ健康21で、第4章に目標数値が出ております。今年、平成30年度は、中間評価と計画の見直しを図り、後期計画の段階に来ています。平成29年度の目標である、特定健診受診率60%にきっと届かなかったのではあると思いますが、理由として、どのように分析したのか、お伺いたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 60%へ到達していないということで、実際には確かに今の幕別町の受診率が大体30%弱というところがあります。分析といたしまして、やはり受診率を上げるということで、各町村いろいろ取り組んでいるのですけれども、受診率が高い市町村のお話を聞きますと、やはり受診勧奨が一番重要であるということをお話をいただいております。地道な電話勧奨ですとか、文章、あとは直接訪問なりをして、そういった受診勧奨を長年続けることによって根づいていくというようなことで、私どもにつきましても、電話勧奨なり直接訪問ということは実際には実施しているのですけれども、それがまだ受診率まで結びついていないというような状況であります。

そういったことから、新年度につきまして、先ほど町長の答弁からもありましたように、新しい受診勧奨を取り組みたいというふうに考えておまして、それにつきましては、答弁にもありましたように、過去の受診歴ですとか、あとは調査票、そういった内容を分析することで、人それぞれのタイプを幾つかに分けて、それぞれのタイプに合わせたメッセージ性のある受診勧奨、そういったものを取り組むことで、受診率向上につなげていきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり、先ほど答弁ありましたとおり、長期間的に取り組んでいくということが何よりも重要だというふうな話を聞いております。近隣では、大樹町が5,600人でちょっと人口規模はあれなのですけれども、28年度の特定健診受診率が59.9%という話がありました。大樹町も24年まではかなり低かったのですけれども、そうした取組の中で向上してきたというお話がありました。更別でも、平成28年度が65.4%と、人口規模は違いますけれども、長年の取組がこうした結果を招いていますという話を聞いているところでもあります。ぜひ、町としても、現在、策定中であります第2期まくべつ健康21の後期計画にそうしたことが反映していただけるよう思うところでもあります。

町では、各種事業計画を見直す際、住民調査をしているのだと思います。幕別町総合計画をはじめまくべつ健康21でも、特定健康診査等実施計画でも、国保のデータヘルス計画の作成時においても、住民アンケートや特定健診の住民アンケートを行ってございました。今年度、平成30年度が計画の見直しの時期でありましたが、住民アンケートを行わないで計画策定ということなのでしょうか、その理由についてお聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず、私のほうから、まくべつ健康21のほうの中間評価のほうについてなのですけれども、そちらにつきましてはアンケートを実際実施しておりまして、昨年7月から9月にかけて対象者を無作為抽出しまして、そちらのほうでアンケート調査を実施しております。今現在、そのアンケート調査の内容を分析しているところでありまして、その分析に基づいて評価をして、今月中に健康づくり推進協議会というところに、その結果等、分析の内容を意見徴収を行うというようなことで予定しているところでもあります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。まくべつ健康21では実施されているというお話ですね。ほかにも、特定健康診査等、実施計画やデータヘルス計画もありますので、これについてはやはり実施していただけているのかどうか、確認だけお願いできますか。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 特定健診の事業計画及びデータヘルス計画については、アンケート自体は実施しておりません。先ほど、保健課長が申し上げました「健康21」のほうのアンケート等も活用しながら、あと、第2期の事業計画等の実施を検証しながらということで、アンケートのほうについては実施しておりません。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） まくべつ健康21は、全体的な町民の健康維持のところ、大まかにアンケートをとっているのだと思うのですが、ほかの特定健診や国保のデータヘルスは、国保に関してのアンケートになりますので、そうしたところも一応アンケートでだけでないと思いますけれども、情報収集を進めた上で、今年度は計画策定の時期でもありますので、それに反映したものをつくっていただければと思います。健康は社会的要因での影響も受けますが、個人の取組だけで解決するのにも限界がありますので、地域において個人の健康を支え、守るための社会的環境整備を求められているのだと思います。

地域のつながりや家庭、自治体組織、企業、学校、ボランティアなど、一体になって健康づくりを推進することも重要と考えますが、連携についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） まくべつ健康21につきましては、国保の被保険者のみならず全町民ということになりますので、当然ながらそこには国民健康保険の被保険者も含むと。その中では、当然そこはデータヘルス計画や特定健康診査の受診の傾向も含めながら、そこは十分連携しながらやっていかなければと考えています。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 済みません、質問の仕方が悪かったですね。

地域のつながりが、健康づくりには大変重要になってくると思うのです。やはり町としても、そして健康増進のために取り組んでいただくというのは、大変重要ではあるのですが、地域を巻き込んで、健康づくりをみんなでやっという推進づくりのために、そういった自治体をはじめ、企業ですとか学校やボランティアといった、そうしたところの連携をどのように進めていくのか、考えているのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まくべつ健康21につきましては、中間評価を含めて、健康づくり推進協議会というところで、いろいろご意見を伺いながら策定のほうを進めているのですが、こちらの健康づくり推進協議会の委員さん自体が、学識経験者も含めてなのですが、あと公募という形で、町民の方も募っております、そういった方々の意見を取り入れながら、今後も幕別町の健康づくりについて、取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 推進委員の話がありました。11名で構成されているということなのでしょうけれども、全体的に計画を立てるのはそれでよいとは思いますが、それを広げていくためにはもっと大きな取組が必要ではないかなというふうに思っております。そうしたところで、先ほど商工会にも健診のお願いをしましたというお話もありましたけれども、そこと町の健康づくりをどのように考えていくのかということ、巻き込んでいくという取組が重要ではないかと思っております。そうした計画や考えがあるのかどうか、お聞きしておりました。お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 地域とのつながりということは、まさに大切なことだと思っております。

出前講座もありますが、公区長会議などでも住民の取組、健康に対することにつきまして、町と一緒に、町が何をできるかも含めまして、情報提供しながら地域の中で健康がつくられていくような仕組みは、今後の中では十分検討して進めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ、次の後期日程がありますので、そこに反映していただけるよう求めていきたいと思っております。

日本は、世界から見ても、経験したことないような高齢者社会を迎えております。今、行政に改めて求められているのは、そこに住む人が、生きていてよかった、この町に住んでいてよかったと思えるような思いを抱くことであると感じます。生きがいのある仕組みづくりのために、やはり地域との連携は大変重要になってまいりますので、健康であることで住民の取組もふえてまいりますので、高齢化になっても元気でい続けられるよう、町の支援をこれからも求めて、次に移りたいと思っております。

国民健康保険の広域化について、お伺いいたします。

厚労省は、平成28年度の保険税と比べて、保険税を著しく増加させないよう都道府県に設定する一定割合、自然増プラスアルファのさらなる引き下げや個別の保険料の増加原因への対応について、これまで以上に掘り下げた方針の検討を都道府県に要請しているところであります。これからも、幕別町には賦課徴収の権限が残ります。高過ぎる保険税の大幅値上げにさせないためにも、基金の活用という答弁もありましたが、法定外繰り入れを維持することは大変重要になってまいります、町としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本は、税で賄うということにあるというふうに思います。ただ、急激な負担増が生じた場合については、そこはやはり政策的に考えなければならない場面が来るだろうというふうに思いますので、そこは今現段階において、どうするというのではなくて、急激な負担増にならないように配慮したいというふうに思っております。

- 議長（芳滝 仁） 荒議員。
- 2番（荒 貴賀） 国は、激減緩和策をとって、大きく上らないようにというようなことはしていますが、やはり29年度と次の6年後で12%も上がるということもあります。もし、今後、幕別町でも医療費が増えたりですとか、国保の方々が減ってくるようなことになれば、6年間を見たときに、すごく大幅な上昇が見られるのではないかと思うのです。やはり、そうしたところも、単年で見たらそんなに増えてないのですけれどもというわけではなくて、長期的に計画を推移して、住民負担にならないような取組を求めているところですが、町長の見解を伺います。
- 議長（芳滝 仁） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 現時点で示されている道からの数字でいけば、向こう5年間、最大12.6%の超える分、経過措置を設けるといことでありましたが、我が町の場合は、そういう見込みには今になっておりませんので、現時点での心配はしておりませんが、ただ、全道的には、医療費がどうなるかによって、これはもうどこの町も影響を受けることですので、そうなった際には、先ほど申し上げましたように、急激な負担増にならないような配慮をしたいということでもあります。
- 議長（芳滝 仁） 荒議員。
- 2番（荒 貴賀） 生活実態を見据えた中で対応していただければと思っております。
- 広域化に伴いますと、やはり道は、納付金算定率が一定以下になると、給付を減額しますというペナルティのようなことを課すというお話があります。そうした場合に、町は徴収に迫られるというように陥ります。現状でも払えない世帯がいる中で、さらなる徴収強化にならないのか、そうしたところでこの件について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。
- 議長（芳滝 仁） 住民生活課長。
- 住民生活課長（山本 充） 納付金算定における徴収率については、現状の幕別町における徴収率、それを適用させております。それに伴いまして、今後、納付金が増えたときに、徴収率を高くして収納に充てるという考えは、今のところはないというか、納付金自体が上がったことによって税額を今後検討する場合は、先ほど町長も申し上げましたが、そういったときには、急激な負担にならないように、基金等を活用しながら調整していきたいというふうに考えております。
- 議長（芳滝 仁） 荒議員。
- 2番（荒 貴賀） 道は、負担金の徴収に、93%前後になると思うのですが、このぐらいの負担金がなかったら、給付を減らしますよというペナルティをとということがあります。町でも、現状払えない世帯がいらっしゃる場所があります。そうした場合に、例えば基準を下回るような状況になった場合とかも考えられるのですよね。そのときに、徴収強化を図ることになるのかどうか、それともそこはしっかりと町民の生活実態を見据えた中で対応していくのか、お伺いしております。
- 議長（芳滝 仁） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 納付金については、これは町が責任を持って道に対して払わなければならないわけでありまして、これは払います。その財源として税を充てるということでもありますので、その納付金が高くなった、それに従って税をたくさん集めなければならないとなったときには、そこは急激な負担増とならないような配慮が必要であろうということでもあります。
- 議長（芳滝 仁） 荒議員。
- 2番（荒 貴賀） でも、なかなか払えないところもあるのだと思います。いわば町でも滞納整理機構に預けるといようなところもあるのだと思います。厳しいところもあると思うのですが、そこに対して町としては徴収強化をするのか、しっかりと要は生活実態を見据えて対応するのかということ聞いておりました。
- 議長（芳滝 仁） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 国保の税負担がそもそも低所得者に配慮されたような減額、7割、5割、2割と、そういう負担できる担税力に応じた負担をしていただくということになっておりますので、そのところは堅持しなければならないだろうというふうに思っておりますし、負担能力を超えるような負担

になる場合については、配慮が必要であろうということで、先ほどから申し上げているわけでありませう。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） では、次の減額調整についても、かぶりますので、移りたいと思います。

今回、答弁でもありましたとおり、未就学児に限り減額調整が廃止されて、影響額が政府予算で56億円、都道府県調整交付金も含めて68億円、その中で厚労省は、浮いた財源については少子化対策に使うようにと求めています。やはり国保の均等割、サラリーマンなどの加入する被保険者と比べてちょっと違いがありまして、協会けんぽのほうは子供の人数がふえても、保険税は変わらないわけがあります。しかし、国保は世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があるわけで、やはりこれは子育て支援に逆行するものと考えております。

そこで、お聞きしたいのですが、幕別町における、国保に入っている子供の数がわかればお知らせいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 国保に加入している子供の数については、ちょっと押さえていないのですが、今回の未就学という捉えでいくと、未就学児は人数としては183人というふうに捉えています。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 子供の数がわからないということなので、なかなか次にあれなのですけれども、例えば、町で減額調整金で200万円という話がありました。埼玉県のふじみ野市や、その隣の富士見市では、ここで行われる政策で、18歳未満の子供が3人以上いる世帯、いわゆる多子世帯、その第3子以降の均等割を全額免除しています。もし、仮に幕別町で試算すると、何世帯の対象で財源がどのぐらいになるかということをお聞きしたかったのですが、ちょっと把握していないということでしたのであれなのですけれども、やはりたくさん子供がいる世帯の支援として、これはやはり少子化対策の一因でもありますので、考えられないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 少子化対策といってもいろいろあるわけでありまして、我が町においては、かなりやっているつもりであります。ただ、税はやっぱり負担の公平というのがありますので、納めていただくものは納めていただいた中で、あとは給付というか、いろんな支援の面で子育て支援をしていくべきかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） この均等割の保険料については、東京都議会や全国知事会でも、国保の子供の均等割の負担軽減を求めているというのがあります。やはりこうした流れが、全国的に、今後、広がっていくということが推測されますので、幕別町も検討していただけないかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現段階では、ちょっと検討するところまで至らないのかなというふうに思いますけれども、やはり子育て支援といっても、なかなか総花的にはやれないわけでありまして、何か重点的にやっていくということになってくるわけでありまして。限られた財源の中では、今まで例えば中学生まで医療費の無料化でありますとか、中学生の修学旅行の半額助成であるとか、産み育てやすいような環境づくりに向けてさまざまやってきたつもりでありますので、そこは何を施策として選択をして重点的に実施していくかということになりますので、今のところは、国保の負担の軽減については、ちょっと私の頭の中にはないということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） これについて、町長から、ないというお話がありました。

多子世帯への支援ということになりまして、同じように国保からの財源が浮いた分を、そのまま充

てるということになりますので、町長の言うとおりに繰り上げの問題があるとは思いますが、そんなに財源は必要ないのだと思うのです。やはり国保に加入して、多子世帯、3人以上の子供さんとなると、そんなにそんなに多くはなくて、この範囲内で、もしかすると少し出るぐらいでおさまるのではないかという想定はしていたのですが、数字を押さえていたなかった、答弁がなかったので、ちょっと何とも言えないところではありますが、やはり検討課題かなというふうに思っております。

次に、低所得者対策として伺いたいと思います。

平成27年度から実施されている国保の低所得者対策として、毎年1,700億円が低所得者数に応じて各自治体に財政支援されております。幕別町でも4,000万円近く入ってきていると、過去の一般質問で伺ったところであります。今年度予算でも、さらに財源支援がふえて3,400億円というふうになっております。町として、やはり低所得者対策に活用すべきではないかと思うのですが、伺いたいします。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 保険者支援制度ということで、国のほうで1,700億円という予算が措置されて、幕別町についてもお金が入ってきておりますけれども、それについては国保会計の健全な財政の運営のために使うということで、そういった低所得者対策についてというふうには、今のところ考えておりません。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） これはもともと低所得者対策として国から補助されているものですので、やはり全額とはいかなくても、一定程度の政策として打つべきではないかというふうに考えておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか、伺いたいします。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 繰り返しになりますけれども、国保財政の中での貴重な財源と歳入ということで、国保の運営の健全化のために使うということで、特段、低所得者対策ということで使うところは今のところ考えておりません。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 国民健康保険は平等割や均等割と、収入がゼロであっても保険料がゼロにはならないという、加入者が払えるかという視点から成り立っているものではありません。国保の保険税、保険料が設定されております。大きな問題を抱えている制度であると認識しております。やはり国が責任をもって解決していくことが一番ではありますが、今回このように低所得者からということで、一定程度財源を示されてきているわけでありますから、やはり対策をもって健全化に向けて取り組むべきではないかと思っておりますので、考えていただければと思うのです。今は考えていないというお話でしたので、押し問答になるので終わりにしますが。

あと、税金の考え方が大変大きくなってくると思います。答弁では、税負担の公平性を欠くことにつながりますので、制度化は難しいというお話がありました。税金の公平性を考えたら、日本の税制は応能負担が原則です。公平ではないのですよね、応能負担ですから。公平なのがやはり応益負担、応益は利用については応益、その分は払ってもらいますというのが公平性があるのではないかと思います。こういった税制の観点から、応益原則に立った取組を考えていただきたいと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 一応国保につきましては、応能・応益という、50、50という考えで、税を充てております。恒常的な低所得者に対する減免等の軽減措置については、やはり法定軽減による7割、5割、2割、これを考えておまして、その他の国保以外の保険者の方の負担を考えると、公平性を欠くということで、今のところ町としては、税に関しましては7割、5割、2割の法定軽減をしていくという考えでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番(荒貴賀) 今、先ほど、応益・応能が50、50というお話がありました。今回の制定によりまして、応益と応能の負担が若干ずれております。ちょっと今、手もとの資料には発見できなかったのですが、46%と53%だかというふうに、応益が増えているのですよね。やはりこうしたところを町として支援していくということが、大変重要になっていくのではないかと思って質問しておりました。

今回、財政支援が3,400億円とありますが、全国知事会が要請する国保会計の1兆円の財政支援にはほど遠いものとなっております。1兆円が入らないことには、健全化されないのではないかというふうに考えております。

最も所得が低い層が保険税負担に苦しみ、払えない人がさらに保険税の上昇につながるという、悪循環になることも考えられます。みんなが払える保険税と、そして安心できる医療にかかる制度になるよう、町に支援を求めまして、質問を終わりたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:02 休憩

13:00 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12番(中橋友子) 通告に従いまして、質問を行います。

町非正規職員の雇用改善についてであります。

1980年代後半よりふえ続けている非正規労働者は、今や働く者の4割にも上り、2,000万人を超えています。その多くが有期労働契約による不安定雇用で低賃金が許容され、厚労省の2016年調査では男性の22%、女性は58%が非正規労働者であると報告されています。

また、「官製ワーキングプア」が問題とされているにもかかわらず、各自治体における非正規労働者も、全国で64万3,000人(2018年)、2005年に比べ19万人も増えています。正規の地方公務員数はピーク時(1994年)から54万人も減少しています。政府は「景気は回復している」と発表していますが、この5年間の実質賃金は4.1%も下がり、貧困との格差が拡大し、景気回復を実感できないのが現状です。不安定雇用をなくし、安心できる雇用の確保は、まちづくりにおいても欠かせない課題と思います。

幕別町においても非正規職員は相当数に上り、行政サービスの提供に大きな役割を果たしておられます。これまで職種によっては日給制から月給制へ、あるいは休暇取得や時間給の引き上げなど処遇改善に取り組んでこられました。さらに仕事の内容も責任も十分に評価し、「同一労働同一賃金」の原則に立ち、無期雇用の拡大などを行い不安定雇用の解消に向けるべきであり、以下の点について質問をいたします。

1、非正規職員の現状について。

①総人数、正職員比率、女性比率。

②5年以上繰り返し更新されている職員数と通年勤務年数。

③各種手当や休暇の保障の状況。

2、雇用期間の改善について。

ことし4月から開始されます「無期転換ルール」に、これは民間を対象にしていますが、無期転換ルールに倣い、無期雇用の検討を。

3、処遇の改善について。

2017年の地方公務員法、自治法改正に伴う諸手当の支給と休暇制度の改善。

4、正職員の定数増。



恒常的に必要な職種については、臨時職員ではなく正職員とすべきと考えるが、いかがですか。  
以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「非正規職員の雇用改善について」であります。

非正規労働者は、総務省の「労働力調査」によると、平成6年にはじめて1,000万人に到達し、その後、28年には2,000万人を超え、労働者の37.5%を占めており、雇用形態別では、パート、アルバイトが年々増加しており、全体の7割と報告されております。

また、地方自治体における非正規労働者も増加しており、総務省の平成26年調査によると、都道府県、市区町村を合わせて64万人に達し、10年前と比較して4割の増加と報告されております。

本町におきましても、多種多様な雇用形態の臨時職員を任用しており、業務の複雑化や専門知識の必要性などを十分に考慮し、賃金や休暇等の処遇改善に努めてきたところであります。

ご質問の1点目、「非正規職員の現状について」であります。

現在、本町では、嘱託保健師や嘱託徴収員、年金業務員などの嘱託職員、一般事務補助や保育士等の臨時職員など、多様な雇用形態の臨時職員を任用し、平成30年2月1日現在において代替職員を除く総体の人数は242人であり、全職員に対する比率としましては50.1%で、非正規職員のうち女性の占める割合は75.6%となっております。

次に、5年以上繰り返し更新されている職員数と通年勤務年数についてであります。本町の臨時職員につきましては、地方公務員法第22条第5項の規定に基づき「6月を超えない期間で任用し、さらにその任用を6月を超えない期間で更新」しており、最長でも1年に満たない期間の任用を基本としております。

このことから、臨時職員の募集及び採用については、均等な機会を付与する面からも毎年募集を行い、面接により採用を決定し任用しているところであります。

しかしながら、臨時保育士や給食調理員、特別支援教育支援員等、必要とする職員数に対して応募者数が少ない職種につきましては、結果的に同一人が再び任用されることもあり、5年以上の任用となっている方は、臨時保育士で22人、給食調理員で15人、特別支援教育支援員で7人など、合計で77人となっております。

また、勤務年数につきましては、最長が忠類学校給食センターの調理員で平成6年から24年任用している職員が1人おり、10年以上任用している職員が24人、それ以外は10年未満の任用となっております。

支給される手当につきましては、通勤手当、時間外勤務手当で、嘱託職員につきましては、これに加え12月の期末手当を支給しております。

また、休暇につきましては、任用期間に応じて最大年間12日間の年次有給休暇を付与しており、嘱託職員につきましては、このほか病気休暇、忌引休暇、夏季休暇を付与しております。

ご質問の2点目、「雇用期間の改善について」であります。

平成24年に労働契約法の改正が行われ、「有期労働契約が繰り返し更新されて5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めがない労働契約に転換できる」としたルールが規定されました。

しかしながら、同法22条により、国家公務員及び地方公務員については適用除外とされているものであり、臨時職員の雇用期間につきましては、前段申し上げたとおり、地方公務員法第22条第5項の規定に基づき、最長でも1年未満の任用を基本としていることから、無期雇用とすることについては、考えておりません。

ご質問の3点目、「処遇改善について」であります。

近年、地方の厳しい財政状況が続き、正職員が減少傾向にある中で、教育、子育てなど地方の行政需要は増加、多様化し、臨時職員、非常勤職員が全国的に増えている状況にあります。

そのため、国では、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の効率かつ適正な運

営を推進するため、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用職員の厳格化を図るとともに、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとした法の改正が行われたところであります。

新制度につきましては、地方公務員法第3条で規定されている特別職非常勤職員を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」とし、同法第22条で規定されている臨時的任用職員を「常勤職員に欠員を生じた場合」とそれぞれ厳格化し、それ以外の者を一般職の会計年度任用職員として区分したものであります。

具体的には、1会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職で、任用形態は正職員と比べ短時間の勤務の職と同一時間勤務する職、いわゆるパートタイムとフルタイムがあり、採用方法につきましては、競争試験または選考によるものとし、任用を更新する場合は勤務実績を考慮した上で行うことができるとされております。

諸手当につきましては、フルタイムで任用した場合、給料のほかに通勤手当、時間外勤務手当、相当な期間（6か月以上を目安とする）任用する場合には、期末手当や退職手当が支給されることとなり、パートタイムとして任用した場合は、報酬のほか、通勤に見合う費用弁償や相当な期間（6か月以上を目安とする）任用する場合には期末手当が支給されることとなります。

このようなことから、町といたしましては、法が施行される平成32年4月に向け、国からの情報や近隣市町村の動向を踏まえながら、任用、勤務条件について十分検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「正職員の定数増について」であります。

本町の職員数につきましては、平成20年に策定した「幕別町定員適正化計画」の中で、退職者に対する新規採用者の補充率を4割と定め、計画的に職員の補充を実施した結果、人件費の削減においては、大きな財政的効果をもたらしたと考えております。

しかしながら、近年、多様化、複雑化する住民サービスへの対応や、国・北海道からの権限移譲等による業務の増加などから、業務量に見合った適正な職員配置に努めており、平成25年からは退職者数に見合う新規採用者の補充を実施しているところであります。

また、平成26年から27年にかけて、第3次幕別町行政改革大綱推進計画に定める組織力の強化、機動力の向上及び住民の利便性を図るため、町民からわかりやすく、機動性に富んだ行政組織・機構としたところであります。

今後におきましても、業務量及びその内容を精査するとともに、先ほども申し上げましたが、「会計年度任用職員」制度の状況等を見きわめ、適正な職員の配置に努めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 再質問を行います。

今、国のほうでは、働き方改革というのが盛んに打ち出されておまして、2016年9月に改革を実現するための推進室などというのが設けられています。この中身は、決して評価できる中身だけではありませんが、タイトルとしては国民みんなが総活躍、一億総活躍というふうに言われていますけれども、その活躍できる社会を実現したいということに重点が置かれているというふうに発表されております。その背景には、労働力人口がやはり想定以上に減少していることや、それから社人研で出されております総人口が激減していく、労働人口は2060年を社人研の人口目標1億というふうに置いていますけれども、現在の労働人口の約半分になっていくだろうというような、こういった背景を押さえた上で労働人口を確保していくという、総体的には総人口ですけれども、その上でやはり今の現状を見て、改善すべきものは改善していかなければならないということから始まっているというふうには押さえます。

幕別町の職員のあり方について入っていきますけれども、本来的には地方公務員として業務の遂行

には正職員が当たってこられている、これは主軸に正職員を置いてやっていくという点では今も変わらないと思うのですが、ただいま町長のご答弁の中でありましたように、現実的には非正規労働者が全体で50.1%、半数になっているという現状があります。しかも、その中で女性が75.6%と。それで、生活苦や低賃金の背景に非正規雇用があるということですが、その多くがこういった状況のもとで働いている人たちの収入が少ないということに起因します。幕別町の町職員の50.1%を非正規労働者が占めている、中でも女性が75.6%ということについて、まず町長はどのようにこれを押さえて、評価といいますか、認識といいますか、伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的には業務については正職員が当たるということは、これは当然のことです。ただ、業務量というのは一定ではなくて、年によってばらつきがあったり、何年か急激に増えたりとかということがあるわけでありまして、ではどこに照準を置いて職員数を設定するのかわかるときには、それはマックスのときではなくて、やっぱり一番ミニマムのところに設定をすべきであろう。というのは、一度採用しますと40年近く採用するわけでありまして、業務量が減ったときに、無駄とは言いませんけれども、どうしても余剰が出てくるといったことがありますので、やはり私は少ないところに照準を置いて、そして業務量が増えたときにはそれなりに臨時職員で対応していこうというのが、本来の財政運営も含めた定員管理のあり方であろうというふうに思っております。

ただ、今言われた50.1%、これは確かに数字を聞いたら、多いなど、正職員より正職員以外のほうが多いのではないかと、そういうことになるわけでありまして、ただ、やっぱり一般行政職であれば、これはちょっとまずいなということになるのでありますけれども、町の業務の中にはいろんな業務があります。例えば保育所などもそうでありまして、これはこれからどんどん少子化に向かっていくわけでありまして、これを例えば今採用して40年後も正職員として配置をしたときに、恐らく子供は減っていく、先ほどお話ししましたように、これは日本の総体人口が2060年、1億を確保したいとやっていますけれども、恐らく成果が今上がっておりませんので、社人研の予想どおり8,600万人程度までやっぱり落ちてしまうだろうと。となれば、当然我が町も、今、一生懸命子育て支援をやっているつもりでありますけれども、なかなか合計特殊出生率が上がっていかないと人口は維持できないということがあります。ですから、やはり子供を今扱っている保育所であります、幼稚園であります、あるいは給食なども、これは子供の数にかかわってきますので、そういったところの業務員、従事している職員については、ある程度私はやむを得ないのかなと、そんな認識を持っているところであります、少なくとも住民サービスに影響を来さないような最低限の職員配置ということはやっているつもりであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 恒常的、私は、一般事務職ですね、行政職、それから技術職、保育士であるとか保健師であるとかいろいろありますけれども、それぞれが幕別町の町職員として住民に対して行政サービスの提供を行うという、そういう基本的な仕事、姿勢というのは同じだと思うのです。だから、町長がおっしゃられるように、支障を来すのは、どちらかというところ、庁舎内の事務職で、出先はそこまで影響を及ぼさない、そういう言い方をされましたよね、今、影響を及ぼさないというような押さえでいらっしゃるようですけれども、私はそこは違うと思うのです。前段申し上げましたように、行政サービスを提供するという点では同じだというふうに思います。

それは置いておきまして、ただ、今、人口減少に向かうために、いわゆる一度採用してしまったら調整がきかないのだということで、そこを見据えてということでもありますけれども、この臨時職員の方たちに長く、保育士だとか、あるいは調理師だとか、そういったところが多いのですけれども、もう10年も20年も前から委ねてきていた事実というのは変わらないと思うのです。人口が増えていったときにも、どんどんそういう人を採用して、それでやってきている。つまり、行政改革が幕別町では昭和62年から第1次やっています、今、第4次になっていますけれども、この間ずっとそれをやってこられている。社人研のこういった人口減少の問題が出る前からやってきている。つまり、そう

いった職員というのは、町の行政改革のいわゆる財政の調整のために、そういった位置付けに置かれてきて今日まで来ているのではないかというような側面を感じます。

そこで、町長、今、50.1%とおっしゃられて、これは時間の仕事とかそういうことに変えれば全然違ってくると思うのです、配分は。ただ、その人数でいけば、町職員の人数の50.1%、それだけが非常勤職員ですよということなのですから、全国的あるいは全道的な数字から見ても、やはり幕別町は高いのですね。全国的には今64万3,000人、第1回目で申し上げましたけれども、正職員に対する割合は17%ですね。北海道は、道職の場合には、これまた警察官ですとか、いろんな方も含めてですから非常勤職員というのは2.2%、この数字は地方公共団体定員管理調査というのを総務省が2016年に行った数字を引用しておりますが、北海道が2.2%、市町村は32.4%、幕別町は50.1%、2年のブランクがありますから多少数字は動いていると思いますけれども、こういう点から見ても幕別町はやはり非常勤職員に委ねて行政を推進してきた、そういう町ではないかというふうに見るのですけれども、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そこは、やはり一定の職員は当然確保しなければならないわけで、その一定の職員というのはどうかというと、サービスに支障を来さない最低限の職員であって、それを補助する職員は臨時職員に頼ってきたという事実、この事実を否認しないというふうに思っているところであります。やはり仕事の中でも、いわゆる雑務的な仕事もある、あるいは単純作業的なものもあるわけでありまして、それといわゆる企画、組み立てをする業務もあるわけで、最初申し上げました雑務的な仕事については、やはり臨時職員に頼ってきたところがあるかというふうに思いますし、そこは正職員を配置するまでもないと言うとちょっと語弊はありますけれども、なるべく単純労務的なものについては臨時職員にお願いをしてということ、そういう事実はあります。したがって、そういう考え方の中でやってきて、結果的には数字を見ると頼ってきたということは言えるのだらうなというふうには思います。

ただ、今、地方分権がどんどん進んできている中においては、やっぱりやり切れなくなっているのです、そういうやり方ではやり切れません。ですから、答弁で申し上げたように、退職者の4割を補充してきたのも限界に来たわけでありまして、今はやはり退職者の数だけ新規採用する、あるいは今後、業務がさらに膨らんでくると、退職者以上に採用しなければならないということも出てくるのかもしれない。いずれにしても、サービスの低下を招かないような業務を維持していただくだけの正職員の配置については、やっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 職員の配置に責任を持つ理事者から見れば、どの仕事をどなたに担当してもらおうか、無駄なくどういうふうに効率的にやっていくかというようなことが念頭にあるというのは、これは大事なことでありますから、それはそれで否定するものではありません。しかし、今回、臨時職員、全体を合わせて242人ですか、一人一人の働く人を町民と見て、その人の立場からこういったパートだとか臨職という、その雇用の姿というものをどう見ているのか、どういう影響を与えているのかというふうなことも、やはり逆に見ていく必要もあるのではないかとこのように思うのです。

私、今回この質問をするのに当たって、非正規労働者は町職員だけではありませんから、民間も含めて全国的に2,000万と言われておりますから、そうですから、それぞれ今、先ほど働き方改革のテーマに上がっているように、このままではだめだぞというような問題がクローズアップされてきて、改善に向け出したわけですね。

それで、後ろの質問にもなりますけれども、無期転換ルールなんか、これ問題もありますけれども、そこにつながってくる。ところが、公務員労働者の場合には、なかなか手がかからないのですよね。といいますのは、労働契約法、法律そのものが運用されているのが違うというのがありますから、もちろん労働基準法というのはどこも全部守らなければいけないけれども、民間と公務員労働者は違って、ある面、公務員労働者のほうが声が上げづらいという、そういう側面が私は今回、感じ取るとい

いますかね。というのは、職員の方たちは人事院勧告ですとか、いろんな仕組みがあつて救われるという点があるのですけれども、非常勤職員の方たちの声の上げる場所はどうなのだろう、こういう人たちの声を聞いて理事者は処遇改善や配属してきたのだろうかというふうに見たときに、団体として何かをするという仕組みは保障されていないのですよね。そうなのです。それが今日まで20年も長きに、30年とも思いますけれども、処遇改善は月給制にしたとか、いろいろやってきました。これも大事なことでありますから、それは十分評価しています。しかし、大ぐくりで改善に向けたかという、そうにはなっていない。

それで、ここで伺いたいのですけれども、例えば賃金面、今、この非正規労働者の平均賃金というのが、職種によって違うと思いますけれども、幕別町としてはどのぐらいになっているのか、数字を持っていたらお知らせいただきたいと思うのですけれども、国の数字です。今、公務員労働者の平均賃金と、それから、この全国64万人の非正規労働者の平均賃金がいろんな形で調査がされて算出されているのですけれども、片や640万円、正職員です。片や174万円ということで、3分の1以下なのです。これは町長がおっしゃられるように、重要な仕事ではない、どちらかという補助的な仕事をしてきているというような、そういうことで賃金の差があるのだというような見方もできないわけではないのですけれども、ここで何年と勤務されている保育士の方だとか調理師の方だとか、こういった方たちは正職の方たちと同じ、調理師などはほとんど正職はいないので正職と比べるということにはなりませんけれども、その仕事をこなす、つまり定められた時間しっかりと職務をこなすという点では、正職員の皆さんと非常勤職員の皆さんも同じ姿勢で臨み、同じ結果を上げていると思うのです。それでも賃金はこのぐらい差がついている、こういう現状が長く放置されてきているということについては、やっぱりここで立ち止まって改善を、抜本的な改善が必要だというふうに思いますが、その数字を押さえていただくことと、それに対する答弁をお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 数字については、ちょっと今すぐには出ないようでありますけれども、今、正規職員については年収640万円、これに対して非正規、いわゆる60万人の方々を平均すると174万円ということなのでしょうが、これは数字だけ聞くとものすごく差があるなというふうに思うのですが、実態がよくわからないので、どういう勤務実態にあるかということがわかって、はじめて私はコメントができるかなというふうに思っております。

それと、やはり基本的には、地公法で言いますと、第22条第5項については、臨時的任用職員については6か月ですと、そして、さらに6か月延長できるということで、1年で終わりというのが基本なのです。ですから、賃金の積み上げというのはないわけでありまして、1年1年で終わり。その職をやってもらえば終わりですというのが原則になっているので、そういう賃金体系からしても私は、昇給がないのでかなりの差はつくなど。ただ、これ174万円はちょっと少ないなと思ったのですが、どれだけの、いわゆる常勤職員と同じような勤務時間を働いているのかどうなのかもわからない、パートが入っているのかとか、その辺がわからないのでちょっと何とも言えませんけれども、ただ、根本的に雇用の考え方というのが違うので、賃金に差が出てくるのは、これはある意味当たり前かなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） それぞれの賃金についてでございますが、一般事務につきましては月額6,500円ということで、20日間働いて12か月ということであれば、年間でいけば156万円ぐらいにはなると思います。また、調理員につきましては年間約180万円、それから臨時保育士につきましては年間約197万円ということになっております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 済みません。訂正させていただきます。先ほどの全国平均の、これは総務省が2016年に出した数字です。正職員が「630万円」、非正規職員が「173万円」です。失礼いたしました。

それで、これをまたどう見るかということにもなりますけれども、例えば今お答えいただきました

一般事務職の6,500円、これを時間給に直しますと、8時間だと思えるのですけれども、8時間ですよ。812円57銭。つまり、今、北海道の最賃が昨年秋変わりましたから810円、ぎりぎりなのです。810円。町は812円57銭というふうになると思います。賃金のことも一番後段で申し上げようとは思ったのですけれども、同一労働同一賃金のことを今回も入れさせていただきました。これは国際的な考え方から出発したもので、本当に日本はこの点では、もう遅れに遅れてきた国だと思うのです。

それで、事務職であるとか、保育士であるとか、できれば正職員の方の平均もお伺いしたいのですけれども、同一労働同一賃金の観点に立っていたら、やっぱり雇用の形態が違うといえども費やす時間は同じで、例えば保育士などは同じ仕事をしていると思うのです。この保育士は、私、今回、現場の皆さんのところに歩かせていただいたら、時には担任も持つ、それはもちろん正職の方が休まれたときに担任を持つということなのですけれども、同じ仕事をされるわけですよ。しかし、結果としては、賃金の格差はここに、3倍以上、4倍近く開くという現実を、その現実をどう考えるのか、よしとするのかということはどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 同一労働という概念が私、非常にこれは難しいなというふうに思っています。保育というのは、かなり勤務内容が近いのでありましようけれども、責任ということがやっぱりもう一方ではあるわけで、これは例えば我々役場の一般事務職であっても、その責任の度合いであったり、管理をする度合いであったりによって、同じ時間、同じような仕事をしていても、やはりそこは高くなっていくことは当然なのかなというふうに思います。

それで、保育所の場合も、やはりまれに休んだときに担任のような役割をしなければならないという場面もあるのかもしれませんが、基本的には担任は正職員が当たっているはずでありまして、そこには当然責任がつきまとうし、同じ教室、クラスにいる臨時職員に対する管理監督というような仕事も出てくるわけでありまして、私は必ずしも、たとえ保育所の業務であっても同一労働かなといったときには違うのではないかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 全部をそういうふうにとータルで見なければいけませんけれども、そういうふうに見れば、町長は特別職ですけれども、町長の責任と副町長の責任あるいは部長や皆さんの責任、それぞれ変わってくるというのは、それは当然だと思います。理解します。

ただし、そういう技術職で一番比較しやすいなと思って保育士を出したのですけれども、まだいらっしゃいますよ、図書館の司書の方であったり、あるいは保健師、看護師、みんなそうですよね。それぞれ資格を持ちながら、専門の勉強をされて、その職につくと。ついたら、その日の勤務の状況がどうなるかは行ってみなければわからないというところもたくさんあります。基本的には、正職の方が担任としての責任を持ち、やっている。しかし、そういう体制が整わないときには、臨時の方にかわってやっていただく。1か月にそれがどのぐらいあるのか、そういった度合いは違ってくるけれども、そういう状況にあるということは事実なのです。そういうことが求められる。つまり、いなくても登所してこられている子供たちに、そのクラスの子供たちに全責任を負うというのが保育士の仕事ですから、だったら正職の方がいなかったら、臨職の方は全責任を持ってそこをやらなければいけない。そういう職種にあるわけですから、そういうふう考えたときに、なかなか難しいという同一労働同一賃金というのをどんなふうに反映させていくかという。

これは本当に見ましたら、もう私が生まれるころできたILOの国際的な決め事で、ヨーロッパから普及していったということなのですけれども、そういう先に普及していった国は、ヨーロッパの事例ですけれども、その同一労働同一賃金というのが根底にあるので、極端に言えばパート職員、臨時職員の時間給の人たちなどは、正職の時間給を超えるものを保障するという。つまり、とータルでいったら安いのですけれども、しかし、その責任の度合いだとか労働の評価、それからもちろん賃金を決めるときには、それだけではなくて、その人のいわゆる必要とする生活費を生み出すことができるのか。もっと言えば、そのことによってモチベーションが上がっていくような体制になっているのかと

というようなことも指標として挙げられます。そういうふう考えたときには、このような状況をやっぱり、もう何十年も続いてきていますから、いま一度立ちどまって考えてみる時ではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員おっしゃることはわからないわけでもないのですけれども、やはり外国は外国でそれなりの文化があって労働環境があって、そういった賃金体系になってきているのだろうというふうに思います。

ただ、わからないわけではないのですが、日本国内、日本国ということで考えたときには、やはり全体がそういう考え方にはなっていないわけでありまして、そこは一自治体だけの問題ではなくて、日本国内で働く労働者に対してどういう評価をし、どういう賃金体系にするかということは、やはりもっと大きな国のレベルの中でしっかり議論していただいて、変えるなら変えていくということが必要である、これはやはり国民の意識改革が先に来るのだろうなというふうに思いますし、先ほどから私が言っていることについては、あらかたの日本人がそう思っているのではないかなというふうに、そんなことも思っているわけでありまして、やはり国民の労働に対する意識が、ILO の条約ですか、そこには追いついていないのだろうなど、そんなふうに思っているわけでありまして、なかなかこれを一気に変えていく、あるいは町がリーダーとなって変えていくというのは非常に難しさがあるかなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） そうだと思います。日本の家父長制度の中で、働き主というのがその家庭であって、それで補佐するというような環境が長く続いたこの国の中の労働に対する見方、収入のあり方というのは、ある意味、非常に今日のいわゆる同一労働同一単価なんていうことに結びつけようとするときに、ものすごい自分自身が思想変革といいますか、そういうことをやっていかなかったら行き着かないと思います。町長も 60 代に入っていますから、当然そういう年齢だと、自分も含めて思っています。

でも、やはり何十年かかってひずみが見えてきたからこそ、変えていく必要が生まれてくる。だから、私は今、町長だけに、これを全部すぐ変えてくださいという意味でお話ししているのではなくて、やっぱり今までそうやって非常勤職員の方たちにもものすごい力をかけてもらって行政を運営してきた、その非常勤の人たちの実態が、よくよく見たらものすごい低賃金で、時には重たい仕事も与えられて、そして何年も来ているのだということをやっぱり押さえていただきたい。そして、そういった現場の方たちの声を聞いていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは私の公約の中にも、非正規職員の処遇改善というのは当然入っておりますので、当然そういった姿勢でいかなければならないというふうに思っているところであります。

それで、一つお話をしたいのは、今、賃金ばかりに目が向いているわけでありましてけれども、そして幕別町が非常に非正規の労働者に対して冷たい扱いをしてきたと、そういうような論調で言われているわけでありましてけれども、決してそういうわけではなくて、例えば、かつて労働基準法で年次有給休暇については、1 年間の実績を見て所定労働日数の 8 割を勤務したら、翌年、6 労働日を与えますよと、そんな時代があったのですよ。そのときに幕別町は、勤務実績なしに 6 労働日を付与しますよということも先んじてやってきている。労基法というのは、当然、最低限の条件をうたったものでありますから、それを超えてそういった制度も設けてきた、そういう歴史もありますので、これ年休をたくさん付与するということは、逆に言えば賃金がそれだけ上がるということにも置きかわるわけでありまして、そういったこともちょっと知っておいていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） それは知りませんでした。いつ頃のことなのか。幕別町だけがとてもひどいというふうに映っていたら、それは違います。これが、最初にも申し上げているではないですか。全国的

なこの厳しい状況をお話しした上で、うちの町はどうですかということでもありますから、そんなふうに狭く思わないでください。それで、全体で変えていきたいと思いますという立場から質問もさせていただきます。

この間、賃金のことに行きましたので、ちょっと細かいことも申し上げますけれども、そうやって長く働いてこられた方たち、なかなか月給制になったものの、病欠だとか忌引だとか、そういったものもないのですよとか、聞こえてきています。少なくともそういったことは直接お話を聞いていただいて、さっき言ったように団体交渉権とかはないわけですから、だからやっぱり理事者のほうから積極的に耳を持ち、最終的に政策を組み立てられるのは町長ですから、それはぜひやっていただきたい、このように思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） お話を聞くということは私の基本的なスタンスでありますので、3人以上集まればどこへでも行きますということの方々で言ってきましたので、こちらからもそういう場を設けてお話を、どう思っているのかということの実態を聞いてみたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） それで、質問項目にも戻りますけれども、そういったことを聞いていただいた上で、これは簡単にはいかないなというふうに思っていました。2番目の雇用期間の改善、無期転換ルールについてであります。

これ、私は、自分の考えとしては5年間でも長過ぎると実は思っています。こんな5年間だけは非常勤でいて、何とか本人から申請してきたら認めてやっていいよというのは、もう少し時間が短くてもいいというふうに思っているのですけれども、しかし、ようやく法制化されて、この4月から民間ではスタートします。「民間に倣い」と書いたのですけれども、やっぱり民間ですらこういう問題意識を持ち出して法改正までいったということは、ここでは先ほどお答えいただきましたけれども、一番長くて忠類の職員の方が24年間、調理師の方ですね。それから、保育士の方たち、この方たちが相当長期にわたって再任用になって働いていられているという現実があります。

これは先ほど年収だけで比較しましたけれども、一時金、夏、冬、全部当たらないわけですし、もちろん退職金もありません。そうなってくると、賃金の格差は3.6倍どころではないのです。同じ24年間あるいは30年間、恐らく頑張っていただけだと思うのですけれども、そういうことを考えたときに民間ですら5年経ったら正規にするぞと、無期雇用にするぞということであれば、行政は何ができるのか。そういうつもりはありませんということだけでは、民間との開きも含めてあまりにも寂し過ぎるのではないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公務と民間労働者は、やはりちょっと違うわけでありまして、全体の奉仕者として日々奉仕しているつもりであります。そういう中で、やはり制度が今回変わろうとしているわけでありまして、そこで後で出てくる会計年度任用職員も出てきます。そういった公務員向けの制度が出てくる中で、それをいかに活用していくかということが、まず一番考えなければならないことなのだろうなというふうに思っております。

やはり人件費、人を雇うということは当然人件費が伴うわけでありまして、しかも義務的経費でありますので、これは固定経費になります。ですから、財政運営上、経常収支比率も当然高くなってまいりますので、本当に我が町は3割自治の典型でありますから、そういう中でいかに財源を見つけてきて効率よく使っていく、いかに重点的に使うかという、全体の財政運営ということも当然これは考えないと、幕別町は永遠に続くわけでありまして、そういったことも、財政運営を常に頭に置きながら全体の仕事をやっていかなければならない、その中の一つとして雇用というものがあるわけでありまして、確かに雇用面から言うと中橋議員がおっしゃることをやれば、これはすばらしい、何ぼか私も気が楽ですけれども、やはり全体のいろんな政策がある中で、どういったところにお金をどう配分していこうという中では、やはりできるだけ固定経費というか、義務的経費は抑えていきたい



ということもありますので、そういった全体のバランスの中で対応していかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 問題が投げかけられているときだけに、いろいろ点検もしやすいときではないかというふうに思います。この後ろの正職員の増のところにも財政問題では入ってきますので、先に地方公務員の今回の法改正によって会計年度任用職員を誕生させていくということについても、あわせてお聞きしておきたいと思うのですけれども、実は、私はこの地方公務員法の改正、自治法の改正というのは、評価できるものではないという、総体的に見て。というのは、今ずっと期限付きの職員の大変さをお話ししてきましたけれども、そうです。賃金面だけ言いましたけれども、これは来年自分が採用されるかどうかという不安というのは、さらに大きいものがあるということも、ずっと現場の皆さんから聞いてきておりましたので、改めて今回の法改正が会計年度ということになると、もうこれ完全に期限ですよ。そうなってくると、法改正してわざわざ期限付き職員というのを位置付けていくということについて、すごく残念な思いをしています。

ただ、そういう側面を持ちながらも、やはり少しは処遇を改善しようということで、先ほど町長がお答えくださったように、一時金2.6か月ですとか、具体的なことがいっぱい出てきております。こういうものがやはり保障されていけば、先ほどのような賃金の格差も、格差が問題というよりは、低賃金が問題なのですね。そこを非常勤職員の低賃金を引き上げるという点で有効なものであるというふうに思いました。したがって質問項目に入れたのですけれども、お答えでは、まだまだ32年、2年間あるのだということなのですから、まず評価も、町長、どのようにこの法改正を評価されているか。そして、2年間すぐ来ますから、どう組み立てられていくか、今の時点でお話ししていただけることがあったらお答えください。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これまでは臨時職員、非正規職員の任用、雇用につきましては、かなり曖昧さがあったのかな、曖昧さというか、制度の、ブラックではないのですが、グレーゾーンを泳ぎつつ運用しつつ、かなり曖昧な中での雇用があったかなというふうに思っております。それが今回は、例えば地公法第22条第5項ですが、臨時的任用職員については、常勤職員が欠けた場合にしか使えないのだよ。今までは、かなり自由な任用の仕方ができたわけでありましたので、かなり厳格な運用をしなさいと、取り扱いをしなさいよということになったことについては、これはやっぱり喜ばしいことなのでしょうが、一方では非常に私たちの任用の仕方が窮屈になったなという思いもあります。

それと、会計年度任用職員については、人件費という観点からいうと、これは期末手当あるいは退職手当も支給しなさいよということになるのでしょうかね、支給しなさいよということになるのでしょうか。そうすると、ますます人件費が膨らんでくる、働く人の待遇上は向上するのでしょうか、人件費の面では向上するのでしょうかけれども、ただ、我々は使用者、私の立場で雇用者ということになると、なかなかまたこの人件費が膨らんでくるなという悩みも実は持っておりますから、これを評価というのは非常に私の立場からいうと複雑であります。労働者にとっては、いいことだと思います。ただ、非常に財政運営上はかなり窮屈になったなと、両面あるかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） かなり細かい決め事がされておりますので、運用が正直に言われたら窮屈だということでもありますけれども、働く皆さんにとっては保障が大きくなっていくというところで、積極的といいますか、きちっと法に基づいてやっていただければというふうに思います。

そういうことを含めて最後の質問なのですけれども、私は、今日の非正規労働者が大きくなってきた背景というのは、やっぱり財政問題なのだというふうに突き詰めれば思うのです。もちろん無駄な人件費は、無駄な人件費というのは先ほど町長が言われたように正職を配置するまでもない仕事にまで配置するという、そういう意味で無駄を置く必要はありませんから理解するところなのですけれども、しかし、80年代後半、臨調行革のころから人件費削減、国鉄の民営化から始まってずっと来るの

ですけれども、幕別町が行革に踏み切ったのも、それは町だけではなくて全国の自治体がそうなのですけれども、人件費の大幅な削減というのは、もう公務員バッシングのような形でやられてきた時期もあったと思うのです。

しかし、その結果、こうやって非正規労働者が多くなってくると、町財政面だけではなくて、もっと離れて見ると、それだけ所得の低い人たちを増やしてしまったわけですから、これはもう指定管理も委託もみんなそうなのですけれども、そうなってくると町全体の入ってくる収入、一人一人の町民が働いている収入というのは減ってきているのだというふうに思うのです。そうすると、今は単に生活が厳しいよということだけとか、これも大変ですけれども、そういうのがずっと将来続いていて、退職金もないという中で年金も少ない、貯蓄もないということになると、これまた、では国でどうやって支えるのだというふうな。逆に、非正規労働者の方たちは、今、年金加入者もすごく少ない。では、この方たち、退職したらどうするのだと。国で、町でみんな支えることができるのか。だから、本当に長いスパンで経済、町の経済、住民の暮らし、そして職員雇用のあり方ということを連動して考えていかなかったら。つまり有期雇用、こういったことそのものも、行く行くはやっぱり解消できるような方向が私は望まれるのではないかと思います、最後の定数を増やしていくこと、つまり現在の臨職の方たちの処遇改善と、それから正職員を増やしていくという両輪で、これからの適正配置を進めていただきたいというふうに思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 正職員の定員管理につきましては、業務がありきでありまして、その業務にどう適正に対応できるか、円滑に対応できるかということから配置をしなければならないというふうに思います。一方で、今回できた会計年度任用職員、これもひょっとすると今までの臨時的任用職員から見ると人件費はかかることになってしまいますけれども、この制度をいかに活用できるかということも一つ考えなければならないのかなというふうに思っておりますので、制度が今、詳細のところ決まっておりますので細かいことは言えませんが、ただ言えることは、行政サービスのレベルを維持できるような、そういった職員体制をとっていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

14：00 休憩

14：10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○（藤原 孟） それでは、通告に従いまして質問いたします。

高木姉妹の活躍と感動を永遠に。

町長の行政報告を受けて、一般質問いたします。

百花繚乱・忘れない・最高の感動をありがとう。

冬季オリンピック史上最多の92の国と地域から約2,900人の選手が参加し、7競技102種目で熱戦が展開された第23回冬季オリンピック平昌大会は、全ての協議日程を終了し、2月25日に閉会式が行われました。

日本選手団は、金メダル4個、銀メダル5個、銅メダル4個と合計13個のメダルを獲得し、冬季オリンピックにおける最多メダル数となり、2020年東京オリンピックに弾みをつける結果となりました。

幕別町出身の高木菜那、美帆選手は、二人がそろって出場した初のオリンピックで、姉の菜那さんがチームパシュートとマススタートで二つの金メダルを、妹の美帆さんは1,500メートルで銀、1,000メートルで銅、チームパシュートで金と3色全てのメダルを獲得する快挙を成し遂げ、町にとっては

じめてのメダリストとなりました。

二人の活躍は、パブリックビューイング会場に駆けつけた多くの町民はもちろん、町内、十勝、北海道、ひいては日本中を興奮の渦に巻き込み、多くの人々に勇気と感動を与えました。

連日、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等で、「北海道幕別町」の名が報道、配信され、「幕別町」が全国に知られるきっかけともなりました。

スポーツの振興に力を入れてきた我が町は、夏のオリンピックには、陸上短距離の福島千里さん、マウンテンバイクの山本幸平さん、女子7人制ラグビーの桑井亜乃さんの3人を、冬のオリンピックには、いずれもスピードスケートで武田美佐江さん、肥田隆行さん、篠原雅人さん、高木姉妹の5人の合わせて計8人のオリンピックを輩出している。

自然に恵まれ、夏には身近にあるグラウンドで、冬にはスキー場やスケートリンク場で、誰もが手軽にスポーツに打ち込める環境が整っており、さらには、穀物大国十勝の豆類、ジャガイモなど恵まれた食料も強靱な体力の下地になっているのではないかとされています。

町では、この後に続く次世代の選手を発掘し、世界に羽ばたく競技者を育て、オリンピック出場を目指す子供に夢を抱かせる取組を展開していかねばならないと考え、以下の点について伺います。

1 点目、報道されている高木姉妹への特別表彰やパレード等の具体的な内容は。

2 点目、高木姉妹やこれまでのオリンピックの活躍や感動をいつまでも記憶にとどめておけるように、町内の体育施設に選手の名前をつけ、この地でオリンピックが育ったことを示すことが必要と考えるが。

3 点目、未来のオリンピック選手を育てる事業、スポーツ合宿誘致事業、幕別町応援大使事業などを包括し、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」を平成30年度から取り組もうとされているが、オリンピックの名をつけた運動施設と、強靱な体力の源となった幕別の食を結びつけた体験型観光に取り組むことも必要と考えるが、見解は。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「高木姉妹の活躍と感動を永遠に」についてであります。

韓国・平昌で開催された第23回オリンピック冬季競技大会が先月25日に閉幕いたしました。日本選手団は金メダル4個を含む13個のメダルを獲得され、入賞者も含め過去最高の成績をおさめられました。

さきの行政報告でも申し上げましたが、本町出身の高木菜那さん、美帆さんのお二人は、オリンピックというプレッシャーのかかる大舞台で最高のパフォーマンスを見せ、金メダルをはじめ、二人合わせて5個のメダルを獲得され、町民のみならず国民に誇りと勇気、そしてこの上ない喜びと感動を与えていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。

お二人の活躍は、幕別町の誇りであり、こうした姿を見ていた子供たちが新たなオリンピックアスリートを目指し、育っていつてくれることを期待すると同時に、町といたしましても、お二人をはじめ町出身のオリンピックの協力をいただきながら、町内の運動施設や地域資源を生かし、スポーツを活用した元気で活力あるまちづくりを今後とも進めてまいります。

ご質問の1点目、「報道されている特別表彰やパレード等の具体的な内容は」についてであります。

さきの行政報告で申し上げましたとおり、町といたしましては、お二人の活躍をたたえるお祝いの方について、今後、パブリックビューイングを主催していただきました「2018平昌オリンピック出場選手を応援する会実行委員会」からご意見を伺うとともに、議会と相談させていただきながら、町を挙げての祝賀を計画してまいりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、申し上げる段階にはありませんが、ご質問にありましたように表彰やパレード、報告会などが考えられるところであります。

お二人に対しましては、それぞれ冬季オリンピック競技大会に初出場された際に、その栄誉をたた

えまして町民栄誉賞を贈呈しておりますが、今大会における成績は日本のオリンピック史上でも特筆すべき偉業でありますことから、特に表彰につきましては、いかなる内容がよいのか悩ましいところであり、熟考しなければならないものと思っております。

ご質問の2点目、「体育施設に高木姉妹やオリンピックの名前をつけ、この地でオリンピックが育ったことを示すことが必要と考えるが」についてであります。

体育施設に地元出身のオリンピック選手にちなんだ名前をつけた例といたしましては、勇払郡旧早来町が、平成5年（1993年）に完成したアイスアリーナやプール、トレーニング室を併設するスポーツセンターの名称を、前年であります1992年アルペールビル冬季オリンピック女子スピードスケート1,500メートルで銅メダルを獲得した橋本聖子さんにちなんで名づけられた「せいこドーム」があります。

このように、顕著な活躍をされた方にちなんで建設した施設に、その方の名前をつけるというのが自然な形であろうと考えられますので、今後そのような機会と機運の盛り上がりがあれば、当然検討しなければならないものと認識いたしております。

ご質問の3点目、「『アスリートと創るオリンピックの町創生事業』を取り組もうとされているが、オリンピックの名をつけた運動施設と幕別の食を結びつけた体験型観光に取り組むことも必要と考えるが、見解は」についてであります。

はじめに、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」につきましては、平成28年度から実施している「未来のオリンピック選手を育てる事業」を主体として展開するものであります。

新年度からは、スポーツ合宿等を通してスポーツ交流人口を増やす取組のほか、地場農畜産物を活用した食事・健康・スポーツを組み合わせたプログラムの提供により、地域に根差したスポーツコミュニティを確立し、さらなる未来のオリンピック選手を育てる事業を実施するものであります。

本年度に実施いたしました「未来のオリンピック選手を育てる事業」の中で、「アスリートを育てる幕別産食材とバスケットボールクリニック」において、プロバスケットボール選手による体のづくり方を教わるとともに、町内産の食材を使い必要な栄養を手軽に取り入れるレシピ講習会として「幕別産アスリート食材体験会」を実施したところであります。

今や、スポーツと栄養管理や健康と食事の間には、切っても切れない関係がありますことから、今後におきましても、地場農畜産物を活用した食事・健康・スポーツを組み合わせたプログラムの提供を引き続き実施するとともに、大学等のスポーツ合宿誘致や本町出身のアスリートとのスポーツ交流、体験等を通し、スポーツを核としたまちづくりに努めてまいります。

次に、「運動施設と幕別の食を結びつけた体験型観光への取組」についてであります。本町では、運動施設として、山本幸平選手が監修した明野ヶ丘公園のマウンテンバイクコースや幕別運動公園内の各種体育施設、町内二つのスキー場、さらには、南十勝夢街道やトカプチ雄大空間のサイクリングコースなどがあります。

また、十勝の農業は平成29年食料自給率がカロリーベースで1,266%を誇る食料生産基地であり、小豆、大豆や牛乳などをはじめ、安全・安心な食材が多くあり、本町でも和稔じょやユリ根といった十勝を代表する特産物もあります。

しかしながら、運動施設を観光の素材として人を呼び込むためには、その施設や設備自体に、ほかではできないような独創性や特殊性があり、訪れた人に満足感を与えられるようなものが求められますが、残念ながら、本町の体育施設は、もともとこうしたことを想定したのではなく、仮に付加価値として食を結びつけたとしても、体験型の観光素材として構築することは難しいものと考えております。

このため、まずは、小島議員のご質問にもお答えいたしましたように、オリンピックアスリートを生んだ町「幕別町」を知ってもらう土壌は、できてきたところでありますので、この機に、パークゴルフをはじめとして、温泉施設などの既存施設と、農産物の収穫体験や酪農体験などの観光素材をつなぎ合わせた周遊プランを創出するなど、町の魅力を盛り込んだ情報を旅行会社をはじめ広く発信し、

交流人口の増加に努めてまいります。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） それでは、再質問させていただきます。

2月22日、高木姉妹がパシュートで金メダルをとって、その余韻がまだ冷めやらぬうちにマススタートを迎えました。意外と町民の中は冷静で気持ちでマススタートを見ていたのではないかと感じております。菜那選手に2個目の金メダルを望むなどということはあまり考えてはいなかったのが現状ではないかと思っております。新しい種目でありますので、完走して記録を残し順位をと思うところが精いっぱいだったと思いますが、菜那選手の巧みなレース運びによって、1位でゴールに帰ってきてくれました。私は、そのマススタートの金、この瞬間から、まさしく幕別町の名前が日本中に乱舞したのではないかと感じております。そして、スケートのスターと言われる、あの姉妹の顔が妹から姉に変わった瞬間でもないかと思っております。ぜひ、町長から高木菜那選手の戦いぶりについて、いま一度メッセージを送っていただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私も、パブリックビューイングで最前列で観戦、応援をしていたわけでありまして。

日本のもう一人の代表佐藤綾乃選手が、予選で転倒に巻き込まれて通過ができなかったと。高木菜那選手一人の戦いとなった決勝を前にして、これは日本の戦略に大きなマイナス、日本はともかく二人で、どちらかが機関車役になって、その後もう一人がついて行って、最後1位でゴールすると、こんなような戦略だったというふうに思うわけでありまして、それが根底から崩れたことで、本当に今、藤原議員がおっしゃったように、いや、これでメダルの可能性というのは極めて薄くなったのかなと、そんな落胆もしたわけでありまして、実際16周を回っていく中で本当に巧みなレース運びをして、ラスト1周のところでオランダ選手について、しかも最後のカーブの出口のところでインコースに入って韓国のキム・ボルム選手を抑えて、それが結果的に1位でゴールできた結果だと、私はそんな気持ちでいるわけでありまして、ゴールした瞬間には、もう本当に、やった、菜那やっとなと、そんな感動の気持ちでいっぱいでありました。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） 答弁にもありましたように、高木姉妹、この二人には、この上ない喜びと感動を私たちは与えてもらったと思っております。この感謝の気持ちをどのような形で町として表現するのかということであると思っております。それが、きょうの私の質問の課題の本題ではと思っております。

まず、日本のオリンピック史上での特筆すべき偉業だと、日本初という快挙が四つもあるということを知っておりますので、ぜひパレードだとか表彰だとか報告会、これの、少なくとももう北見でも、それから長野でも具体的な案はできていますので、我が町としてどの程度この話をしていただけるのか、まず質問したいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） お答えしたとおり、表彰、パレード、報告会というのは柱になるのかなというふうに思っております。それで、一番やはり今、懸念しておりますのは、パレードについては警察の許可が必要になってきて、これにかなりの時間がかかるということでありまして、これを優先していかないと日にちもはっきり確定できないということがありまして、今、事務方では、警察とのすり合わせをまさにしていこうかなというところで考えております。ただ、具体的な内容については、これもお答えしましたように、やはり今回のパブリックビューイングで本当にお世話になった実行委員会の方々のご意見というのを十分聞かせていただかなければならないなというふうに思っておりますし、それをした中で、ある程度固まってきた段階で議員の皆さんにもお話をさせていただいて、最終的な決定をさせていただければというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） 幕別でどのような開催をするのか、恐らく全国津々浦々で注目しているのだと私は思

っております。高木姉妹は、幕別の宝です。そして、十勝の財産にもなりました。それでは、このパレードを幕別だけでやるのか、十勝・帯広を含めてやるのかというこの基本点、これがまずスタートしなければ私は警察署に行っても何の意味もないと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるとおり、高木姉妹は我が町だけのものではなく、十勝のものであり、さらには日本の宝であるというふうに思います。ただ、実際にパレードをやるということになりますと、やはりその町、その市の対応になってくる、そこがどういったパレードの内容にして、どういった警備計画をつくって、そしてそれを警察に認めてもらうのかということになってまいりますので、まずは私どもでこういった形でやるのだということになった後に、これは特に帯広の経済界ではパレードをやりたいやにも聞いております。そこはどうしなさいということは我がほうから言えるものではありませんので、まずは幕別町内でのイベント内容をしっかり決めた中で、もしこれは高木さんのほうで日程的な余裕、都合がつくのであれば、それは、まだ帯広市内の経済界がやるのか市がやるのかわかりませんが、そういった対応になってくるのかなというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、パレードをやるということは、非常に何時間も前から準備をして本当に、たとえ1時間のパレードであっても、準備段階からいうとやっぱり5時間、6時間という、そんな時間も必要になってまいりますので、これは実際に検討していく中では簡単にいかないものだなというような、そんな認識を持っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） パレードでさえも認識がなかなか私にはできないのでありますが、表彰について1点お伺いします。

何せ特筆すべき偉業だと、それゆえに悩ましいこともあると聞いております。栄誉をたたえて表彰するという事は、当然、金一封が私についてくるものだと思います。今、オリンピックの選手に金一封ということは報奨金であろうと思います。日本全国に幕別町の名を広めてくれたこの功績、宣伝効果というものは、メダルの色に関係なく、1個最低100万円ではないかと私は思っております。後ろから少ないのではという言葉が飛ぶくらい、そのくらい私は効果があると思っております。町長の考え、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、マスコミのほうでは報奨金の話がかかなり報道されておまして、JOCからは金メダルで500万円、日本スケート連盟からは500万円、そして菜那さんであれば会社のほうから、日本電産サンキョーから金1個について2,000万円、2個ですから4,000万円ですか、しかもその半分を永守社長が自腹から出すとか、そんな話がおもしろおかしく報道されているわけでありまして、何か非常にインフレ傾向にあるなというふうな感じもしております。

栄誉をたたえるということは、確かに金額もありますけれども、金額もさることながら、やはり町民が感謝の気持ちを伝えることにあるのだというふうに思っております。ですから、お金を、それはたくさんあればいいですよ、1,000万円でも。マラソンで1億円なんて話もありましたけれども、あればそれはいいのかもしれないけれども、一番大事なのは、町民の感謝の気持ち、感動をいただいた、その感謝の気持ちをたたえること、幕別町を全国区にしていただいた、そのお礼をすることにあるのだらうというふうに思っておりますので、金額については今ここで幾らということはちょっと申し上げられないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） 高木姉妹に関しては、将来はこの幕別、十勝で当然スケートの指導者になってもらいたい、指導してもらいたいと思っております。今、小学校の登録者は大体700人くらいいるそうですが、当然、高木姉妹がこれから随所で教えてくれるとなれば、私はもっと増えるのではないかと思っております。そういう意味で、指導者への先行投資ということで投資しても、決して町民は反対の声を上げることはないと思っております、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに幕別町にとっての宝でありますので、できることならば将来、幕別町で指導してもらえればありがたい、そういう気持ちは十分あります。ただ、スケート王国十勝の宝でもありますので、そこら辺は今から、どこで採用して、どんな仕事をしてもらうかということは、ちょっとなかなか申し上げられません。ただ、今まで培ってきた経験というのは、あるいは技術というのは、もうものすごくあるわけでありまして。

ただ、お二人、まだこの先もありますので、美帆さんは恐らく、あと2回オリンピックを経験してもまだ31歳ですので、そのぐらいまでは十分やっていただける、菜那さんだって、体は小さいけれどもあの根性ですから、私は次も狙っていただけるというふうに思っておりますので、やはりまずは今、選手活動に専念していただいて、我が町としては、その後、本人の意向もありましようから、どういったところで活躍するのか、美帆さんは体育の教師の資格も持っておりますので、そういった活躍の仕方というのも出てくるのでしょから、その辺は今から我が町のものだけということ、なかなか難しいなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） 選手はかわりますけれども、山本幸平さん、町長も大分営業に回ったと新聞に書いてありましたけれども、幕別にゆかりのある会社がスポンサーになってくれました。この流れというのは、やはり民間としてスポーツ選手を育てるという気持ちがすごく出てきたあらわれだと私は思っております。今、幕別町で高木姉妹に報奨金が出せないとなると、そういう気持ちも、町長が財布の口を締めたのだから俺たち民間も財布の口かたくするわなんていうことにならないためにも、ぜひ、私はこれまで本当に町長の大きなお土産を出せたら一番いいのではないかなと。多くの幕別の企業の方も、そのことを気にしながら待っています。いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私がポケットマネーを出せるのであれば、これはもう簡単な話でありますけれども、やはり税金からそれを出すということになりますと、町民の皆さんの理解も当然必要になってまいりますので、そして何といたっても最後は議会の議決が必要になってまいりますので、そういったことも含めて、やはり多くの方のお話を聞いた中で適当な額というのはだんだん固まってくるのかなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） それでは、2番目に移りまして、体育施設にオリンピックの名前をつけるというところに行きたいと思えます。

我が町には、まずパークゴルフ発祥の地の近くに運動公園というのがありまして、そこには陸上競技で活躍しております福島千里さん、それからスケートでは幕別町営リンクがあります。また、札内の河川敷に行けば、ラグビー場が設置されています。最近では明野ヶ丘のところに山本幸平さん監修ということで、これ町長、情けないことにミニコースという名前がついています。あの運動公園は、面積で言うと25万平米ぐらいあるのではないかと。少なくともオリンピックの監修という名前がついたら、これは拡大させて広げさせてもいいのではないかと、特にこの明野ヶ丘の公園は、開基80周年記念にはじめて名前がつけられたのだと思っております。僕が子供のころは、最初から個人の名前で、そういう名前であそこのスキー場を当然のように呼んでおりました。今また山本幸平という名をつけたとしても、20年か30年の、もとへ戻っただけにすぎないのだと私は思いますけれども、ぜひ、新しい施設に名前をつけるということではなくて、それぞれ活躍したゆかりのある場所、これから使うであろう場所にはオリンピックの名をつけて、そして、ああ、ここで育った、ここで走った、ここでという、そういう見える施設にして多くの参加者を集めるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これについては答弁でもお答えしましたけれども、基本的には、まずは機運が盛

り上がって、そしてちょうどその時期に、こういった施設をつくるよと、それがその活躍された方に非常にゆかりが深いので、その人の名前をつけるというのが自然な流れなのかなというふうに思っております。

ただ、今おっしゃったように、幼少のころ、あるいは高校のころ、ここで一生懸命練習した、それで栄誉賞か何かを授与した際に、そういう名前をつけたというのも実はありまして、これは高橋尚子さんなんかは岐阜商業高等学校を出ているわけなのですが、国民栄誉賞を受賞したときに、その高校時代に練習したコース、5キロ程度のコースだったのですが、これを「高橋尚子ロード」、そんなつけ方もありましたので、それはあるのだろうな。例えば、川上哲治さんなんかもそうであって、熊本県人吉市の出身で、名誉町民になったわけなのでね。名誉町民の際に、そこ、人吉市にある球場に「川上哲治記念球場」というような名前もつけたと、そんな例もありますので、やはりそれにしても何かゆかりがなければ、ただ名前だけつければいいということにはちょっとなじまないもので、そういった一つには機運と何かきっかけ、ゆかりがあってつけるということについては、私は、それは全くいいことではないのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） それでは、いつの日か必ず名前がつくのだなということと思い、次の質問に移っていききたいと思います。

食を結びつけた体験型観光へという、これは、これからはうちの町のもう一番の売りになっていくのだなと思っております。今、食の名前とか、そういう食に絡んで、先ほども言いましたけれども、山本幸平君が札内のところから自分の監修コースまで、ロードサイクリングでゴール地点で、芋だんごと、それからドーナツと、どろぶたメンチカツを、景品なのか、私は、完走としてそういうものを出して食べさせていると。

それから、昨日、皆さんテレビで多くの方が見たと思いますが、パシュートの4人娘が今一番食べたいものは何かといったときに、中とろのすしがまず一つで、次にカボチャのコロッケが出て、三つ目はフルーツのタルトが出ていました。当然のように高木姉妹はカボチャコロッケを選んで、結構大きかったけれども、一口でばくりと食べました。これは、ふるさとで、田舎でカボチャコロッケを食べたから食べたかったのではなくて、彼女の体、体力、血、肉、筋肉には、もう田舎の強靱になるものの食物を何十年も食べてつくられているから、見れば当然手に入れたいのだなと私はそう見えました。

決してハイカラな料理をつくって、町中でそういう料理をつくって、これから来た方に食べさせるとか、そういう希望は私はしておりません。やはりスポーツ新聞にも出ていましたし、それからテレビでもやっていました。なぜこんな2万7,000の町から8人ものオリンピックが出たのだという、そこに書いてある記事は、この幕別町は、まず1点目は自然、2点目は指導者がいっぱいいる、3点目に食、そして4点目はスポーツに適した土地、いわゆる身近にグラウンドだとか、おかりンクだとか、そういうものがいっぱいあるのだと。その利点があるから、特にSTVですかね、なぜこの幕別町でこういうオリンピックが育ったかということは何人か、教育委員会の方も一人、名前が出ていましたね。みんな答えたのは、わかりませんと。なぜうちの町からこんなにオリンピックが出たのかわからないというのは、これは普通ですけれども、それを見たのか、この新聞でははっきり食という、そのことを持ち出しています。やはり強靱な体、特に西洋の方なんて芋だとか豆だとか、そういうものできつと筋肉をつくっているのではないかなと私は思っておりますけれども、ハイカラな料理でなくて、血となり肉となりという、そういうものをもう少しオリンピックから聞き取りして、その辺の料理のメニューをもう一度考え直してつくってみるといふ、そういう考えがもし町長にあるのでしたらお答え願います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは町が直接製造して販売するというにはなりませんけれども、ただ、そのつなぎ役というか、アイデアを製造業者にお話をし、それを仲介するということは、十分これ可



能なことだというふうに思っています。

実は、年末に山本幸平選手が私のところに挨拶に来ていただきました。そのときに彼が言っていたのは、百年記念ホールところで、ぜひパスタをつくりたいのだと言うのです。パスタ屋みたいな軽食屋をやりたいのだと言うのですよ。これは公園だから単純な営業をやるのはちょっと無理だよ。ただ、今、本当に答弁にも書きましたけれども、食、スポーツと栄養管理というのは、これはもう切っても切れない、そういう関係にありますので、そういったスポーツをやる上ではこういった栄養管理をする、その中ではこういうものが、パスタであればこういうパスタが非常に体づくりにはいいのだよというような、そういう組み立てであれば、営業するというのではなくて、そういう紹介をするというか、そういうことであれば十分可能ではないのと、そんな話もさせていただいたわけでありまして、山本幸平君がパスタをつくるなんて全然想像もつかなかったのですが、そういったことも考えておられる選手がおりますので、その意欲を、業者とつなげるだとか、あるいはもし百年記念ホールは無理としてもどこか違うところでやるのであれば、そういった土地を探してあげるとか、そんなことはできるでありましょうし、また、去年の3月のときに高木姉妹が、これもご挨拶に来ていただいたときに、どろぶたのメンチカツが、これはおいしいと言って喜んで食べておられたので、こういったことも、美帆メンチとか、何かそんなこともあってもいいのかなというふうに思いますので、そこは事業者の方、そしてアスリートの方の意向を十分聞いた中で、そういう調整、コーディネートというのはできるのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） 商店街の方というと、まず、何日前に、何せ幕別の店の明かりを消さないように、この高木姉妹の追い風、神風を何とか生かしたいのだと。その店は、もう金メダルが2個決まったら、すぐありがとうセールをやった。要するに自分達がうれしかった、楽しかったということで、そういうセール、冬物7割引きのセールをやっておりました。

当然、今言うメンチカツだとか、あと古くは山本幸平さんの銀メダルのお菓子、それからアジアで優勝した福島千里さんの金メダルのお菓子も幕別では出ております。でも、ほとんど食べたことも見たこともない、それが現状ではないかと思っています。でも、そこには今度、高木姉妹の金メダルに絡んだお菓子はいつつくるのですかという問い合わせも来ていると、うれしい悲鳴だと言っておりました。ぜひ、何らかの形でいいから行政と、それから民との気持ちが一致して我が町で、「赤いサイロ」とは言いません、何か近いものをつくれることはないのか、プラス8なんていう案もないわけではないでしょうけれども、そんな案も持っておりますが、町長に考え、最後にぎゅっと締めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は発想が貧困なものですから、アイデアがあるかと言われるとないのでありますけれども、ただ、まねるということも一つ、まねるというか、それを倣うというか、参考にするということは十分ある。そんないろんな事例を調べまして、そこからヒントを得てオリジナルをつくっていくことはあり得ると思います。その際には、幸いにしてというか、特産品開発についても10倍に拡充しておりますので、そういったお金も使っていただきながら、それが町のPRにつながるような特産品的なものができていただければありがたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○（藤原 孟） 最後なのですけれども、スポーツ新聞の1面を何か所か私、調べまして、「幕別」という字が出ているのを、それをちょっとだけ紹介しますが、「幕別熱狂『体震えた』」、それから「幕別興奮さめやらず」、次は「50年越しで悲願の金メダルが町に届いた」と。「帰ってきたら抱き締めてやりたい」、ちょっとこれはあれだったかもしれない、でもそういうふうのも出ておりました。人口3万弱の町の名前を日本中に広めてくれたことは本当にありがたいということが、最後に締めでありました。

ただ、「鉄は熱いうちに打て」という言葉がありますけれども、パレードだとかそういうことがあまり遅れてしまうと、やはり幕別町民といえども熱が冷めるのではないかと思います。ただ、パシュー

トのとき百年記念で、1位をとったときに間違いなく町長も私も万歳と言いました。あの感動はやはり永遠に残さなければならない、そう思っております。また、アナウンサーも、「この瞬間は永遠だ」とはっきりテレビで言ってくれました。

ぜひとも、高木姉妹、この活躍を、ほかの町にはないことですから、特色のある幕別町のまちづくりを行っていくための大きなきっかけとしていってほしいなと私は思っております。また、今後、将来のオリンピックの育成、これも大事なことだと思っておりますので、育成と町の活性化、この二つがつながることを期待して私の一般質問は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時まで休憩いたします。

14：53 休憩

15：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第20号から日程第16、議案第34号までの14議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第20号から日程第16、議案第34号までの14議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第20号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第20号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、修学支援資金の給付を受けようとする者のうち、「第1子」に係る給付金の額を北海道の制度による給付額と同等に引き上げ、その世帯の負担を軽減し、修学の安定化を図ろうとするものであります。

議案説明資料の1ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

別表をごらんください。

「第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯」を対象として、「第1子」に係る修学支援資金の給付額を増額するという改正内容であります。

はじめに、「通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯」につきましては、公立高等学校においては、年額3万7,400円から年額7万5,800円に、私立高等学校においては、年額3万8,000円か

ら年額8万4,000円に増額するものであります。

次に、「通信制の高等学校等に通う高校生のいる世帯」につきましては、公立高等学校においては、年額2万7,800円から年額3万6,500円に、私立高等学校においては、年額2万8,900円から年額3万8,100円に増額するものであります。

議案書に戻りまして、16ページをごらんください。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

なお、本条例改正に伴う影響額については、平成29年度の実績をベースに、公立高校通信制以外が13人、私立高校通信制以外が4人として試算いたしますと、合計で68万3,200円の増額となる見込みであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、幕別町体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第21号、幕別町体育館条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページ、議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、「指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づきまして、サービスの向上と効率的な管理運営など指定管理者制度の導入効果が見込まれる「札内スポーツセンター」及び「農業者トレーニングセンター」について、平成31年度から指定管理に移行できるよう、所要の改正を行うものであります。

また、今回の改正に合わせて、これまでに規定していなかった開館時間及び休館日に関する規定を定めようとするものであります。

議案説明資料の2ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

はじめに、第3条につきましては、体育館の開館時間を現行のとおり新たに規定するものであります。

次に、第4条につきましても、体育館等の休館日を町の休日と同じく12月29日から翌年1月3日までと新たに規定するものであります。

次に、3ページから4ページにかけてごらんください。

第3条と第4条の規定が新たに追加となりますことから、現行の第3条から第10条までの条番号が二つずつ繰り下がることとなります。

次に、第13条についてであります。教育委員会は、体育館の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの、いわゆる指定管理者に体育館の管理を行わせることができると規定するものであります。

次に、第14条についてであります。利用料金について規定するものであります。

第1項については、教育委員会が適当と認めるときは、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができると規定するものであります。

第2項については、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならないと規定するものであります。

第3項については、利用料金の額は、別表第1から別表第3までに規定する使用料及び手数料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることができると規定するものであります。

次に、第15条についてであります。指定管理者は、体育館の設置目的を効果的に達成するため、飲食物の提供、物品の販売その他必要な事業を行うことができると規定するものであります。

次に、5ページをごらんください。

次に、第16条についてであります。指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準に従い、次のページになりますが、利用料金を減額し、または免除することができると規定するものであります。

次に、第17条についてであります。既に納めた利用料金は還付しないが、教育委員会の承認を得て基準を定めた場合は還付することができることを規定するものであります。

次に、第18条についてであります。使用者が支払う利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、教育委員会への利用料金の納付規定は適用しないと規定するものであります。

次に、第19条についてであります。指定管理者が行う業務を規定するものであります。

第1項については、業務を第1号から第7号にかけて規定するものであります。

第2項については、指定管理者に体育館の管理を行わせる場合、使用の承認や不承認、特別設備の設置等、使用の承認取り消し、原状回復についての規定におきまして、「教育委員会」とあるのを「指定管理者」と読みかえて適用するものであります。

6ページをごらんください。

次に、第20条についてであります。指定管理者は、法令や条例などの規定に従い、体育館の管理を行わなければならないことを規定するものであります。

次に、第21条についてであります。教育委員会が、公の施設の管理の適正化を図るために、指定管理者に対して、管理に係る業務または経理状況に関し、報告を求めることなどができることを規定するものであります。

次に、附則についてであります。

第6項につきましては、指定管理者の指定に伴う経過措置について規定するものであります。

7ページをごらんください。

別表第1から別表第3につきましては、関係する条番号のずれに伴う改正であります。

議案書に戻りまして、19ページをごらんください。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12番（中橋友子） これは、町の体育施設を指定管理に委ねることから、条例の改正が提案されたものと思います。

基本的に教育文化施設であるとかスポーツ施設、また、町民の避難所になっているようなこのような施設は、町が直営で今後も運営されることが望ましいというふうに思っております。

さらに、この指定管理に委ねるためには、サービスの向上あるいは経費の削減ということがいつも示されてきたのですが、これについてどんなふうになれるのか。

さらにもう一つ、先ほども雇用問題で質問させていただきましたけれども、指定管理に委ねた場合の受ける管理業者で働く労働者の労働条件というのが、この間、全国どこを見ても非常に劣悪な状況になってきている、その傾向にあることがさまざまところで発表されております。公共施設の指定管理を受けている全体で7割の職員が非正規労働であるとも言われています。そこで、これは今後の

ことでありますから、これからこの施設を指定管理に委ねた場合どうなるかということとはわかりませんが、幕別町がこれまで例えば百年記念ホールを指定管理に委ねてきております。そこで労働条件、雇用条件はどんなふうになっているのか、検証されているのか伺いたいと思います。

また、経費の面で削減というふうに目標を持っておられるのであれば、どの程度その目標を挙げられているのかも伺います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今回、社会体育施設の指定管理に当たりまして、まず指定管理にする2本柱がありますけれども、中橋議員おっしゃられましたように、経費の削減、それと住民サービスの向上であります。

今回、経費の削減につきましては、今現状においては両施設とも管理業務は委託しておりまして、最低限の人員で管理をしているということもあります。それと、水光熱費につきましても、決して無駄に温度を高くしているわけでもなく、経費の削減に努めているところであります。さらに、教育委員会では、嘱託職員と臨時職員で町のトレーニング指導員が直営であります。指定管理にすることによって我々としては、ここの施設に責任者を配置してくださいと、スポーツ指導員を何名配置してくださいとかということ募集要項の中にうたって示していこうというふうに思っていますけれども、経費の削減の面でいきますと、今もう最低限の経費でやっておりますので、指定管理にすることによっても、経費の削減は我々としては望めないというふうには思っております。逆に経費については高くなるというふうを考えております。しかしながら、住民サービスの向上という面であれば、今、体育館も昼間だと結構あいた時間等がありますので、そういったところで指定管理者が自主事業をやっただいて、健康講座など民間のノウハウを発揮して、そういった健康講座を実施していただくということによって住民サービスの向上につながると。さらには、施設の有効活用が図られて町民の方の健康の増進にも寄与できるということで、経費の削減よりも住民サービスの向上等が上回るという判断で、教育委員会といたしましては、この二つの施設を指定管理でいきたいということで今回ご提案させていただいたところであります。

また、避難所の件でありますけれども、これは学校も同じでありまして、学校も避難所に行っている。学校はそれぞれ校長が管理しているのですけれども、避難所として運営する場合は、もちろん指定管理を受けたところにもその旨は重々伝えて、すぐに連携をとれるようにはいたしますし、これは町にも避難所担当職員がおりますので、避難所が開設された場合には避難所担当職員が速やかに現地に行き避難所開設に当たるというふうに対応をしていきたいというふうに思っております。

また、働く方の条件であります。それにつきましては、これから指定管理者の公募要項を定めるに当たりましては、先ほど申し上げましたけれども、どこの施設にどういった人を何人配置してということをもとに、公共単価によって指定管理料を積算してまいります。その後については、どういった方というのは、それは事業者と雇用者の関係にはなるとは思いますけれども、あとは常駐、正規職員が何人とか、そういったことも募集要項の中ではうたっています。

また、現在、指定管理に行っているところの雇用形態の検証ですけれども、毎年その実績報告ですとかはもらってはおりますけれども、それについて現状は把握しておりますけれども、詳しい検証までは至ってはおりません。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 実際のサービスの中身であるとか、今後についてのことについて、そこまで深く入ってお尋ねしたつもりではなかったのです。といいますのは、前段、総務文教常任委員会のほうでも一定の内容についてのお話はいただいておりますので、そこは理解した上で、この指定管理制度というのが始まって、この法律ができてから既に十数年経過しているのですけれども、はじまって以来、全国では今、6万か所から7万か所が指定管理になっているということも聞いておりますが、ずっと私、この働く人たちの労働環境などのことについて注意を持ってきている中では、やはりそこで働く

方たちの、これは 2012 年の資料で最近のものではないのですけれども、7 割が非正規雇用の中で、つまり低賃金の中でやらざるを得ないということが現状だというふうに押さえています。したがって、幕別町でも今まで、具体的にその実態を知ることができるのは百年記念ホールあたりかなということでお尋ねしたところです。

といいますのは、これも委員会の中でのやりとりなのですから、懇談の席がありましてお話をしたときに、いろんな点ですごいご努力をいただいて、あの施設もサービスはものすごい向上しているのですけれども、しかし、契約期間が 7 年ということで、雇用期間に限りがあるということなので、有能な職員がいても安定的な雇用の保障はできないというのが一番の悩みだということでありました。そういうことを受けとめると、この仕組みを拡大していくことが、やっぱりサービスはよくなっただけで喜んではいけない、むしろその中に隠れている労働者の環境や実態などがもっともっと改善される仕組みに向けていかないといけないのではないかな、そういうことが整わない中で広げていくということに大変疑問を感じます。すべきでないというふうに思います。

そこで、例えばそういうふうな条件をつけて契約をするというふうになった場合に、これは公契約条例もないですから、その後どんなふうになっていくのだというようなことなどの確約も難しいですよ。それで、そういう思いでいることをやっぱりお伝えして、むしろ直営でスポーツ振興にかかわる有能な方たちに直接町の指導者になっていただいて、そして運営を拡大していくという方向に向けてべきだと私は思います。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票開始。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 15 人、反対 4 人。

賛成多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 23 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例から日程第 7、議案第 25 号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例までの 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 23 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例、議案第 24 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例及び議案第 25 号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 22 ページ、議案説明資料の 12 ページをお開きいただきたいと思います。

地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援等事業に係る人員、設備及び運営基準等につきましては、国が定める基準省令に基づいて、町の条例において定めているところであります。

このたび、厚生労働省令で定める「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等」の一部が改正されたこと及び介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことから、関係条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

なお、条例の改正に当たりましては、基準省令の改正と同様の内容にて改正するものであります。

はじめに、議案第 23 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例の主な改正の内容といたしましては、高齢者と障害児・者が、使いなれた同一の事業所においてサービスを受けやすくするために、介護保険及び障害福祉の両制度において、新たに共生型サービスが位置付けられましたことから、共生型地域密着型通所介護サービスの基準を追加するものであります。

また、日常的な医学管理や、みとり、ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設され、地域密着型サービスに関連のある施設サービスの項目に追加するほか、他のサービスについては、利用定員、運営基準等の所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 12 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

はじめに、目次につきましては、第 3 章の 2、第 4 節の次に、第 4 節の 2「共生型地域密着型サービスに関する基準」を追加するものであります。

次に、第 1 条から、13 ページになりますが、第 4 条までにつきましては、共生型サービスの創設及び基準省令の改正に伴う所要の改正であります。

次に、第 7 条から 16 ページの第 40 条までにつきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、利用者等からの通報に対応するオペレーターの基準を改めるほか、所要の改正を行うものであります。

17 ページをお開きいただきたいと思います。

第 48 条につきましては、夜間対応型訪問介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、利用者等からの通報に対応するオペレーターの基準を改めるものであります。

次に、第 60 条の 7 につきましては、所要の文言整理であります。

次に、17 ページの最下段になりますが、第 60 条の 20 の 2 から、19 ページになりますが、第 60 条の 20 の 3 までにつきましては、共生型地域密着型通所介護の創設に伴い、新たな基準等を定めるものであります。

20 ページをごらんください。

第 60 条の 25 から、21 ページになりますが、第 60 条の 27 までにつきましては、療養型通所介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、利用定員数を 9 人以下から 18 人以下に改めるほか、所要の改正であります。

22 ページをごらんください。

第 62 条から、23 ページになりますが、第 66 条までにつきましては、認知症対応型通所介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、1 日の利用定員を 1 ユニット当たり入居者とあわせて 12 人以下へ改めるほか、所要の改正であります。

24 ページをごらんください。

第 83 条から、28 ページになりますが、第 104 条までにつきましては、小規模多機能型居宅介護に

係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴う所要の改正であります。

次に、第 111 条から、30 ページになりますが、第 126 条までにつきましては、認知症対応型共同生活介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、身体拘束等の適正化のための委員会を 3 か月に 1 回以上開催することや、指針の作成等を義務づけるほか、所要の改正を行うものであります。

次に、第 131 条から、31 ページ、第 139 条までにつきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、身体拘束等の適正化のための委員会を 3 か月に 1 回以上開催することや、指針の作成等を義務づけるほか、所要の改正を行うものであります。

32 ページをごらんください。

第 152 条から、37 ページになりますが、第 187 条までにつきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、身体拘束等の適正化のための委員会を 3 か月に 1 回以上開催することや、指針の作成等を義務づけるほか、所要の改正を行うものであります。

38 ページをごらんください。

第 192 条から、44 ページになりますが、第 203 条までにつきましては、看護小規模多機能型居宅介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、サテライト型事業所の創設のほか、所要の改正を行うものであります。

45 ページをごらんください。

附則についてであります。

附則第 6 項につきましては、文言整理をするものであります。

附則第 11 項から、46 ページになりますが、第 13 項までにつきましては、介護療養病床の転換期限が平成 36 年 3 月 31 日まで 6 年間延長されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

47 ページをごらんください。

附則第 14 項及び第 15 項につきましては、指定地域密着型特定施設入所者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設に係る員数及び設備等の基準について規定するものであります。議案書の 32 ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成 30 年 4 月 1 日からとするものであります。

次に、議案第 24 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 33 ページ、議案説明資料の 49 ページをお開きいただきたいと思っております。

本条例の主な改正の内容といたしましては、前段でご説明申し上げました介護医療院を地域密着型サービスに関連のある施設サービスの項目に追加するほか、他のサービスについては、利用定員、運営基準等の所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 49 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 6 条から、51 ページになりますが、第 23 条までにつきましては、介護予防認知症対応型通所介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、1 日の利用定員を 1 ユニット当たり入居者とあわせて 12 人以下へ改めるほか、所要の改正を行うものであります。

次に、51 ページの第 45 条から、53 ページになりますが、第 61 条までにつきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴う所要の改正であります。

54 ページをごらんください。

第 72 条から、55 ページになりますが、第 84 条までにつきましては、介護予防認知症対応型共同生



活介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、身体拘束等の適正化のための委員会を3か月に1回以上開催することや、指針の作成等を義務づけるほか、所要の改正であります。

56ページをごらんください。

附則になります。

附則第2項及び第3項につきましては、文言整理をするものであります。

議案書の34ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

次に、議案第25号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の35ページ、議案説明資料の57ページをお開きいただきたいと思えます。

はじめに、議案説明資料の57ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、指定介護予防支援等事業の基本方針に関する規定であり、第4項は、ケアマネジャーと障害福祉制度における相談支援専門員との密接な連携を促進するために、指定介護予防支援事業者が指定特定相談支援事業者との連携に努めることとするものであります。

58ページをごらんください。

第6条につきましては、指定介護予防支援等事業の内容及び手続の説明及び同意に関する規定であります。

第2項については、事業者に対し、利用者が複数の居宅介護予防サービス事業所の紹介を求めることができることについて、利用者やその家族に説明することを義務づけるものであります。

第3項については、指定介護予防支援の利用開始に当たり、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供することを依頼するよう、利用者等に対して義務づけるものであります。

第6項及び第7項につきましては、項の引用関係を改めるものであります。

59ページをお開きいただきたいと思えます。

第32条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針に関する規定であります。

第9号については、介護予防サービス計画の作成のための指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議、いわゆる「サービス担当者会議」の開催においては、利用者及びその家族の参加を基本とすることとするものであります。

第14号の2については、ケアマネジャーが、介護予防サービス事業所から伝達された利用者の服薬状況や口腔機能などの心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものについて、主治医等に提供することを義務づけるものであります。

次に、60ページになりますが、第21号の2については、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等においては、ケアマネジャーは、主治医に対してケアプランを交付することを義務づけるものであります。

議案書の36ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第23号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 24 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 25 号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 26 号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 26 号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 37 ページ、議案説明資料の 61 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、国民健康保険法等の一部改正に伴い、平成 30 年 4 月から都道府県が市町村とともに保険者となって国民健康保険を行っていくことから、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、都道府県及び市町村にそれぞれ「国民健康保険事業の運営に関する協議会」を置くこととされたこと等により、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 61 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

はじめに、第 1 章の章名及び第 1 条につきましては、本町が実施する国民健康保険の事務についての規定とするため、文言の修正を行うものであります。

次に、第 2 章の章名につきましては、都道府県及び市町村にそれぞれ「国民健康保険事業の運営に関する協議会」を置くこととされたことから、「幕別町国民健康保険運営協議会」に改めるものであります。

次に、現行の第 2 条につきましては、所要の文言修正を行うとともに、条番号を繰り下げて第 2 条の 2 とし、新たに第 2 条として「幕別町国民健康保険運営協議会」の名称を規定する条文を加えるものであります。

議案書の 37 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成 30 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 27 号、幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 27 号、幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 38 ページ、議案説明資料の 64 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴いまして、後期高齢者医療制度の加入時における住所地特例の取り扱いが見直されることから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 64 ページをごらんください。

「幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要」について記載したものであります。

はじめに、「住所地特例」についてであります。国民健康保険制度または後期高齢者医療制度においては、原則、住所地の市町村または都道府県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるが、被保険者が医療機関へ入院または施設への入所等によって、他市町村または他の都道府県に住所を異動した場合は、異動前の住所地の市町村または都道府県の後期高齢者医療広域連合の被保険者として継続する特例措置のことであります。

次に、「改正の内容」についてであります。現行の住所地特例の取り扱いでは、国民健康保険制度による住所地特例の適用を受けて従前の住所地市町村の被保険者となっている者が、75 歳の年齢到達などにより後期高齢者医療制度に加入した場合、加入時の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

本改正後においては、国民健康保険制度による住所地特例の適用を受けて従前の住所地市町村の被保険者となっている者が、後期高齢者医療制度へ加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる取り扱いに改めるものであります。

次に、資料の中段と下段に記載しております現行と改正後の図をごらんいただきたいと思います。

現行では、北海道幕別町に住所を有する国保被保険者の方が、施設入所により A 県 B 市に住所を異動しても、国民健康保険制度による住所地特例の適用を受けて、引き続き幕別町国民健康保険の被保険者となりますが、75 歳の年齢到達に伴う後期高齢者医療制度では、住所地である A 県後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

しかし、改正後には、国民健康保険制度による住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、本町が保険料を徴収することになるものであります。

議案説明資料の 63 ページをごらんください。

条例の新旧対照表であります。第 3 条第 3 号として、国民健康保険の住所地特例の適用を受けていた被保険者について、引き続き後期高齢者医療制度の住所地特例の適用を受ける旨の規定を新たに加えるとともに、条項の引用関係について所要の改正を行うものであります。

議案書の 38 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成 30 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 28 号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 28 号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 39 ページ、議案説明資料の 67 ページをお開きいただきたいと思います。

子ども医療費助成事業につきましては、現在、北海道が実施する北海道医療給付事業の補助に加え、町独自の子育て支援策として、中学生までの医療費を無料化しておりますが、北海道におきまして、平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴う市町村事務の効率化等を推進する観点から、本年 8 月から北海道医療給付事業のレセプト併用化を実施することとされたところであります。

このレセプト併用化によりまして、柔道整復等の一部を除き、医療機関は全てレセプトによる請求のみとして、審査支払機関である国保連合会等を通じて町へ請求することとなりますが、本町における現行の助成方法等では、医療機関が行う請求事務に適応できないことから見直しを図るべく、本条例において所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 67 ページをごらんください。

「幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の概要」について記載したものであります。

改正の内容についてであります。現行においては、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成制度の対象となる中学生以下の子供については、同制度による医療費の助成を優先して適用した後、同制度で助成されない一部負担金を子ども医療費助成制度で助成しているところであります。

改正後においては、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成制度の対象となる中学生以下の子供については、全て同制度で助成しようとするものであります。

資料の中段に例として、重度心身障害者医療費助成の対象である小学生が通院した場合について記載しております。

住民税課税世帯の場合については、医療保険者が負担する 7 割分と北海道医療給付事業による道からの補助金 1 割分を除く残り 2 割分について、現行では、1 割分を町の重度心身障害者医療費助成制度により、残り 1 割分を町の子ども医療費助成制度により助成しているところでありますが、この 2 割分全てを町の重度心身障害者医療費助成制度によって助成しようとするものであります。

68 ページの最上段をごらんください。

例として、国保に加入している小学生が入院した場合における医療費の助成方法に係る請求及び支払いの流れについて記載しております。

改正の内容については、現行では、対象者の受診後、医療機関はレセプトにより 7 割分の保険者負担分について国保連合会を通じて請求するとともに、3 割分を子ども医療費の助成分として町へ直接請求され支払いを行っているところでありますが、改正後におきましては、医療機関からレセプト請求により 10 割分が国保連合会を通じて町へ請求されることとなりますことから、現行における医療機関と町との間の医療費の請求及び支払事務が不要となるものであります。

なお、今回の改正により、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成制度の助成対象となる中学生以下の子供につきましては、現行では 2 枚の受給者証が交付されていたものが、重度またはひとり親家庭等の医療費受給者証の 1 枚の交付となることで、受給者においては管理しやすく、医療機関への提示漏れや紛失等のリスクが減少することが想定され、医療機関においては請求事務が簡素化されることによる事務負担の軽減が図られます。さらに、町においても、医療機関へ支払う請求事務

手数料が減少することとなるなどの効果が考えられるところであります。

議案説明資料の 65 ページをごらんください。

条例の新旧対照表であります。重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成によって無料化を図るので、その対象者については、子ども医療費助成の対象者から除外することを第 3 条第 4 号にて新たに規定するものであります。

また、助成の範囲について規定している現行の第 4 条第 2 項を削るものであります。

66 ページをごらんください。

第 7 条につきましては、第 2 項として「町長は、前項に規定する支払についての事務を北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類する者に委託することができる。」という規定を加えるとともに、その他条項の引用関係を改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、39 ページをごらんください。

附則についてであります。

第 1 項は、本条例の施行期日を平成 30 年 8 月 1 日からとするものであります。

第 2 項は、適用区分について規定したものであり、この条例による改正後の幕別町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 29 号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 29 号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 40 ページ、議案説明資料の 69 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、中小企業の育成振興並びに経営の合理化及び近代化を促進し、事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るものであります。また、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」により、本年 4 月 1 日から信用補完制度における小口零細企業保証の限度額が引き上げられることになりましたことから、所要の改正を行うものであります。

今回の条例改正では、小規模事業者が持続的な経営活動を行えるよう、信用保証協会の 100%保証付きとなる小口資金制度を最大限活用していただくため、その限度額を 1,250 万円から 2,000 万円に引き上げるとともに、運転資金と小口資金の整合性を図る観点から運転資金の限度額も同様に引き上げ、中小企業者の資金需要に応えようとするものであります。

議案説明資料の 69 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 6 条につきまして、第 1 項は運転資金、第 3 項は小口資金に係る規定であります。いずれも第 1 号中の「1,250 万円」を「2,000 万円」に改めるものであります。

議案書に戻りまして、40 ページをごらんください。

附則についてであります。第1項は、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

第2項は、経過措置としまして、施行期日前に申し込みのあった融資については、なお従前の例によると規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第30号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第30号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の41ページ、議案説明資料の70ページをお開きいただきたいと思います。

道路占用料につきましては、地価水準等を勘案して算定されておりますが、国においては、昨年1月に「道路法施行令の一部を改正する政令」に基づき、平成29年4月1日を施行期日とする道路占用料の額の改正を行ったところであります。

北海道におきましても国に準拠し、北海道道路占用料徴収条例の改正を行ったことから、このたび、本町におきましても国、道に準拠すべく、所要の改正をするものであります。

あわせて、道路管理者の都合により占用許可を取り消した場合における既に納めた占用料の返還の規定について、新たに加えるものであります。

議案説明資料の70ページをごらんいただきたいと思います。

はじめに、第4条につきましては、既に納めた道路占用料について、道路法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合に、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取り消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は返還する旨の規定を加えるものであります。

次に、70ページから78ページにかけて記載しております別表をごらんいただきたいと思います。

この表につきましては、占用料の額を定めたものであります。70ページから72ページにつきましては、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物関係で、電柱・電話柱などの占用料の改正であります。なお、占用物件において一部変更を行っております。

次に、72ページ中段になりますが、法第32条第1項第2号に掲げる物件関係で、上下水道管やガス管などの占用料の改正であります。

次に、72ページ下段から75ページ中段までは、法第32条第1項第3号から第6号関係の鉄道・日よけ・地下室・露店などに関するもの及び道路法施行令第7条第1号関係の看板・標識などに関するものの占用料の改正であります。

次に、75ページ中段になりますが、道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物及び第3号に掲げる施設の占用料の改正であります。

次に、75ページ下段から78ページまでは施行令第4号から第13号関係で、看板・標識・建物などに関するものであります。

なお、道路法施行令第7条第8号において占用許可の対象とされている食事施設、購買施設について、地下に設けられる食事施設、購買施設等が一定程度認められるようになったことを踏まえ、「地下に設けるもの」の区分を新たに設けて、土地利用の制約に応じた修正率を乗じた占用料の単価を設定するものであります。

次に、78 ページ下段の備考7については、現行の占用料の額の計算方法において、占用物件の占用面積や長さについて、より精緻に占用料の額を算出するため、0.01 平方メートルまたは 0.01 メートル未満の端数を切り捨てて計算することとし、占用面積等の計算方法を改めるものであります。

議案書に戻りまして、45 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。第1項は、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

第2項は、経過措置になりますが、施行日前に許可された条例第2条第2項の占用料については、従前の例によるものとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第31号、幕別町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第31号、幕別町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の46ページ、議案説明資料の79ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年6月15日に施行されたことに伴い、関係政省令の一つである建築基準法についても、用途区分に「田園住居地域」が追加されるなどの一部改正がされ、平成30年4月1日から施行されることになりました。

このことによりまして、本条例の引用条項にずれが生じることや文言修正が必要となりましたことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の79ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

別表についてであります。

第1号につきましては、用途地域に「田園住居地域」が創設されたことにより、引用する条項にずれが生じたことから、所要の文言整理をするものであります。

第5号につきましては、建築基準法の改正に伴い法律の文言が改められたことから、所要の文言整理をするものであります。

議案書に戻りまして、46ページをごらんください。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 32 号、幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 32 号、幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 47 ページ、議案説明資料の 80 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、各地区の用途にふさわしい環境を形成するために、現在、町内 8 地区を対象として、各地区に指定されている「用途地域」に応じた「地区整備計画」を定めているところであります。

本条例による改正は、「札内あかしや町北地区」の「地区整備計画」に「沿道サービス地区」を追加するものであります。

「札内あかしや町北地区」につきましては、平成 11 年に福祉タウンを目指す開発構想を掲げ、医療・福祉系業務地の形成を図るよう地区計画を設定し、市街化区域に編入してきたところでありますが、その後、介護保険制度が施行され、開発構想に掲げた「特別養護老人ホーム」等の事業が進まず、土地利用がされないまま現在に至っております。

さらに、本地区を含めた札内南地区は、札内北地区と比較すると、店舗等の生活利便施設が少ない現状にもあります。

これらのことから、未利用地解消と生活利便施設の立地を促すため、所要の改正を行うものであります。

また、老人保健法が平成 18 年度の医療制度改革の中で全面的な改正が行われており、「老人保健法に基づく老人保健施設」は、現在の「介護保険法の介護保険施設」に分類されておりますことから、所要の文言整理をするものであります。

議案説明資料の 80 ページから 82 ページにかけてごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

80 ページの別表 2 につきましては、最上段の各区分に応じて内容が記載されているところであります。

はじめに、「地区整備計画区域の名称」につきましては、「札内あかしや町北地区 地区整備計画区域」であり、次に、「計画地区の名称」につきましては、「業務施設地区」及び、81 ページになりますが、新たに「沿道サービス地区」を加えるものであります。

80 ページに戻りまして、一つ目の「業務施設地区」におきましては、「老人保健法に基づく老人保健施設」を「介護保険法の介護保険施設」に改め、その他所要の文言整理を行うものであります。

次に、81 ページになりますが、新たに規定する「沿道サービス地区」については、生活利便施設となる一定程度の店舗や事務所などの立地を可能とするため、本地区北側の札内南大通に沿って設定するものであります。

「業務施設地区」の建築物の用途制限では、店舗は 500 平方メートルを超えないもの、事務所は店舗に係るものなどの規定がされておりますことから、小規模店舗、関連事務所しか立地することができない状況にあります。

そこで、新たに設ける「沿道サービス地区」については、店舗の面積要件を規定しないこと、事務所の店舗に係るという要件を削るなど、建築物の用途制限の規制を緩和した内容とするものであります。



す。

さらに、「建築物の壁面の位置の制限」につきましても、「業務施設地区」では「敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線までの距離の最低限度は6メートルとする」と定めておりますが、「沿道サービス地区」では、これを「1メートル」とし、道路向かいの若草町南地区における沿道サービス地区と同様の規定とするものであります。

議案書に戻りまして、48ページをごらんください。

附則についてであります。当該地区計画につきましても、都市計画法に基づく決定手続を同時に進めており、都市計画決定の告示がなされた日から効力を発することとなるため、本条例の施行日は、帯広圏都市計画の決定の告示の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第33号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第33号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の49ページ、議案説明資料の83ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、都市公園法施行令の一部改正により、これまでは都市公園法施行令第8条第1項で定められていた、運動施設の敷地面積に対する割合である運動施設率について、100分の50を超えないものと定められておりましたが、100分の50を参酌し地域の実情に応じた条例で定めるものと改正されましたことから、本条例に規定すべく、所要の改正を行うものであります。

あわせて、さきにご説明いたしました幕別町道路占用料に関する条例で定めております占用料に準拠している公園の使用料につきましても、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の83ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

はじめに、第1条の5につきましては、公園施設の設置基準に関して定めているものであります。現在の都市公園における施設の状況及び今後の整備計画を総合的に勘案した結果、国が定めた参酌基準は、本町の都市公園の機能を阻害することがないと認められることから、新たに第6項として、都市公園に設ける運動施設の敷地面積が全体の敷地面積に占める割合について、国の参酌基準のとおり、その上限を100分の50と定めるものであります。

次に、83ページから86ページにかけてごらんください。

83ページの別表第3につきましては、公園の占用についての使用料を定めておりますが、準拠いたします道路占用料の改正に合わせた改正内容となります。

議案書に戻りまして、50ページをごらんください。

附則についてであります。

第1項は、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

第2項は、経過措置を規定するものであり、施行日前に許可された条例第9条第2項の使用料については、従前の例によるものとするものであります。

また、第3項は、施行日前に許可を受けた1月以上継続する場合の使用料については、平成30年度以降については、改正後の使用料を適用するとしたものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第34号、幕別町庁舎建設基金条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第34号、幕別町庁舎建設基金条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の52ページをお開きいただきたいと思います。

庁舎建設基金は、庁舎建設に必要な資金を積み立てることを目的として平成24年3月に設置いたしました。平成29年度をもって庁舎建設事業が完了し、基金設置の目的を達成いたしましたことから、このたび本条例を廃止するものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月8日から15日までの8日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明3月8日から15日までの8日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月16日午後2時からであります。

16：10 散会



# 第1回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成30年第1回幕別町議会定例会  
(平成30年3月16日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)  
議事日程の報告(会議規則第21条)
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
18 乾邦廣 19 藤原孟 1 板垣良輔  
(諸般の報告)  
行政報告(町長)
- 日程第2 発委第1号 幕別町議会基本条例の一部を改正する条例  
日程第3 議案第35号 平成29年度幕別町一般会計補正予算(第11号)  
日程第4 議案第1号 平成30年度幕別町一般会計予算  
日程第5 議案第2号 平成30年度幕別町国民健康保険特別会計予算  
日程第6 議案第3号 平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第7 議案第4号 平成30年度幕別町介護保険特別会計予算  
日程第8 議案第5号 平成30年度幕別町簡易水道特別会計予算  
日程第9 議案第6号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計予算  
日程第10 議案第7号 平成30年度幕別町個別排水処理特別会計予算  
日程第11 議案第8号 平成30年度幕別町農業集落排水特別会計予算  
日程第12 議案第9号 平成30年度幕別町水道事業会計予算  
(日程第4～日程第12 平成30年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告)
- 日程第13 議案第19号 幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例  
日程第14 議案第22号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例  
(日程第13～日程第14 民生常任委員会報告)
- 日程第15 陳情第1号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情書  
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第15の2 発議第1号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議  
日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第17 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第18 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第19 常任委員会所管事務調査報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第20 閉会中の継続調査の申し出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会議録

平成30年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年3月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月16日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴  
代 表 監 査 委 員 八重柏新治      企 画 総 務 部 長 山岸伸雄  
住 民 福 祉 部 長 合田利信      経 済 部 長 菅野勇次  
建 設 部 長 須田明彦      会 計 管 理 者 原田雅則  
忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明      札 内 支 所 長 坂井康悦  
教 育 部 長 岡田直之      政 策 推 進 課 長 山端広和  
総 務 課 長 新居友敬      地 域 振 興 課 長 小野晴正  
糠 内 出 張 所 長 阿部麗子      農 林 課 長 萬谷 司  
土 木 課 長 寺田 治      経 済 建 設 課 長 川瀬康彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 林 隆則      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
18 乾邦廣      19 藤原孟      1 板垣良輔

# 議事の経過

(平成30年3月16日 14:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番乾議員、19番藤原議員、1番板垣議員を指名いたします。

## [行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、3月1日の降雪による被害状況と8日から9日にかけての降雨等に伴う対応と被害状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、3月1日の降雪による被害状況について申し上げます。

さきの行政報告において、農業被害については一部の被害を除き調査中である旨をお伝えしておりましたが、その後の調査の結果、営農施設として、D型ハウス2棟、ビニールハウス3棟、格納庫2棟、乾燥庫1棟、堆肥舎1棟の計9棟が倒壊、牛舎3棟の屋根が一部損壊するなど、合計12棟の施設で被害が発生いたしました。

被害を受けた建物等につきましては、国や道などの支援がないことから農協を通じ、ゆとりみらい総合資金貸付金の活用について、周知を図ったところであります。

次に、3月8日から9日にかけての降雨等に伴う対応と被害状況について申し上げます。

はじめに、降雨等に伴う対応についてであります。

8日夕方から前線を伴った低気圧が発達しながら北海道付近を通過し、暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、十勝地方では3月としては記録的な降水量になり、本町においても降り始めから9日14時までには糠内で71ミリを観測いたしました。

町では、事前に融雪水と降雨による道路の冠水と宅地への浸水が予想されたことから、6日から主要な幹線道路の排雪作業を行い、7日から雨水排水ますの除雪作業を町内4業者に委託し、準備を進めておりました。

8日夕方から降り始めた雪が9日の午前1時には降雨に変わったため、2時から町道の状況についての情報収集と国道・道道の各道路管理者との情報共有に努めたところであります。

午前4時には雨足が強まったため、第1次警戒体制に準じた体制をしき、6時から雨水排水ますの除雪作業を町内11事業者に増やすとともに、町職員28名体制で対応したところであります。

さらには、降雨による圧雪路面の交通障害が発生したため、7時30分から町内5事業者により路面整正を行ったところであります。

また、忠類地域においては、9日10時に下チュウレイ川の水位の上昇が確認され内水氾濫のおそれがありましたことから、忠類コミュニティセンターに避難所を開設いたしました。避難された方はなく、その後、水位の低下を確認し、16時に避難所を閉鎖したところであります。

次に、被害状況についてであります。

建物の浸水被害につきましては、幕別地域では住家の床上浸水1件、床下浸水4件、非住家の床上

浸水 1 件、忠類地域では非住家の床上浸水 1 件を確認しております。

また、道路関係については、町道稲志別線ほか 5 路線で路肩崩壊が 1 か所、横断管理塞が 1 か所、側溝土砂埋塞が 4 か所の被害が発生しておりますが、いずれも年度内の復旧を予定しているところがあります。

以上、3 月 1 日の降雪による被害状況と 3 月 8 日から 9 日にかけての降雨等に伴う対応と被害状況についてのご報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 2、発委第 1 号、幕別町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長藤谷謹至議員。

○13 番（藤谷謹至） 発委第 1 号、幕別町議会基本条例の一部を改正する条例であります。

議案をごらんください。

発委第 1 号

平成 30 年 3 月 6 日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、議会運営委員会委員長藤谷謹至

幕別町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

幕別町議会では、平成 28 年 8 月に連続して北海道に接近した四つの台風がもたらした大雨と、河川の氾濫により発生した災害への対応の反省を踏まえ、災害が発生した際の議会の基本的な対応について、今年度、議会運営委員会において調査検討を行ってまいりました。

議会及び議員は、大きな災害が発生した場合には、各地域の情報を的確に把握し、必要に応じ災害対策会議を設置し、町の災害対策本部と綿密な連携を図り、速やかな対応をすることが必要であるとの考えに至りました。

そこで、平成 26 年 3 月に制定した幕別議会基本条例には災害時の議会の対応が規定されていないことから、今回、必要な条項を追加し、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容をご説明いたします。

議案資料 1 ページの新旧対照表をごらんください。

右側、改正条例の欄の下側をごらんください。

第 2 章、議会及び議員の活動原則中、第 3 条の次に第 4 条として「災害時の議会の対応」を追加するものです。

1 項では、災害発生時の対応と必要に応じて議会の中に幕別町議会災害対策会議を設置すること、2 項では、災害対策会議の設置や組織等についての必要な事項や議員の災害時の行動基準については別に定めるとしてあります。

第 4 条から第 20 条までについては、条を追加したことにより 1 条ずつ繰り下げ、目次についても、それぞれの章の条の範囲を改めるものです。

議案にお戻りください。

附則についてであります。この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

日程第3、議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(芳滝 仁) 日程第3、議案第35号、平成29年度幕別町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第35号、平成29年度幕別町一般会計補正予算(第11号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,891万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ167億5,146万7,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」であります。

6款農林業費、1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業補助金450万円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手が、融資を活用し、農業機械等を導入するものであり、その経費等の一部を支援するものでありますが、年度内に事業が完了できないことから、翌年度へ繰り越すものであります。

次に、畑作構造転換事業補助金523万円を繰り越すものであります。

本事業は、畑作産地の生産性向上や労働力不足の解消等を図るため、バレイショなどの作業の省力化を推進することを目的に農業機械を導入する団体等に対して、その経費等の一部を支援するものでありますが、年度内に事業が完了できないことから、翌年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費7,291万3,000円の追加であります。

19節につきましては、それぞれ繰越明許費補正でご説明いたしました事業であります。平成29年度の国の補正予算に伴い追加するものであります。

細節30につきましては、町内4経営体に係る北海道からの間接補助金であり、細節31につつまし



ては、町内三つの農業者団体に係る北海道からの間接補助金であります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 4,450 万円の追加であります。

13 節につきましては、今月の降雪や大雨による除雪作業などの増加に伴い、所要の費用を追加するものであります。

14 節につきましても、現計予算に不足が生じますことから、所要の費用を追加し、今後の除雪 2 回分のほか、幹線道路を中心とする排雪作業など、当面の降雪に対応しようとするものであります。

7 ページになります。

2 項道路橋梁費、3 目道路維持費 150 万円の追加であります。

14 節及び 15 節につきましては、今月の大雨による道路補修工事等の増加に伴い、現計予算に不足が生じますことから、今後の雪解けなどによる道路の補修等に対応すべく、所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページにお戻りいただきたいと思えます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 1,350 万円の追加、2 項 1 目固定資産税 1,450 万円の追加であります。

いずれも、現年課税分の追加であります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 1,800 万円の追加であります。

特別交付税の追加であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林業費補助金 7,291 万 3,000 円の追加であります。

それぞれ歳出でご説明いたしました北海道からの間接補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 4、議案第 1 号、平成 30 年度幕別町一般会計予算から日程第 12、議案第 9 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計予算の 9 議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長東口隆弘議員。

○10 番（東口隆弘） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成 30 年 3 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

予算審査特別委員会委員長東口隆弘

平成 30 年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告書

平成 30 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 30 年 3 月 2 日、12 日、13 日（3 日間）

## 2、審査事件

議案第 1 号、平成 30 年度幕別町一般会計予算

議案第 2 号、平成 30 年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第 3 号、平成 30 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4 号、平成 30 年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第 5 号、平成 30 年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第 6 号、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第 7 号、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第 8 号、平成 30 年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第 9 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計予算

## 3、審査の結果

議案第 1 号、平成 30 年度幕別町一般会計予算から議案第 9 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計予算までの 9 議件の原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、議案第 1 号、平成 30 年度幕別町一般会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 2 号、平成 30 年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 3 号、平成 30 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成30年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票開始。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数19人、賛成15人、反対4人。

賛成多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成30年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成30年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成30年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第19号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例及び日程第14、議案第22号幕別町総合介護条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長岡本眞利子議員。

○9番(岡本眞利子) 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成30年3月16日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長岡本眞利子

民生常任委員会報告書

平成30年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成30年3月6日(1日間)

2、審査事件

議案第19号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例

3、審査の経過

審査に当たっては、介護保険法の改正に伴い、都道府県が定めていた指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を市町村が定めることとされたことから、新制定する本条例について慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成30年3月16日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長岡本眞利子

民生常任委員会報告書

平成30年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成30年3月6日(1日間)

2、審査事件

議案第22号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、第7期介護保険事業計画に基づく保険料の改定等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 19 号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 22 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票開始。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 15 人、反対 4 人。

賛成多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、陳情第 1 号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○11 番（野原恵子） 平成 30 年 3 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

産業建設常任委員会委員長野原恵子

産業建設常任委員会報告書

平成 30 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 30 年 3 月 2 日、7 日（2 日間）

2、審査事件

陳情第 1 号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情書

3、陳情の趣旨

高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の深地層研究センターをめぐっては、北海道は「放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例を制定し、北

海道及び幌延町、日本原子力研究開発機構の三者は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としない」との協定を締結しています。

政府は、平成 29 年 7 月 28 日に高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した「科学的特性マップ」を公表し、北海道においては、陸地の 3 割が該当し 86 市町村に及んでいます。

高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下 300 メートルより深い地層に埋める「地層処分」を行うとしていますが、「10 万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのか」といった疑問が解消されずに原子力発電所の建設が進められてきました。

よって、幕別町議会においては、北海道の「核抜き条例」に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れないこととし、受け入れを拒否する決議をしていただくよう陳情します。

#### 4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 1 号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

（14：34 休憩）

（14：36 再開）

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、決議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、決議案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 15 の 2、発議第 1 号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める決議を議題といたします。

お諮りいたします。

本決議案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の53ページをお開きください。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります佐藤恵子氏につきましては、平成30年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

任期につきましては、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の87ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第17、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の54ページをお開きください。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります前川満博氏につきましては、平成30年6月30日をもって任期満了となり、ご勇退されますことから、その後任の委員を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

前川委員には、平成24年7月から人権尊重思想の普及啓蒙に努めていただきましたことに対しまして、ここに深く敬意を表するものであります。

後任といたしましては、緑町の森廣幸氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

任期につきましては、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の88ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第 18、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 55 ページをお開きください。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります三島まゆみ氏につきましては、平成 30 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

任期につきましては、平成 30 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 3 年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 89 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

#### [委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 19、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

#### [閉会中の継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第 20、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### [閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 30 年第 1 回幕別町議会定例会を閉会いたします。



14 : 45 閉会